

建設業許可申請の手引



岐阜県県土整備部技術検査課

令和6年3月

この手引は岐阜県知事許可用に作成しています。

目 次

I	建設業許可制度の概要	1
II	許可の要件（法第7条・第15条）	4
1	適切な経営能力を有すること	4
2	適切な社会保険等に加入していること	8
3	専任技術者	12
4	誠実性	14
5	財産的基礎等	15
III	欠格要件（法第8条、同法第17条（準用））	16
IV	許可申請の手続	18
1	申請区分と申請手数料	18
2	申請窓口	19
3	申請方法	20
4	申請に必要な書類（法定書類）	21
5	申請書類の入手方法	23
6	標準処理期間	24
V	許可を受けた後の手続	25
1	変更等の届出（法第11条）	25
2	廃業等の届出（法第12条）	25
3	許可の更新等	25
4	変更の届出に必要な書類（法定書類）	26
VI	申請・変更等に係る確認資料	28
VII	事業承継（法第17条の2・第17条の3）	35
1	認可申請の手続き	35
2	申請に必要な書類（法定書類）	39
VIII	その他	41

（別紙）

- ・別紙1 「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」 [国土交通省]
- ・別紙2 「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧及び
【許可】有資格コード一覧」 [国土交通省]
- ・別紙3 「指定学科一覧」
- ・別紙4 「県内市町村コード表」
- ・別紙5 「一般建設業に係る実務経験要件の緩和」
- ・別紙6 「個人情報の取扱いについて」
- ・別紙7 「記載要領・許可申請書等記載例」
- ・別紙8 「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）について」
（建設業許可申請編）
- ・別紙9 「岐阜県知事許可に係る建設業許可Q&A」
- ・別紙10-1 「岐阜県に対する建設業許可申請（新規） 提出書類チェックリスト」
- ・別紙10-2 「岐阜県に対する建設業許可申請（更新） 提出書類チェックリスト」
- ・別紙10-3 「岐阜県に対する建設業認可申請 提出書類チェックリスト」
- ・別紙11 「建設業許可事務ガイドラインについて」 [国土交通省]

※「建設業許可申請の手引（岐阜県県土整備部技術検査課）」については、以下「手引」といいます。

※岐阜県公式ホームページについては、以下「県HP」と表記します。

I 建設業許可制度の概要

1 建設業法の目的

建設業法（以下「法」といいます。）は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

2 建設業とは

「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で次の 29 業種に区分されています。

建設工事の種類 (29 業種)	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事
--------------------	--

※業種区分については、別紙 1「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」をご確認ください。

※「建設工事の請負契約」とは、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。資材の納入、調査業務、運搬業務、除草、除雪などは、その内容自体が建設工事ではないので、建設工事の請負契約には該当しません。

※「一式工事」とは、原則元請の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（建築物）を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）です。

※下請工事については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと考えられます。

※一括下請は、公共工事及び一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事）においては全面禁止、その他の民間工事においては、発注者による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

※『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもありますが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当します。

3 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事(*)のみを行う場合を除いて、法第 3 条の規定に基づき、土木、建築など 29 の建設工事の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

< * 【軽微な建設工事】とは >

以下の建設工事は、「軽微な建設工事」に該当します。

- ・ **建築一式工事** → 工事1件の請負代金の額が

1,500万円未満の工事

又は

延べ面積 150㎡未満の木造住宅工事

- ・ **その他の建設工事** → 工事1件の請負代金の額が

500万円未満の工事

(注. 1) 請負代金の額は、工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。

(注. 2) 注文者が材料を提供する場合には、その価格を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを請負代金の額とします。

(注. 3) 請負代金には消費税及び地方消費税の額を含みます。

4 知事許可と大臣許可

建設業の許可は、1つの都道府県の区域内のみに営業所(※)を設けて営業しようとする場合はその区域を管轄する都道府県知事が、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合は国土交通大臣が許可を行います。

岐阜県知事許可	岐阜県内のみに営業所を設置して建設業を営む者 (例：本店が岐阜市、支店が高山市にある者)
国土交通大臣許可 (中部地方整備局)	岐阜県内に主たる営業所を設置し、 他の都道府県にも営業所を設置して建設業を営む者 (例：本店が岐阜市、支店が名古屋市にある者)

※「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事業所をいいます。

※「常時請負契約を締結する事業所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為をする事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問いません。

※許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。

5 許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分されています。

一般建設業	・発注者から直接請け負う1件の建設工事(元請工事)につき、 下請契約の総額が 4,500万円 (建築一式工事は7,000万円) 未満 でなければ下請契約を締結することができません。 ・自社で全て請負う場合は、金額の制限はありません。
特定建設業	・発注者から直接請け負う1件の建設工事(元請工事)につき、 総額が 4,500万円 (建築一式工事は7,000万円) 以上 の下請契約を締結することができます。

※発注者、注文者からの受注金額には制限はありません。

※発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、元請負人が4,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の工事を下請施工させようとする時の4,500万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

※1つの建設業者が、同一の業種について一般建設業と特定建設業の両方の許可を受けることはできません。

※自社で全て請負う場合は、特定建設業の許可は不要です。

6 許可の有効期間

建設業許可の有効期間は、5年間です。

※5年ごとに更新を受けなければ許可は失効します。

※許可の更新手続中であれば、有効期間満了後であっても許可又は不許可の処分がなされるまでは、従前の許可が有効です。

II 許可の要件（法第7条・第15条）

建設業の許可を受けるためには、次の5つの要件をすべて満たさなければなりません。

1 適切な経営能力を有すること

次の（1）又は（2）のいずれかに該当すること

<法第7条第1号の省令で定める基準>

建設業者として、以下のいずれかの体制を有すること

(1) 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

常勤役員等



（個人である場合はその者又はその支配人）のうち1人が、次のいずれかに該当すること。

- ア 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- イ 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての5年以上経營業務を管理した経験を有する者
- ウ 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

※令和元年の建設業法改正により、建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

(2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者

常勤役員等

（個人である場合はその者又はその支配人）のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- エ 建設業に関し、
 - ・2年以上役員等としての経験を有し、かつ、
 - ・5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- オ ・5年以上役員等としての経験を有し、かつ、
 - ・2年以上建設業に関する役員等としての経験を有する者



常勤役員等を直接に補佐する者

として以下の者をそれぞれ置くものであること。



カ 財務管理の経験



キ 労務管理の経験



ク 業務運営の経験

について、直接に補佐する者になるうとする
・建設業者（許可を受けて建設業を営む者）
又は
・建設業を営む者において5年以上の経験を有する者

※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

(1) 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）

許可を受けようとする者は、常勤役員等のうち1人が次のア～ウのいずれかに該当することが必要です。

ア 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者

※持分会社の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等が該当します。

イ 建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験を有する者

※取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等が該当します。

ウ 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者

※法人における部長、個人事業主の専従者等が該当します。

<経營業務を補佐した経験とは>

業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者として、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる

- ①資金の調達
- ②技術者及び技能者の配置
- ③下請業者との契約の締結等の経營業務に従事した経験をいいます。

○補佐経験を認める際の基準例及び確認資料

以下の基準について、経營業務を補佐した経験が認められる場合は、建設業法第7条第1号イ（3）に該当するものとして取り扱います。

※なお、確認資料については、P. 30～32 についても記載があります。

<法人の場合>

補佐経験を認める際の基準	確 認 資 料
補佐経験者による経験が役員又支店長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験であり、当該経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を6年間有する場合	<ul style="list-style-type: none"> ①組織図その他これに準ずる書類（組織図、事務分掌規定、定款等） ②経營業務の管理責任者に準ずる地位で経營業務を補佐した経験の証明書（※¹） ③被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類） ④補佐経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）
<p>【岐阜県における特例的な措置】</p> <p>許可を有する実質的には個人に近い小規模な会社（常勤役員が一人であること）の経營業務の管理責任者が死亡、傷病、老齢により社会通念上営業が困難となり、事業を補佐していた者（従前の経營業務の管理責任者の親、子、配偶者又は兄弟に限る）以外に、他に経營業務の管理責任者となる者がおらず、許可の廃業に追い込まれる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①営業が困難であることの証明 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の場合 死亡の事実が確認できる戸籍謄本、死亡診断書等 ・傷病の場合 診断書 ・老齢の場合 60歳以上であることが確認できる、健康保険証等の写し（過去の申請書で年齢が確認可能な場合は不要） ②戸籍謄本（従前の経營業務の管理責任者と事業を補佐していた者の血縁関係を確認） ③登記事項証明書 ④使用者の申立書（※²） ⑤経營業務の管理責任者に準ずる地位で経營業務を補佐した経験の証明書 ⑥次のいずれかの書類（6年間の在籍を確認） <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

<個人事業者の場合>

補佐経験を認める際の基準	確認資料
<p>補佐経験者による経験が個人事業主又は支配人に次ぐ職制上の地位における経験であり、当該経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を6年間有する場合</p>	<p>①組織図その他これに準ずる書類（組織図、事務分掌規定、定款等、又は、確定申告書において補佐経験者の名前が確認できること） ②経営業務の管理責任者に準ずる地位で経営業務を補佐した経験の証明書（※¹） ③被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類） ④補佐経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）</p>
<p>【岐阜県における特例的な措置】 許可を有する個人事業者の死亡、傷病、老齢により社会通念上営業が困難となり、事業を補佐していた者（従前の経営業務の管理責任者の親、子、配偶者又は兄弟に限る）が承継しない限り、事業の存続が不可能となる場合</p>	<p>①営業が困難であることの証明 ・死亡の場合 死亡の事実が確認できる戸籍謄本、死亡診断書等 ・傷病の場合 診断書 ・老齢の場合 60歳以上であることが確認できる、健康保険証等の写し（過去の申請書で年齢が確認可能な場合は不要） ②戸籍謄本（従前の経営業務の管理責任者と事業を補佐していた者の血縁関係を確認） ③本人の申立書（※²） ④経営業務管理責任者に準ずる地位で経営業務を補佐した経験の証明書 ⑤確定申告書（6年分）（※³）</p>

※¹ 補佐した経験を文書にて証明するもの（岐阜県様式）になります。
 「経営業務の管理責任者に準ずる地位で経営業務を補佐した経験の証明書」
【県HP】「建設業許可様式ダウンロード」
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/643.html> からダウンロード可能です。

※² 「使用者の申立書」「本人の申立書」の様式は任意となります。
 ただし、特例的な措置が必要な理由、法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者として、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者として従事した、補佐の職務経験内容を具体的に記載してください。また、個人事業者の場合、従前の経営業務の管理責任者と補佐を行う者は同一生計であることを前提としていますが、やむなく別居している場合には、申立書にその旨を記載してください。

※³ 確定申告書に添付される収支内訳書等の写を添付するなどして補佐経験の認定を受けようとする者の氏名が確認できること。

(2) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者

許可を受けようとする者は、常勤役員等のうち1人が次のエ・オのいずれかに該当する者であって、かつ、当該建設業者又は建設業を営む者における5年以上の財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を有する者カ・キ・クを当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くが必要です。

【常勤役員等】

エ 建設業に関し2年以上役員等としての経験を有し、この期間と合わせて建設業に関し5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者

オ 建設業に関し2年以上役員等としての経験を有し、この期間と合わせて5年以上役員等としての経験（建設業以外の業種でも可。）を有する者

【常勤役員等を直接に補佐する者】

- カ 許可の申請を行う建設業者において5年以上の**財務管理**の業務経験を有する者
キ 許可の申請を行う建設業者において5年以上の**労務管理**の業務経験を有する者
ク 許可の申請を行う建設業者において5年以上の**業務運営**の業務経験を有する者
- ※カ～クの3名は、業務経験を証明できる限り同一人であって構いませんが、「常勤役員等」と兼ねることはできません。
※財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験について、その期間が重複していても問題はありませぬ。

- (注. ¹) 「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、又はこれらに準ずる者をいいます。「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいいます。
- (注. ²) 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当します。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。
- なお、「役員」には、「これらに準ずるもの」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれません。
- (注. ³) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいいます。
- (注. ⁴) 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。
- (注. ⁵) 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員等のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいいます。
- (注. ⁶) 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、建設業の業種ごとの区別はありません。
- (注. ⁷) 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいいます。
- (注. ⁸) 「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。
- (注. ⁹) 「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいいます。
- (注. ¹⁰) 「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。
- (注. ¹¹) 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

※上記事項の詳細については、必要に応じて、申請窓口の土木事務所にご相談ください。

2 適切な社会保険等に加入していること

適切な社会保険等への加入として、雇用保険、医療保険・健康保険及び厚生年金保険に関し、それぞれ適正に加入する必要があります。

- (1) **雇用保険**は、
 ・労働者を1人でも雇用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。
- (2) **医療保険・健康保険**及び**厚生年金保険**は、
 ・法人の事業所（営業所）
 ・個人事業主で、常時5人以上の労働者を使用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

【参考：適切な社会保険等について】

＜「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について＞

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険 (いずれか加入)	年金保険	「下請指導ガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
事業所の形態	常用労働者の数					
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	医療保険及び年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険 (医療保険と年金保険については個人で加入)
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。
 (この場合は、協会けんぽに加入し直す必要は無い。)
 適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続については日本年金機構のホームページを参照。
<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/yakuwari/20150518.files/0703.pdf>

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

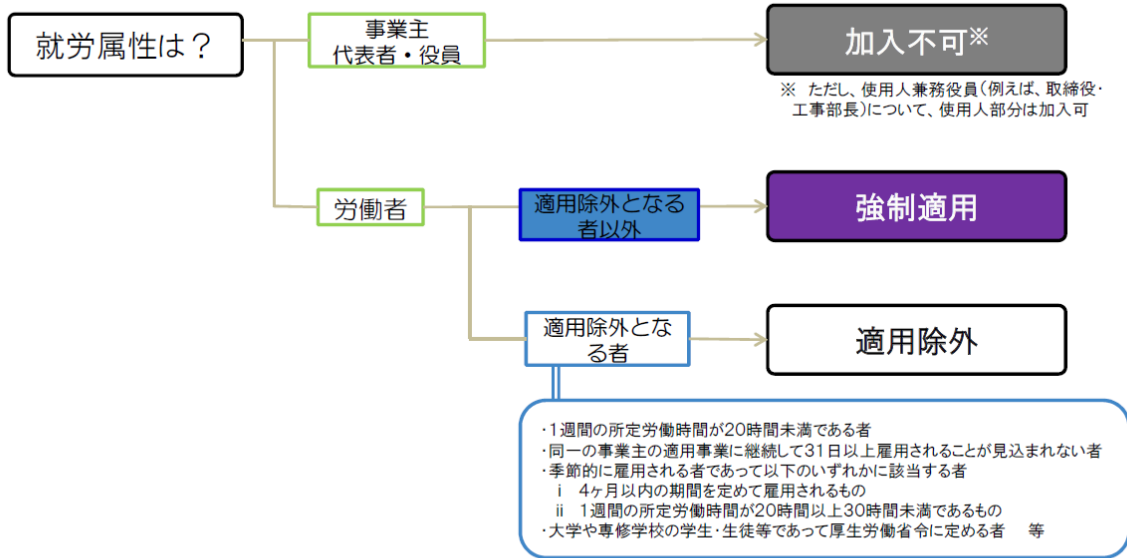
※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る(詳しくは、一人親方「社会保険加入にあたっての判断事例集」参照)

□ : 事業主に従業員を加入させる義務があるもの □ : 個人の責任において加入するもの

【出典】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにおける適切な保険について」
 (国土交通省作成資料)

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



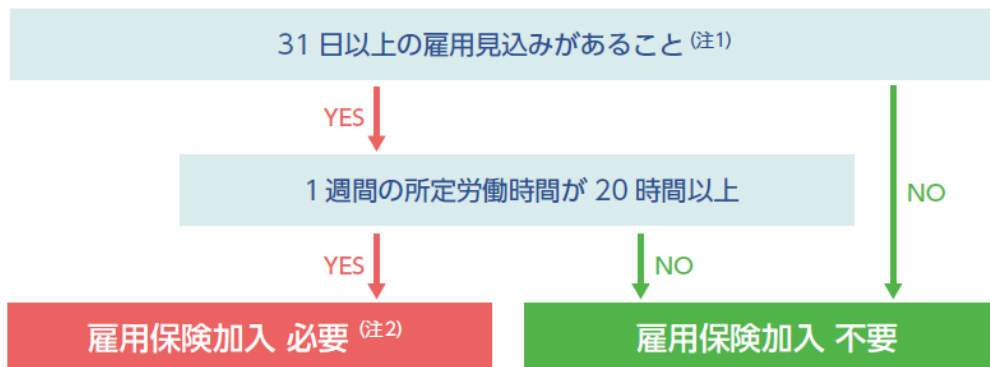
・強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。

・ただし、労働者のうち、日々雇入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

【出典】「社会保険の適用関係について」（国土交通省作成資料）

社会保険の適用確認フローチャート

雇用保険の適用確認



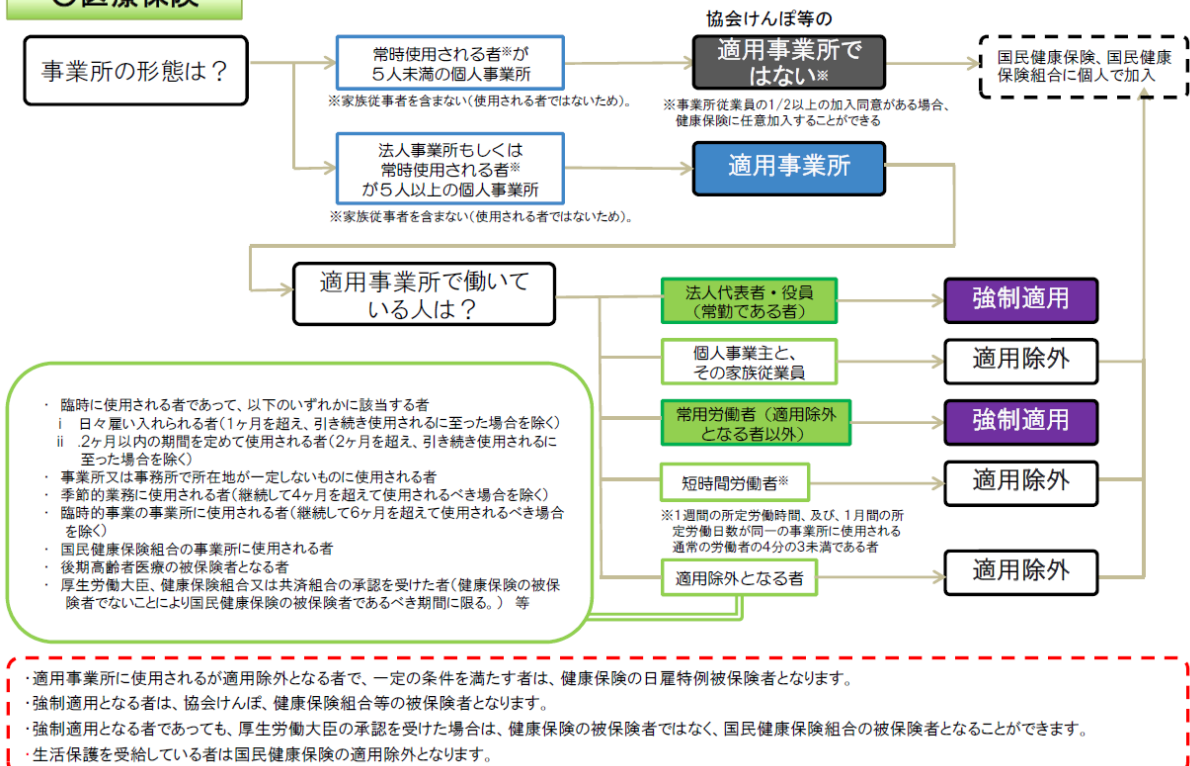
(注1) 日々雇用される方又は 30 日以内の期間を定めて雇用される方は、日雇労働被保険者に該当する場合がありますので、最寄りのハローワークにご相談を。

(注2) 原則として昼間学生は雇用保険に加入できません。

【出典】「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」（国土交通省作成資料）

○医療保険

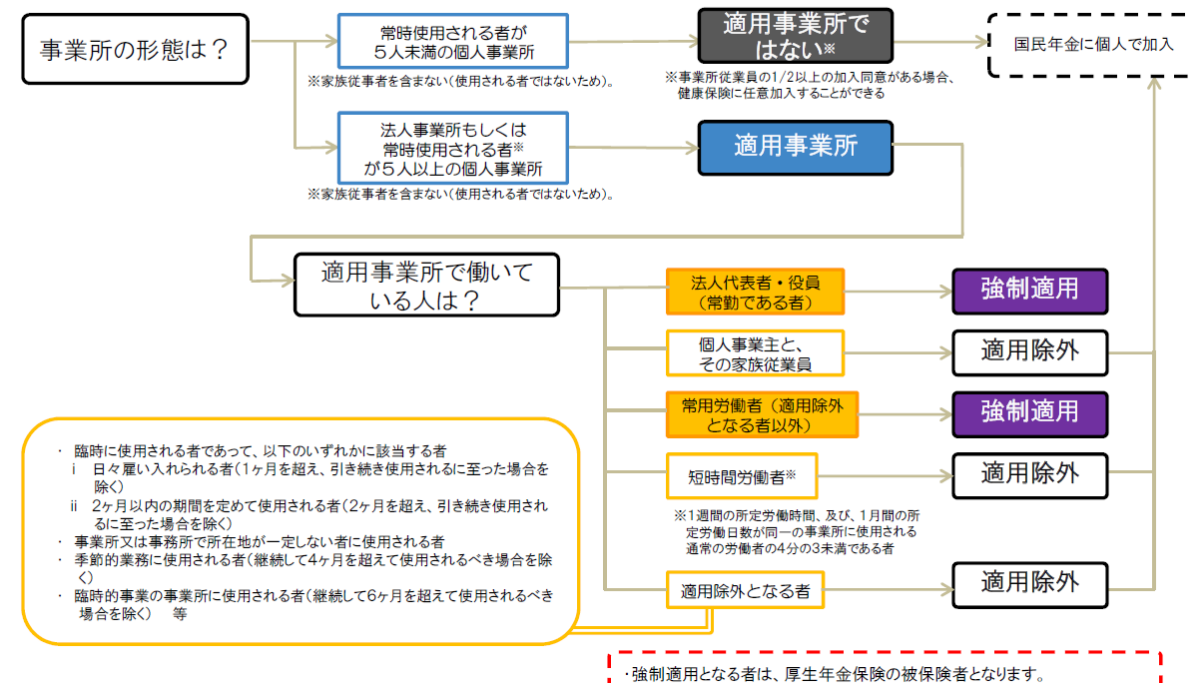
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



【出典】「社会保険の適用関係について」(国土交通省作成資料)

○厚生年金保険

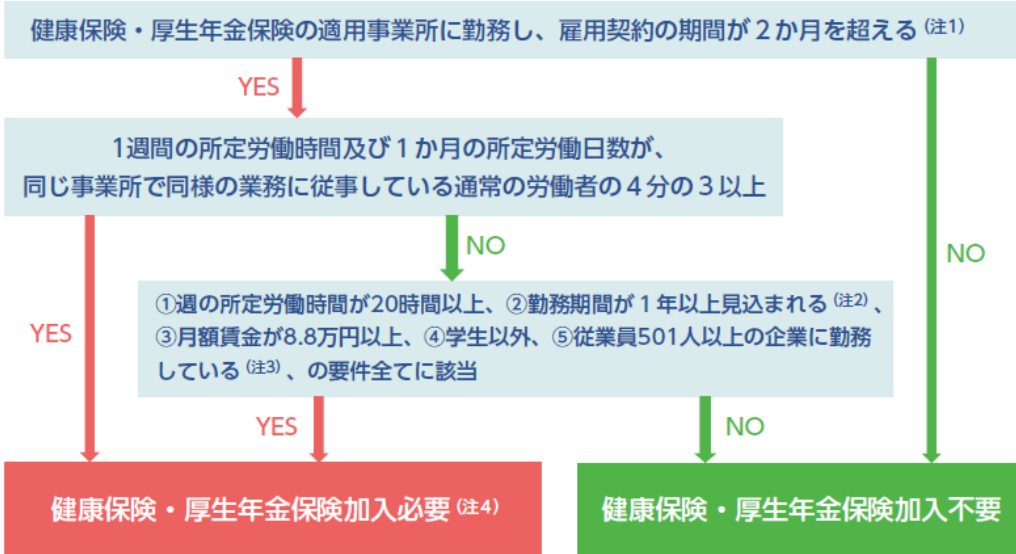
※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



【出典】「社会保険の適用関係について」(国土交通省作成資料)

社会保険の適用確認フローチャート

健康保険・厚生年金保険の適用確認



(注1) 令和4年10月1日以降、雇用契約の期間が2か月以内であっても、実態としてその雇用契約の期間を超えて使用される見込みがあると判断できる場合は、当初から健康保険・厚生年金保険の適用の対象となります。

(注2) ②について、令和4年10月1日以降は要件から除外されます。

(注3) ⑤の企業規模については、令和4年10月1日以降は101人以上、令和6年10月1日以降は51人以上となります。

(注4) 既に国民健康保険組合の被保険者である場合には、引き続き国民健康保険組合に加入することが可能です。(P6「元請け企業の方々へ」参照)

【出典】「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」（国土交通省作成資料）

3 専任技術者

許可を受けようとする建設業（業種）に関して、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有した常勤の者を専任で配置することが必要です。

【営業所の専任技術者となり得る技術資格要件】

一般建設業（法第7条第2号）								
イ	<p>指定学科卒業 + 実務経験</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事にし、</p> <p>① 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの</p> <p>② 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>③ 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めた者</p> <p>④ 旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で一定の学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p>							
ロ	<p>実務経験 10年以上</p>							
ハ	<p>①国家資格者等（1級、2級資格者）</p> <p>②国家資格者等（1級、2級）の第1次検定及び第2次検定合格者+実務経験^{（注）}</p> <p>^{（注）} 指定建設業及び電気通信工事業を除く。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">・技士補 ・技士</td> <td>1級1次検定合格（対応種目）</td> <td rowspan="2">合格後3年</td> </tr> <tr> <td>1級2次検定合格（対応種目）</td> </tr> <tr> <td>2級1次検定合格（対応種目）</td> <td rowspan="2">合格後5年</td> </tr> <tr> <td>2級2次検定合格（対応種目）</td> </tr> </table>	・技士補 ・技士	1級1次検定合格（対応種目）	合格後3年	1級2次検定合格（対応種目）	2級1次検定合格（対応種目）	合格後5年	2級2次検定合格（対応種目）
・技士補 ・技士	1級1次検定合格（対応種目）		合格後3年					
	1級2次検定合格（対応種目）							
	2級1次検定合格（対応種目）		合格後5年					
	2級2次検定合格（対応種目）							
特定建設業（法第15条第2号）								
イ	<p>国家資格者</p> <p>・建設業法及び建築士法による技術者（1級資格者）</p> <p>・技術士法による資格者</p>							
ロ	<p>元請4,500万円以上の工事について</p> <p>指導監督の実務経験2年以上</p> <p>【指定建設業(*)を除く】</p> <p>+ 法第7条第2号イ [指定学科卒業 + 実務経験]</p> <p>+ 法第7条第2号ロ [実務経験 10年以上]</p> <p>+ 法第7条第2号ハ [国家資格者等（2級資格者）]</p> <p>+ 法第7条第2号ハ [技術検定1級の第1次検定又は第2次検定の合格者+合格後実務経験3年]^{（注）}</p> <p>+ 法第7条第2号ハ [技術検定2級の第1次検定又は第2次検定の合格者+合格後実務経験5年]^{（注）}</p> <p>^{（注）} 指定建設業及び電気通信工事業を除く。</p>							
ハ	<p>大臣特認（同号イと同等以上）</p> <p>大臣特認（同号ロと同等以上）【指定建設業を除く】</p>							

※「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業をいいます。

- 営業所専任技術者となり得る国家資格等、指定学科については下記をご確認ください。
- ・別紙2「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧及び【許可】有資格コード一覧」
 - ・別紙3「指定学科一覧（建設業法施行規則第1条）」

※技術資格要件を満たしていれば、1人で複数業種の専任技術者を兼務できます。

※常勤役員等が専任技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って兼務ができます。

※営業所の専任技術者は、原則、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

下記の要件をすべて満たす場合に限り、例外的に主任技術者になることができます。

- ① 工事現場への専任を要する工事(*)でないこと
- ② 当該営業所において請負契約が締結された工事であること
- ③ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接していること
- ④ 当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
 - * 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負代金が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上のもの【民間工事、下請工事であっても適用されます。】

(注.¹) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。

会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行います。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とは認められません。

- ・住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
 - ※通勤確認のできる資料(通勤定期券やETC記録等)を求めることがあります。
- ・他の営業所(他の建設業者の営業所を含む。)において専任を要する者
- ・建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。)
- ・他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(注.²) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれません。

しかし、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等は「実務の経験」に含まれるものとして取り扱います。

なお、技術的な共通性の強い業種間での実務経験年数の振替については、別紙5「一般建設業に係る実務経験要件（建設業法第7条第2号ロ）の緩和」をご確認ください。

(注.³) 「指導監督の実務経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負、その請負代金の額が4,500万円（昭和59年10月1日前の経験にあつては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあつては3,000万円）以上であるものに関して、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

4 誠実性

申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

(注.¹) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

(注.²) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法(昭和25年法律第202号)、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱います。

(注.³) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、上記(注.¹)に該当する行為をした事実が確知された場合又は上記(注.²)のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱います。

5 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、申請者が建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

(1) 一般建設業（法第7条第4号）

次のいずれかに該当すること。

- ア 自己資本の額が500万円以上である者
- イ 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ウ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

(注. 1) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいいます。また、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

(注. 2) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により行います。

(注. 3) 「500万円以上の資金を調達する能力」については、申請者の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書（証明基準日が申請直前1か月以内のもの）により確認します。残高証明書と融資証明書の合算は認めません。

また、残高証明書が2枚以上になる場合は、基準日が同じものでなければなりません。

(2) 特定建設業（法第15条第3号）

次のすべてに該当すること

- ア 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
- イ 流動比率が75%以上であること
- ウ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること

(注. 1) 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額をいいます。また、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいいます。

「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいいます。

「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額をいいます。また、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

(注. 2) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により行います。

【資本金についてのみ適用】

当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱います。

Ⅲ 欠格要件（法第8条、同法第17条（準用））

許可申請者やその役員若しくは令第3条に規定する使用人が以下の事由に該当する場合、許可は受けられません。

- ・建設業法第8条第一号から第十四号までのいずれかに該当する場合
※許可の更新を受けようとする場合は、第一号又は第七号から第十四号までのいずれか
- ・許可申請書又はその添付書類中に虚偽の記載があった場合
- ・重要な事実に関する記載が欠けている場合

【建設業法（昭和24年法律第100号）】

第8条

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
- 三 第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- 四 前号に規定する期間内に第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 五 第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 許可を受けようとする建設業について第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 七 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 八 この法律、建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（第14号において「暴力団員等」という。）
- 十 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号（法人でその役員等のうちに第1号から第4号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
- 十三 個人で政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第10号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の政令で定める使用人であつた者を除く。）のあるもの
- 十四 暴力団員等がその事業活動を支配する者

【建設業法施行令（昭和31年政令第273号）】

（法第8条第8号の法令の規定）

第3条の2 法第8条第8号（法第17条において準用する場合を含む。）の政令で定める建設工事の施工又は建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第10項前段（これらの規定を同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項において準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項（第1号に係る部分に限る。）
- 二 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- 三 都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市長の命令に違反した者に係る同法第91条
- 四 景観法（平成16年法律第110号）第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- 五 労働基準法（昭和22年法律第49号）第5条の規定に違反した者に係る同法第117条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第44条第1項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号。以下「建設労働法」という。）第44条の規定により適用される場合を含む。第7条の3第3号において同じ。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- 六 職業安定法（昭和22年法律第141号）第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- 七 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る労働者派遣法第59条

IV 許可申請の手続

1 申請区分と申請手数料

建設業許可の申請区分ごとの手数料は、下記のとおりです。

なお、一般建設業と特定建設業を同時に1つの申請書で申請することや、更新の申請時に有効期間が残っている（許可日が異なる）業種の許可日を一本化することもできます。

[]は、一般と特定の両方を申請する場合の手数料

申請区分	内容	申請手数料 (円)
1 新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない場合	9万 [18万]
2 許可換新規	営業所の新設、廃止、移転等により、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対して、新たに許可を申請する場合 (1) 国土交通大臣許可 → 岐阜県知事許可 (2) 他都道府県知事許可 → 岐阜県知事許可	9万 [18万]
3 般・特新規	(1) <u>一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合</u> (2) <u>特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合</u> (※ ¹)	9万
4 業種追加	(1) 一般建設業の許可を受けている者が、他の業種について一般建設業の許可を申請する場合 (※ ²) (2) 特定建設業の許可を受けている者が、他の業種について特定建設業の許可を申請する場合 (※ ²)	5万 [10万]
5 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5万 [10万]
6 般・特新規 +業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合	14万
7 般・特新規 +更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合	14万
8 業種追加 +更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10万 [15万・20万]
9 般・特新規 +業種追加 +更新	「般・特新規」「業種追加」「更新」を同時に申請する場合	19万

※¹ 許可を受けている特定建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、当該特定建設業を廃業し、般・特新規として申請することとなります。

なお、特定建設業の許可を受けている者が、特定建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業した後、新たに一般建設業の許可を申請することとなります。「新規許可申請」となりますが、許可番号は変更されません。

※² 既に許可を受けている建設業が一般及び特定の両方ある場合において、他の一般や特定の建設業を追加する場合や、既に許可を受けている建設業を一般から特定または特定から一般に切り替える場合は、「業種追加」となります。

・「更新」申請は、有効期間満了日の3か月～30日前までに行ってください。
(同時に「般・特新規」「業種追加」を行う場合は2か月前までに申請してください。)

○許可申請手数料の納入方法

「岐阜県収入証紙納付書」の所定欄に「岐阜県収入証紙」を貼付してください。

※申請を取下げた場合も、納入された手数料は、返還できません。

2 申請窓口

岐阜県知事許可の申請窓口は、主たる営業所（本店等）の所在地を管轄する土木事務所
の総務課管理調整係又は契約係です。

主たる営業所の所在地	申請窓口	郵便番号/住所	TEL(代表)
岐阜市、羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、 本巣市、羽島郡、本巣郡	岐阜 土木事務所	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第1棟8階	058-214-9624
大垣市、海津市、 養老郡、不破郡、安八郡	大垣 土木事務所	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111
揖斐郡	揖斐 土木事務所	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111
関市、美濃市	美濃 土木事務所	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011
郡上市	郡上 土木事務所	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎	0575-67-1111
美濃加茂市、可児市、 加茂郡、可児郡	可茂 土木事務所	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111
多治見市、瑞浪市、 土岐市	多治見 土木事務所	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111
恵那市、中津川市	恵那 土木事務所	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111
下呂市	下呂 土木事務所	〒509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎	0576-52-3111
高山市(国府町、上宝町及び奥 飛騨温泉郷の区域を除く)、 大野郡白川村	高山 土木事務所	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111
高山市(国府町、上宝町及び 奥飛騨温泉郷の区域)、 飛騨市	古川 土木事務所	〒509-4263 飛騨市古川町上野 617-1	0577-73-2911

3 申請方法

(1) 窓口申請（全ての申請が受付可能）

申請書類の提出及び許可通知書等の交付は、原則、窓口での手渡しにより行います。

※郵送での申請は県証紙による手数料の納付を伴うことから、原則として認めておりません。

なお、窓口申請が困難な場合にあつては、下記「電子申請」の利用を検討願います。

※郵送を希望する場合は、あらかじめ提出先の土木事務所までお問い合わせの上、必ず、返信用封筒を同封して下さい。

(送付時・返信時とも、書留、レターパック等の配達状況が確実にわかる方法としてください)

<押印について>

建設業法施行規則の一部が改正され、令和3年1月1日に施行されました。

- ・建設業法施行規則の別記様式（各申請・届出にかかる様式）への押印は不要です。
- ・代理人（行政書士）による申請の場合は、行政書士法施行規則第9条第2項に基づき、記名し、行政書士職印を押印してください。また、併せて「委任状（任意様式）」を提出ください。

※委任状のみの押印でも可

(2) 電子申請（建設業許可申請・変更届・廃業届・事業終了届のみ）

国土交通省が提供している電子申請システム（以下「J C I P」といいます。）より申請してください。

【J C I P（ログイン先）】 <https://prod.jcip.mlit.go.jp/T0/T000001>

※事業承継に係る認可申請及び建設業許可証明書申請は受付けておりません。

※J C I Pによる申請時において、高山市のうち、旧国府町及び旧上宝村の所在地（高山市（国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域））にあつては、古川土木事務所の管内となるため、「21299高山市（2111古川土木事務所管轄）」の市区町村コードを入力願います。別紙4「県内市町村コード表」のとおり

4 申請に必要な書類（法定書類）

申請には申請書（法定書類）と確認資料が必要です。

(1) 申請書

[正本 1 部、申請者返却用副本 1 部、閲覧用副本 1 部) 計 3 部]

【凡例】

- ★：正本 1 部及び申請者返却用副本 1 部にのみ添付 計 2 部
- ◎：必須書類
- ：該当する場合に提出
- ▲：いずれかを提出
- △：変更がない場合は省略可

添付	様式番号	申請書及び添付書類	申請区分				備考	
			新規		般特	業種		更新
			法人	個人	新規	追加		
	第 1 号	建設業許可申請書	◎	◎	◎	◎	◎	・行政書士による代理申請の場合、職印の押印が必要。
		別紙 1 役員等の一覧表	◎		●	●	●	・法人は提出が必要。(●) ・個人事業主は提出不要。 ・執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として役員等に含まない。
		別紙 2 (1) 営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎	◎		・同時申請の場合はそれぞれ提出。(業種追加+更新など)
		別紙 2 (2) 営業所一覧表(更新)					◎	
		別紙 4 専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	◎	
★	岐阜県様式	岐阜県収入証紙納付書	◎	◎	◎	◎	◎	
	第 2 号	工事経歴書	◎	◎	◎	◎		・「業種追加」申請時は追加する業種のみ記載する。
	第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎	◎	◎		・「業種追加」申請時既許可業種は「その他」に計上すること。
	第 4 号	使用人数	◎	◎	◎	◎		
	第 6 号	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	
★	法務局 本籍市町村	※登記されていないことの証明書 ア(ア) ※身分証明書 ア(イ)	◎	◎	◎	◎	◎	・手引き P.22・23 参照 ・証明書の有効期間は発行日から 3 ヶ月以内であること。 ・役員全員分が必要。
★	第 7 号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書 別紙 常勤役員等の略歴書	▲	▲	▲	▲	▲	・第 7 号又は第 7 号の 2 のいずれか一方を提出。
	第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面) 同(第二面～第四面) 別紙一 常勤役員等の略歴書及び別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	▲	▲	▲	▲	▲	
	第 7 号の 3	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎	◎	
★	第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎	◎	◎		

★	技術検定合格証明書等の資格証明書(写)						・8号に記載した技術者の該当資格の書類の添付が必要。 (削除時は不要)
★	卒業証明書(原本)又は卒業証書(写)						
★ 第 9 号	実務経験証明書	◎	◎	◎	◎		
★	監理技術者資格者証(写)						
★ 第 10 号	指導監督的実務経験証明書						
第 11 号	令 3 条使用人の一覧表	●	●	●	●	●	・支店がある場合等は添付が必要。
★ 第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	◎	・常勤役員等(経管)、直接補佐者については不要。
★ 第 13 号	令 3 条使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●	●	・12 号提出者は不要。
	定款	◎		△	△	△	・旧定款+株主総会議事録の写しの添付も可。 ・<定款に係る留意事項等>参照
★ 第 14 号	株主(出資者)調書	◎				△	
第 15 号	貸借対照表	◎					
第 16 号	損益計算書	◎					
第 17 号	株主資本等変動計算書	◎					
第 17 号の 2	注記表	◎					
第 17 号の 3	附属明細表	●					・資本金1億又は負債 200 億円以上の株式会社のみ添付が必要。
第 18 号	貸借対照表		◎				
第 19 号	損益計算書		◎				
★ 県税事務所	事業税の納税証明書 (納付すべき額及び納付済額の証明)	◎	◎				・法人又は個人事業税に対する納税証明書
★ 法務局	※登記事項証明書(商業登記簿謄本)	◎	●	△	△	△	・業種追加、更新など変更がない場合でも確認(掲示)が必要。 ・証明書の有効期間は発行日から3か月以内であること。
第 20 号	営業の沿革	◎	◎			◎	
第 20 号の 2	所属建設業者団体	◎	◎			△	
第 20 号の 3	主要取引金融機関名	◎	◎			△	
★ 任意様式	委任状	●	●	●	●	●	・代理人(行政書士)による申請の場合添付が必要。
	確認資料	◎	◎	◎	◎	◎	・手引き P.28 参照 ・申請書と別綴じて1部提出

※の書類は申請日の直前3か月以内に発行されたものを添付してください。(副本は写しで可)

(2) 建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類

法人の役員、個人事業主及び令第3条に規定する使用人について必要です。

※相談役及び顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要以下のアの書類を提出してください。

なお、アの書類を添付できないときにあつては、イの書類を提出してください。

ア 登記されていないことの証明書及び身分証明書

成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、
また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

(7) 登記されていないことの証明書 (成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)

【岐阜県内の窓口申請】

岐阜地方法務局 戸籍課 ※ 支所・出張所では申請できません

〒500-8729 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎内 TEL:058-245-3181 (代表)

【郵送による申請】

東京法務局 民事行政部後見登録課

〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL: 03-5213-1360 (ダイヤルイン)、03-5213-1234 (代表)

(参考) 東京法務局: 登記されていないことの証明書の説明及び請求方法

http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

※外国籍の方も取得が可能です。

詳しくは、上記の行政機関にご相談ください。

(イ) 身分証明書

本籍地の市町村(戸籍事務担当課)に申請してください。

※外国籍の方は添付不要

イ 医師の診断書

契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

医師に作成を依頼してください。

※診断書作成例については、

【県HP】「建設業許可の広場」様式ダウンロード「建設業許可」診断書作成例

をご覧ください。

※上記アに掲げる書類の提出者にあつては、医師の診断書の提出は不要です。

＜医師の診断書の提出を必要とする主なケース＞

- ・上記アの証明書類において、成年被後見人又は被保佐人に該当する方、成年被後見人又は被保佐人とみなされる方が、医師の診断書により、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができることを証明したい場合
- ・上記アに掲げる書類の提出ができない場合

(3) 定款

現行定款の写しを添付してください。

なお、変更前の定款に定款変更に係る株主総会議事録を添付することによる申請も可能です。

＜定款に係る留意事項等＞

※定款や登記事項証明書の目的欄には、工事に関する記載がされているかご確認ください。

※「目的」の記載事項が、登記事項証明書の記載と一致していることを確認します。

※「建設工事の請負」とした記載の場合は、全ての業種について認められます。

※「土木工事の請負」「土木工事業」等の記載の場合にあつては、土木工事関連の業種(土木施工管理技士の監理又は主任技術者となりうる業種)について認められます。また、「建築工事の施工」「建築工事業」等の記載の場合にあつては、建築工事関連の業種(建築施工管理技士の監理又は主任技術者となりうる業種)について認められます。

※業種を細分化して記載してある場合は、原則としてその業種のみしか認められません。

※「〇〇の販売」のように工事に関する文言がない場合も認められません。

5 申請書類の入手方法

(1) 申請書等の様式

以下の県HPから、様式ファイルをダウンロードすることができます。

【県HP】トップ > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 建設業・入札制度関係 > 建設業許可 様式等ダウンロード
http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/DL_kyoka.html

(2) 用紙購入

(一社) 岐阜県建設業協会又はお近くの各地区建設業協会において用紙を購入することができます。

< (一社) 岐阜県建設業協会 >

〒500-8502 岐阜市藪田東1丁目2番2号 建設会館 3階
TEL: 058-276-3743 FAX: 058-276-6848

6 標準処理期間

土木事務所に対し書類提出し、適正に受理された後、50日間となります。

※上記の期間には、県の休日（土日・祝日）を含みません。

※上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含みません。（適正な申請がなされていても、審査のため、申請者に必要な資料の提供等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。）

V 許可を受けた後の手続

1 変更等の届出（法第 11 条）

許可を受けた後、許可申請書及び添付書類の記載事項に変更が生じたとき、事業年度を終了したときなどは、その旨の変更届出書を許可行政庁に提出しなければなりません。

※変更等の届出窓口は、許可申請を行った土木事務所です。

変更事由	提出期限
1 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者を変更したとき 2 専任技術者を変更したとき 3 令第 3 条に規定する使用人（支店長、営業所長）を変更したとき 4 常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者又は専任技術者が欠けたとき 5 欠格要件(法第 8 条第 1、7～13 号)に該当することになったとき 6 健康保険等の加入状況に変更があった場合（従業員数を除く）	事実の発生から 2週間 以内
7 商号又は名称を変更したとき 8 営業所の新設をしたとき 9 既存の営業所の名称、所在地又は業種等を変更したとき 10 法人の資本金額（又は出資総額）に変更があったとき 11 法人の役員等に変更があったとき 12 個人の事業主又は支配人に変更があったとき	事実の発生から 30日 以内
13 事業年度（決算期）を経過したとき [事業年度終了届] 14 使用人数に変更があった場合 15 令第 3 条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合 16 定款に変更があった場合 17 健康保険等の加入状況に変更があった場合（従業員数のみ）	毎事業年度終了後 4か月 以内

2 廃業等の届出（法第 12 条）

許可を受けた建設業を廃止等した場合は、30 日以内に許可行政庁へ廃業届を提出しなければなりません。

※廃業届に基づき、建設業許可の取消し（法第 29 条第 1 項第 5 号）が行われます。

廃業等の届出事由	届出をすべき者
許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人
法人が合併により消滅したとき	役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人
法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき	清算人
許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき	法人—法人の役員 個人—本人

3 許可の更新等

建設業許可の有効期間は**5年**です。

※継続して建設業を営もうとする場合は、期間が満了するまでに許可の更新申請が必要です。

※同一区内で新たな業種の許可を取得する場合（業種追加）、一般建設業の許可を特定建設業に変更する場合（般・特新規）、営業所所在地の変更等により許可行政庁が変更となる場合（許可換え）については、許可の申請が必要です。

【凡例】

- ★：正本及び副本のうち1部（申請者返却用）にのみ添付
- ◎：必須書類
- ：該当する場合に提出
- ▲：いずれかを提出
- △：変更がない場合は省略可

4 変更の届出に必要な書類（法定書類）

（1）変更届出書

届出には**変更届出書（法定書類）3部（正本1部、申請者返却用副本1部、閲覧用副本1部）と確認資料1部**が必要です。

添付	様式番号	変更届出書及び添付書類	常勤役員等	専任技術者	令3条の 使用人 支配人	常勤役員 等専任技 術者の 不在	欠格要 件該当	営業所		商号 名称 組織変更	資本金	役員等		社会保 険等	備考
								新設	所在地 ・業種の変 更等			新規 追加	変更 退任		
	第22号の2	変更届出書(第一面)	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		〃 (第二面)						◎	◎						
	第1号	申請書 別紙1 役員等の一覧表										◎	◎		・個人事業主は不要。
		申請書 別紙4 専任技術者一覧表		◎				◎							
	第6号	誓約書			◎			◎				◎			
★	法務局 本籍市町村	※登記されていないことの証明書 ア(ア) ※身分証明書 ア(イ)			◎			◎				◎			・手引きP.22・23 参照
★	第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 別紙 常勤役員等の略歴書	▲												・第7号又は第7号の2のいずれか一方を提出。
	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面) 同(第二面～第四面)	▲												
		別紙一 常勤役員等の略歴書及び別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書													
	第7号の3	健康保険等の加入状況												◎	・従業員数を除く。
★	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)		◎				◎	△						・8号に記載した技術者の該当資格の書類を添付。(削除時は不要)
★		技術検定合格証明書等の資格証明書(写)													
★		卒業証明書(写)													
★	第9号	実務経験証明書		◎				◎	△						
★		監理技術者資格者証(写)													
★	第10号	指導監督的実務経験証明書													
	第11号	令3条使用人の一覧表			◎			◎							・支店がある場合等。
★	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書										◎			
★	第13号	令3条使用人の住所、生年月日等に関する調書			◎			◎							・12号提出者は不要。
★	第14号	株主(出資者)調書									◎	△	△		
★	法務局	※登記事項証明書(商業登記簿謄本)			●			△	△	◎	◎	◎	◎		
★	第22号の3	届出書				◎	◎								
★		※戸籍抄本又は住民票抄本	△	△	△								△		・氏名の変更の場合。
★	任意様式	委任状	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	・代理人(行政書士)による申請の場合。
		確認資料	◎	◎	◎			◎	●			◎		◎	・手引きP.28 参照

※の書類は申請日の直前3か月以内に発行されたものを添付してください。(副本は写しで可)

届出区分ごとに必要な確認資料については、
手引きP.28「VI申請・変更等に係る確認資料」をご確認ください。

(2) 廃業届

「廃業届」(様式第22号の4号)を**2部**(正本1部、申請者返却用副本1部)及び**確認資料**(1部)を提出してください。

<一部廃業の場合の同時提出書類>

廃業する業種を担当していた専任技術者について、ア又はイのいずれかを添付してください。

ア 引き続き専任技術者となる場合(他の業種を担当等)

→「専任技術者証明書」(様式第8号)及び「変更届出書」(様式第22号の2)

イ 専任技術者でなくなる場合(退職等)

→「変更届出書」(様式第22号の2)及び「届出書」(様式第22号の3)

※「従たる営業所」がある場合

廃業する業種が「従たる営業所」の営業業種であった場合は、「変更届出書(第一面)及び(第二面)」(様式第22号の2)を提出してください。

(3) 事業年度終了届

届出には[事業年度終了届用]変更届出書(法定書類)3部(正本1部、申請者返却用副本1部、閲覧用副本1部)が必要です。

【凡例】

★：正本及び副本のうち1部(申請者返却用)にのみ添付

◎：必須書類、

●：該当する場合に提出、

△：変更がない場合は省略可

添付	様式番号	変更届出書及び添付書類	届出区分		確認資料	備考
			法人	個人		
		[事業年度終了届用]変更届出書	◎	◎		
	第2号	工事経歴書	◎	◎		
	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	◎	◎		
	第15号	貸借対照表	◎			
	第16号	損益計算書	◎			
	第17号	株主資本等変動計算書	◎			
	第17号の2	注記表	◎			
	第17号の3	附属明細表	●			・資本金1億又は負債200億円以上の株式会社のみ添付。
		事業報告書	◎			・株式会社のみ添付。
	第18号	貸借対照表		◎		
	第19号	損益計算書		◎		
★	県税事務所	事業税の納税証明書 (納付すべき額及び納付済額の証明)	◎	◎		・法人又は個人事業税。
	第4号	使用人数	△	△		
	第7号の3	健康保険等の加入状況	△	△		・従業員数のみ。
	第11号	令3条使用人の一覧表	△	△		・支店がある場合等。
		定款	△			
★	任意様式	委任状	●	●		・代理人(行政書士)による申請の場合

VI 申請・変更等に係る確認資料

岐阜県知事への建設業許可の申請・変更等の届出に際しては、以下の確認資料を**申請書等（法定書類）と別綴じて1部**提出してください。

なお、下記資料で確認ができないときは、他の資料を提出していただく場合もあります。

【凡例】

◎：必須書類、

●：該当する場合に提出、

△：変更がない場合は省略可

＜申請等区分別 確認事項一覧＞

申請・届出区分 確認事項	許可申請				変更届出							廃業届
	新規	般・特 新規	業種 追加	更新	営業所 新設等	常勤役 員等	専任 技術者	令3条 使用人	新任 役員等	社会保 険等	事業年 度終了	
1 申請書記載事項		●	●	●								
2 役員等確認表	◎	◎		◎	◎			◎	◎			
3 営業所要件(本店・支店)	◎				◎							
4 常勤性	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎※ ¹					
5 資格・経験等												
(1) 常勤役員等 (経營業務の管理責任者等)	◎					◎						
(2) 専任技術者	◎	◎	◎※ ²	●※ ³	◎		◎					
6 一般建設業許可の 財産的基礎	● ※ ⁴	● ※ ⁴⁺⁵	● ※ ⁴⁺⁵									
7 健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	◎						◎		
8 法人番号	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
9 廃業理由												△※ ⁶

※¹ 技術者資格の変更のみの場合については、省略可

※² 追加業種を担当する専任技術者のみ提出（従来からの業種については省略可）

※³ 大臣特認等の有効期限がある資格の場合のみ提出要（監理技術者資格者証は提出不要）

※⁴ 申請の直前決算期における貸借対照表で自己資本の額が500万円以上の場合は省略可

※⁵ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する場合は省略可

※⁶ 廃業理由が「(5)許可を受けた建設業を廃止したため」以外の場合に添付

1 申請書記載事項(申請者氏名等)の確認 [法人のみ。個人事業主で支配人登記をしている場合は提出が必要です。]

登記事項証明書（商業登記簿謄本）により確認します。

※発行後3か月以内のもの。写し（コピー）でも差し支えありません。

※申請書に原本が添付されている場合、省略が可能です。

2 役員等確認表

役員等(申請書 別紙一に記載した者)、令第3条に規定する使用人、個人事業主及び支配人について、役員等確認表（岐阜県様式）に記入し、提出してください。

※様式は岐阜県独自の様式となります。

以下の県HPよりダウンロードしたファイルをご利用ください。

【県HP】「建設業許可の広場－様式ダウンロード－建設業許可－役員等確認表」

※新任の役員等の届出の場合は、該当者のみ記載してください。

3 営業所要件の確認（本店及び支店）

(1) 営業所の写真

営業所の全景（看板・表札等を含む）、入口、内部（什器・電話）、許可票（新規を除く）が確認できるもの（看板・表札・許可票は、記載内容が判読できるように撮影してください。）

(2) 営業所の所有状況の確認

営業所を使用する権原を確認するために、当該営業所が自社（自己）所有又は賃貸借等であることの別を上記（1）の写真に併せて明記して下さい。

4 「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）」・「常勤役員等を直接に補佐する者」
・「専任技術者」の常勤性の確認

(1) 法人の場合

申請会社において適切な社会保険へ加入していることを以下の書面により確認します。

・健康保険被保険者証の写し

※氏名・生年月日・事業所名のわかる有効期限内のもの。

※被保険者記号・番号部分にマスキングを施したもの。

※新規採用者は、受付印のある資格取得届も可。

※適用除外で、建設国保加入の場合は、「P.30（3）上記で確認できない場合」を参照ください。

(2) 個人事業者の場合

他事業者の社会保険に加入していないことを以下の書面により確認します。

ア 事業主本人

・国民健康保険被保険者証の写し

※氏名・生年月日のわかる有効期限内のもの

イ 常時5人以上の従業員を使用する事業所（社会保険強制適用事業所）の従業員

(7) 事業主の家族である従業員

・国民健康保険被保険者証の写し

・申請直前3か月分の給与台帳及び出勤簿の写し

※社会保険の適用除外である場合に限りです。

(4) 上記以外の従業員

上記（1）「法人の場合」と同じ

ウ 常時使用する従業員が5人未満の事業所に勤務する従業員

・国民健康保険被保険者証の写し

・申請直前3か月分の給与台帳及び出勤簿の写し

(3) 上記で確認できない場合

・以下の表中に掲げるいずれかの書面の写し

出向者	①健康保険被保険者証等 ＋ ②出向契約書等 (該当者、出向元・出向先・出向期間の確認できる資料等) ※出向先が役員である等の理由で、出向契約書等が無い場合は、別途ご相談ください。
従業員	①国民健康保険被保険者証 ＋ ②申請直前3か月分の賃金台帳 ＋ ③出勤簿 ※新規採用者の場合は、申請時には雇用契約書を提出し、1か月後に出勤簿及び給与支払が確認できる資料を提出してください。
専従者	①国民健康保険被保険者証 ＋ ②直近の確定申告書 ※専従者の欄に記載のあるもの ※税務署に対し申告書等を提出した事実が確認できるもの
役員	①国民健康保険被保険者証 ＋ ②直近の法人税確定申告書 ※表紙及び役員報酬内訳
後期高齢者等 (75歳以上の方)	・厚生年金保険70歳以上被用者該当届 等
建設国保加入者	①国民健康保険被保険者証 ＋ ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※健康保険の適用除外を受けて建設国保に加入している場合 (厚生年金のみ適用)

5 資格・経験等の確認

(1) 「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）」としての経験の確認

ア 経營業務の管理責任者としての経験の確認

…手引きP.4 Ⅱ-1-(1)-ア

(7) 法人における経験の場合

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書）

※登記情報提供サービスから出力した書類は法的証明力が無いため、確認資料として認められません。

(4) 個人事業主における経験の場合

・個人事業主の所得税の確定申告書の写し

※税務署に対し申告書等を提出した事実が確認できるもの。

※令和7年1月から、税務署において、申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われないこととなりました。 【出典】国税庁HP

※書面で申告した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認することも可能です。 【出典】国税庁HP

※電子申告の場合は、申請・受信通知画面を印刷したものを添付してください。

上記資料で工事請負の実態が確認できない場合、契約書又は注文書の写し等を提出していただきます。

- ・提出は、対象期間において各年1件以上
- ・契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できる書類（見積書、請求書等に発注者の証明があるものを含む。）は確認資料として認める。

イ 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）としての経營業務を管理した経験の確認

…手引きP.4 **Ⅱ-1-(1)-イ**

「建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」を確認するため、下記①～④の書類の写しを全て提出してください。

- ①組織図（又は、これに準ずる書類）
- ②業務分掌規程（又は、これに準ずる書類）
- ③定款、執行役員規定、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規定又は取締役会の議事録（又は、これに準ずる書類）
- ④人事発令書（又は、これに準ずる書類）

ウ 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務を補佐した経験の確認

…手引きP.4 **Ⅱ-1-(1)-ウ**

「建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者」を確認するため、「経營業務管理責任者に準ずる地位にあつて経營業務を補佐した経験の証明書（岐阜県様式）に加え、原則として、下記(ア)又は(イ)の書類の写しを提出してください。」なお、詳細については、手引きP.5・6を参照願います。

(ア) 法人における補佐経験の場合

下記①～③の書類の写しを全て提出してください。

- ①組織図（又は、これに準ずる書類）
- ②業務分掌規程（又は、これに準ずる書類）
- ③人事発令書（又は、これに準ずる書類）

(イ) 個人事業主の専従者としての補佐経験の場合

以下の書類の写しを提出してください。

- ・個人事業主の所得税の確定申告書

※5(1)ア(イ)の条件に加え、専従者の欄に当人の氏名が記載されていること。

エ 「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者」の経験の確認

(ア) 常勤役員等としての経験の確認

…手引きP.4 **Ⅱ-1-(2)-エ・オ**

- a 「建設業に関し2年以上役員等としての経験を有し、この期間と合わせて建設業に関し5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者」の場合

以下の①及び②の書類を提出してください。

- ① 建設業に関する役員等としての経験
※上記5(1)アと同様
- ② 建設業に関し、役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験
※上記5(1)ウ(ア)と同様

- b 「建設業に関し2年以上役員等としての経験を有し、この期間と合わせて5年以上役員等としての経験（建設業以外の業種でも可。）を有する者」の場合上記5（1）ア・イ・ウのうち、該当する書類を提出してください。

(4) 常勤役員等を直接に補佐する者としての経験の確認

…手引きP.4 Ⅱ-1-(2)-カ・キ・ク

「当該建設業者又は建設業を営む者における5年以上の財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を有する者」を確認するため、以下①及び②の書類の写しを提出してください。

- ①業務分掌規程又は過去の稟議書（又は、これに準ずる書類）
②人事発令書（又は、これに準ずる書類）

※「財務管理の経験」、「労務管理の経験」、「業務運営の経験」それぞれについて、確認書類の提出が必要となります。

※この3名は、業務経験を証明できる限り同一人であっても構いませんが、「常勤役員等」と兼ねることはできません。

※財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験について、その期間が重複していても問題はありません。

(I) 「過去に建設業許可業者において経營業務の管理責任者を務めていた場合」の経験の確認

- ・当時の常勤役員等証明書（様式第7号）

※以前に許可業者の経營業務管理責任者を務めていた場合については、原則として上記の資料の提出を必要としますが、それらが用意できない場合には、当時の許可申請書類等の写しなど必要事項を証明しうるものにより経験の確認を行います。

(2) 「専任技術者」の資格の確認

ア 国家資格者の場合

合格証明書、免許証等の写しを申請書等に添付してください。

※実務経験が必要な資格は、「実務経験証明書」も申請書等への添付が必要です。

イ 実務経験の場合

「実務経験証明書（様式第9号）」を申請書等に添付するとともに、以下の資料を提出してください。

①実務経験内容を確認できる資料

「実務経験証明書」において、業種の確認が困難な場合等については、契約書又は注文書の写し等工事請負の実態及び業種がわかるものを提出していただきます。

※契約当事者双方の合意に基づいて作成されたことが証明できる書類（見積書、請求書等に発注者の証明があるものを含む。）は確認資料として認めます。

②指定学科の卒業証明書（法第7条2号イの場合）

※卒業証明書の場合は、原本を申請書等に添付してください。

※卒業証書の場合は、写しを申請書等に添付してください。

※実務経験期間の重複は認められません。

※法第7条第2号ロ該当の場合、1業種ごとに10年の実務経験が必要です。

（2業種の場合 20年）

なお、詳細については、手引きP.12・13を参照願います。

※過去に建設業許可業者において専任技術者を務めていた方について、その当時の許可申請書を確認資料としたい場合には、個別にご相談ください。

ウ 指導監督的実務経験の場合（特定建設業 法第15条第2号口該当）

「指導監督的実務経験証明書（様式第10号）」及び国家資格者証の写し等を申請書に添付するとともに、「指導監督的実務経験証明書」に記載した全ての工事に係る契約書又は注文書等の写しを添付してください。

エ 大臣特認の場合（特定建設業 法第15条第2号ハ該当）

国土交通大臣の認定書（現在有効なもの）の写しを申請書等に添付してください。

6 一般建設業許可の財産的基礎の確認 [新規申請、般特新規、業種追加の場合]

申請時の直前決算期における貸借対照表において、自己資本の額が500万円未満の場合は、申請者の取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書の原本を提出してください。

※証明書記載の証明基準日（注. 発行日ではありません。）が申請直前1か月以内のものを提出願います。

※申請の直前決算期における貸借対照表で自己資本*の額が500万円以上の場合は省略可能です。

※特定建設業については、財務諸表により確認を行うため確認資料は不要です。

<自己資本とは>

法人	・貸借対照表における純資産合計の額
個人	①期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から 事業主貸勘定の額を控除した額 + ② 負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額

※手引きP. 15「一般建設業（注. 1）」参照

7 健康保険等の加入状況の確認

(1) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）関係

事業所整理記号・事業所番号の確認として、以下の書面の写し（直近のもの）を提出してください。

ア	健康保険（全国健康保険協会）に加入の場合（以下のいずれか） (ア)領収証書 (イ)保険納入告知額・領収済通知書 (ウ)社会保険料納入確認（申請）書 ※受付印（受理日がわかる）もの (エ)社会保険料納入証明書 (オ)健康保険・厚生年金保険資格取得確認通知書 (カ)被保険者標準報酬決定通知書
イ	組管掌健康保険に加入の場合（以下の2点） ①健康保険について・・・健康保険組合発行の保険料領収証書 ②厚生年金保険について・・・上記(ア)～(カ)のいずれか
ウ	健康保険の適用除外を受けて建設国保等に加入の場合（以下の2点） ①健康保険について・・・適用除外承認書、適用除外承認証明書 又は国保組合の加入証明書 ②厚生年金保険について・・・上記(ア)～(カ)のいずれか

(2) 雇用保険関係

労働保険番号の確認として、以下の書面のいずれかの写し（直近のもの）を提出してください。

①労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書
②事務組合による労働保険料等納入通知書及び領収済通知書 ※書類の名称については、保険料納入告知書、労働保険料等領収書など 当該書類を発出する事務組合により異なることがあります。
③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

8 法人番号の確認

国税庁から送付された「法人番号指定通知書」の写し又は「国税庁法人番号公表サイトの法人情報の画面を印刷したもの」を提出してください。

【国税庁法人番号公表サイト】 <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

9 廃業理由の確認

廃業等の理由が「(5)許可を受けた建設業を廃止したとき」以外の場合については、以下の資料（写し可）を提出してください。

※廃業届の提出に当たっては、適法な届出者であるかどうかを窓口で確認する場合があります。

(1) 許可に係る建設業者（個人事業主）が死亡した場合 「戸籍謄本（除籍謄本）」又はその他死亡年月日及び届出者が建設業者の相続人であることが確認できる書類
(2) 法人が合併により消滅した場合 「登記事項証明書」又はその他合併により法人が消滅したことが確認できる書類
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 「破産手続開始通知書」、「官報」又はその他破産手続開始が決定したことが確認できる書類のいずれか
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 「登記事項証明書」

<ケース別必要書類一覧表>

許可を受けた後に、次の事項に該当した場合は、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。また、廃業の理由ごとに届出をすべき者が定められています。廃業届の提出に当たっては、適法な届出者であるかどうかを窓口で確認しますので、廃業届と併せて下記の資料をご持参ください。

廃業等の理由	届出をすべき者	提出していただく資料 (写し可)	原本を確認する資料 (提出不要)
(1) 許可を受けた建設業者（個人事業主）が死亡したとき	相続人		戸籍謄本等 (相続関係及び死亡年月日がわかるもの)
(2) 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	登記事項証明書 (合併により法人が消滅したことがわかる、消滅した法人のもの)	
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人	登記事項証明書 (破産したことが確認できるもの) 又は破産管財人の証明書 (裁判所証明のものに限る)	
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人	登記事項証明書 (法人が解散したことが確認できるもの)	
(5) 許可を受けた建設業(の全部又は一部)を廃止したとき	許可を受けた者 (代表者)		法人の場合： 登記事項証明書 (届出時点の法人代表者がわかるもの) 個人の場合： 事業主本人の健康保険証等、身分確認ができるもの

Ⅶ 事業承継（法第17条の2・第17条の3）

これまで建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割及び相続を行った場合、新たに建設業許可を取り直すことが必要であったところ、令和2年10月1日に施行された改正法により事前の認可を受けることで、建設業者としての地位を承継することとなり、許可に係る建設業の全部を承継することができるようになりました。

認可された場合、許可番号は被承継人のものを引き続き使用することができ、承継人が建設業者である場合は、承継人が使用する許可番号を選択することができるようになりました。

なお、岐阜県へ申請していただくのは、承継人及び被承継人が共に岐阜県知事許可業者である場合のみとなります。

また、認可申請にかかる審査を円滑に実施するため、認可申請が必要となる場合には、承継人の申請窓口の土木事務所へなるべく早くお申し出のうえ、事前に打ち合わせを行うこととしてください。

(注. 1) 「建設業者としての地位を継承する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。

このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなります。

一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではありません。

(注. 2) 「許可に係る建設業の全部」とは、許可を受けている建設業の全てをいい、許可を受けている建設業の一部の許可のみの事業継承は認められません。

許可を受けている建設業の一部の事業継承を行う場合は、被承継人は当該許可を廃業した上で、承継人は再度当該建設業の新規の許可を受ける必要があります。

1 認可申請の手続き

認可については、紙申請のみとなります。

※ J C I P による申請：非対応

なお、認可申請をする場合、複雑な事例が多いことから、各土木事務所窓口に対する事前相談を推奨しています。

事前相談がない場合は、申請後の補正等に時間がかかり、承継の事実が発生する前までに認可できないことがあります。

(1) 申請書の提出先及び提出部数

提出先	承継先の主たる営業所を管轄する各土木事務所
提出部数	正本1部、申請者返却用副本1部、閲覧用副本1部 計3部

(2) 認可の申請区分

ア 事業譲渡

建設業許可業者を含む複数の事業者間で、建設業に関する事業の全部譲渡が行われる場合

※個人から法人への法人成り、法人廃業からの個人事業主開業を含みます。

イ 合併

建設業許可業者を含む複数の事業者間で、既許可業者の消滅を伴う企業合併（新設）又は吸収合併が行われる場合

ウ 分割

建設業許可業者が、企業分割によって建設業部門を引き継ぐ新たな建設業者を新設する、若しくは複数の事業者間で、建設業に関する事業が吸収分割により全部譲渡される場合

エ 相続

建設業者である個人事業主が死亡後、他の個人事業主への相続が行われた場合
※相続認可を申請できるのは、死亡後30日以内となります。

<令和2年10月の建設業法改正について>

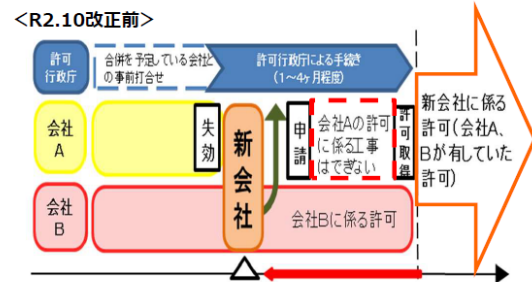
令和2年10月の建設業法改正により、事業承継の規定が整備され、**事前の認可**を受けることで、建設業の許可を承継することが可能となりました。

○ 建設業者の地位の承継について（建設業法第17条の2・3）

【R2.10改正前】

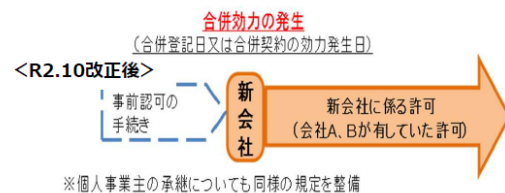
建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



【R2.10改正後】

今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



【参考・出典】国土交通省作成資料

(3) 認可申請手数料

手数料はかかりません。

(4) 標準処理期間

手引きP.24「IV. 許可申請の手続き-6. 標準処理期間」のとおり。

※事前相談がない場合は、補正などに時間がかかることがあります。

(5) 後日提出の書類について

事業承継及び相続において、一部の書類は一定の条件の下、認可受付後に後日提出とすることが認められています。

ただし、法令で定められた期限以内に提出がされない場合、事前認可の取消し処分の対象となるため、必ず期限以内に提出するようお願いいたします。

※健康保険の加入状況及びその確認資料については、「誓約書」（様式第22号の6）の提出が必要です。

※手引きP.39・40「VII 事業承継-2. 申請に必要な書類（法定書類）※¹及び※²」参照

(6) 認可後の許可の有効期間

承継の日の翌日から5年

※承継日当日も許可は有効です。

<例：令和6年2月19日が承継日となる場合>

- ・許可（認可）の有効期間：令和6年2月19日～
- ・更新申請の提出期限：有効期間満了日の3か月～30日前まで
- ・更新後の許可日：令和11年2月20日
- ・更新後の有効期間：令和11年2月20日～令和16年2月19日

<参考1：法人換新規における新規申請と事業承継の違い>

		許可番号変更の有無	申請手数料
法人換新規 (いわゆる 法人成り)	新規申請	有	9万円 ※詳細については 手引きP.18参照
	※事業承継	選択可 ※承継人又は被承継人 のいずれかの番号	不要

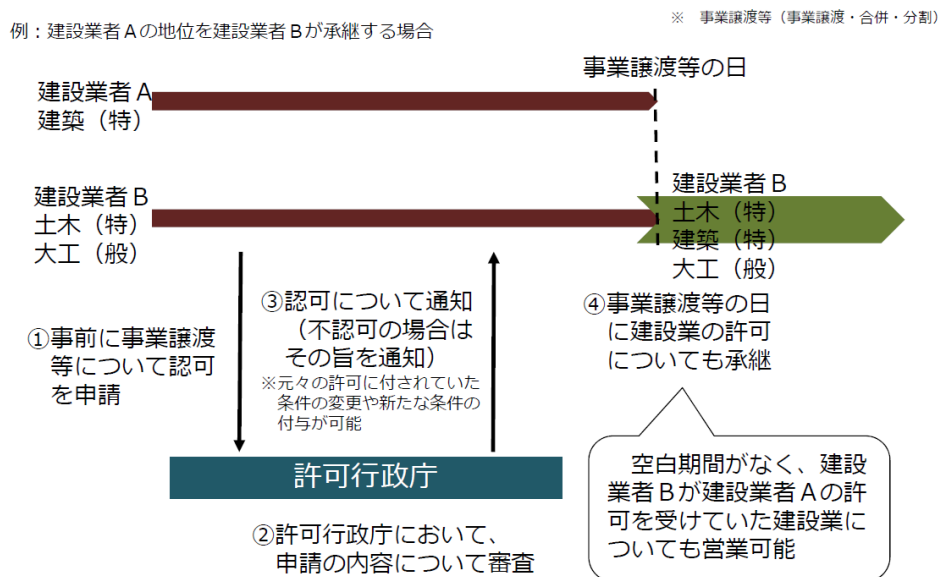
※別紙9「岐阜県知事許可に係る建設業許可Q&A」（岐阜県県土整備部技術検査課）
Q2-1参照

<参考2：承継のスキーム>

以下の手順により手続きを行うことで、空白期間がなく、建設業者Bが建設業者Aの許可を受けていた建設業についても営業可能となります。

- ①事前に事業譲渡等について許可行政庁へ認可を申請
- ②許可行政庁において、申請の内容について審査
- ③認可について通知（不認可の場合はその旨を通知）
※元々の許可に付されていた条件の変更や新たな条件の付与が可能
- ④事業譲渡等の日に建設業の許可についても承継

承継のスキームについて

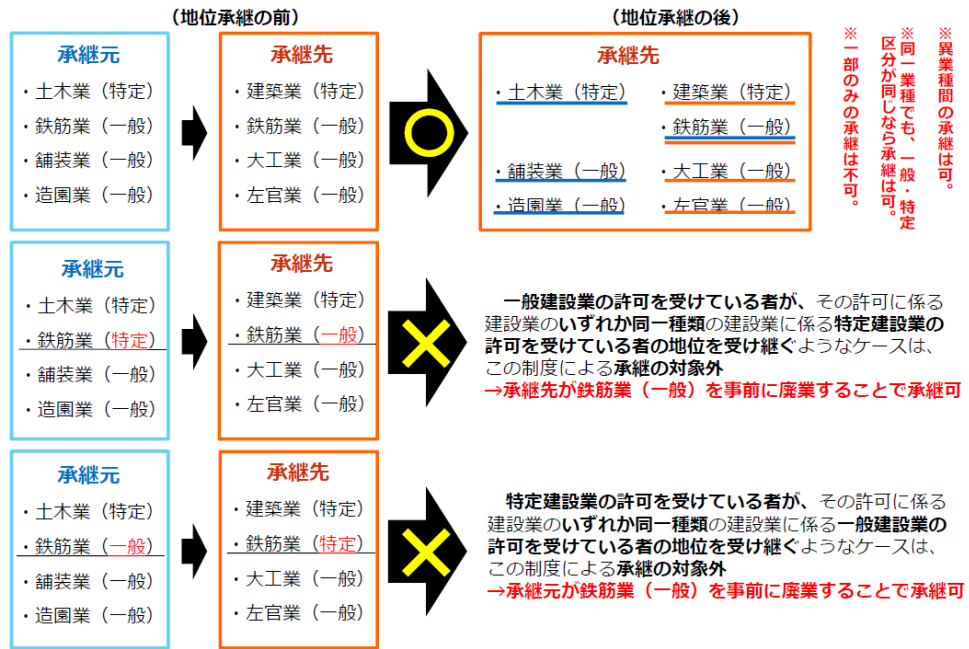


【参考・出典】国土交通省作成資料

<参考3：承継規定の対象外となるケース>

- ① 一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外となります。
 なお、この場合、承継先が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継が可能となります。
- ② 特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外となります。
 なお、この場合、承継元が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継が可能となります。

承継規定の対象外とするケース（建設業法第17条の2各項共通）

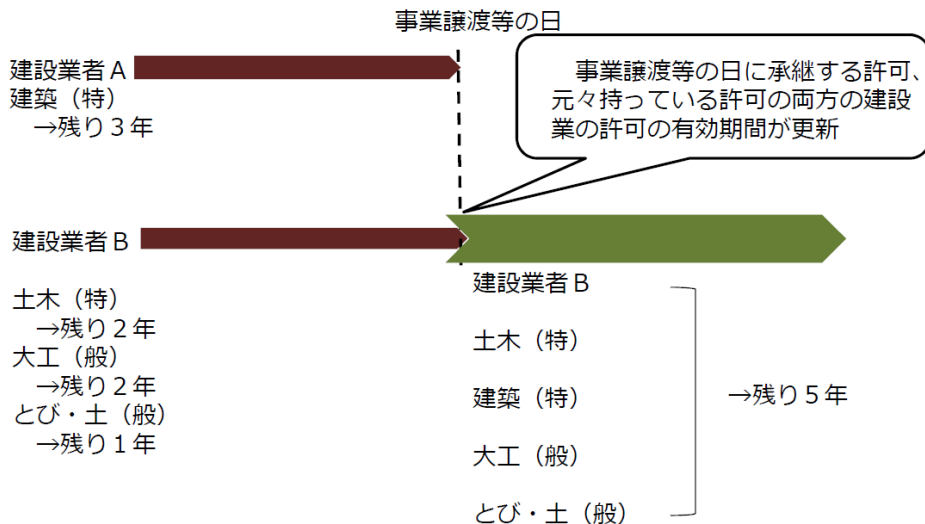


【参考・出典】国土交通省作成資料

<参考4：事業承継の認可を受けた場合の許可期間>

事業承継の認可により、事業譲渡等の日に承継する許可、元々持っている許可の両方の建設業の許可の有効期間が更新されます。

許可期間について



【参考・出典】国土交通省作成資料

2 申請に必要な書類（法定書類）

申請には申請書（法定書類）と確認資料が必要です。

- ・申請書 [正本 1 部、申請者返却用副本 1 部、閲覧用副本 1 部 計 3 部]

【凡例】

- ★：申請者返却用副本（1 部）にのみ添付。閲覧用副本には添付不要。
- ◎：必須書類
- ：該当する場合に提出
- ▲：いずれかを提出
- △：承継者が許可業者であれば省略可
- ◆：承継者が建設業者であり、かつ、直近の申請・届出から変更がある場合は提出が必要

添付	様式番号	申請書及び添付書類	申請区分				備考
			承継者等が許可有		承継者等が許可無		
			承継	相続	承継	相続	
	第 22 号の 5・7・8	譲渡／合併／分割認可申請書	◎		◎		・被承継者である建設業許可業者が複数ある場合は、全員分について「第2面」を作成(合併・分割のみ)。
	第 22 号の 10	相続認可申請書		◎		◎	
		別紙 1 役員等の一覧表	◎		◎		・執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まない。
		別紙 2 (1) 営業所一覧表(新規許可等)	◎	◎	◎	◎	
		別紙 4 専任技術者一覧表	◎	◎	◎	◎	
	第 2 号	工事経歴書(直前 1 期分)	△	△	◎	◎	
	第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	△	△	◎	◎	
	第 4 号	使用人数	◎	◎	◎	◎	
	第 6 号	誓約書	●	●	◎	◎	・直前の申請・届出から変更がある場合に提出。
★	法務局 本籍市町村	・登記されていないことの証明書 ※ ³ ・身分証明書 ※ ³	◆	◆	◎	◎	・手引き P.22・23 参照
★	第 7 号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 別紙 常勤役員等の略歴書	◆	◆	▲	▲	・第 7 号又は第 7 号の 2 のいずれか一方を提出
	第 7 号の 2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面) 同(第二面～第四面) 別紙一 常勤役員等の略歴書及び別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	◆	◆	▲	▲	
	第 7 号の 3	(1)・健康保険等の加入状況 ※ ²	▲	▲	▲	▲	
	第 22 号の 6 (承継)／ 第 22 号の 11 (相続)	(2) ・健康保険等の加入状況 及び ・その確認資料の提出に関する誓約書	▲	▲	▲	▲	・(1)又は(2)のいずれかを提出。 ・(2)は、申請時に、「健康保険等の加入状況」(様式第 7 号の 3)が提出不可の場合に提出。
★	第 8 号	専任技術者証明書(新規・変更)	◎	◎	◎	◎	・8 号に記載した技術者の該当資格の書類を添付。(削除時は不要)
★		技術検定合格証明書等の資格証明書(写)					
★		卒業証明書(原本)又は卒業証書(写)					
★	第 9 号	実務経歴証明書	◎	◎	◎	◎	
★		監理技術者資格者証(写)					
★	第 10 号	指導監督の実務経歴証明書					

第 11 号	令3条使用人の一覧表	●	●	●	●	・支店がある場合等に提出が必要。
★ 第 12 号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	◎	◎	◎	◎	・常勤役員等(経管)、直接補佐者については不要。
★ 第 13 号	令 3 条使用人の住所、生年月日等に関する調書	●	●	●	●	・12 号提出者は提出不要。
	定款 ※ ¹	◆		●		
★ 第 14 号	株主(出資者)調書 <法人用>	◆		◎		
第 15 号	貸借対照表 <法人用> ※ ⁴	◎		◎		
第 16 号	損益計算書 <法人用> ※ ¹	◎		◎		
第 17 号	株主資本等変動計算書 <法人用> ※ ¹	◎		◎		
第 17 号の2	注記表 <法人用> ※ ¹	◎		◎		
第 17 号の3	附属明細表 <法人用> ※ ¹	◎		◎		・資本金1億又は負債 200 億円以上の株式会社のみ。
第 18 号	貸借対照表 <個人事業主用> ※ ⁴		△		◎	
第 19 号	損益計算書 <個人事業主用>		△		◎	
★ 県税事務所	事業税の納税証明書 (納付すべき額及び納付済額の証明)	△	△	◎	◎	・法人又は個人事業税。
★ 法務局	登記事項証明書(商業登記簿謄本) ※ ³	◆		◎		
第 20 号	営業の沿革 ※ ¹	◎	◎	◎	◎	
第 20 号の2	所属建設業者団体 ※ ¹	◆	◆	◎	◎	
第 20 号の3	主要取引金融機関名	◆	◆	◎	◎	
★ 任意様式	委任状	●	●	●	●	・代理人(行政書士)による申請の場合。
確認資料① (新規申請にかかる確認資料と同じもの)		◎	◎	◎	◎	・手引き P.28 VI.申請・変更等に係る確認資料「許可申請-新規」を参照。 ・常勤役員等(経管)、専任技術者、令3条使用人及び社会保険等の加入状況の確認資料: ※ ²
確認資料② (承継方法 確認資料)	【事業承継】 (譲渡、合併、分割)契約書の写し、株主総会議事録、社員総会決議録、無限責任社員又は総社員の同意書等	◎		◎		
	【相続】 被相続人の死亡日が確認できる書類、申請者と被相続人との続柄が確認できる書類(住民票、戸籍など)、同意書(申請者以外に相続人がいる場合)など			◎		◎

※¹ (承継、相続の認可から) 30日以内。申請時に提出可能な場合は、提出可

※² (承継、相続の認可から) 2週間以内。申請時に提出可能な場合は、提出可

※³ 申請日の直前3か月以内に発行されたものを添付して下さい。(副本は写しで可)

※⁴ 事業承継に係る貸借対照表の記載等について

- ・承継者について作成します。
- ・承継者が許可業者であり、当該期について直近の申請又は届出で提出済みの場合は添付不要です。
- ・財産要件の確認は許可申請に準じて行います。
- ・一般許可の場合、被承継者が5年間継続して許可があれば財産要件を満たすと取り扱います。
- ・承継に係る契約において、財産等の引継ぎにより財務諸表に影響がある場合は、承継直後の財務諸表により財産要件を審査します。この場合、財務諸表(様式15号~19号)は承継後の提出となり、承継後に財産要件を満たさない場合は、認可を取り消す場合があります。
(これに該当する場合は主たる営業所(本店等)の所在地を管轄する土木事務所に事前相談してください。)

Ⅶ その他

1 許可証明書の交付について

入札参加資格申請等において、現に建設業の許可を有していることを証明する必要がある場合、変更後の内容（商号、代表者等）について証明が必要な場合に申請してください。

※許可通知書の再発行はできません。

申請窓口	主たる営業所の所在地を管轄する土木事務所
交付手数料	1通につき 350円
申請方法	「建設業許可証明申請書」の所定欄に「岐阜県収入証紙」を貼付し、申請窓口へ提出してください。 ※郵送の場合は、返信用封筒を同封してください。

2 建設業者提出書類の閲覧（法第13条）

岐阜県では、岐阜県知事許可業者が建設業法の規定に基づいて提出した書類が閲覧できるよう閲覧所を設置しています。

建設業者の施工実績、経営内容等に関する情報を提供し、適切な建設業者の選定の利便等に供することが、この閲覧制度の目的です。

閲覧場所	建設業者提出書類閲覧所内（岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁2F）
閲覧時間	月曜日・水曜日・金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00
閲覧可能な書類	建設業許可申請書、事業年度終了届出書、変更届出書など

3 経営事項審査（法第27条の23）

国・地方公共団体等から公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者は、経営事項審査（経営に関する客観的事項の審査）を必ず受けなければなりません。

経営事項審査制度の概要、申請手続等については、下記を参照してください。

【県HP：経営事項審査の広場】

トップ > 社会基盤 > 県土・都市整備 > 建設業・入札制度関係 > 経営事項審査の広場

http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/index_8767.html

4 建設業法に基づく監督処分（法第28条、第29条）

建設業者が不正行為等（法令違反、虚偽申請等）を行った場合、監督処分の対象となります。

監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可取消処分の3種類があります。

5 個人情報の取扱いについて

建設業許可申請等（変更等の届出を含む。）に係る個人情報の利用目的等については、別紙6「個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

6 その他

(1) 申請の受付や審査に関する行政指導に疑義がある場合の取扱い

申請の受付や審査に関する行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

<県政へのご意見・ご提案窓口>

【県HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ> 県政情報> 広報・広聴> 県政へのご意見・ご提案

<行政相談室（岐阜県庁内）>

電話：058-272-1140（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

F A X：058-278-2544

Email：c11127@pref.gifu.lg.jp

(2) 行政不服審査制度について

ア 申請が認められず不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。

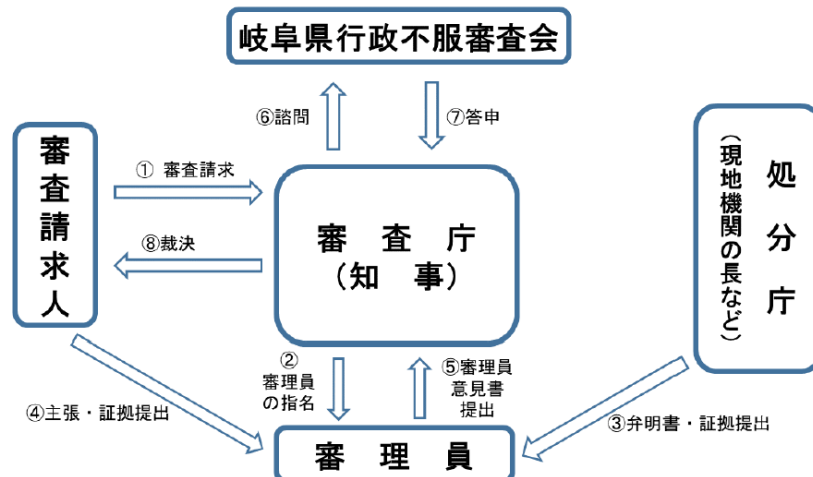
イ 審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。

ウ 審査請求の手続の流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。

審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。

<行政不服審査制度>

【県HP】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>



業種区分、建設工事の内容、例示、区分
の考え方

国土交通省資料(H29.11.10改正)

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	-
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆、灰、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ●ガラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ●『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
ロ	くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	-
ハ	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	-
ニ	コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
ホ	その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ● 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ● 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ● 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ● 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> ●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
しゅんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	-
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	<ul style="list-style-type: none"> ●下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> ●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	-
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ● 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ● 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ● 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ● 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	—
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	—
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ● 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧
及び
【許可】有資格コード一覧

国土交通省資料(令和 5 年 7 月 1 日施行)

別紙2 「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
11	1級建設機械施工管理技士	7			7							7																		
1A	1級建設機械施工管理技士（附則第4条該当）	7			7							7																		
1F	1級建設機械施工管理技士補																													
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7			7							7																		
1B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7			7							7																		
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
13	1級土木施工管理技士	7			7※	7	7	7※			7※	7	7※	7	7			7	7※		7※		7※		7※		7		7※	7
1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	7			7	7					7	7	7					7									7			
1H	1級土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※		7※		7※		7※		7※		7※	7※
14	2級土木施工管理技士	7			7〇	7	7	7〇			7〇	7	7〇	7	7			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7		7〇	7
1D	2級土木施工管理技士補	7			7	7					7	7	7														7			
1J	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7〇		7〇	7〇
15	2級土木施工管理技士				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7〇		7〇	7〇
1K	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7〇		7〇	7〇
16	2級土木施工管理技士				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7〇		7〇	7〇
1E	2級土木施工管理技士補				7																									
1L	2級土木施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇		7〇		7〇		7〇		7〇		7〇	7〇
20	1級建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7				7	7	7	7	7※	7			7	7※	7※	7※	7	
2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7				7	7	7	7	7	7			7					
2C	1級建築施工管理技士補				7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※
21	2級建築施工管理技士	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7
22	2級建築施工管理技士補	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7				7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7
2B	2級建築施工管理技士補	7	7	7	7	7	7	7			7	7	7				7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7	7
23	2級建築施工管理技士補				7	7	7〇	7	7			7	7〇				7	7	7	7	7	7〇	7			7	7〇	7〇	7〇	7〇
2D	2級建築施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇
27	1級電気工事施工管理技士								7												7※									7※
2E	1級電気工事施工管理技士補																				7※									7※
28	2級電気工事施工管理技士								7												7〇									7〇
2F	2級電気工事施工管理技士補																				7〇									7〇
29	1級管工事施工管理技士								7			7※	7※	7※	7※						7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
2G	1級管工事施工管理技士補											7※	7※	7※	7※						7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
30	2級管工事施工管理技士								7			7〇	7〇	7〇	7〇						7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
3A	2級管工事施工管理技士補											7〇	7〇	7〇	7〇						7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
31	1級電気通信工事施工管理技士																													
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																													
32	2級電気通信工事施工管理技士																													
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																													
33	1級造園施工管理技士				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※						7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
3D	1級造園施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※	7※						7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
34	2級造園施工管理技士				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇						7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
3E	2級造園施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇						7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇

建設業法（技術検定）

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建築士法	37	1級建築士		7	7			7			7	7							7													
	38	2級建築士		7	7			7			7								7													
	39	木造建築士			7																											
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	7			7		7				7	7											7							7	
	4A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	7			7		7				7	7											7								
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	7			7		7			7	7	7	7										7							7	
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	7			7		7			7	7	7	7										7								
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																										
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	7			7																										
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							7														7									
	45	機械・総合技術監理（機械）																				7										
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）									7											7										
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																		7			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7														7			7				
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7				7									7																
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	7				7									7																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																						7								
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7				7																		7							
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	7				7																		7							
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																					
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																			7		
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																			7		7	
電気工事士法	55	第1種電気工事士							7																							
	56	第2種電気工事士【3年】							7																							
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】							7																							
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者【5年】																					7									
	35	工事担任者【3年】																					7									
水道法	65	給水装置工事主任技術者【1年】							7																							
消防法	68	甲種消防設備士																												7		
	69	乙種消防設備士																												7		

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			7																										
64	型枠施工			7	7																									
6B	型枠施工（附則第4条該当）			7	7																									
72	左官				7																									
57	とび・とび工					7																								7
5B	とび・とび工（附則第4条該当）					7																								
73	コンクリート圧送施工					7																								
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）					7																								
66	ウェルポイント施工					7																								
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）					7																								
74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管									7																				
75	給排水衛生設備配管									7																				
76	配管（注1）・配管工									7																				
70	建築板金「ダクト板金作業」							7		7						7														
77	タイル張り・タイル張り工									7																				
78	築炉・築炉工・れんが積み									7																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							7		7																				
80	石工・石材施工・石積み							7																						
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>										7																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																		
83	工場板金																7													
84	板金・建築板金・板金工（注4）							7									7													
85	板金・板金工・打出し板金																	7												
86	かわらぶき・スレート施工							7																						
87	ガラス施工																	7												
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																		7											
89	建築塗装・建築塗装工																			7										
90	金属塗装・金属塗装工																				7									
91	噴霧塗装																					7								
67	路面標示施工																													
92	畳製作・畳工																													
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																													
94	熱絶縁施工																													
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																													
96	造園																													
97	防水施工																													
98	さく井																													

職業能力開発促進法

※等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	銅	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
61	地すべり防止工事					7																				7				
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）					7																				7				
40	基礎くい工事				7																									
62	建築設備士							7	7																					
63	計装							7	7																					
60	解体工事																													7
36	登録電気工事基幹技能者							7																						7
	登録橋梁基幹技能者				7						7																			
	登録造園基幹技能者																										7			
	登録コンクリート圧送基幹技能者				7																									
	登録防水基幹技能者																			7										
	登録トンネル基幹技能者				7																									
	登録建設塗装基幹技能者																			7										
	登録左官基幹技能者				7																									
	登録機械土工基幹技能者				7																									
	登録海上起重基幹技能者																													
	登録PC基幹技能者					7							7																	
	登録鉄筋基幹技能者													7																
	登録圧接基幹技能者													7																
	登録型枠基幹技能者				7																									
	登録配管基幹技能者																													
	登録鷹・土工基幹技能者					7																								
	登録切断穿孔基幹技能者					7																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																													
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													
	登録エクステリア基幹技能者					7	7					7																		
	登録建築板金基幹技能者								7																					
	登録外壁仕上基幹技能者					7																								
	登録ダクト基幹技能者																													
	登録保温保冷基幹技能者																													
	登録グラウト基幹技能者					7																								
	登録冷凍空調基幹技能者																													
登録運動施設基幹技能者					7																									
登録基礎工基幹技能者					7																									
登録タイル張り基幹技能者																														
登録標識・路面標示基幹技能者					7																									
登録消火設備基幹技能者																														
登録建築大工基幹技能者					7																									
登録硝子工事基幹技能者																														
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8*」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定了業種

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3										3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6
11	1級建設機械施工管理技士	9				9							9																
1A	1級建設機械施工管理技士（附則第4条該当）	9				9							9																
1F	1級建設機械施工管理技士補																												
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																							
1B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）					8																							
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																												
13	1級土木施工管理技士	9		8*	9	9	8*			8*	9	8*	9	9		9	8*		8*		8*		8*	9	8*	9	8*	9	
1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	9			9	9				9	9	9	9	9		9								9					
1H	1級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
14	2級土木施工管理技士	土木		8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o		8o		8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
1D		土木（附則第4条該当）		8	8					8						8							8						
1J	2級土木施工管理技士補	土木		8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o		8o		8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
15	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装	8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o		8o		8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
1K		鋼構造物塗装	8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o		8o		8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
16	2級土木施工管理技士	種別	薬液注入	8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o		8o		8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
1E		薬液注入（附則第4条該当）	8							8						8							8						
1L	2級土木施工管理技士補	種別	薬液注入	8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o		8o		8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
20	1級建築施工管理技士		9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8*	9		9	8*	8*	8*	9		
2C	1級建築施工管理技士補		8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）		9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	9	9		9						
21	2級建築施工管理技士	種別	建	8o	8o	8o	8o	8o			8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
22		躯体	8	8o	8	8o	8o			8	8			8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
2B		躯体（附則第4条該当）	8	8						8	8					8								8					
23		種別	仕	8	8	8o	8	8			8	8o			8	8	8	8	8	8o	8		8	8o	8o	8o	8o	8o	8o
2D	2級建築施工管理技士補		8o	8o	8o	8o	8o			8o	8o			8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
27	1級電気工事施工管理技士							9												8*							8*		
2E	1級電気工事施工管理技士補																			8*							8*		
28	2級電気工事施工管理技士																			8o							8o		
2F	2級電気工事施工管理技士補																			8o							8o		
29	1級管工事施工管理技士							9			8*	8*	8*							8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
2G	1級管工事施工管理技士補										8*	8*	8*							8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
30	2級管工事施工管理技士										8o	8o	8o							8o	8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
3A	2級管工事施工管理技士補										8o	8o	8o							8o	8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
31	1級電気通信工事施工管理技士																					9							
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																												
32	2級電気通信工事施工管理技士																					8							
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																												
33	1級造園施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*			8*	8*				8*		8*	9	8*	8*	8*	8*	8*	8*
3D	1級造園施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*			8*	8*				8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
34	2級造園施工管理技士			8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o			8o	8o				8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o
3E	2級造園施工管理技士補			8o	8o	8o	8o			8o	8o	8o			8o	8o				8o		8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o	8o

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
建築士法	37	1級建築士		9	9			9			9	9							9											
	38	2級建築士			8			8			8								8											
	39	木造建築士			8																									
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9		9				9	9											9						9
	4A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	9			9		9				9	9											9						9
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9		9				9	9												9					9
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	9			9		9				9	9												9					9
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																								
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	9			9																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9														9							
	45	機械・総合技術監理（機械）																				9								
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）								9												9								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																			9	
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9																9		9		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9									9															
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	9			9									9															
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																						9						
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																			9					
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	9			9																			9					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								9																				
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								9																			9		
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								9																		9	9		
電気工事士法	55	第1種電気工事士																												
	56	第2種電気工事士 【3年】																												
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】																												
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																					8							
	35	工事担任者 【3年】																					8							
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																												
消防法	68	甲種消防設備士																											8	
	69	乙種消防設備士																											8	

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
71	建築大工			8																											
64	型枠施工			8	8																										
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																										
72	左官				8																										
57	とび・とび工					8																								8	
5B	とび・とび工（附則第4条該当）					8																									
73	コンクリート圧送施工					8																									
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）					8																									
66	ウェルポイント施工					8																									
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）					8																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																														
75	給排水衛生設備配管																														
76	配管（注1）・配管工																														
70	建築板金「ダクト板金作業」						8								8																
77	タイル張り・タイル張り工									8																					
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																					
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8			8																					
80	石工・石材施工・石積み						8																								
81	鉄工（注2）・製罐 <small>せいかん</small>																														
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										8																				
83	工場板金															8															
84	板金・建築板金・板金工（注4）						8								8																
85	板金・板金工・打出し板金															8															
86	かわらぶき・スレート施工						8																								
87	ガラス施工															8															
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																8														
89	建築塗装・建築塗装工																8														
90	金属塗装・金属塗装工																8														
91	噴霧塗装																8														
67	路面標示施工																8														
92	畳製作・畳工																			8											
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			8											
94	熱絶縁施工																				8										
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										8				
96	造園																														
97	防水施工																		8												
98	さく井																									8					

職業能力開発促進法

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年

【許可】有資格コード一覧（解体工事業）

◎注意

解体工事業に係る専任技術者の要件を満たすためには、一定の資格や経験の他に、要件が必要になる場合があります。詳細は以下一覧表の資格区分に対応する備考欄をご参照ください。

- 「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
- 「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）
- 「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）
- 「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験3年）
- 「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験5年）
- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験3年＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「8〇」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋実務経験5年＋2年以上の指導監督的実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分		解体工事業		備考	
			一般	特定		
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	2		
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）		4	5		
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）		4	6		
建設業法（技術検定）	13	1級土木施工管理技士	7	9	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者	
	1H	1級土木施工管理技士補	7※	8※		
	14	2級土木施工管理技士	種別 土木 鋼構造物塗装 鋼構造物塗装 薬液注入 薬液注入	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	1J	2級土木施工管理技士補		7〇	8〇	
	15	2級土木施工管理技士		7〇	8〇	
	1K	2級土木施工管理技士補		7〇	8〇	
	16	2級土木施工管理技士		7〇	8〇	
	1L	2級土木施工管理技士補		7〇	8〇	
	20	1級建築施工管理技士		7	9	
	2C	1級建築施工管理技士補	7※	8※		
	21	2級建築施工管理技士	種別 建築 躯体 仕上げ	7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	22			7	8	①平成28年度以降の合格者 ②平成27年度までの合格者のうち、登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者
	23			7〇	8〇	
	2D			7〇	8〇	
	33	1級造園施工管理技士	7※	8※		
	3D	1級造園施工管理技士補	7※	8※		
34	2級造園施工管理技士	7〇	8〇			
3E	2級造園施工管理技士補	7〇	8〇			
技術士法	41	建設（「鋼構造及びコンクリート」を除く）・ 総合技術監理「建設」（鋼構造及びコンクリートを除く）	7	9	登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」 ・総合技術監理「建設—鋼構造及びコンクリート」	7	9	登録解体工事講習を修了または解体工事に関する実務経験が1年以上ある者	
職業能力開発促進法	57	とび・とび工	7	8	一般・特定とも、等級区分が2級の場合は合格後3年以上の解体工事業に関する実務経験が必要（平成16年4月1日までの合格者は解体工事業の実務経験1年以上）	
建設業法施行規則	60	解体工事（解体工事施工技士）	7	8		

指定学科一覧

指定学科一覧（建設業法施行規則第1条）

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

■具体的な指定学科・類似学科の例示

- ・学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えが可能です。
- ・「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」は置き換えできません。

(例) ○建設科≒建設学科、土木科≒土木工学科

×農林工学科≠農林科、林業工学科≠林業学科

【土木工学】								
開発科	海洋科	海洋開発科	海洋土木科	環境造園科	環境科	環境開発科	環境建設科	環境整備科
環境設計科	環境土木科	環境緑化科	環境緑地科	建設科	建設環境科	建設技術科	建設基礎科	建設工業科
建設システム科	建築土木科	鉱山土木科	構造科	砂防科	資源開発科	社会開発科	社会建設科	森林工学科
森林土木科	水工土木科	生活環境科学科	生活環境科	造園科	造園デザイン科	造園土木科	造園緑地科	造園林科
地域開発科学科	治山学科	地質科	土木科	土木海洋科	土木環境科	土木建設科	土木建築科	土木地質科
農業開発科	農業技術科	農業土木科	農林工学科	農業工学科	農林土木科	緑地園芸科	緑地科	緑地土木科
林業工学科	林業土木科	林業緑地科	学科名に関係なく<生産環境工学・農業土工学・農業工学>コース・講座・専修・専攻					

【建築学】								【鉱山学】
環境計画科	建築科	建築システム科	建築設備科	建築第二科	住居科	住居デザイン科	造形科	鉱山科

【都市工学】			【衛生工学】					
環境都市科	都市科	都市システム科	衛生科	環境科	空調設備科	設備科	設備工業科	設備システム科

【電気工学】								
応用電子科	システム科	情報科	情報電子科	制御科	通信科	電気科	電気技術科	電気工学第二科
電気情報科	電気設備科	電気通信科	電気電子科	電気・電子科	電気電子システム科	電気電子情報科	電子応用科	電子科
電子技術科	電子工業科	電子システム科	電子情報科	電子情報システム科	電子通信科	電子電気科	電波通信科	電力科

【機械工学】								【電気通信学】
エネルギー機械科	応用機械科	機械科	機械技術科	機械工学第二科	機械航空科	機械工作科	機械システム科	電気通信科
機械情報科	機械情報システム科	機械精密システム科	機械設計科	機械電気科	建設機械科	航空宇宙科	航空宇宙システム科	
航空科	交通機械科	産業機械科	自動車科	自動車工業科	生産機械科	精密科	精密機械科	
船舶科	船舶海洋科	船舶海洋システム科	造船科	電子機械科	電子制御機械科	動力機械科	農業機械科	
学科名に関係なく機械（工学）コース・講座・専修・専攻								

※上記以外の学科については、必要に応じて、申請窓口の土木事務所にご相談ください。

なお、指定学科は、学校教育法に基づく学校でなければならない、大学院や職業訓練校、他の法律に基づく各種学校等は対象とはなりません。

(参考)

高等学校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業 +実務経験5年
中等教育学校	平成10年に学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	
大学、短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 +実務経験3年
高等専門学校	学科、専攻科	
専修学校	専門課程、学科	指定学科卒業 +実務経験5年 (専門士、高度専門士であれば3年)

県内市町村コード表

■ 建設業許可申請・届出 岐阜県内 市町村コード

管轄	市町村名	コード
岐 阜 土木事務所	岐阜市	21201
	羽島市	21209
	各務原市	21213
	山県市	21215
	瑞穂市	21216
	本巣市	21218
	羽島郡 岐南町	21302
	羽島郡 笠松町	21303
	本巣郡 北方町	21421
大 垣 土木事務所	大垣市	21202
	海津市	21221
	養老郡 養老町	21341
	不破郡 垂井町	21361
	不破郡 関ヶ原町	21362
	安八郡 神戸町	21381
	安八郡 輪之内町	21382
	安八郡 安八町	21383
揖 斐 土木事務所	揖斐郡 揖斐川町	21401
	揖斐郡 大野町	21403
	揖斐郡 池田町	21404
美 濃 土木事務所	関市	21205
	美濃市	21207
郡 上 土木事務所	郡上市	21219
可 茂 土木事務所	美濃加茂市	21211
	可児市	21214
	加茂郡 坂祝町	21501
	加茂郡 富加町	21502
	加茂郡 川辺町	21503
	加茂郡 七宗町	21504
	加茂郡 八百津町	21505
	加茂郡 白川町	21506
	加茂郡 東白川村	21507
	可児郡 御嵩町	21521
多治見 土木事務所	多治見市	21204
	瑞浪市	21208
	土岐市	21212
恵 那 土木事務所	中津川市	21206
	恵那市	21210
下 呂 土木事務所	下呂市	21220
高 山 土木事務所	高山市 (国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域を除く)	21203
	大野郡 白川村	21604
古 川 土木事務所	飛騨市	21217
	高山市 (国府町、上宝町及び奥飛騨温泉郷の区域)	21299

一般建設業に係る実務経験要件
(建設業法第7条第2号ロ) の緩和

一般建設業に係る実務経験要件（建設業法第7条第2号ロ）の緩和

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

個人情報の取扱いについて

岐阜県知事の許可を受けている建設業者(新規許可申請をする者を含む。)の皆様へ

◆◆◆ 重要なお知らせ ◆◆◆ － 個人情報の取扱いについて －

【建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等】

岐阜県知事が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書(同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条(第17条で準用するものを含む。))に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務(国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合があります。)
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
5. 岐阜県個人情報保護条例第7条第1項の規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 法令等に定めがあるとき
 - ③ 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - ④ 出版、報道等により公にされているとき
 - ⑤ 実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下この項において「他の実施機関等」という。)に提供する場合であって、事務又は事業の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 他の実施機関等以外のものに提供する場合であって、提供することに特別な理由があると認められるとき

【経営事項審査(経営規模等評価及び総合評定値)申請に係る個人情報の利用目的等】

岐阜県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出される経営規模等評価の申請書及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求(以下「経営事項審査申請等」という。)により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 経営事項審査申請等の審査事務
2. 経営事項審査申請等を行った者に対する指導監督等の事務

【経営事項審査(経営規模等評価及び総合評定値)の審査結果に係る個人情報の利用目的等】

岐阜県知事が、建設業法第27条の26の規定に基づき提出された経営規模等評価の申請及び第27条の29の規定に基づき提出される総合評定値の請求により提出された申請等の審査結果(以下「経営事項審査審査結果」という。)に作成する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者に対する経営事項審査審査結果の通知(公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。)
2. 経営事項審査結果の公表及び閲覧(公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターにおいて行っております。)
3. 経営事項審査結果を受けた者に対する指導監督等の事務
4. 岐阜県個人情報保護条例第7条第1項の規定による次の利用又は提供
 - ① 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ② 法令等に定めがあるとき
 - ③ 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - ④ 出版、報道等により公にされているとき
 - ⑤ 実施機関の内部で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体若しくは県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下この項において「他の実施機関等」という。)に提供する場合であって、事務又は事業の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき
 - ⑥ 他の実施機関等以外のものに提供する場合であって、提供することに特別な理由があると認められるとき

記載要領・許可申請書等記載例

記載要領 [様式第一号 建設業許可申請書]

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
 - 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
 - 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 (株)建設
B建設(有))
- | 種 類 | 略 号 |
|---------|-----|
| 株 式 会 社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合 名 会 社 | (名) |
| 合 資 会 社 | (資) |
| 合 同 会 社 | (合) |
| 協 同 組 合 | (同) |
| 協 業 組 合 | (業) |
| 企 業 組 合 | (企) |
- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
 - 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
 - 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

13 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関区 のように記入すること。

14 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111 のように左詰めで記入すること。

15 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16 「許可換えの区分」の欄並びに 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領 [様式第一号 別紙二 (1) 営業所一覧表 (新規許可等)]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠 (以下「カラム」という。) に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の () 内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業 (土)	鋼構造物工事業 (鋼)	熱絶縁工事業 (絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業 (通)
大工工事業 (大)	舗装工事業 (舗)	造園工事業 (園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業 (しゅ)	さく井工事業 (井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業 (板)	建具工事業 (具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業 (水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業 (消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業 (清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業 (内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業 (機)	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック (総務省編「全国地方公共団体コード」) により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については- (ハイフン) を用いて、例えば震 が 関 2
- 1 - 1 3 □のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ- (ハイフン) で区切り、例えば0 3 -
5 2 5 3 - 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

記載要領[様式第一号 別紙四 専任技術者一覧表]

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載例（新規申請の場合）

○ ← ステープラ(ホッチキス) 又は 綴り紐で綴じること → ○

区分	提出先	提出部数
岐阜県知事許可	土木事務所 総務課	正1部、副2部

建設業許可申請書

書類作成代行連絡先記入欄
行政書士名又は行政書士法人名

申請区分	説明
① 新規	現在、有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない場合
2 許可換新規	申請しようとする許可行政庁以外の許可行政庁から、現在有効な許可を受けている場合
3 般・特新規	(1)一般許可のみ受けている者が、新たに特定許可を申請する場合 (2)特定許可のみ受けている者が、新たに一般許可を申請する場合
4 業種追加	(1)一般許可を受けている者が、他の業種について一般許可を申請する場合 (2)特定許可を受けている者が、他の業種について特定許可を申請する場合
5 更新	現在許可を受けている業種について、有効期限満了後も許可の効力を継続させるため申請する場合
6 般・特新規+業種追加	般・特新規及び業種追加を同時に申請する場合
7 般・特新規+更新	般・特新規及び更新を同時に申請する場合
8 業種追加+更新	業種追加及び更新を同時に申請する場合
9 般・特新規+業種追加+更新	般・特新規、業種追加及び更新を同時に申請する場合

(注) 該当する申請区分について、1~9のいずれか一つの数字を○で囲むこと。

郵便番号 **5 0 0 - 8 5 7 0**

主たる営業所の所在地 **岐阜市藪田南2-1-1**

(フリガナ) **ギフケンセツ**

商号又は名称 **岐阜建設(株)**

(フリガナ) **ギフ タロウ**

代表者氏名 **代表取締役 岐阜 太郎**

市外局番
電話番号 (**058**) **272** - **1111**

許可番号※	許可年月日※
(-) 第 号	令和 年 月 日

※この欄は記入しないこと。



許可を受けようとする建設業							
許可区分	業種	許可区分	業種	許可区分	業種	許可区分	業種
般 (特)	土木工事業	般 特	管工事業	般 特	塗装工事業	般 特	建具工事業
(特)	建築工事業	般 特	タイル・れんが・ブロック工事業	般 特	防水工事業	般 (特)	水道施設工事業
般 特	大土工事業	般 特	鋼構造物工事業	般 特	内装仕上工事業	般 特	消防施設工事業
般 特	左官工事業	般 特	鉄筋工事業	般 特	機械器具設置工事業	般 特	清掃施設工事業
般 (特)	とび・土工事業	般 特	舗装工事業	般 特	熱絶縁工事業	(特)	解体工事業
般 特	石工事業	般 特	しゅんせつ工事業	般 特	電気通信工事業		
般 特	屋根工事業	般 特	板金工事業	般 特	造園工事業		
般 特	電気工事業	般 特	ガラス工事業	般 特	さく井工事業		

(注) 許可を受けようとする建設業について、般(一般建設業)又は、特(特定建設業)のいずれかの文字を○で囲むこと。

記載例 (新規申請の場合)

00001

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 6年 4月 1日

行政書士の代理申請の場合は、申請者名等を記載し、その下に代理人の住所・職氏名を記載します。

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

申請者 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設 株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

行政庁側記入欄
大臣 知事 コード
許可番号 01
国土交通大臣 許可 (一般) 第 0000000000 号
令和 00 年 00 月 00 日

「行政庁側記入欄」は記入しない

許可年月日

申請の区分 02
申請年月日 令和 00 年 00 月 00 日

許可の有効期間の調整 2
(1. する)
(2. しない)

新規は、「2」を記入
有効期間の異なる2以上の許可を1つにまとめる(許可日を統一する)場合のみ「1」、それ以外は「2」を記入

許可を受けようとする建設業 04
申請時において既に許可を受けている建設業 05
商号又は名称のフリガナ 06
商号又は名称 07
代表者又は個人の氏名のフリガナ 08
代表者又は個人の氏名 09

項番04: 今回 許可を申請する業種
項番05: 申請時に許可を受けている業種について、一般「1」、特定「2」を記入
* 更新の場合、項番04・05に同じ数字を記入

濁音又は半濁音を表す文字については、1文字として扱う。[例: ギ、パ] (株)等、法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しない。

法人の種類を表す文字については、記載要領の略号を用いること。[例: 株式会社→(株)]

姓と名の間は1カラム空けて記入

申請者が個人の場合において、支配人登記を行っている場合のみ記載

主たる営業所の所在地市区町村コード 10
主たる営業所の所在地 11
郵便番号 12

市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を記入
丁目、番及び号については- (ハイフン) を用いて記入

左詰めで記入

ファックス番号 058-278-2734

法人又は個人の別 13
兼業の有無 14
資本金額又は出資総額 40000 (千円)
法人番号 4000020210005
建設業以外に行っている営業の種類 宅地建物取引業

右詰めで記入

申請者の法人番号を記入
個人事業者は記入しない

許可換えの区分 15
大臣 知事 コード
旧許可番号 16

「許可換え新規」の場合のみ記入

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。
許可申請書類を作成した方 又は 申請内容に係る質問等に応答できる方の氏名、電話番号、FAX番号を記入

連絡先
所属等 総務課 氏名 稲葉 司 電話番号 058-272-1111
ファックス番号 058-278-2734

記載例

営業所一覧表(新規許可等)

行政庁側記入欄

区 分 項番 3
8 1 1

「行政庁側記入欄」は記入しない

許可番号 項番 3
8 2

※「営業所」とは、
本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。
本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、建設業法第3条第1項の「営業所」に該当する。
建設業に関係のある事務所であっても特定の目的のため臨時に置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務連絡のために置かれる事務所は該当しない。

国土交通大臣 許可(特)第 号 令和 年 月 日
岐阜県知事

(主たる営業所)

主たる営業所の名称 フリガナ **ホンテン**
本店

記載例「新規」の場合
営業しようとする建設業 項番 3
2 1 2 1

変更前

※「主たる営業所」とは、
建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの(単なる登記上の本社、本店等)はこれに該当しない。
* 経營業務の管理責任者 及び 営業所の専任技術者 を置く営業所

* 従たる営業所が3箇所以上ある場合は、この欄は1枚目のみ記入する。

* 従たる営業所がない場合(主たる営業所のみ)は、「(従たる営業所)」の右横に「該当なし」と記載し、本様式を添付すること。

(従たる営業所)

記載例「新規」の場合
従たる営業所の名称 フリガナ **オオガキシテン**
大垣支店

項番 4
8 4

※「従たる営業所」には、
主たる営業所以外の「常時建設工事の請負契約を締結する営業所」が該当する。
兼業事業のみを行う営業所については、記入しないこと。
* 令第3条に規定する使用人 及び 営業所の専任技術者 を置く営業所

*「新規」の場合は、
すべての従たる営業所について記入すること

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 2 1 2 0 2 都道府県名 **岐阜県** 市区町村名 **大垣市**

従たる営業所の所在地 8 6 江崎町 4 2 2 - 3

郵便番号 8 7 5 0 3 - 0 8 3 8 電話番号 0 5 8 4 - 7 3 - 1 1 1 1

営業しようとする建設業 8 8 2 1 2 1

変更前

記入方法は申請書の項番10~12と同様

上段：当該営業所で営業しようとする業種
下段：空欄
について、一般「1」、特定「2」を記入

(従たる営業所)

記載例「業種追加」の場合
従たる営業所の名称 フリガナ **タジミシテン**
多治見支店

項番 4
8 4

*「業種追加」「般・特新規」の場合は、
営業しようとする業種が変更となる営業所についてのみ記入すること
(業種が変更とならない営業所については、記入不要)

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 2 1 2 0 4 都道府県名 **岐阜県** 市区町村名 **多治見市**

従たる営業所の所在地 8 6 上野町 5 - 6 8 - 1

郵便番号 8 7 5 0 7 - 8 7 0 8 電話番号 0 5 7 2 - 2 3 - 1 1 1 1

営業しようとする建設業 8 8 2 1 2 1

変更前

記入方法は申請書の項番10~12と同様

上段：「業種追加」「般・特新規」の場合、変更がない業種も含め、
当該営業所で営業しようとするすべての業種
下段：申請時に許可を受けている業種
について、一般「1」、特定「2」を記入

記載例

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる 営業所	本店	〒 500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 058-272-1111	土と水	建解
	大垣支店	〒 503-0838 大垣市江崎町422-3 0584-73-1111	土と	解
	多治見支店	〒 507-8708 多治見市上野町5-68-1 0572-23-1111	土と水	建解
従たる 営業所				
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 「営業しようとする建設業」の欄は、 今回の申請で、許可を受けようとする建設業のうち 当該営業所において営業しようとする建設業を 一般と特定に分けて、略号で記載する。 </div>			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>※「更新」と同時に「業種追加」「般・特新規」を申請する場合【申請区分7・8・9】の添付書類</p> <p>「別紙二（2）営業所一覧表（更新）」は使用せず、</p> <p>「別紙二（1）営業所一覧表（新規許可等）」に下記のとおり記載し、申請書に添付して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右上の余白に申請区分を記載 例：「区分8 業種追加+更新」 ・すべての営業所を記載 更新のみの営業所については、「（従たる営業所の名称）」の右横に「更新」と記載 </div>			

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

記載例

専任技術者一覧表

令和 6年 4月 1日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	ヤブタ イチロウ 藪田 一郎 ヤナイヅ ジロウ 柳津 二郎	土-9、と-9、水-9 建-7、解-7	13 21
大垣支店	イチハシ サブロウ 市橋 三郎	土-9、と-9、解-7	13
多治見支店	ホンジョウ シロウ 本荘 四郎 ウサ ゴロウ 宇佐 五郎	土-9、と-9、水-9 建-7 解-4	13 38 02

様式第1号別紙二(1)
(2)「営業所一覧表」と同一の順序で、各営業所ごとに分けて記入

国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入
実務経験の場合は住民票(ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字)で記入

専任技術者になる業種について、業種の略号と「-」(ハイフン)に続けて様式第8号の項番「64」にならってコードを記入

専任技術者として該当する国家資格、実務経験等について、様式第8号の項番「65」にならって有資格コードを記入

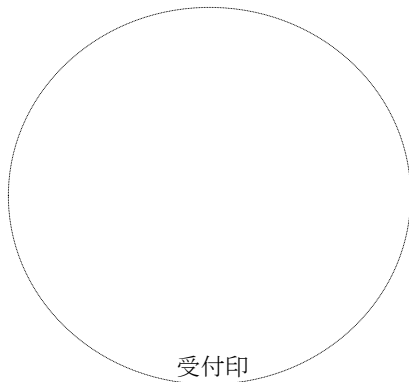
区分	提出先	提出部数
岐阜県知事許可	土木事務所 総務課	正1部、副2部

事業年度終了届出書

(第 18 期 事業年度 ・ 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで)

郵便番号	5 0 0 - 8 5 7 0
主たる営業所の所在地	岐阜市司町1
(フリガナ)	ギフヤブタクオウムテン
商号又は名称	(株)岐阜藪田工務店
(フリガナ)	ヤブタ ケンイチロウ
代表者氏名	代表取締役 藪田 建一郎
電話番号	市外局番 (0 5 8) 2 7 2 - 1 1 1 1

許可番号	許可年月日
(般 特 - 5) 第 999999 号	令和 5 年 5 月 10 日



受付印

行政書士 手続代行者	
---------------	--

変更届出書

令和 6年 7月 1日

不要のものを消す

法人番号を記載

許可番号
法人番号

国土交通大臣 許可 (般特 - 5) 第 999999 号
岐阜県知事
4000020210005

岐阜市司町1
株式会社 岐阜藪田工務店
届出者 代表取締役 藪田 建一郎

中部地方整備局長
岐阜県知事 様

事業年度 (第 18 期 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日まで)
が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

提出書類の該当番号に○を付ける

- (1) 工事経歴書
- (2) 工事施工金額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書及び注記表
- (5) 事業報告書
- (6) 附属明細表
- (7) 法人税納付済額証明書 [大臣許可]
- (8) 事業税納付済額証明書 [知事許可]
- (9) 使用人数
- (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
- (11) 定款
- (12) 健康保険等の加入状況

記載要項

- 1 「国土交通大臣 岐阜県知事」及び「中部地方整備局長 岐阜県知事」については、不要のものを消すこと。
- 2 (1) から (12) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

記載例

岐阜県収入証紙納付書

整理番号	※No.
------	------

建設業許可申請手数料		(注意事項) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">記入不要</div> <ul style="list-style-type: none"> 1 収入証紙は、申請者において消印しないこと。 2 収入証紙は、高額証紙を使用し、枚数を少なくすること。 3 収入証紙は、はがれないようにちょう付すること。 4 ※印の欄は、申請者において記入しないこと。
所在地又は住所	岐阜市藪田南2-1-1	
商号又は名称	岐阜建設(株)	
代表者氏名	代表取締役 岐阜 太郎	
証紙ちょう付金額	180,000 円	

ここに岐阜県収入証紙を貼って下さい。

10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙
10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙
10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙	10,000 円 (見本) 岐阜県収入証紙

記載要領 [様式第二号 工事経歴書]

- この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
* 経営規模等評価の申請を行う者は、「税抜」で作成すること。（ただし、免税業者については、「税込」で作成。）
- この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

経営事項審査の申請を行う場合

「業種追加」「般特新規」で事業年度終了届が適正に提出されている場合は、

下記の業種については、該当する内訳工事に○印を付し、工事金額を記載
 土木一式： PC
 とび・土工： 法面処理
 鋼構造物： 鋼橋上部

記載例

業種ごとに作成する

税抜で作成すること。
 (免税業者は税込処理とする)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請負代金の額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所にレ印を記載) 主任技術者 監理技術者	うち、 PC 法面処理 鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月	
岐阜土木事務所	元請	JV	県道災害復旧事業	岐阜県 岐阜市	江崎 真一	レ	50,000 千円	30,000 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 3 月
西濃農林事務所	元請		揖斐川水路工事	岐阜県 大垣市	上野 祐二	レ	30,000 千円	0 千円	令和 5 年 7 月	令和 5 年 12 月
(株)名古屋工業	元請		(株)名古屋工業本社ビル 基礎くい打工事	愛知県 名古屋市	萩原 康三	レ	20,000 千円			2 月
(株)揖斐工務店	下請		(株)揖斐工務店社屋 基礎くい打工事	岐阜県 揖斐川町	古井 四朗	レ	30,000 千円		令和 5 年 6 月	令和 6 年 3 月
(株)中濃組	下請		市道法面整備工事	岐阜県 美濃市	長島 謙吾	レ	18,000 千円	18,000 千円	令和 5 年 7 月	令和 5 年 12 月
A	元請		Aビル基礎工事	岐阜県 岐阜市	南方 六助	レ	17,000 千円	0 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 2 月
	下請		長良川河川改修工事	岐阜県 郡上市	萩原 康三	レ	15,000 千円			2 月
最後に工事経歴書に記載しない完成工事について、件数及び合計額を 「その他 ○件 ○○千円」と記載 元請・下請別に「その他 元請○件 ○○千円」 「その他 下請○件 ○○千円」としてもよい							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
③ ①以外の元請工事及び下請工事							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
(未成工事)							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
岐阜土木事務所	元請		県道災害復旧事業	岐阜県 岐阜市			70,000 千円	60,000 千円	令和 6 年 1 月	令和 6 年 6 月

① 元請工事
全体の
7割超

② ①以外の
元請工事
及び
下請工事

個人の氏名が特定されない
ように記載(「工事名」欄も同
様)
法人名等はそのまま記載

各工事現場
に置かれた
配置技術者
について、
該当する箇
所にレ印を
記載

ここまでの計 元請工事の7割

ここまでの計 完成工事の7割

★ 経営事項審査を申請する場合の記載方法 ★

【完成工事】
 ① 元請工事について、その請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、
 請負代金の額の大きい順に記載
 注 「軽微な工事(500万円[建築1,500万円]未満の工事)」が併せて10件に達した段階で
 記載終了(7割を超えなくてもよい)
 ※ ①を記載した段階で、完成工事全体の7割を超えた場合は、記載終了(②は記載不要)

② ①に続けて、①以外の元請工事及び下請工事について、
 完成工事全体の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載
 注 「軽微な工事(500万円[建築1,500万円]未満の工事)」は、10件まで記載
 ①で軽微な工事を記載した場合は、①と②の軽微な工事をあわせて10件でもよい
 (例) ①500万円以上の元請工事2件+500万円未満の元請工事 3件 ←元請7割超
 ②500万円以上の下請工事3件+500万円未満の元・下工事7件 *
 * 軽微な工事が10件に達した段階で、記載終了(7割を超えなくてもよい)

【未成工事】
 ③ ②に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

【個人の氏名の記載について】
 「注文者」及び「工事名」の欄は、個人の氏名が特定されない方法で記載する
 (例)「田中 太郎邸新築工事」⇒「A邸新築工事」

「小計」には、ページごとの
完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記

「小計」・「合計」のうち、
元請工事に係る請負代金
の額の合計を記載

小 計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事 125,000 千円	30,000 千円
合 計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事 125,000 千円	30,000 千円

当該業種の最終ページの「合計」欄に
全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

様式第3号
「直前3年の各事業年度に
おける工事施工金額」の
当該業種の「公共+民間」
の額と一致

【記載できない工事実績例】
 下記業務は、兼業売り上げとして整理してください
 ・除草、草刈り、伐採、剪定
 ・側溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、
 設備・機械器具等の保守点検・管理業務
 ・土砂等運搬作業、資材の納入
 ・地質調査、測量調査、設計業務

経営事項審査の申請を行わない場合

記載例

業種ごとに作成する

「業種追加」「般特新規」で事業年度終了届が適正に提出されている場合は、す

下記の業種については、該当する内訳工事 (A4) に○印を付し、工事金額を記載
 土木一式: PC
 とび・土工: 法面処理
 鋼構造物: 鋼橋上部

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

該当するものを「○」で囲む

① 完成工事
全体の
7割超

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額		工期	
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別(該当箇所にレ印を記載)	うち、 ○PC ○法面処理 ○鋼橋上部	着工年月	完成又は 完成予定年月	
岐阜土木事務所	元請	JV	県道災害復旧事業	岐阜県 岐阜市	江崎 真一	レ	50,000 千円	30,000 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 3 月
西濃農林事務所	元請		揖斐川水路工事	岐阜県 大垣市	上野 祐二	レ	30,000 千円	0 千円	令和 5 年 7 月	令和 5 年 12 月
(株)揖斐工務店	下請		(株)揖斐工務店社屋 基礎くい打工事	岐阜県 揖斐川町	古井 四朗	レ	30,000 千円	千円	令和 5 年 6 月	令和 6 年 3 月
(株)名古屋工業	元請		(株)名古屋工業本社ビ ル基礎くい打工事	愛知県 名古屋市中 区	萩原 康三	レ	20,000 千円	0 千円	令和 5 年 9 月	令和 6 年 2 月
(株)中濃組	下請		市道法面整備工事	岐阜県 美濃市	長島 謙吾	レ	18,000 千円	18,000 千円	令和 5 年 7 月	令和 5 年 12 月
A	元請		Aビル基礎工事	岐阜県 岐阜市	南方 六助	レ	17,000 千円	0 千円	令和 5 年 10 月	令和 6 年 2 月
(株) 興業	下請		長良川河川改修工事	岐阜県 郡上市	萩原 康三	レ	15,000 千円			
							ここまでの計		完成工事の7割	
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
② 未成工事							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
岐阜土木事務所	元請		県道災害復旧事業	岐阜県 岐阜市			70,000 千円	60,000 千円	令和 6 年 1 月	令和 6 年 6 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

個人の氏名が特定されないよう
に記載(「工事名」欄も同様)
法人名等はそのまま記載

最後に工事経歴書に記載しない完成工事について、件数及び合計
額を「その他 ○件 ○○千円」と記載
元請・下請別に「その他 元請○件 ○○千円」
「その他 下請○件 ○○千円」としてもよい

各工事現場
に置かれた
配置技術者
について、
該当する箇
所にレ印を
記載

その他 23件

ここまでの計 完成工事の7割

「小計」には、ページごとの
完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

「小計」「合計」のうち、
元請工事に係る請負代金
の額の合計を記載

★ 経営事項審査を申請しない場合の記載方法 ★

【完成工事】

① 元請及び下請工事について、完成工事全体の7割を超えるところまで、
又は、10件までのどちらか少ない件数を請負代金の額の大きい順に記載

【未成工事】

② ①に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載

【個人の氏名の記載について】

「注文者」及び「工事名」の欄は、個人の氏名が特定されない方法で記載する
(例) 「田中 太郎邸新築工事」⇒「A邸新築工事」

小計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事	
				125,000 千円	30,000 千円
合計	30 件	250,000 千円	48,000 千円	うち 元請工事	
				125,000 千円	30,000 千円

当該業種の最終ページの「合計」欄に
全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

様式第3号
「直前3年の各事業年度に
おける工事施工金額」の
当該業種の「公共+民間」
の額と一致

【記載できない工事実績例】
下記業務は、兼業売り上げとして整理してください
 ・除草・草刈り、伐採・剪定
 ・側溝清掃、道路清掃、除雪作業、融雪剤散布、
 設備・機械器具等の保守点検・管理業務
 ・土砂等運搬作業、資材の納入
 ・地質調査、測量調査、設計業務

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものを「○」で囲む

(税込 税抜 /単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式 工事	とび・土工 工事	防水 工事	造園 工事		
第16期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元請	公共	200,000	120,000			0	333,000
		民間	0	10,000			0	28,000
	下請	公共	0	140,000			0	147,000
		民間	0	140,000			0	147,000
計			200,000	270,000		0	508,000	
第17期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	公共	190,000	140,000	10,000	9,000	0	299,000
		民間	0	0	0	7,000	0	37,000
	下請	公共	0	20,000	20,000	5,000	0	145,000
		民間	0	20,000	20,000	5,000	0	145,000
計			190,000	240,000	30,000	0	181,000	
第18期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	公共	160,000	80,000	0	0	0	260,000
		民間	0	45,000	0	10,000	3,000	58,000
	下請	公共	0	125,000	0	7,000	2,000	134,000
		民間	0	125,000	0	7,000	2,000	134,000
計			160,000	250,000	0	37,000	5,000	452,000
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請	公共						
		民間						
計								
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請	公共						
		民間						
計								

・許可を有しない業種の「軽微な工事」の金額を記載
・「業種追加」で既に許可のある業種についてはこの欄に記載
用紙が2枚以上になる場合は

公共+民間の額は様式第2号「工事経歴書」の元請工事の合計額と一致

三年間に税込・税抜に変更があった場合には、欄外に該当方式を記載

「工事経歴書」の請負代金の額の合計と一致

様式第16号(法人用)又は様式第19号(個人用)「損益計算書」の完成工事高と一致

すべての許可業種について記載(実績がない場合は、「0」を記載)

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上をわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載例

許可申請の場合は、申請する日における使用人数を、
変更届の場合は、事業年度終了の日における使用人数を記載

和 6 年 4 月 1 日 (用紙A4)

使用人数

両方に該当する場合には、主となる方に計上

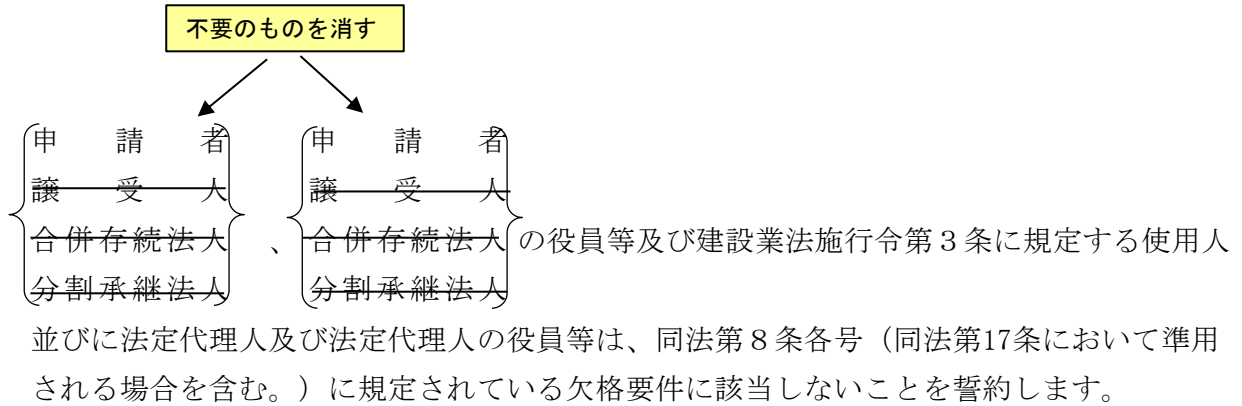
営業所の名称	技術関係使用人			合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人	事務関係使用人	
本店	4 人	2 人	8 人	14 人
大垣支店	2	0	2	4
多治見支店	3	0	2	5
・主たる営業所を含む、全ての営業所について記載 ・様式第一号別紙二（1）又は（2）に記載した順に記載	各営業所に所属する技術者のうち、専任技術者の要件を満たす使用人の数を記載		建設業に従事する事務関係の使用人の数を記載	
		各営業所に所属する技術者のうち、専任技術者の要件を満たさない使用人の数を記載（いない場合は0を記載）		
合 計	9 人	2 人	12 人	23 人

○建設業に従事している使用人の数を記載
 ・代表権を有する役員、個人事業主等を含む（ただし、法人の監査役は除く）
 ・日々雇用等雇用期間が限定されている者を除く
 ・兼業部門に従事する者を除く

記載要領

- この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書



令和 6 年 4 月 1 日

不要のものを消す

申請者 **岐阜市藪田南2-1-1**
 譲受人 **岐阜建設株式会社**
 合併存続法人 **代表取締役 岐阜 太郎**
 分割承継法人

中部地方整備局長
 北海道開発局長
 岐阜県知事 殿

法第8条各号に該当しないことを誓約してください。

法第8条に該当する事実があるにもかかわらず、本用紙にて誓約した後に、欠格要件に該当していたことが判明した場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。

記載要領

申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人 「申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人」 「地方整備局長、北海道開発局長、知事」 については、不要のものを消すこと。

記載要領 [様式第七号 常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書]

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
 ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
 なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

{	(1)
	(2)
	(3)

」、

{	の常勤の役員
	本人
	の支配人

」、「

地方整備局長
北海道開発局長
知事

」、「

申請者
届出者

」、「

国土交通大臣
知事

」及び「

「般
特

」について、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5

1	7
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更の年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7

1	8
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
 「許可番号」の欄の「

大臣
知事

コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1	0	1
---	---	---	---

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。
 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8

1	9
---	---

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 9

2	0
---	---

及び

2	1
---	---

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設□因郎□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
 また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0	1	0	1
---	---	---	---

日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ

役職名等 **取締役** ← 経験当時の役職名を記載

経験年数 **平成22年4月**から**令和6年3月**まで 満**14年0月**

証明者と被証明者の関係 **役員** ← 証明者から見た被証明者との関係を記載

備考

・証明者が届出者又は申請者以外の建設業者である場合は、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を記載
・証明者が当時の使用者でない場合は、使用者からの証明を得ることができない理由を記載
例:使用者が死亡したため
使用者が解散したため
自営のため

(1)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
(2)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)として経營業務を管理した経験を有する者
(3)建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

不要のものを消す

(1) (2) (3) に掲げる経験を有することを証明します

・経營業務の管理責任者としての経験を有した期間
・経験期間が中断している場合は、経験期間を各々記載
・原則として初月は不算入

原則、証明者は証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。
ただし、上記の者がいない場合は以下の順で証明者とする。
1. 被証明者と同等以上の役職にあった者又はある者
2. 当該事実を証し得る他の者
3. 自己証明

令和6年4月1日

岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設株式会社
証明者 代表取締役 岐阜 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者 **本人** の常勤の役員 **本人** で建設業法第7条第1号イ (1) (2) (3) に該当する者であることに相違ありません。

令和6年4月1日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

様式第22号の2による届出も必要

届出者申請者
岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

新規、更新は申請者
変更は届出者

申請又は届出の区分 項番 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

項番17で「2」又は「3」と記載した場合に記載

経營業務の管理責任者の変更がない業種追加や更新の場合

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

大臣知事コード 国土交通大臣 岐阜県知事 許可(一般)第 5 号 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 **オチ** ← 姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする 例:ダ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 **落合雅春**

生年月日 **S57**年**09**月**09**日

住所 **岐阜市藪田南5-14-53**

現住所を記載

・姓と名の間は1カラム空ける
・法人(執行役員等を除く)の場合は登記事項証明書の字で記載
・法人における執行役員等や個人の場合は住民票の字で記載
・専任技術者(又は国家・監理技術者)を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記載

◎【変更前】

項番21で記載した者については、届出書(様式第22号の3)による経營業務管理責任者の削除は不要

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 1

生年月日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載例

常勤役員等の略歴書

現住所	岐阜市藪田南5-14-53 ← 様式第七号に記載の住所と同じ		
氏名	落合 雅春	生年月日	昭和60年 9月 9日生
職名	取締役 ← 申請時における職名を記載例：代表取締役、事業主		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 H18年 4月 1日 至 H20年 3月 31日	岐阜建設 株式会社 入社 本店営業部勤務	
	自 H20年 4月 1日 至 H21年 9月 30日	" 本店営業課長	
	自 H21年 10月 1日 至 H22年 3月 31日	" 本店営業部長	
	自 H22年 4月 1日 至 R6年 4月 1日現在	" 取締役 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日	・最終学歴後の経歴を記載する。 ・特に建設業に関連する内容は、すべて記載する。 ・勤務した会社名のほか経営経験が分かるよう具体的に記載する。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
自 年 月 日 至 年 月 日			
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし ←	
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載	
罰		行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。	
		賞罰欄を記入した日を記載	
上記のとおり相違ありません。			
令和 6年 4月 1日		氏名 落合 雅春	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領 [様式第七号の二 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書]

- 1 (1) の証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。
- 2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
 ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
 なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

(1)
(2)

」、

の常勤の役員
本 人
の 支 配 人

」、

地方整備局長
北海道開発局長
知事

、「申請者
届出者」、「国土交通大臣
知事」及び「般
特」につい
ては、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに 1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5

1
7

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合
 また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2) の「変更の年月日」の欄は、5 により

1
7

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3) の「変更の年月日」の欄は、10 により

2
2

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7

1
8

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5 により

1
7

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、

2
3

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10 により当該

2
3

の直前の

2
2

、

2
7

又は

3
1

「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。
 「許可番号」の欄の「大臣
知事
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0
0
1
2
3
4

又は

0
1
0
1

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 なお、現在 2 以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8

1
9

、

2
4

、

2
8

及び

3
2

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から 2 文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば

ギ

又は

ハ

のように 1 文字として扱うこと。
- 9

2
0

、

2
1

、

2
5

、

2
6

、

2
9

、

3
0

、

3
3

及び

3
4

「氏名」の欄は、姓と名の間に 1 カラム空けて、例えば

建
設

大
田

大
田

のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
 また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0
1
0
1

日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 10

2
2

、

2
7

及び

3
1

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合
 「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
 「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

記載例

・被証明者毎に、証明者別に作成
・被証明者の経験が中断しており証明者が同一人である場合は1枚での証明は可能

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

不要のものを消す

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ(1)(2)に掲げる経験を有することを

役職名等 取締役 ← 経験当時の役職名を記載
経験年数 令和3年4月から令和6年3月まで 満3年 ←

証明者と被証明者の関係 役員 ← 証明者から見た被証明者との関係を記載
備考

・経験期間が中断している場合は、経験期間を各々記載
・原則として初月は不算入
・ロ(1)該当の場合、建設業に関する2年以上の経験が必要併せて、建設業に関する財務・労務・業務の管理経験が5年以上あることを「略歴書」及び確認資料により確認する必要があります。
・ロ(2)該当の場合、建設業に関して2年以上の経験が必要併せて、役員経験(建設業以外も可)が5年以上あることを「略歴書」及び確認資料により確認する必要があります。

原則、証明者は証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。
ただし、上記の者がいない場合は以下の順で証明者とする。
1. 被証明者と同等以上の役職にあった者又はある者
2. 当該事実を証し得る他の者
3. 自己証明

・証明者が届出者又は申請者以外の建設業者である場合は、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を記載
・証明者が当時の使用者でない場合は、使用者からの証明を得ることができない理由を記載
例:使用者が死亡したため
使用者が解散したため
自営のため

岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設株式会社
証明者 代表取締役 岐阜 太郎

令和6年4月1日

(2) 下記の者は、許可申請者(の常勤の役員 本 大)の支配人(の支配人)で第7条第1号ロ(1)(2)に該当する者であることに相違ありません。

不要のものを消す

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

申請者 岐阜市藪田南2-1-1
届出者 岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

令和6年4月1日

新規、更新は申請者
変更は届出者

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

項番17で「2」又は「3」と記載した場合に記載

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

大臣コード 1 8 3 国土交通大臣 岐阜県知事 許可(般特-)第 5 10 号
許可番号 1 8 3 岐阜県知事 許可(般特-)第 5 10 号
許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 3 ギ フ 姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする 例:ダ
氏名 2 0 3 岐 阜 5 次 郎 10
住所 岐阜市藪田南5-14-53
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18
s 5 7 年 0 9 月 0 9 日

・姓と名の間は1カラム空ける
・法人(執行役員等を除く)の場合は登記事項証明書の字で記載
・法人における執行役員等や個人の場合は住民票の字で記載
・専任技術者(又は国家・監理技術者)を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記載

◎【変更前】

項番21で記載した者については、届出書(様式第22号の3)による経営業務管理責任者の削除は不要

氏名 2 1 3 10
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18
年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載例

(第四面)

・第一面と同様に記載すること

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和6年4月1日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

岐阜市藪田南2-1-1
申請者 岐阜建設株式会社
届出者 代表取締役 岐阜 太郎

役職名等 建設部長

経験年数 平成28年4月から令和5年3月まで 満7年 月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

申請又は届出の区分 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 許可番号 国土交通大臣 岐阜県知事 許可 (一般-) 第 号 許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 氏名 住所 岐阜市藪田南5-14-53 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 年 月 日

◎【変更前】

氏名 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載例

常勤役員等の略歴書

現住所	岐阜市蕨田南5-14-53 ← 様式第七号の二に記載の住所と同じ			
氏名	岐阜 次郎		生年月日	昭和57年9月9日生
職名	取締役 ← 申請時における職名を記載 例：代表取締役、事業主			
職歴	期間		従事した職務内容	
	自	平成20年 4月 1日	岐阜建設株式会社 入社（建築部勤務）	
	至	平成26年 3月 31日		
	自	平成26年 4月 1日	岐阜建設株式会社 建築部長	
	至	令和3年 3月 31日		
	自	令和3年 4月 1日	岐阜建設株式会社 取締役 現在に至る	
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	賞罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容
		なし		
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載		
		行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。		
上記のとおり相違ありません。 ← 賞罰欄を記入した日を記載				
令和6年4月1日			氏 名 岐阜 次郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	岐阜市蕨田南5-14-53 ←	様式第七号の二に記載の住所と同じ
氏名	岐阜 三郎	生年月日 昭和58年9月9日生
職名	財務部長 ←	申請時における職名を記載 例：代表取締役、事業主
職歴	期間	従事した職務内容
	自平成21年4月1日 至平成28年3月31日	岐阜建設株式会社 入社（財務部勤務）
	自平成28年4月1日 至 年 月 日	岐阜建設株式会社 財務部長 現在に至る
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日	
賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし
		建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載
		行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。
上記のとおり相違ありません。		賞罰欄を記入した日を記載
令和6年4月1日		氏名 岐阜 三郎

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領〔様式第七号の三 健康保険等の加入状況〕

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - （２）①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - ②新たに営業所を追加した場合この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

記載例

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

令和 6年 4 月 1日

申請者 届出者 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設株式会社
 代表取締役 岐阜 太郎

許可年月日 令和 5年 5月 10日

許可番号 国土交通大臣 許可 (特-05) 第 999999号

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険 雇用保険
本店	(20人 5人)	1	1	1	健康保険 ○○健康保険組合 厚生年金保険 ○○○ ○○○ 雇用保険 ○○○ ○○○	
大垣支店	(10人 0人)	3	3	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括	
多治見支店	(8人 0人)	3	3	3	健康保険 本店一括 厚生年金保険 本店一括 雇用保険 本店一括	
	人				健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
	(人)				健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
合計	(人)					

営業所一覧表に記載した順に記載

役員又は個人事業主を含めてすべての人数を記載

加入は1、適用が除外される場合は2、本店一括適用の場合は3を記載

事業所整理番号及び事業所番号等を記載

記載要領 [様式第八号 専任技術者証明書 (新規・変更)]

1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄

に「1」を記入すること。

- (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となつている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄

に「2」を記入すること。

- (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄

に「3」を記入すること。

- (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなった場合(その者がこれまで専任の技術者となつていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄

に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(別記様式第22号の3)を用いて届け出ること。

- (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あつた場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6****1**「区分」の欄

に「5」を記入すること

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

「 地方整備局長

- 2 「建設業法第7条第2号」 } 「国土交通大臣 「般
 北海道開発局長 及び については、不要のもの
 「建設業法第15条第2号」 } 知事 特」
 知事」、

のを消すこと。

- 3 「申請者 届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者等」と

いう。)の他に証明書を作成した者がある場合には、申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 [6][2]「許可番号」の「大臣知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [6][3]「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設太郎のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
 - 「5」・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
 - 「8」・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事(タ)	機械器具設置工事(機)	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合(記載要領1(1)①に該当する場合を除く。)に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

8 [6][5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分(法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6][1]「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称(旧所属)」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

専任技術者証明書（新規・変更）

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

どちらかを○で囲む

「一般」の場合は下段を、「特定」の場合は上段を消す
「一般、特定」両方を申請する場合は消さない

不要のものを消す

申請者 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜建設株式会社 代表取締役 岐阜 太郎
届出者

1. 新規許可等
2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更
3. 専任技術者の追加
4. 専任技術者の交替に伴う削除
5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

専任技術者の交替「4」の場合は「2」か「3」を別業で作成

許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

国土交通大臣 許可 岐阜県知事

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで1字とする 例：ダ

氏名 項番 フリガナ ヤブタ イチロウ [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

6 3 ヤ ブ 藪 田 一 郎 生年月日 S 3 8 年 0 8 月 2 0 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 9 9

現在担当している建設工事の種類 7 7

有資格区分 6 5 1 3

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 岐阜市下奈良2-1-1

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所の名称 (新所属) 本店

当該業者が、現在証明されている専任の技術者である場合に記載

当該技術者が配置されている営業所の名称を記載

項番61が区分1の場合この欄は記入しない

姓と名の間は1カラム空ける
国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記載
上記証明書等がない場合は住民票の字で記載

現住所を記載

氏名 項番 フリガナ ヤナイツ ジロウ [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

6 3 ヤ ナ 柳 津 二 郎 生年月日 S 3 5 年 1 1 月 1 5 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 5 5

現在担当している建設工事の種類 4 4

有資格区分 6 5 0 2

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 岐阜市鷺山向井2563-18

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所の名称 (新所属) 本店

別紙コード表[PDF]コード記載方法「専任技術者証明書、国家資格者等・監理技術者一覧表」によるコードを記載

専任技術者となる建設業に係る資格のみ記載
別紙コード表[PDF]技術者の有資格区分コード「建設業法施行規則別表(ニ)」によるコードを記載

氏名 項番 フリガナ イチハシ サブロウ [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

6 3 イ チ 市 橋 三 郎 生年月日 S 3 9 年 0 9 月 1 0 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 7

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 2 0

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

専任技術者の住所 大垣市加賀野4-1-7

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属) 大垣支店

項番61が「4」の場合は記載し、以下は記載しない
今後担当する建設工事の種類
営業所の名称(新所属)

記載例
許可を受けようとする建設業の種類を記載

実務経験証明書

・実務経験により専任技術者になる場合に作成
・工事の種類、技術者、証明者毎に作成

下記の者は、 とび土工

工事に関し、下記のとおり実務

○証明者は原則、使用者(被証明者である法人の代表者または個人の事業主)とする
○証明者が申請者以外の建設業者である場合は、
・許可番号
・許可年月日
・許可業種 を記載

昭和35年4月1日
岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設 株式会社
証明者 代表取締役 岐阜 太郎
被証明者との関係 従業員

技術者の氏名	宇佐 五郎	生年月日	昭和35年6月20日	使用された期間	H 13 年 4 月から R 6 年 3 月まで
使用者の商号又は名称	岐阜建設 株式会社	証明者から見た被証明者との関係例: 役員、従業員、元従業員			
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事係員	・実務経験を得た当時の商号または名称を記載 ・個人の場合は登記してある屋号または個人名を記載 他11件			実際に雇用されていた期間	から H 26 年 12 月まで
"	(有)伊藤商店改築に伴う基礎工事施工(他13件)			H 27 年 1 月から	H 27 年 12 月まで
"	県道多治見犬山線改築工事に伴う土工事施工(他8件)			H 28 年 1 月から	H 28 年 12 月まで
工事係長	加藤邸新築工事に伴う基礎工事施工(他15件)			H 29 年 1 月から	H 29 年 12 月まで
"	○実務経験の内容を具体的に記載 ○経験期間が重複しているものは二重に計上しない ○通年にわたって建設工事が続く場合には、その年の代表工事の件名を記載し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめて記載			30 年 1 月から	H 30 年 12 月まで
"				31 年 1 月から	R 1 年 12 月まで
工事課長	(株)近藤商事改築に伴う基礎工事施工(他13件)			R 2 年 1 月から	R 2 年 12 月まで
"	県道多治見停車場線改築工事に伴う土工事施工(他8件)			R 3 年 1 月から	R 3 年 12 月まで
"	水野邸新築工事に伴う基礎工事施工(他10件)			R 4 年 1 月から	R 4 年 12 月まで
	実務の経験をした時の職名を記載 例:「取締役」「事業主」「現場監督」「工事部長」 工事施工(他12件)			R 5 年 1 月から	R 5 年 12 月まで
				R 6 年 1 月から	R 6 年 3 月まで
	業種の確認が困難な場合等については、 契約書又は注文書等を併せて提出する。			年 月から	年 月まで
				年 月から	年 月まで
	使用者と証明者が異なる場合は理由を記載 例: R〇年〇月 会社解散のため R〇年〇月 事業主死亡のため				月まで
	事業主本人による自己証明 の場合は「自営のため」と記載				月まで
				年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 10 年 2 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載例

指導監督的実務経験証明書

特定建設業の許可を受けようとする場合で、法第15条第2号(ロ)に該当した方について作成

下記の者は、**機械器具 設置** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 6 年 4 月 10 日

・許可を受けようとする建設業の種類を記載
・指定建設業(土、建、管、鋼、舗、電、園)以外

様式第九号の記載例に準じて記載

証明者 **岐阜市加納南陽町3-17
加納機械 株式会社
代表取締役 加納 太郎**

被証明者との関係 **従業員**

記

技術者の氏名	加納 六郎		生年月日	昭和47年6月30日		使用された期間	H 10年 4月から R 6年 3月まで	
使用者の商号又は名称	加納機械 株式会社							
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容			実務経験年数		
大垣産業(株)	48,000 千円	工事課長	プラント設備設備監督 実際に雇用されていた期間			R 3年 7月から	R 3年 12月まで	
(株)揖斐化学	56,000 千円	〃	谷汲工場エレベーター設置工事の施工及び監督			R 4年 1月から	R 4年 8月まで	
(株)美濃産業	57,000 千円	〃	トンネル吸排気機器設置工事の施工及び監督			R 4年 9月から	R 5年 3月まで	
関工業(株)	63,000 千円	〃	第1ビルエレベーター設置工事の施工及び監督			R 5年 4月から	R 6年 2月まで	
	千円					年 月から	年 月まで	
	千円		1件の請負代金が4,500万円(S59.10.1前は1,500万円、S59.10.1以降H6.12.28前は3,000万円)以上の元請工事を記載(税込)				実際に指導監督に従事していた期間	
	千円					年 月から	年 月まで	
			記載した全ての工事にかかる契約書又は注文書の写しを添付する。			年 月から	年 月まで	
	千円					年 月から	年 月まで	
			○経験期間が重複しているものは二重に計上しない ○様式第九号と異なり、1件分を1行にまとめて記載することができない			年 月から	年 月まで	
	千円						年 月まで	
	千円						年 月まで	
			使用者と証明者が異なる場合は理由を記載 例: R〇年〇月 会社解散のため R〇年〇月 事業主死亡のため				年 月まで	
	千円						年 月から	
							年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合その理由						合計 満	2年 4月	

記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)1件ごとに記載すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記載例

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和6年 4月1日

営業所の名称	職 名	氏 名
大垣支店	大垣支店長	ミサト シチロウ 三里 七郎
多治見支店	取締役兼多治見支店長	アツミ ハチロウ 厚見 八郎
↑	↑	
様式第一号別紙二(1)又は(2)に記載した名称と同じ名称を記載	役員を兼ねている場合は「取締役兼○○支店長」等と記載	

記載例

許可申請者 (法人の役員等
本 人
法定代理人
法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調書

法人の場合には、経營業務管理責任者を除き、「様式第一号別紙一 役員等の一覧表」に記載された役員等全員について作成

不要のものを消す

住 所	岐阜市藪田南5-14-12			現住所を記載
氏 名	太田 夏生	生 年 月 日	昭和47年 10月10日 生	
役 名 等	取締役	申請時における職名を記載 例:代表取締役、事業主 の 内 容		
	年 月 日			
賞 罰		なし	建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載	
			顧問、相談役、株主は賞罰欄の記載は不要	
			行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱います。	
			賞罰欄を記入した日を記載	顧問、相談役、株主は記名・押印は不要
上記のとおり相違ありません。				
		令和 6年 4月 1日	氏 名 太田 夏生	

記載要領

- 1 「 (法人の役員等
本 人
法定代理人
法定代理人の役員等) 」 については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

記載例

建設業法施行令第3条

「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した全員について作成
ただし、様式第七号及び様式第十二号を作成したものについては作成不要

住 所	大垣市江崎町422-3			← 現住所を記載
氏 名	三里 七郎	生 年 月 日	昭和41年 6月 10日生	
営 業 所 名	大垣支店			← 所属する営業所の名称を記載
職 名	大垣支店長			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容		
		なし ← 建設業の行政処分及び行政罰、その他の賞罰についても記載 該当がない場合は「なし」と記載		
		行政処分等の事実があるにもかかわらず、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がなく、 行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則と して「虚偽申請」として取り扱います。		
上記のとおり相違ありません。		賞罰欄を記入した日を記載		
令和 6年 4月 1日		氏 名 三里 七郎		

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

株 主 (出 資 者) 調 書

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
赤木 一郎	恵那市長島町正家後田1067-71	170株
青木 二郎	下呂市萩原町羽根2605-1	100株
白木 三郎	高山市上岡本町7-468	80株
黒木 四郎	飛騨市古川町上野617-1	50株

・総株主の議決権の5/100以上を有する株主、出資の総額の5/100以上に相当する出資をしている者全員を記載
 ・法人はその商号又は名称、個人は氏名を記載

株数の場合は「〇〇株」、
 出資の価額の場合は「〇〇円」と記載

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記載要領 [様式第十五号 貸借対照表]

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の 100 分の 5 以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領 6 及び 8 は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の 100 分の 5 以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領 10 は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。

- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金に益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。ついでには、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をする科目をもって記載することができる。

記載例

貸借対

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、開始貸借対照表を添付

決算日を記載

令和 6 年 3 月 31 日現在

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
 ・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載
 ・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は「百万円」と修正

(会社名)

岐阜一建設(株)

資産の部

千円

I 流動資産

現金預金		53,260
受取手形		3,640
完成工事未収入金	← 完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上 (兼業事業売上高に係る売掛金は含まない)	18,050
有価証券		9,808
未成工事支出金		11,032
材料貯蔵品		2,050
短期貸付金		8,162
前払費用		1,000
その他	← 資産合計の5%以下の科目のみ合算し計上 5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定	1,014
貸倒引当金		△
流動資産合計		108,021 ①

II 固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物		2,732
減価償却累計額	△	1,542
機械・運搬具		46,848
減価償却累計額	△	27,041
工具器具・備品		2,794
減価償却累計額	△	1,385
土地		21,262
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		4,134
減価償却累計額	△	2,856
有形固定資産合計		44,944

(2) 無形固定資産

特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他		315
無形固定資産合計		315

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	409
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	164
貸倒引当金	
投資その他の資産合計	573
固定資産合計	45,833 ②

円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載

III 繰延資産

創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	③

資産合計 A=D → 153,854 A=①+②+③

負債の部

I 流動負債

支払手形	3,151
工事未払金	17,415
短期借入金	9,023
リース債務	
未払金	7,560
未払費用	5,533
未払法人税等	2,416
未成工事受入金	28,705
預り金	
前受収益	
引当金	
その他	2,519
流動負債合計	76,322 ④

工事に係る未払金のみ計上
買掛金は含まない

決算期後1年以内に返済すること
となる額を計上(1年以内に完済
するかを問わない)

当期分として課税される法人税、
住民税及び事業税のうち、未払
額を計上

完成工事補償、製品保証、修繕、賞与等の引当金を記載、
その設定目的を示す名称を付した科目を記載

特定建設業 許可要件
流動比率
75% ≤ ① / ④ × 100%

II 固定負債

社債	10,000
長期借入金	8,640
リース債務	
繰延税金負債	
退職給付	3,898
引当金	
負ののれん	
その他	748
固定負債合計	23,286 ⑤

決算期後1年を超えた後に返済す
る額を計上

「退職給付引当金」等の引当金を
記載、その設定目的を示す名称を
付した科目を記載

負債合計 99,608 B=④+⑤

純資産の部

I 株主資本

(1) 資本金	特定建設業 許可要件 資本金 ≥20,000千円	ア	20,000
(2) 新株式申込証拠金		イ	
(3) 資本剰余金			
資本準備金		ウ	
その他資本剰余金	オ=ウ+エ	エ	
資本剰余金合計	株主総会又は取締役会の決議により設定されたものを、その名称を付して計上	オ	
(4) 利益剰余金			
利益準備金	特定建設業 許可要件 (△)がある場合 欠損比率 -(オ+コ)/ア×100% ≤20%	カ	3,272
その他利益剰余金		キ	
準備金		ク	27,246
積立金		ケ	3,272
別途			
繰越利益剰余金			
利益剰余金合計	コ=カ+キ+ク+ケ	コ	34,246
(5) 自己株式		サ △	
(6) 自己株式申込証拠金	損失又は欠損の場合は△で表示	シ	
株主資本合計	⑥=ア+イ+オ+コ+サ+シ		54,246 ⑥

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金		ス	
(2) 繰越ヘッジ損益		セ	
(3) 土地再評価差額金		ソ	
評価・換算差額等合計	⑦=ス+セ+ソ		⑦

III 新株予約権

純資産合計	(一般:新規の場合)自己資本の額 ・一般建設業 ≥ 5,000千円 5,000千円未満の場合は、 5,000千円以上の預金残 高証明書等が必要		54,246	C = ⑥+⑦+⑧
負債純資産合計	(特定:新規、更新、業種追加の場合) 自己資本の額 ・特定建設業 ≥ 40,000千円		153,854	D = B+C (D = A)

記載要領 [様式第十六号 損益計算書]

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、右上に「決算期未到来」と記入する A 4)

記載例

損 益 計 算 書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は、「百万円」と修正

(会社名) 岐阜一建設(株)

I 売上高

完成工事高

様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致

ア 452,000

①=ア+イ

兼業事業売上高

建設業以外の売上高を計上
例:保守点検、樹木剪定等

イ 3,826

455,826 ①

II 売上原価

完成工事原価

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致

ウ 379,458

②=ウ+エ

兼業事業売上原価

エ 1,658

381,116 ②

売上総利益 (売上総損失)

完成工事総利益 (完成工事総損失)

オ 72,542

A=オ+カ

兼業事業総利益 (兼業事業総損失)

カ 2,168

74,710 A=①-②

III 販売費及び一般管理費

役員報酬

・工事現場に関与しない職員(本店の管理部門、営業部門等)への給与等を計上

22,600

従業員給料手当

・賞与引当金繰入額はここに計上

4,764

退職金

326

法定福利費

退職給付引当金繰入額、退職年金掛金はここに計上

2,266

福利厚生費

1,182

修繕維持費

事務用品費

2,332

通信交通費

1,896

動力用水光熱費

472

調査研究費

3,580

広告宣伝費

124

貸倒引当金繰入額

616

貸倒損失

交際費

2,736

寄付金

地代家賃

3,066

減価償却費

2,374

開発費償却

租税公課

「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上(使用していない勘定科目を二重線で消し、その右に該当科目を記載)

1,824

保険料

1,604

雑費

3,796

56,654 ③

営業利益 (営業損失)

損失の場合は△表示で計上

18,056 B=A-③

IV 営業外収益

受取利息及び配当金	2,250	
その他 ←	1,008	3,258 ④
「営業外収益」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上		

V 営業外費用

支払利息	2,170	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他 ←		2,170 ⑤
「営業外費用」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上		
経常利益（経常損失）		19,144 C=B+④-⑤

VI 特別利益

前期損益修正益	2,132	
その他 ←		2,132 ⑥
固定資産売却益はここに計上		

VII 特別損失

前期損益修正損		
その他 ←	900	900 ⑦
固定資産売却損はここに計上		

税引前当期純利益（税引前当期純損失）		20,376 D=C+⑥-⑦
法人税、住民税及び事業税	5,150	
法人税等調整額		5,150 E
当期純利益（当期純損失）		15,226 F=D-E

当期分として課税される法人税、住民税及び事業税を計上

・損失の場合は△表示で計上
・様式第十七号「株主資本等変動計算書」の、「当期純利益」と「繰越利益剰余金」とが交差するマスと一致

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、右上に「決算期未到来」と記入する

完成工事原価報告書

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

(会社名) 岐阜一建設(株)

千円

I	材料費	工事のために直接購入した材料費等	89,878
II	労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上	152,811
		外注費の内、土工事や仮設工事等で契約内容の大部分が労務費であるものは労務外注費として内訳表示	
		(うち労務外注費)
III	外注費	下請工事契約額を計上(労務費に含めたものは除く)	91,248
IV	経費	<ul style="list-style-type: none"> ・完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用 ・完成工事補償引当金繰入額はここに計上 	45,520
		経費のうち工事に要した従業員(工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等)の給料手当等、退職金(繰入額含む)、法定福利費及び福利厚生費等を計上	19,950)
		(うち人件費	
		完成工事原価	379,458

記載要領〔様式第十七号 株主資本等変動計算書〕

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却

(6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7) 株主資本の計数の変動

- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替

11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

- (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
- (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

- (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A 4）

記載例 有限会社を含む株を発行している業者が記載

・新設法人で決算期が到来していないときは、余白に「決算未到来」と明記
 ・新設法人で決算期日後2か月以内（法人税法第74）で、決算未確定のときは、余白に「決算未確定」と明記

株主資本等変動計算書

自 令和 5 年 4 月 1 日
 至 令和 6 年 3 月 31 日

・端数処理（原則として切り捨て）をして千円単位で記載
 ・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は、「百万円」と修正

（会社名） 岐阜一建設（株）

千円

前期貸借対照表の資本の部の数字を記載	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等					新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計			
		新株式 申込 証拠金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金								利益 剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金										
当期首残高	20,000				0	1,922	25,372	4,725	32,020	△	52,020						52,020
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当						1,350		△ 14,350	△ 13,000		△ 13,000						△ 13,000
当期純利益								15,226	15,226		15,226						15,226
自己株式の処分																	
別途積立金の積立							1,874	△ 1,874	0								0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																	
当期変動額合計						1,350	1,874	△ 998	2,226		2,226						2,226
当期末残高	20,000				0	3,272	27,246	3,727	34,246	△	54,246						54,246

貸借対照表「純資産の部」に記載の数値

積立金の積立等については、当該科目を記載し、該当変動額を計上

新設法人の場合はここに記載

損益計算書の「当期純利益」の数値

記載要領 [様式第十七号の二 注記表]

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ

以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注 4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注 4-2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注 5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注 6 会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注 7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を

記載する。

注 8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

記載例: 株式譲渡制限会社の場合

注 記 表
 自 令和 5 年 4 月 1 日
 至 令和 6 年 3 月 31 日

新設法人等、第1期の決算期が到来していない場合は、右上に「決算期未到来」と記入する

(会社名) 岐阜一建設(株)

注

1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権について法人税法の規定による法定繰入率による計上、その他債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上

(4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

工期が複数年にわたり、かつ請負金額が1億円以上の工事については工事進行基準、それ以外の工事については工事完成基準

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 (該当項目をチェック)

税抜方式 免税業者につき税込 税込方式 (経営事項審査の申請を行わない)

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

該当なし

3 会計方針の変更

該当なし

4 表示方法の変更

該当なし

4-2 会計上の見積

該当なし

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正

該当なし

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

経営事項審査を受審する場合は記載

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 0 千円 受取手形裏書譲渡高 0 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
- (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
- (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

すべての株式会社が記載

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 1,000株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
該当なし
- (3) 剰余金の配当
令和5年6月20日の定時株主総会による決議、配当金の総額13,000千円、一株当たりの配当額13千円 利益剰余金を原資とする
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

18 その他

該当なし

すべての法人が記載
該当がない場合は「該当なし」と記載

記載要領 [様式第十七号の三 附属明細表]

* 資本金の額が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計の額が200億円以上の株式会社のみ提出が必要です。[建設業法施行規則 第4条第1項第9号]

* 有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。[建設業許可事務ガイドライン 【第5条及び第6条関係】 2.(14)]

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。

- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

有価証券報告書の提出会社は、有価証券報告書の写しの提出で附属明細表の提出に代えられる

附属明細表

令和 5 年 6 月 30 日現在

(会社名)

岐阜ヤブタ建設(株)

- ・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
- ・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載
- ・会社法第2条第6号に規定の大会社にあっては、百万円単位で記載する場合は「百万円」と修正

1 完成工事未収入金の詳細

貸借対照表中、Ⅰ流動資産の「完成工事未収入金」について、主な相手先及び金額を記載

当期計上分(1年未満)及び前期以前計上分(1年以上)に分け各々の合計額を記載

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
A建設	10,000,000
〇〇県	5,000,000
B電鉄	4,000,000
計	19,000,000

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
	千円
当期計上分	14,000,000
前期以前計上分	5,000,000
計	19,000,000

貸借対照表中、Ⅰ流動資産の「完成工事未収入金」の額と一致

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
A不動産	800,000
B組合	720,000
その他	900,000
計	2,420,000

貸借対照表中、Ⅰ流動資産の「短期貸付金」について、主な相手先及び金額を記載

貸借対照表中、Ⅰ流動資産の「短期貸付金」の額と一致

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
A工業	1,360,000
B不動産	680,000
その他	500,000
計	2,540,000

貸借対照表中、Ⅱ固定資産の「長期貸付金」について、主な相手先及び金額を記載

貸借対照表中、Ⅱ固定資産の「長期貸付金」の額と一致

4 関係会社貸付金明細表

貸借対照表中、資産の部の「短期貸付金」「長期貸付金」「その他資産に含まれる関係会社貸付金」について、関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
A建設	500,000	150,000	130,000	520,000	使途: 運転 担保: なし 返済期限: R7.3
B工業	350,000	230,000	140,000	440,000	使途: 設備資金 担保: 土地 返済期限: R7.3
C建築	60,000	120,000	130,000	50,000	使途: 設備資金 担保: なし 返済期限: R8.6
計	910,000	500,000	400,000	1,010,000	—

5 関係会社有価証券明細表

貸借対照表中、Ⅰ流動資産の「有価証券」その他、Ⅱ固定資産(3)の「投資有価証券」「関係会社株式・関係会社出資金」その他について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載

株	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
			円	千円	千円		千円		千円		千円	千円	
式	A工務店	500	100,000	50,000	50,000	-	-	20,000	10,000	80,000	40,000	40,000	子会社
	B建築	50,000	8,000	400,000	400,000	2,000	100,000	5,000	250,000	5,000	250,000	250,000	関連会社
	計		108,000	450,000	450,000	2,000	100,000	25,000	260,000	85,000	290,000	290,000	
社	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要					
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額						
		千円	千円			千円	千円						
債	A開発	13,000	13,000	-	5,000	8,000	8,000	子会社					
	B不動産	9,500	9,500	7,000	-	16,500	16,500	子会社					
	計	22,500	22,500	7,000	5,000	24,500	24,500						
その他の有価証券	Aビル	6,000	6,000	-	-	6,000	6,000	関連会社					
	B興業	4,000	4,000	-	1,000	3,000	3,000	関連会社					
	計	10,000	10,000	-	1,000	9,000	9,000						

6 関係会社出資金明細表

貸借対照表中、Ⅱ固定資産(3)の「関係会社株式・関係会社出資金」その他に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
A開発	100,000	-	-	100,000	子会社
B興業	110,000	-	-	110,000	関連会社
B不動産	120,000	60,000	-	180,000	関連会社
計	330,000	60,000	-	390,000	-

7 短期借入金明細表

貸借対照表中、Ⅰ流動負債の「短期借入金」について、その借入先及び借入先ごとの額を記載

借入先	金額 千円	返済期日	摘要
A銀行	1,000,000	令和7年3月31日	使途: 運転 担保: 土地
B銀行	500,000	令和7年12月31日	使途: 運転 担保: 土地
C銀行	300,000	令和7年3月31日	使途: 設備 担保: 有価証券
計	1,800,000	—	—

8 長期借入金明細表

貸借対照表中、Ⅱ固定負債の「長期借入金」、契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年以内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載

借入先	期首残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 千円	期末残高 千円	摘要
A銀行	(70,000) 350,000	—	70,000	(70,000) 280,000	使途: 長期運転 担保: 有価証券 返済期限: R7.3
B信託銀行	(140,000) 250,000	270,000	140,000	(170,000) 380,000	使途: 長期運転 担保: 土地 返済期限: R7.3
D銀行	—	130,000	—	(30,000) 130,000	使途: 長期運転 担保: 土地 返済期限: R7.3
計	(210,000) 600,000	400,000	210,000	(270,000) 790,000	—

() 内は1年分の分割返済予定額

9 関係会社借入金明細表

貸借対照表中、Ⅰ流動負債の「短期借入金」Ⅱ固定負債の「長期借入金」その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載

関係会社名	期首残高 千円	当期増加額 千円	当期減少額 千円	期末残高 千円	摘要
A倶楽部	320,000	270,000	110,000	480,000	使途: 長期運転 担保: 有価証券 返済: R7.3
B不動産	240,000	100,000	240,000	100,000	使途: 運転資金 担保: 土地 返済: R7.3
Cビル	—	130,000	—	130,000	使途: 運転資金 担保: なし 返済: R6.12
計	560,000	500,000	350,000	710,000	—

10 保証債務明細表

注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載

相手先	金額 千円
Aリース	5,000,000
B開発	3,500,000
C興行	1,200,000
計	9,700,000

記載要領 [様式第十八号 貸借対照表 (個人用)]

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
 - 期首資本金 — 前期末の資本合計
 - 事業主借勘定 — 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
 - 事業主貸勘定 — 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
 - 事業主利益 (事業主損失) — 損益計算書の事業主利益 (事業主損失)
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、**経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。**

記載要領 [様式第十九号 損益計算書 (個人用)]

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益 (事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業 (以下「兼業事業」という。) を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

記載例

貸借対照表 [個人用]

令和 5 年 12 月 31 日現在

個人の決算日は毎年12月31日
個人で決算未到来の場合は記入しない

(商号又は名称)

岐阜建設土木

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載

資産の部

千円

I 流動資産

現金預金		12,345
受取手形		1,234
完成工事未収入金	完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上 (兼業事業売上高に係る売掛金は含まない)	2,345
有価証券		500
未成工事支出金		1,876
材料貯蔵品	資産合計の5%以下の科目のみ合算し計上 5%を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定	2,456
その他		
貸倒引当金		△
流動資産合計	円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載	20,756 ①

II 固定資産

建物・構築物	残存価格を記載	890
機械・運搬具		5,432
工具器具・備品		3,456
土地		2,567
建設仮勘定		
破産更生債権等		
その他		
固定資産合計	A=D	12,345 ②
資産合計	円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で記載	33,101 A=①+②

負債の部

I 流動負債

支払手形	工事に係る未払金のみ計上 買掛金は含まない	765
工事未払金		4,321
短期借入金	決算期後1年以内に返済すること となる額を計上(1年以内に完済す るかを問わない)	3,210
未払金	
未成工事受入金		2,100
預り金	賞与引当金、製品保証引当金等を 記載、その設定目的を示す名称を 付した科目を記載	123
..... 引当金	
その他	
流動負債合計	特定建設業 許可要件 流動比率 $75\% \leq \text{①} / \text{③} \times 100\%$	10,519 ③

II 固定負債

長期借入金	決算期後1年を超えた後に返済す る額を計上	7,654
その他	退職給付引当金はここへ計上
固定負債合計		7,654 ④

負債合計

18,173 B = ③ + ④

純資産の部

期首資本金	前期の純資産合計を記載	14,116
事業主借勘定	資産の譲渡益等を計上	567
事業主貸勘定	資産の譲渡損及び生活費等を計上	△ 2,100
事業主利益	損益計算書「事業主利益」と金額が一致	2,345
純資産合計		14,928 C
負債純資産合計	(一般:新規の場合)自己資本の額 ・一般建設業 ≥ 5,000千円 5,000千円未満の場合は、 5,000千円以上の預金残 高証明書等が必要	33,101 D = B + C (D = A)
	(特定:新規、更新、業種追加の場合) 自己資本の額 ・特定建設業 ≥ 40,000千円	

チェックを入れる

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 (該当項目をチェック)

税抜方式
 免税業者につき税込
 税込方式 (経営事項審査の申請を行わない)

記載例

損 益 計 算 書 [個人用]

個人の期間は毎年1月から12月

兼業事業における売上高が総売上高の1/10を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を区分して計上

自 令和 5 年 1 月 1 日
至 令和 5 年 12 月 31 日

(商号又は名称) **岐阜建設土木**

・端数処理(原則として切り捨て)をして千円単位で記載
・端数処理により「0」となった場合は、「0」と記載

千円

I 完成工事高

70,630 ①

II 完成工事原価

材料費 18,736
労務費 16,248
(うち労務外注費)
外注費 13,980
経 費 14,480

通常は、様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致

63,444 ②

完成工事総利益（完成工事総損失）

7,186 A=①-②

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当 1,221
退職金 770
法定福利費 263
福利厚生費 258
修繕維持費 459
事務用品費 207
通信交通費 67
動力用水光熱費 139
広告宣伝費 210
交際費 91
寄付金
地代家賃 145
減価償却費 234
租税公課 450
保険料 130
雑 費 242

・工事現場に関与しない職員(本店の管理部門、営業部門等)への給与等を計上
・賞与引当金繰入額はここに計上

退職給付引当金繰入額、退職年金掛金はここに計上

貸倒引当金、債券償却特別勘定の繰入はここに計上

4,886 ③

営業利益（営業損失）

2,300 B=A-③

IV 営業外収益

受取利息及び配当金 230
その他 65

各種の引当金、準備金の取崩しはここに計上

295 ④

V 営業外費用

支払利息 250
その他

「営業外費用」の総額の10%を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて計上

250 ⑤

事業主利益（事業主損失）

貸借対照表「事業主利益」と金額が一致

2,345 C=B+④-⑤

記載例

営 業 の 沿 革

事業（建設業以外の業を含む）を開始した年月日を記載

創業以後の沿革	昭和 57 年 4 月 1 日	創業
	57 年 6 月 1 日	株式会社 岐阜土木建設 設立(資本金 2,000万円)
	63 年 9 月 20 日	大垣支店開設
	平成 元 年 2 月 7 日	資本金の増資(資本金 3,000万円)
	20 年 10 月 21 日	多治見支店開設
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

商号又は名称、組織の変更、合併または分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等について記載

創業以後最初に登録又は許可を取得した年月日を記載

建設業の登録及び許可の状況	昭和 58 年 8 月 10 日	新規 岐阜県知事許可(般-58)第187654号(土木、建築、とび)
	平成 3 年 5 月 17 日	業種追加 岐阜県知事許可(般-3)第187654号(水道)
	平成 29 年 7 月 25 日	業種追加・一本化 岐阜県知事許可(般-29)第187654号
	年 月 日	(土木、建築、とび、水道、解体)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

更新(許可の一本化、更新と同時に業種追加している場合を除く)の記載は省略できる

申請前に一度も登録又は許可がなければ記載不要

記載する内容は、
①申請の種類(新規、許可換え新規、般特新規、業種追加)
②登録または許可番号
③登録または許可を受けた業種

業種追加、個人から法人成りした後の許可、失効及び廃業については記載が必要

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

行政処分、行政罰、その他の罰を受けた場合等についても記載
賞罰がなければ「なし」と記載

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載例

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p data-bbox="199 398 670 436">一般社団法人 岐阜地方建設業協会</p> <div data-bbox="363 533 968 674" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>建設業に関する調査、研究、指導等建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達を図ることを目的とする社団又は財団で、建設業法第27条の37に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体の名称を記載</p> </div> <div data-bbox="355 862 901 916" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>加入していない場合は「未加入」と記載</p> </div>	<p data-bbox="991 398 1257 436">昭和63年 7月 1日</p>

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

記載例

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
<p>ここに、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載</p>	<p>岐阜十銀行 県庁支店 大垣共生銀行 県庁支店</p> <p>本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載</p>		<p>ここに、農業協同組合、漁業協同組合等について記載</p>

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）

記載要領[様式第二十二号の二 変更届出書]

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 35「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 36「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 37「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はフのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 38「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □(株)□A建設□
□B建設□有□□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 14 39「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はフのように1文字として扱うこと。
- 15 40「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 41「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 42「主たる営業所の所在地」及び86「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによ

つて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。

18 43及び87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

19 44「資本金額又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 81「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、84「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

記載例

変更届出書 (第一面)

不該当する番号を「〇」で囲む

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
建設業法第15条第2号
について変更があったので届出をします。

令和 6年 4月 1日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

岐阜市司町1
株式会社 藪田南工務店
届出者 代表取締役 藪田 建一郎

大臣
知事 コード

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

許可年月日

許可番号

項番 3 5 2 1

国土交通大臣
岐阜県知事

許可(般特) 0 5) 第 9 9 9 9 9 9 号

令和 0 5 年 0 5 月 1 0 日

法人番号

3 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

実際に変更の行われた年月日を記入

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役職等の氏名	代表取締役 藪田 太郎	—	R6.4.1	退任
〃	取締役 藪田 建一郎	代表取締役 藪田 建一郎	1	代表取締役の変更
〃	—	取締役 笠松 新	1	就任
営業所の新設	—	高山支店	R6.4.1	
〃	—	高山氏上岡本町7-468	R6.4.1	
〃	—	(建)(大)(と)(管)	R6.4.1	
令第3条に規定す津使用人	—	高山支店長 寺澤 朝日	R6.4.1	就任(営業所の新設)
〃	郡上支店長 宮地 和良	郡上支店長 剣 大和	R6.4.1	交替
経營業務の管理責任者	藪田 太郎	藪田 建一郎	R6.4.1	
専任技術者	—	寺澤 朝日	R6.4.1	高山支店
〃	宮地 和良	剣 大和	R6.4.1	郡上支店
商号	(株)藪田組	(株)岐阜藪田工務店	R6.4.1	

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 ギ フ ヤ ブ タ コ ウ ム テ ン

商号又は名称 3 8 (株) 岐 阜 藪 田 工 務 店

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 ヤ ブ タ ケ ン イ チ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 4 0 藪 田 建 一 郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 都道府県名 岐阜県 市区町村名

主たる営業所の所在地 4 2 市町村名に続く町名、街区符号及び住居番号等を記入
丁目、番及び号については-(ハイフン)を用いて記入

郵便番号 4 3 電話番号 左詰めで記入

資本金額又は出資総額 4 4 右詰めで記入 (千円)

連絡先 所属等 総務課 氏名 堀江 緑 電話番号 058-272-8504
ファックス番号 058-278-2734

記載例

該当する区分(2, 3又は4)を記入
* 区分ごとに別葉で作成

(第二面)

区分 8 1

大臣知事コード

許可番号 8 2

国土

岐

* (第二面)は、下記の場合にのみ添付
 区分2 ・「主たる営業所(本店)」若しくは「従たる営業所(支店)」において営業しようとする建設業(業種)の変更
 区分2 ・「従たる営業所」の名称若しくは所在地に係る変更
 区分3 ・「従たる営業所」の新設
 区分4 ・「従たる営業所」の廃止

従たる営業所の廃止

許可年月日

令和 11 年 13 月 15 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

区分2「主たる営業所の営業しようとする建設業(業種)の変更」の場合

営業しようとする建設業

8 3

上段: 変更後
下段: 変更前
の業種について、一般「1」、特定「2」を記入

* 区分2で従たる営業所のみの変更
区分3又は区分4の変更の場合は、この欄は記入しない

変更前

(従たる営業所)

区分2「従たる営業所の営業しようとする建設業(業種)の変更」の場合

従たる営業所の名称

8 4 郡上支店

* 「従たる営業所」の名称の変更の場合は、変更後の名称を記入

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード

8 5

都道府県名

市区町村名

従たる営業所の所在地

8 6

郵便番号

8 7

電話番号

10 15 20

営業しようとする建設業

8 8 2 2 1

上段: 変更後
下段: 変更前
の業種について、一般「1」、特定「2」を記入

* 「従たる営業所」の所在地等に係る変更の場合は、項番85~87を記入すること

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

区分3「従たる営業所の新設」の場合

フリガナ タカヤマシテン

従たる営業所の名称

8 4 高山支店

従たる営業所の所在地市区町村コード

8 5 2 1 2 0 3

都道府県名 岐阜県

市区町村名 高山市

従たる営業所の所在地

8 6 上岡本町 7 - 4 6 8

郵便番号

8 7 5 0 6 - 8 6 8 8

電話番号

10 15 20 0 5 7 7 - 3 3 - 1 1 1 1

営業しようとする建設業

8 8 2 2 2 1

上段: 当該営業所で営業しようとする業種を記入
下段: 空欄

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

区分4「従たる営業所」の場合

フリガナ グロエイギョウシヨ

従たる営業所の名称

8 4 下呂営業所

従たる営業所の所在地市区町村コード

8 5

都道府県名

市区町村名

従たる営業所の所在地

8 6

郵便番号

8 7

電話番号

10 15 20

営業しようとする建設業

8 8 2 2 2 1

上段: 空欄
下段: 当該営業所で営業しようとする業種を記入

(1. 一般)
(2. 特定)

記載要領[様式第二十二号の三 届出書]

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の上に1カラム空けて、例えば**建設** **太郎** のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

記載例

(用紙A4)
00008

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 専任の技術者を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至った
ので届出をします。

令和 6年 4月 1日

該当する理由を○で囲む

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設 株式会社
届出者 代表取締役 岐阜 太郎

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

項番 大臣コード
許可番号 5 1 2 1 国土交通大臣 許可(一般) 0 5 第 1 1 2 2 3 3 号 令和 0 5 年 0 6 月 1 0 日

記

該当する理由を○で囲む

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合

氏名 5 2 落 合 雅 春 生年月日 S 5 7 年 0 9 月 0 9 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

氏名 5 3 市 橋 三 郎 生年月日 S 3 9 年 0 9 月 1 1 日

営業所の名称 大垣支店 建設工事の種類 土、と、解

氏名 5 3 生年月日 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

氏名 5 3 生年月日 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

Large empty bracketed area for specific reasons.

記載要領 [様式第二十二号の四 廃業届]

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

- 5 5 5「許可番号」の欄の 「大臣
知事」 コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 5 7「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 6年 4月 1日

中部地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

不要のものを消す

岐阜市司町1
株式会社 岐阜藪田工務店
代表取締役 藪田 建一郎
届出者

※一部廃業の場合の同時提出書類
○専任技術者について
廃業する業種を担当していた専任技術者について、
①又は②のいずれかを同時に提出
①引き続き専任技術者となる場合(他の業種を担当等)
→ 様式第8号 専任技術者証明書 及び 様式第22号の2 変更届出書
②専任技術者でなくなる場合(退職、国家資格者等の追加等)
→ 様式第22号の2 変更届出書 及び 様式第22号の3 届出書
* 国家資格者等の追加時は、様式第11号の2も添付
○「従たる営業所」がある場合
廃業する業種が「従たる営業所」の営業業種であった場合は、
「様式第22号の2 変更届出書(第一面)及び(第二面)」を提出

届出の区分

項番 3
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

大臣コード
許可番号 5 5 2 1 国土交通大臣 岐阜県知事 許可 (一般 0 5) 第 9 9 9 9 9 9 号 令和 0 5 年 0 5 月 1 0 日

許可年月日が複数あるときは最も古いものを記入

記

廃止した建設業

届出時に許可を受けている建設業

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

項番56: 廃業する業種
項番57: 現在許可を受けているすべての業種
について、一般「1」、特定「2」を記入
*「1.全部廃業」の場合、項番56・57に同じ数字を記入

行政庁側記入欄
整理区分 5 8 3 「行政庁側記入欄」は記入しない

決裁年月日 5 9 令和 年 月 日

【備考】

廃業等の年月日 令和 6年 4月 1日

廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため

(2) 法人が合併により消滅したため

該当する番号を「○」で囲む

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため

(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため

(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

※ 許可を受けた後に、次の事項に該当した場合は、30日以内に廃業届を提出しなければなりません。また、廃業の理由ごとに届出をすべき者が定められております。廃業届の提出に当たっては、適法な届出者であるかどうかを窓口で確認しますので、廃業届と併せて下記の資料をご持参ください。

廃業等の理由	届出をすべき者	提出していただく資料(写し可)	原本を確認する資料(提出不要)
(1) 許可を受けた建設業者(個人)が死亡したとき	相続人		戸籍謄本等 (相続関係及び死亡年月日がわかるもの)
(2) 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	登記事項証明書(合併により法人が消滅したことがわかる、消滅した法人のもの)	
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人	登記事項証明書(破産したことが確認できるもの)又は破産管財人の証明書(裁判所証明のものに限る)	
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人	登記事項証明書(法人が解散したことが確認できるもの)	
(5) 許可を受けた建設業の全部又は一部を廃止したとき	許可を受けた者(代表者)		法人の場合: 登記事項証明書 (届出時点の法人代表者がわかるもの) 個人の場合: 事業主本人の健康保険証等、身分確認ができるもの

記載要領[様式第二十二号の五 譲渡及び譲受け認可申請書]

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
 - 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
 - 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 (株)建設 (有))
- | 種 類 | 略 号 |
|--------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合名会社 | (名) |
| 合資会社 | (資) |
| 合同会社 | (合) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |
- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
 - 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
 - 14 13「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
 - 15 14「譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地」又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。
 - 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。
 - 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 1 8又は2 9のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 1 9「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領[様式第二十二号の五 別紙二 営業所一覧表]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 86「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 震が関2－1－13□ のように記入すること。
- 6 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 03－5253－8111□ のように左詰めで記入すること。

記載要領[様式第二十二号の五 別紙三 専任技術者一覧表]

1 「建設工事の種類」の欄は、譲渡及び譲受け認可申請書（別記様式第二十二号の五）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

法人成りの場合

00101

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

申請者 譲渡人
岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設
事業主 岐阜 太郎
岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設株式会社
譲受人 代表取締役 岐阜 太郎

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	5 10 11 13 15
01	01	01	令和 年 月 日
国土交通大臣 知事	許可 (一般-)	第 号	
認可申請年月日	02	令和 年 月 日	
譲渡及び譲受け 年月日	03	令和 年 月 日	
譲渡及び譲受け の理由	04	例：法人成りのため	
譲渡及び譲受け の価格	05	事業譲渡の価格を記載します。※代金がかからない場合は、「-」（ハイフン）又は「0」	
引き続き使用する 許可番号	06	大臣 知事	コード
06	21	国土交通大臣 岐阜県知事	許可 (一般-)
第 号	2		
<譲受人に関する事項>	07	項番07は項番19の業種と必ず一致します。	
譲渡及び譲受け後に 営業しようとする 建設業	07	土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 巾 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1. 一般) (2. 特定)
認可申請時において 許可を受けて いる建設業	08		(1. 一般) (2. 特定)
商号又は名称 のフリガナ	09	項番09～17については、許可申請書様式第1号の 項番06～14の記載例をご参照ください。 (譲受人(個人)について記載)	
商号又は名称	10		
代表者又は個人 の氏名のフリガナ	11		
代表者又は 個人の氏名	12		
譲渡及び譲受け後 の主たる営業所 の所在地市区町村 コード	13		
譲渡及び譲受け後 の主たる営業所 の所在地	14		
郵便番号	15		
法人成りの場合、譲受人 は設立して間もないため、 項番18は空欄です。	18		
許可番号	18	大臣 知事	コード
01	8	国土交通大臣 知事	許可 (一般-)
第 号			
許可年月日			

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

○申請時点で様式7号の3が提出できない場合に提出します。

○本様式を提出した場合、承継日から2週間以内に様式7号の3及び健康保険等の加入確認資料を提出する必要があります。

記載要領[様式第二十二号の七 合併認可申請書]

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行つた者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)A建設□
□B建設□(有)□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば■が■2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合

にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 ①⑨「認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

記載要領[様式第二十二号の七 別紙二 営業所一覧表]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

記載要領[様式第二十二号の七 別紙三 専任技術者一覧表]

1 「建設工事の種類」の欄は、合併認可申請書（別記様式第二十二号の六）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

記載要領[様式第二十二号の八 分割認可申請書]

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株)A建設□
□B建設□(有)□)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 12 11又は22「代表者の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 13「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば園が園2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入すること。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等の促進に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 ①⑧又は②⑨のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
- 「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば①①②③④又は①月①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 ①⑨ 「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 分割被承継法人（建設業者としての地位を承継させる者に限る。）が複数ある場合は、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

記載要領[様式第二十二号の八 別紙二 営業所一覧表]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 83及び88「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 85「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 86「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば 震が関2－1－13□のように記入すること。
- 6 87のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば 03－5253－8111□のように左詰めで記入すること。

記載要領[様式第二十二号の八 別紙三 専任技術者一覧表]

1 「建設工事の種類」の欄は、分割認可申請書（別記様式第二十二号の七）別紙二「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

分割認可申請書 (第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

分割承継法人（上段に記載すること。）及び分割被承継法人の全てについて記載します。
※所在地、称号、代表者が同一となる場合もまとめずに分けて記載。

申請者
岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎
大垣市江崎町422-3
大垣建設株式会社
代表取締役 大垣 次郎

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事 許可（般特-）第	許可年月日
01	01	（般特-）第	令和 年 月 日
認可申請年月日	02	令和 年 月 日	

分割年月日 03 令和 06 年 04 月 01 日 ← 分割日を記載します。

分割の理由 04 ※企業分割に至った理由や経営判断について簡潔に記載すること。

分割の価格 05 50,000,000円 ← 分割の価格を記載します。※代金がかからない場合、「-」（ハイフン）又は「0」を記載。

引き続き使用する許可番号 06 大臣知事コード 国土交通大臣知事 許可（般特-）第 項番07は項番08と項番19を合わせた業種と必ず一致します。

分割後に営業しようとする建設業 07 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通

認可申請時において許可を受けている建設業 08

商号又は名称のフリガナ 09

商号又は名称 10

代表者の氏名のフリガナ 11

代表者の氏名 12

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13

分割後の主たる営業所の所在地 14

郵便番号 15

項番09～17については、許可申請書様式第1号の項番06～14の記載例をご参照ください。
（分割承継法人又は分割新設法人について記載）

ファックス番号

資本金額又は出資総額 16 資本金額又は出資総額 法人番号

0000000000 (千円) 00000000000000000000

(第2面)

項番18は分割承継法人が許可業者の場合記入します。
(1. 有)
(2. 無)

建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード
許可番号 183
国土交通大臣 許可 (般 -) 第 510 号 令和 11年 13月 15日

<分割被承継法人に関する事項>

認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業 19
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)
(2. 特定)

分割被承継法人が保有する全ての許可について記載します。
一部の承継は不可。承継しないものは事前に一部廃業。

商号又は名称のフリガナ 20

商号又は名称 21

代表者の氏名のフリガナ 22

代表者の氏名 23

主たる営業所の所在地市区町村 24

主たる営業所の所在地 25

郵便番号 26

資本金額等 27

兼業の有無 28

項番20~28については、許可申請書様式第1号の項番06~14の記載例をご参照ください。

(分割被承継法人について記載。被承継者が複数の場合は、第2面は被承継者ごとに1枚ずつ作成。)

大臣コード
許可番号 2921
国土交通大臣 許可 (般 - 04) 第 444444 号 令和 04 年 04 月 01 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 経理課 氏名 建設 太一 電話番号 058-272-1111

ファックス番号 058-272-1111

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

令和6年4月1日

岐阜県知事 殿

届出者 岐阜建設株式会社
代表取締役 岐阜 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に $\left\{ \begin{array}{c} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合 併} \\ \text{分 割} \end{array} \right\}$ の認可の申請を行いましたので届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	岐阜建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－5）第123456号
許可を受けている 建設業	土・建・大・と・管・鋼・内・解

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	大垣建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－2）第123456号
許可を受けている 建設業	土・と・鋼・解

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	岐阜建設株式会社
許可番号	岐阜県知事許可（般－5）第123456号
許可を受けている 建設業	土・建・大・と・管・鋼・内・解

(3) その他

認可の 申請	申請先の地方整備局等	〇〇地方整備局
	申請を行った日	令和6年3月1日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和6年4月1日

記載要領

- 1 「

{	譲渡及び譲受け	}
{	合併	}
{	分割	}

」については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

記載要領[様式第二十二号の十 相続認可申請書]

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 12「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 13「相続後の主たる営業所の所在地」又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関2-1-13□□のように記入すること。
- 14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□□のように左詰めで記入すること。
- 15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領[様式第二十二号の十 別紙一 営業所一覧表]

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-1のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

記載要領[様式第二十二号の十 別紙二 専任技術者一覧表]

1 「建設工事の種類」の欄は、相続認可申請書（別記様式第二十二号の九）別紙一「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを-（ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

相続認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

申請者 相続人 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜建設
事業主 岐阜 太郎

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事	許可年月日
01	01	許可 (一般-)	令和 年 月 日
認可申請年月日	02	第 号	
02	02		

被相続人の死亡日 03 令和 06 年 03 月 15 日

被相続人の死亡日を記載します。

引き続き使用する許可番号 04 21 大臣知事コード 05 国土交通大臣岐阜県知事許可 (一般-05) 第5555555号

相続後に使用する許可番号を記載します。
※許可業者同士の相続の場合、使用する許可番号を選択可。

項番05は項番06と項番17を合わせた業種と必ず一致します。

相続後に相続人が営業しようとする建設業	05	1	1. 一般 2. 特定
認可申請時において相続人が許可を受けている建設業	06		1. 一般 2. 特定

商号又は名称のフリガナ	07	
商号又は名称	08	
氏名のフリガナ	09	
氏名	10	
被相続人との続柄	11	
相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード	12	
相続後の主たる営業所の所在地	13	
郵便番号	14	
兼業の有無	15	

項番07～15については、許可申請書様式第1号の項番06～14の記載例をご参照ください。
(相続人について記載)

許可番号	16	国土交通大臣知事許可 (一般-)	第 号	許可年月日
01	06			令和 年 月 日

項番16は相続人が許可業者の場合記入します。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日
申請者

地方整備局長
北海道開発局長
岐阜県知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

○申請時点で様式7号の3が提出できない場合に提出します。

○本様式を提出した場合、認可日から2週間以内に様式7号の3及び健康保険等の加入確認資料を提出する必要があります。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

令和6年4月1日

岐阜県知事 殿

届出者 岐阜建設
事業主 岐阜 太郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、
相続人
~~被相続人~~
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする ~~被相続人~~ 相続人 に関する事項

名称	岐阜建設
許可番号	岐阜県知事許可（般－5）第555555号
許可を受けている 建設業	電

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	〇〇地方整備局
	申請を行った日	令和6年4月1日
被相続人の死亡日		令和6年3月15日

記載要領

- 「相続人
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

役員等確認表 新規申請 更新申請 役員等変更(追加)

令和 年 月 日

記載例

許可番号：岐阜県知事許可（般・特一）第 号

* 新規申請時は許可番号の記載不要

商号又は名称：岐阜建設（株）

漢字は省略せず、住民票等に
記載された文字を使用する

追加される者について記載

主たる営業所の
所在地：岐阜市藪田南2-1-1

新規申請時には許可番号等の記載は不要

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住所（郵便番号）※勤務先となる営業所等所在地
代表取締役	ギフ タロウ 岐阜 太郎	S 39. 8. 8	(〒 -)
取締役	オチアイ マサハル 落合 雅春	S 57. 9. 9	(〒 -)
取締役	オオタ ナツキ 太田 夏生	S 47. 10. 10	(〒 -)
取締役	カノウ チアキ 加納 千秋	S 48. 2. 2	(〒 -)
顧問	アカサカ フユツグ 赤坂 冬嗣	S 23. 11. 11	(〒102-0093) 東京都千代田区平側町5-14-2
株主	ミサト シチロウ 三里 七郎	S 48. 2. 2	(〒505-8508) 美濃加茂市古井町下古井2610-1
大垣支店長	ヤブタ ミナミ 藪田 南	H 1. 4. 2	(〒503-0838) 大垣市江崎町422-3

役員等の「住所」欄は、「主たる営業所の所在地」と「勤務先となる営業所等所在地」が同一の場合は、記載不要

株主等も
記載対象
(監査役の
みは除く)

* 岐阜県知事に対し建設業許可の新規申請、更新申請をする場合、岐阜県知事許可業者の方で役員等について変更(追加)があった場合に提出して下さい。

* 役員等一覧表(様式第1号別紙1)に記載された役員等、株主等、建設業法施行令第3条に規定する使用人(支店長、営業所長等)、事業主、支配人について記載して下さい。

* 許可申請書、変更届に綴じ込まず、別途提出して下さい。

* 役員等の「住所」欄にあっては、役員等の勤務先となる営業所等所在地が、主たる営業所の所在地と同一の場合、記載を省略することができます。

経營業務管理責任者に準ずる地位にあって
経營業務を補佐した経験の証明書

証明を受ける者

住 所 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

氏 名 岐阜 次郎

上記の者は、次のとおり、経營業務管理責任者に準ずる地位にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、建設工事の請負契約等の締結、建設業に関する経營業務に全般的にわたって従事し、経營業務を補佐していた事実と相違ないことを証明します。

令和 6 年 4 月 1 日

岐阜県知事 様

証明者

住 所 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

氏 名 岐阜建設株式会社

代表取締役 岐阜 太郎

被証明者との関係▶ 建設部長

建設業の許可番号 (般-特-3) 第 3 3 3 3 3 3 号

証明者から見た被証明者との関係

例：役員、○部長、●●マネージャー等

※組織図、事務分掌規程等社内規定を確認し、記載願います。

1 勤務時の地位等の期間及び名称

期 間	職制上の地位の名称
平成 2 1 年 4 月 1 日 ~平成 2 7 年 3 月 3 1 日	建設部従業員
平成 2 7 年 4 月 1 日 ~平成 3 1 年 3 月 3 1 日	建設課長
平成 3 1 年 4 月 1 日 ~ 現在に至る	建設部長

2 組織図 (法人の場合) 別紙のとおり

※ 証明者は、原則として補佐業務に従事した勤務先とする。ただし、死亡・倒産等で証明ができない際には、法人であった場合は元役員、個人であった場合は他の専従者等を証明者とできる(この場合、登記事項証明書又は税務申告書を添付すること)

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

Japan Construction Industry electronic application Portal

J C I P について (建設業許可申請編)

令和 6 年 2 月

岐阜県県土整備部技術検査課

※本マニュアルは令和 5 年 12 月 19 日時点のシステムの仕様等に基づき作成しています。

目次

1. JCIPについて	
・経緯	1
・概要	1
・システム利用環境等	2
・作成可能な様式	3
・申請・届出に必要な確認書類	5
・申請の流れ	7
・状態（ステータス）	9
2. ログインについて	
・ログイン用アカウント（gBizID）の作成	10
・gBizIDメンバーアカウントの作成	13
・gBizIDでJCIPにログイン	15
・代理申請について	18
3. 申請書の作成について	
・書類作成の開始	32
・様式画面での入力 ～ 第1号建設業許可申請書を例に	35
・チェックエラー・ワーニング	36
・確認書類の添付 ～ 第7号常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書を例に	37
・資格情報のバックヤード連携 ～ 第8号専任技術者証明書を例に	40
・財務諸表の作成	41
・申請・届出送信	43
4. その他の機能等について	
・前回申請取込	44
・申請書類データの取込	45
・手数料納付	47
・通知書の受領	48
・お知らせ	49
・通知	50
・JCIPに係る最新情報	51

1. JCIPについて

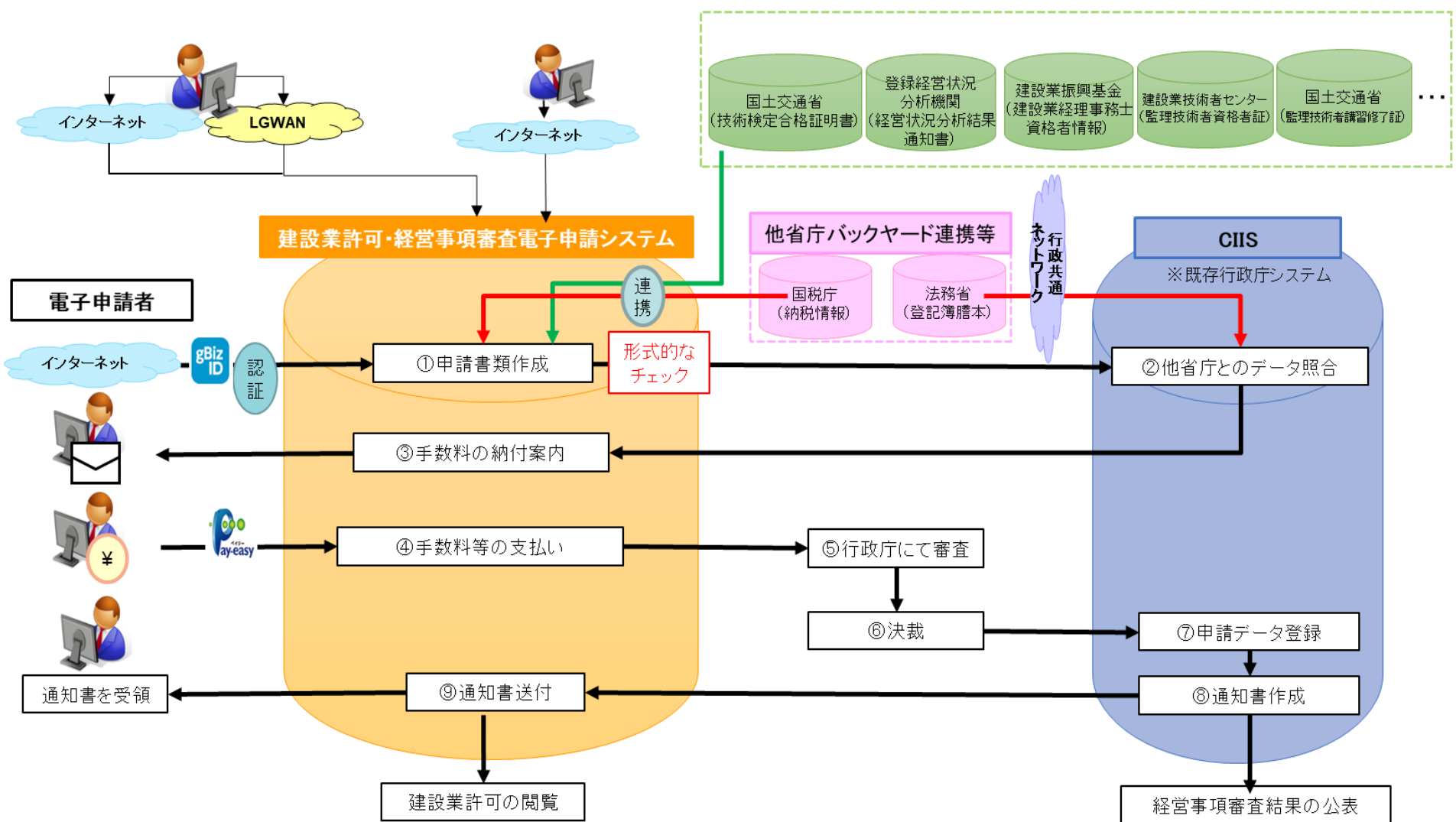
■経緯

平成29年3月に策定された政府の「働き方改革実行計画」において、建設業については、改正労働基準法の施行から5年後に時間外労働の上限規制を適用することとされ、長時間労働の是正に向けた取組が開始されました。こうした中、建設業許可、経営事項審査の申請等については、その準備や申請が申請者・許可行政庁の双方にとって過大な負担となっているとの指摘がありました。

これを受け、国土交通省では、建設業許可、経営事項審査の申請手続の電子化に向けた調査・検討を実施し、電子化を実現するためのシステムの準備を進めました。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）は、全国の建設業許可、経営事項審査の申請・届出をインターネットで行うシステムとして、令和5年1月10日から運用を開始しました。
（※一部の行政庁では、電子申請受付は行っていません。）

■概要



1. JCIPについて

■システム利用環境等

1. システム利用環境（申請者、代理人）

- 端末
パソコン（CPU、メモリ、HDD） ※スマートフォン不可
ディスプレイ 1280 × 800ピクセル 以上
- OS
Microsoft Windows 10、Windows 11
- ブラウザ
Microsoft Edge、Google Chrome
- PDF閲覧用ソフト
Adobe Acrobat Reader 等

2. 接続環境

- インターネット（申請者・代理人）

3. 接続・認証方法

- 申請者・代理人
GビズIDプライム、メンバーアカウントによるID・パスワード認証+ワンタイムパスワード認証

4. 入力可能な文字

- JIS 第1水準～ 第4水準
 - ※ 氏名や商号名称 等の漢字で、入力できないものについては 縮退漢字 または仮名文字 で入力してください。
 - ※ ローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、等）は 入力 できません、アラビア数字又はアルファベット「I」「V」等、入力可能な文字に置き換えて入力してください
 - ※ ○ 数字（①、② 等）は入力できません
 - ※ カッコ付き株（株、有）等は入力 できません、全角のカッコと文字の組合せ（株）、（有）等を入力してください。

1. JCIPについて

■作成可能な様式

申請者が選択した区分によって、作成が必要な申請書類、届出書類が自動設定されます。

【JCIPで作成できる建設業許可の様式】

	様式番号	様式名
1	様式第一号	建設業許可申請書
2	様式第一号 別紙一	役員等の一覧表
3	様式第一号 別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)
4	様式第一号 別紙二(2)	営業所一覧表(更新)
5	様式第一号 別紙三	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄
6	様式第一号 別紙四	専任技術者一覧表
7	様式第二号	工事経歴書
8	様式第三号	直前3年の各事業年度における工事施工金額
9	様式第四号	使用人数
10	様式第六号	誓約書
11	様式第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書
12	様式第七号別紙	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の略歴書
13	様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
14	様式第七号の二 別紙一	常勤役員等の略歴書
15	様式第七号の二 別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
16	様式第七号の三	健康保険等の加入状況
17	様式第八号	専任技術者証明書(新規・変更)
18	様式第九号	実務経歴証明書
19	様式第十号	指導監督の実務経歴証明書
20	様式第十一号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
21	様式第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
22	様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
23	様式第十四号	株主(出資者)調書
24	様式第十五号	貸借対照表(法人)
25	様式第十六号	損益計算書(法人)・完成工事原価報告書
26	様式第十七号	株主資本等変動計算書
27	様式第十七号の二	注記表
28	様式第十七号の三	附属明細表
29	様式第十八号	貸借対照表(個人)
30	様式第十九号	損益計算書(個人)
31	様式第二十号	営業の沿革
32	様式第二十号の二	所属建設業者団体
33	様式第二十号の三	主要取引金融機関名
34	様式第二十二号の二	変更届出書
35	様式第二十二号の三	届出書
36	様式第二十二号の四	廃業届
37	建設業許可事務ガイドライン 別紙八	変更届出書(決算変更届出用)
38	建設業許可事務ガイドライン 別紙六	経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経營業務を補佐した経験の認定に関する調書
39	建設業許可事務ガイドライン 別紙六	常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書
40	建設業許可事務ガイドライン 別紙六	常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書

【JCIPで作成できる経営事項審査の様式】

	様式番号	様式名
1	様式第二十五号の十四	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書
2	様式第二十五号の十四 別紙一	工事種類別(元請)完成工事高
3	様式第二十五号の十四 別紙二	技術職員名簿
4	様式第二十五号の十四 別紙三	その他の審査項目(社会性等)
5	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第1号	工事種類別完成工事高付表
6	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第3号	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿
7	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第4号	CPD単位を取得した技術者名簿
8	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第5号	技能者名簿
9	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第6号	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書

1. JCIPについて

【JCIPで作成できない建設業許可の様式】

	様式番号	様式名
1	様式第二十二号の五	譲渡及び譲受け認可申請書
2	様式第二十二号の五 別紙一	役員等の一覧表
3	様式第二十二号の五 別紙二	営業所一覧表
4	様式第二十二号の五 別紙三	専任技術者一覧表
5	様式第二十二号の六	誓約書
6	様式第二十二号の七	合併認可申請書
7	様式第二十二号の七 別紙一	役員等の一覧表
8	様式第二十二号の七 別紙二	営業所一覧表
9	様式第二十二号の七 別紙三	専任技術者一覧表
10	様式第二十二号の八	分割認可申請書
11	様式第二十二号の八 別紙一	役員等の一覧表
12	様式第二十二号の八 別紙二	営業所一覧表
13	様式第二十二号の八 別紙三	専任技術者一覧表
14	様式第二十二号の九	届出書
15	様式第二十二号の十	相続認可申請書
16	様式第二十二号の十 別紙一	営業所一覧表
17	様式第二十二号の十 別紙二	専任技術者一覧表
18	様式第二十二号の十一	誓約書
19	様式第二十二号の十二	届出書
20	建設業許可事務ガイドライン 別紙四	許可申請取下げ願
21	建設業許可事務ガイドライン 別紙五	許可拒否通知書
22	建設業許可事務ガイドライン 別紙七	登録免許税還付願
23	建設業許可事務ガイドライン 別紙九	許可取消通知書
24	建設業許可事務ガイドライン 別紙十	承継の書類提出依頼書
25	建設業許可事務ガイドライン 別紙十一、	承継認可申請取下げ願
26	建設業許可事務ガイドライン 別紙十二、	承認拒否通知書
27	建設業許可事務ガイドライン 別紙十三、	承認許可通知書
28	建設業許可事務ガイドライン 別紙十五	相続の書類提出依頼書
29	建設業許可事務ガイドライン 別紙十六	承継認可申請取下げ願

【JCIPで作成できない経営事項審査の様式】

	様式番号	様式名
1	経営事項審査の事務取扱について(通知) 様式第2号	経理処理の適正を確認した旨の書類 ※その他の審査項目（社会性等）の監査の受審状況における確認書類の取り扱いとしています。

【JCIPで作成できないその他の様式】

	様式名
1	許可証明書
2	都道府県独自の様式

1. JCIPについて

■申請・届出に必要な確認書類

選択した区分によって、作成が必要な申請・届出書類に係る確認書類、申請・届出全体に係る確認書類について、JCIPでアップロード欄を用意する確認書類は以下のとおりです。

※添付有無のチェックを行い、添付がない場合は状況に応じてエラーまたはワーニングとなります。

※JCIPでアップロード欄を用意する確認書類以外の確認書類の添付が必要な場合は、「申請・届出内容」画面の「その他添付ファイル」にアップロード欄を追加しアップロードする必要があります。

【建設業許可の申請・届出書類に係る確認書類】

	様式番号	様式名	確認書類名
1	様式第一号 別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	・営業所の実態を確認する資料
2	様式第一号 別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	・営業所の実態を確認する資料
3	様式第二十二号の二	変更届出書(第二面)	・営業所の実態を確認する資料
4	様式第二号	工事経歴書	・工事経歴を確認する資料
5	様式第三号	直前3年の各事業年度における工事 施工金額	・施工金額合計を確認する資料
6	様式第七号	常勤役員等(経營業務の管理責任者 等)証明書	・常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の常勤性を確認する資料 ・常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等) ・申請者以外が証明した証明書原本の写し ※第三者証明の場合 ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
7	様式第七号の二	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	・常勤役員等(常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者)の常勤性を確認する資料 ・常勤役員等(常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者)の経験を確認する資料(商業登記簿謄本等) ・申請者以外が証明した証明書原本の写し ※第三者証明の場合 ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
8	様式第七号の三	健康保険等の加入状況	・健康保険及び厚生年金保険の加入状況を証明する資料 ・雇用保険の加入状況を証明する資料
9	様式第八号	専任技術者証明書(新規・変更)	・専任技術者の常勤性を確認する資料 ・専任技術者の有資格区分を証明する資料 ※機関連携で連携の取れた技術検定合格者については添付不要。
10	様式第九号	実務経験証明書	・対象者の実務経験を確認する資料 ・申請者以外が証明した証明書原本の写し ※第三者証明の場合
11	様式第十号	指導監督的実務経験証明書	・対象者の実務経験を確認する資料 ・申請者以外が証明した証明書原本の写し ※第三者証明の場合
12	様式第十二号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書
13	様式第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 ・成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

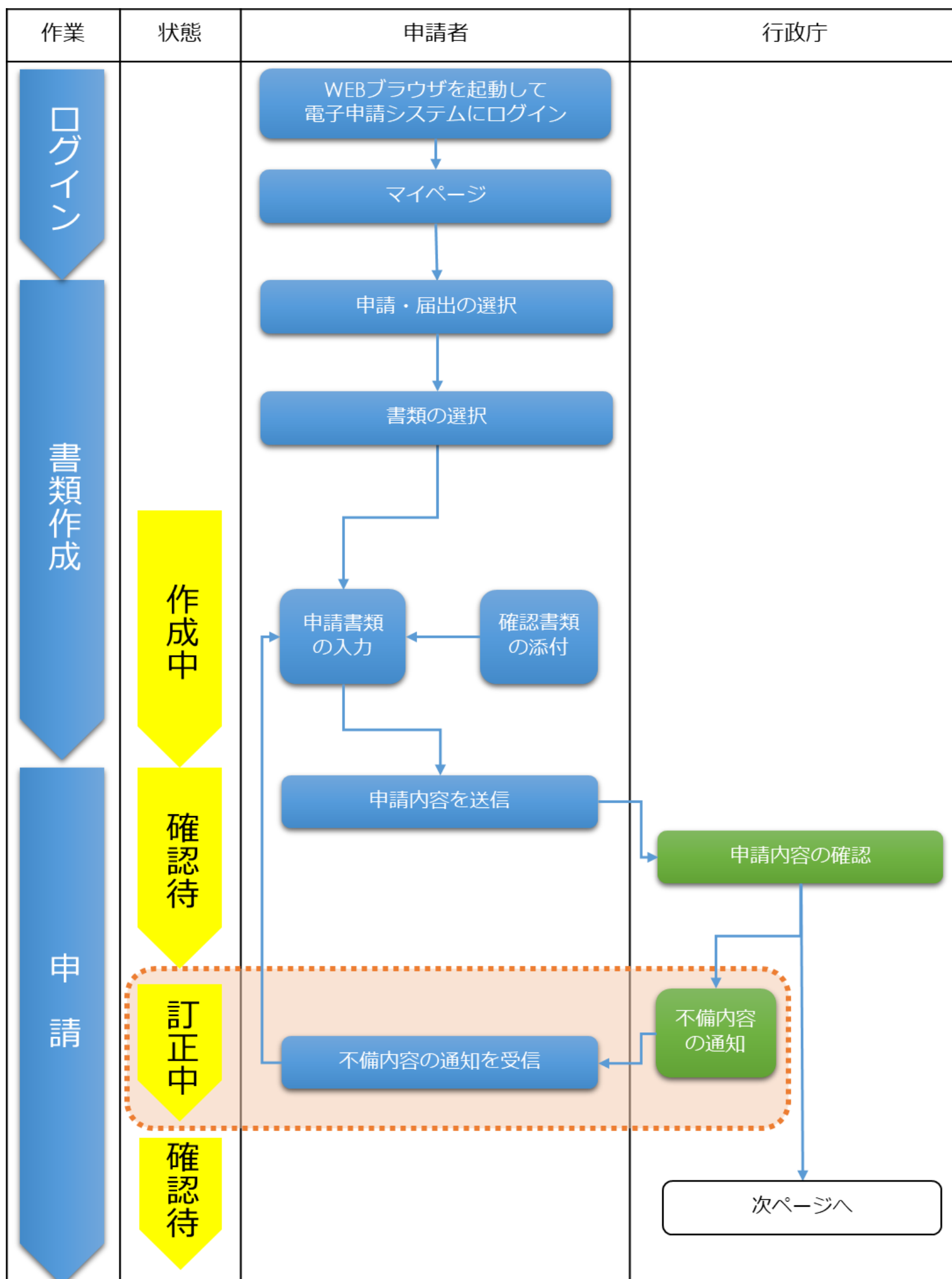
1. JCIPについて

【建設業許可の申請・届出全体に係る確認書類】

確認書類名	
1	定款
2	登記事項証明書 ※大臣許可の場合は機関連携により連携が取れた場合は添付不要。 ※申請者が未成年の個人の場合は、法定代理人の登記事項証明書も必要。
3	納税証明書（法人税） ※機関連携により連携が取れた場合は添付不要。 ※知事許可の場合は、法人事業税証明書。
4	納税証明書（所得税） ※機関連携により連携が取れた場合は添付不要。 ※知事許可の場合は、個人事業税証明書。
5	有価証券報告書

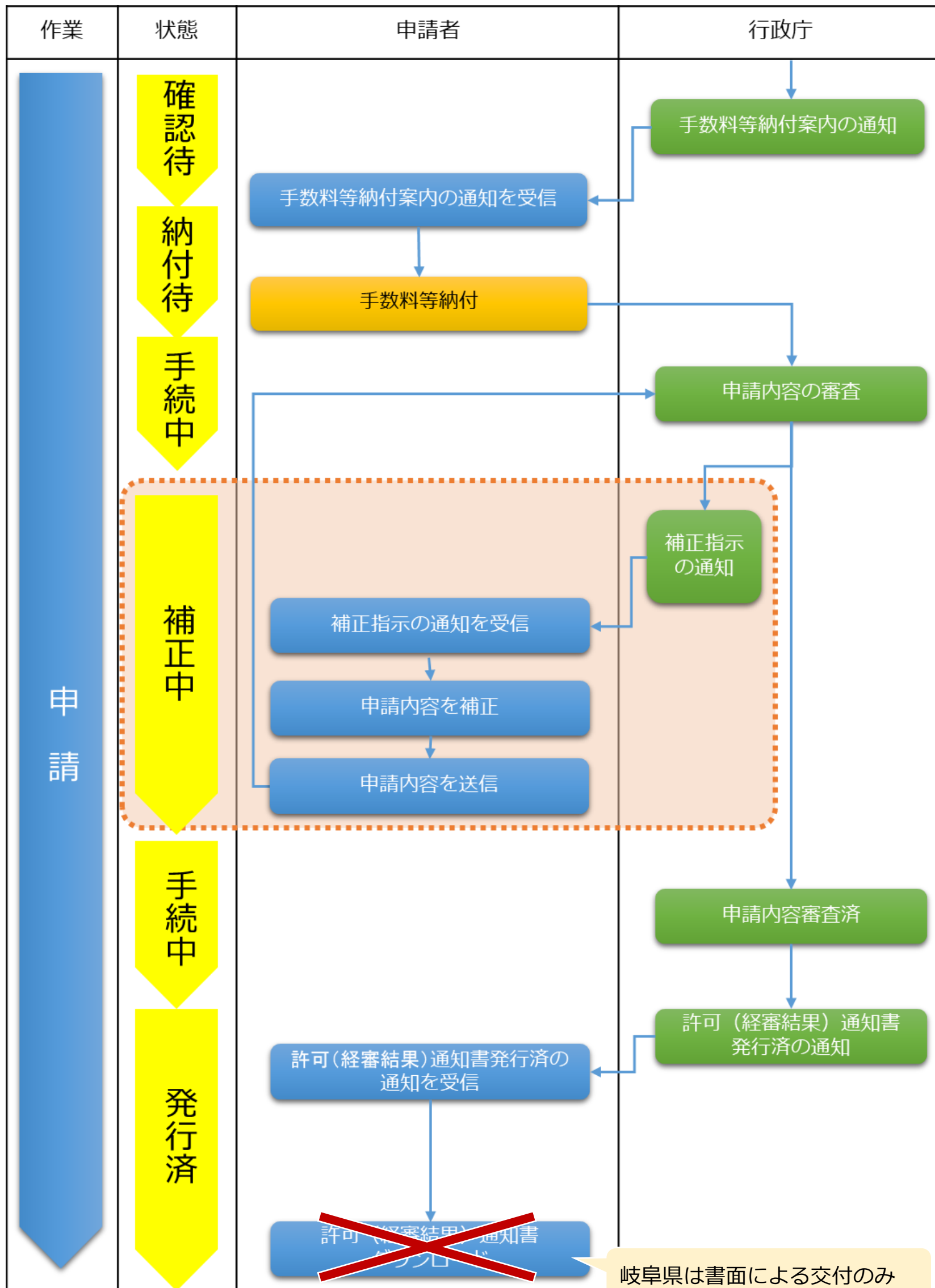
1. JCIPについて

■申請の流れ



- ・gBizIDアカウントで、JCIPにログインします
- ・申請（届出）を選択後、その申請（届出）に必要な書類を作成します
- ・申請（届出）に必要な書類をすべて作成し、システム上のチェックがすべてOKになったら行政庁に送信します
- ・行政庁から不備指摘の通知が届いた場合は、通知の内容にもとづき不備訂正を行ってください

1. JCIPについて



- ・手数料納付の案内通知にもとづき、手数料を納付します
- ・手数料納付後、行政庁が審査を開始します
- ・行政庁から補正指示の通知が届いた場合は、通知の内容にもとづき補正を行います
- ・申請の審査完了後に通知書が交付されます（岐阜県は書面による交付のみ）

1. JCIPについて

■状態（ステータス）

JCIPにおいては、申請者（代理申請含む）、行政庁による操作の状況に応じて、下表のとおり申請データの状態（ステータス）が遷移します。

	状態 (ステータス)	許可	届出	経審	状態（ステータス）の内容	必要な対応
1	作成中	○	○	○	申請者がJCIPにて申請データを作成中の状態	作成を完了させ申請を行います。
2	確認待	○	○	○	申請者から電子申請されたが行政庁側の確認前の状態	行政庁側の確認を待ちます。
3	訂正中	○	○	○	申請者が行政庁側の指示による訂正を行っている状態	指示に従って内容を訂正します。
4	納付待	○	×	○	行政庁側で申請者からの手数料の納付を待っている状態	指定された納付方法で手数料を納付します。
5	手続中	○	○	○	行政庁側で申請・届出内容の審査を行っている状態	行政庁側の審査を待ちます。
6	補正中	○	○	○	申請者が行政庁側の指示による補正を行っている状態	指示に従って内容を補正します。
7	発行済	○	×	○	行政庁側で許可・経審結果通知書が発行済でJCIPとして処理が完了している状態	許可・経審結果通知書を受領します。
8	届出確認済	×	○	×	行政庁側で届出内容の確認が終了しJCIPとして処理が完了している状態	—
9	手続終了	×	○	×	行政庁側で届出内容の確認ができずJCIPとして処理が完了している状態	—
10	不許可通知書発行済	○	×	×	行政庁側で許可申請を不許可としJCIPとして処理が完了している状態	不許可通知書を受領します。

○：存在する状態（ステータス）
 ×：存在しない状態（ステータス）

※2023年9月から「申請・届出内容」画面の状態に進捗状況を併せて表示

基本情報	
申請番号	
申請・届出先	東京都 知事
商号又は名称	ＣＩＩＣ建設
代表者又は個人の氏名	山田太郎
代理人商号又は名称	代理田行政書士事務所
代理人代表者又は個人の氏名	代理田花子
許可番号	
申請・届出の種類	許可申請
申請・届出の区分	新規
状態	作成中
申請者の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 代理人による申請 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 業として行いません <small>※行政書士以外の者が、業として報酬を得て官公署に提出する書類を作成した場合、行政書士法違反となりますのでご注意ください。</small>

正常系の「状態」は以下の形式で表示されます

許可申請、経審	
1/5	作成中
2/5	確認待
3/5	納付待
4/5	手続中
5/5	発行済

許可届出	
1/4	作成中
2/4	確認待
3/4	手続中
4/4	届出確認済

2. ログイン～申請書作成開始について

■ログイン用アカウント（gBizID）の作成

JCIPへのログインには、デジタル庁が提供しているgBizID（ジー・ビズ・アイディー）アカウントを使用します。gBizIDは、複数の行政サービスを1つのアカウントで利用することのできる認証システムです。gBizIDのアカウントを1つ登録すれば、gBizIDで認証を行っている、各行政サービスを同じアカウントで利用可能です。

gBizIDプライム	会社代表者 または 個人事業主	申請書 印鑑 証明書	書類審査 必要	多数あり	使用可能な 行政サービス
gBizIDメンバー	gBizIDプライム 取得組織の 従業員	申請書 印鑑 証明書	書類審査 不要	制限あり	使用可能な 行政サービス
gBizIDエントリー	事業をしている 方なら だれでも可能	申請書 印鑑 証明書	書類審査 不要	制限あり	使用可能な 行政サービス

※1つのメールアドレスでアカウントを複数取得することはできません。複数事業を営んでいる場合は、事業毎にメールアドレスをご用意いただきアカウントを作成してください。

※「gBizIDエントリー」アカウントをご利用中の方は、別途「gBizIDプライム」アカウントを作成してください。

- ①gBizIDプライムアカウントを作成するための申請書は、画面上で作成することができます。JCIPのトップページ画面で「GビズIDを作成」ボタンを押下します。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

操作マニュアル

GビズIDでログイン
gBizIDプライムおよびgBizIDメンバーのアカウントでログインすることができます
※gBizIDエントリーアカウントは使用できません

GビズIDを作成

発信元で絞り込む:

日付	発信元	重要	内容
2024/01/19	滋賀県 知事		【重要】経営事項審査の申請の前に必ずご確認ください
2023/12/01	長崎県 知事	重要	経営事項審査の申請要件等について
2023/11/08	東京都 知事	重要	【重要】建設業許可申請・届出の前に必ずご確認ください
2023/09/01	システム管理者		申請・届出の状態表示の変更について
2023/08/07	滋賀県 知事	重要	【重要】申請（届出）の前に必ずご確認ください
2023/08/01	システム管理者		【ご案内】JCIPの経営事項審査改正対応について
2023/07/21	システム管理者		【ご案内】申請・届出を送信後に「確認待」「手続中」の状態が続く場合について
2023/07/14	システム管理者	重要	【ご案内】JCIPの代理申請では「GビズIDの書類提出による委任登録申請」はご利用できません。
2023/07/03	大分県 知事		【大分県知事許可業者】経営事項審査を電子申請する場合の留意事項
2023/07/03	システム管理者	重要	【不具合修正】許可通知書、経審結果通知書の通知先の誤りについて
2023/01/12	北海道 知事		【お願い】経営事項審査を受ける際の決算報告書提出について

- ②gBizIDポータル画面が表示されますので、「gBizIDを作成」ボタンを押下します。

gBizID

ホーム 手続きガイド サポート アカウント作成 行政サービス一覧 ログイン

gBizIDで行政サービスへの ログインをかんたんに

GビズIDは、1つのID・パスワードで
様々な行政サービスにログインできるサービスです。

gBizIDを作成

[審査状況を確認したい](#) [GビズIDを過去に登録済みを確認したい](#)

重要なお知らせ

① 「GビズIDサイト」が一部リニューアルしました。 [詳しく見る](#)

何かお困りですか？
私がお答えいたします

2. ログイン～申請書作成開始について

③以下の画面が表示されたら、「gBizIDプライムを作成」ボタンを押下します。

④「gBizIDプライム申請書作成 メールアドレス登録」画面が表示されたら、gBizIDプライムアカウントとして使用するメールアドレスを入力して「次へ」ボタンを押下します。

⑤入力したメールアドレスにワンタイムパスワードが送信されるので、以下の画面でワンタイムパスワードを入力し「OK」ボタンを押下します。

2. ログインについて

⑥「gBizIDプライム申請書作成 基本情報登録」画面が表示されたら、入力必須項目を入力して申請書を作成します。

The screenshot shows the 'gBizID' logo at the top. Below it is a navigation bar with tabs: 'メールアドレス登録', '基本情報', '利用者情報', 'アカウント情報', '確認', and '再発送'. The '基本情報' tab is active. The main content area contains instructions and form fields. The '事業形態' section has radio buttons for '法人' (selected) and '個人事業主'. The '基本情報' section has three main input areas: '法人番号' (with a '法人番号取得' button), '法人名/屋号', and '都道府県' (with a dropdown menu).

※法人と個人で入力必須項目が異なりますので、ご注意ください

- 例) ・法人： 法人番号、代表者名、代表者名フリガナ、代表者生年月日
 ・個人： 法人名/屋号、所在地、代表者名、代表者名フリガナ、代表者生年月日

※基本情報には、印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）の情報と一致する内容を入力します

※基本情報とは別に、利用者情報（連絡先の住所、電話番号等）も入力します

※ワンタイムパスワードのSMSを受信するための電話番号を入力します

⑦作成した申請書をダウンロード～印刷して、他の必要書類と一緒に下記宛先に郵送します。

法人/個人	申請に必要な書類
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・gBizID プライム登録申請書（法人） ・印鑑証明書 ※発行日より3ヶ月以内の原本（法務局発行のもの コピー不可）
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・gBizID プライム登録申請書（個人事業主） ・印鑑登録証明書 ※発行日より3ヶ月以内の原本（市区町村発行のもの コピー不可）



〒530-8532
GビズID運用センター

⑧申請内容に不備がなければ、2～3週間後にGビズID運用センターからメールが届きます。

（メール件名：【GビズID】gBizID プライム登録申請の受付のお知らせ）

メールの内容に従って、gBizID プライムのパスワードを設定します。

2. ログインについて

■gBizIDメンバーアカウントの作成

gBizIDプライムアカウントをお持ちの申請者本人に代わって、自社の従業員の方が申請を行う場合は、gBizIDポータル画面から、gBizIDメンバーアカウントを作成してください。

①gBizIDトップページで、「ログイン」ボタンを押下します。



②gBizIDのログインページ（下記画面）が開きます。

取得済のgBizIDアカウントの、「アカウントID」「パスワード」を入力後、「ログイン」ボタンを押下します。



The screenshot shows the gBizID login page. The heading is 'gBizID ログイン / Login'. There are two input fields: 'アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)' and 'パスワード / Password'. Both fields are circled in red. Below the input fields is a blue button labeled 'ログイン / Login', which is also circled in red with a mouse cursor pointing to it. At the bottom, there are two links: 'パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?' and 'アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.'.

2. ログインについて

- ③gBizIDのワンタイムパスワード入力ページ（下記画面）が開きます。
gBizIDアカウント作成時に登録した「SMS受信用電話番号」宛に送信された、ワンタイムパスワードを入力後、「OK」ボタンを押下します。

ワンタイムパスワード入力 / Enter one-time password

SMSを送信しました。
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID / Account ID

ワンタイムパスワード / One-time Password

OK

- ④gBizIDの「マイページ」画面に遷移します。
gBizIDメンバー登録手順の詳細については、下記リンクよりgBizサイトのマニュアルをご参照ください。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Member.pdf

- ⑤gBizIDプライムアカウントで登録した、利用可能サービスの一覧が表示されます。
メンバーに委任するサービスとして「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を選択します。

連絡先電話番号

戻る

メールアドレス変更

SMS受信用電話番号変更

退会

利用可能なサービス一覧

利用履歴

<input type="checkbox"/>	年幅別電子申請サービス（保証探検）
<input checked="" type="checkbox"/>	建設業許可・経営事項審査電子申請システム
<input type="checkbox"/>	認定支援機関申請システム1.4

【参考】 gBizID マニュアルの掲載先URL → <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

2. ログイン～申請書作成開始について

■gBizIDでJCIPにログイン

①gBizIDでJCIPにログインするには、WEBブラウザで、JCIPのトップページ（下記URL）にアクセスします。
<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

②JCIPのトップページ（下記画面）が開きます。
「GbizIDでログイン」ボタンを押下します。

The screenshot shows the JCIP homepage with a blue header and a navigation menu. On the left, there is a 'GbizIDでログイン' button and a 'GbizIDを作成' button. The main content area features a table of notifications. Below the table, there are links for '利用規約', 'ご利用上の注意', 'プライバシーポリシー', '他社著作権表示', 'リンク集', 'Q&A', and 'お問い合わせ'.

日付	発信元	重要	内容
2024/01/19	滋賀県 知事		【重要】経営事項審査の申請の前に必ずご確認ください
2023/12/01	長崎県 知事	重要	経営事項審査の申請要領等について
2023/11/08	東京都 知事	重要	【重要】建設業許可申請・届出の前に必ずご確認ください
2023/09/01	システム管理者		申請・届出の状態表示の変更について
2023/08/07	滋賀県 知事	重要	【重要】申請（届出）の前に必ずご確認ください
2023/08/01	システム管理者		【ご案内】JCIPの経営事項審査改正対応について
2023/07/21	システム管理者		【ご案内】申請・届出を送信後に「確認待」「手続中」の状態が続く場合について
2023/07/14	システム管理者	重要	【ご案内】JCIPの代理申請では「GbizIDの書類提出による委任登録申請」はご利用できません。
2023/07/03	大分県 知事		【大分県知事許可業者】経営事項審査を電子申請する場合の留意事項
2023/07/03	システム管理者	重要	【不具合修正】許可通知書、経審結果通知書の通知先の誤りについて
2023/01/12	北海道 知事		【お願い】経営事項審査を受ける際の決算報告書提出について

③gBizIDのログインページ（下記画面）が開きます。
取得済のgBizIDアカウントの、「アカウントID」「パスワード」を入力後、「ログイン」ボタンを押下します。

The screenshot shows the gBizID login page with the following elements:

- gBizID logo
- ログイン / Login
- アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email) input field
- パスワード / Password input field
- ログイン / Login button
- パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password? link
- アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up. link

2. ログイン～申請書作成開始について

- ④gBizIDのワンタイムパスワード入力ページ（下記画面）が開きます。
gBizIDアカウント作成時に登録した「SMS受信電話番号」宛に送信された、ワンタイムパスワードを入力後、「OK」ボタンを押下します。

ワンタイムパスワード入力 / Enter one-time password

SMSを送信しました。
SMSに記載されているワンタイムパスワードを1時間以内に入力して下さい。
期限内に入力されなかった場合、はじめからやり直していただく必要があります。

アカウントID / Account ID

ワンタイムパスワード / One-time Password

OK

- ⑤JCIPの画面「電子申請システム利用規約」が開きます。 ※初回ログイン時のみ、この画面が開きます。
画面を下方にスクロールして「利用規約に同意する」ボタンを押下します。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

【検証】 ① 利用ガイド

電子申請システム利用規約

利用規約
1. 目的
本規約は、本システムを利用する場合に必要な事項について定めるものです。
2. 著作権
本システムが利用者に対し提供するコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）は、国土交通省が保有しており、国際著作権条約及び日本の著作権関連法令によって保護されています。
コンテンツの内容の全部又は一部について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為として適宜の方法により出所を明示することにより、引用・転載複製を行うことができます。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記があるものについては、当該注記に従ってください。
3. 利用時間
本システムの利用時間は、2：00～23：50となります（左記以外の時間帯はメンテナンス時間）。
ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、事前に本システム又は国土交通省Webサイトに掲載して、上記利用時間内であっても本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができます。また、緊急を要する場合には、事前の予告なく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができます。
(1) 本システムを構成する機器等の保守点検が予定される場合
(2) 天災、事変等の発生により本システムに重大な障害が発生した場合
(3) その他、国土交通省において、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合。
本システムの利用において、ログインの状態または申請フォームでの入力等を行った状態で一定時間アクセスが無い場合またはメンテナンス時間が到来した場合は、自動的にセッションタイムアウトとなります。セッションタイムアウトになった場合はそれまで入力した内容は全て無効となり、それ以降の操作は実行できません（ブラウザを閉じた場合も同様です）。その場合全てのブラウザを閉じた後、利用時間内に再度ブラウザ

利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー 他社著作権表示 リンク集 Q&A お問い合わせ
Copyright

利用規約に同意する

利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー 他社著作権表示 リンク集 Q&A お問い合わせ
Copyright

2. ログイン～申請書作成開始について

⑥JCIPの「マイページ」画面が開きます。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム 【検索】 ① 操作マニュアル ② ファイル結合 ③ 履歴個人 ログアウト

申請・届出

- 申請・届出作成 (本人)
- 申請・届出作成 (代理)
- 申請・届出一覧

その他

- お知らせ一覧
- 通知一覧
- 委任状一覧

通知 未読の通知 10 件

(申請番号: 30800000024) 状態が手続中になりました。	2023/12/25 16:59
(申請番号: 30800000024) 状態が納付待になりました。ご対応をお願いします。	2023/12/25 16:59
(申請番号: 30800000024) 状態が訂正中になりました。ご対応をお願いします。	2023/12/25 16:46
(申請番号: 32300000005) 状態が手続中になりました。	2023/12/15 16:51
(申請番号: 32300000005) 状態が納付待になりました。ご対応をお願いします。	2023/12/15 16:51
(申請番号: 32300000005) 状態が確認待になりました。	2023/12/15 16:50
(申請番号: 32300000004) 状態が手続中になりました。	2023/12/15 10:23
(申請番号: 32300000004) 状態が確認待になりました。	2023/12/15 10:22
(申請番号: 32300000003) 状態が手続中になりました。	2023/12/15 10:04
(申請番号: 32300000003) 状態が確認待になりました。	2023/12/15 10:03

利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー 他社著作権表示 リンク集 Q&A お問い合わせ

2. 代理申請について

■gBizIDアカウント作成

サイト	順番	実施者	行うこと
gBizIDポータル	1	申請者本人	ログイン用アカウント (gBizIDプライム) を作成する
		代理人	
	2	申請者本人	委任申請を行う (申請者本人→代理人)
	3	代理人	委任申請の承認を行う
JCIP	4	代理人	委任状を作成～委任申請を行う (代理人→申請者本人)
	5	申請者本人	委任状 (委任申請) の承認を行う
	6	代理人	委任状 (委任申請) が承認されたことを確認する

※JCIPをご利用いただくには、申請者本人と代理人の双方にgBizIDプライムアカウントが必要です

※JCIPの代理申請では、申請者本人にgBizIDプライムアカウントが不要な「gBizIDの書類提出による委任登録申請」はご利用できません

- ①gBizIDプライムアカウントを作成するための申請書は、画面上で作成することができます。
JCIPのトップページ画面で「GビズIDを作成」ボタンを押下します。



- ②gBizIDポータル画面が表示されますので、「gBizIDを作成」ボタンを押下します。



2. 代理申請について

③以下の画面が表示されたら、「gBizIDプライムを作成」ボタンを押下します。

④「gBizIDプライム申請書作成 メールアドレス登録」画面が表示されたら、gBizIDプライムアカウントとして使用するメールアドレスを入力して「次へ」ボタンを押下します。

⑤画面の指示に従って操作を続けると、入力したメールアドレスにワンタイムパスワードが送信されるので、以下の画面でワンタイムパスワードを入力し「OK」ボタンを押下します。

2. 代理申請について

⑥「gBizIDプライム申請書作成 基本情報登録」画面が表示されたら、入力必須項目を入力して申請書を作成します。

※法人と個人で入力必須項目が異なりますので、ご注意ください

- 例) ・法人： 法人番号、代表者名、代表者名フリガナ、代表者生年月日
 ・個人： 法人名/屋号、所在地、代表者名、代表者名フリガナ、代表者生年月日

※基本情報には、印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）の情報と一致する内容を入力します

※基本情報とは別に、利用者情報（連絡先の住所、電話番号等）も入力します

※ワンタイムパスワードのSMSを受信するための電話番号を入力します

⑦作成した申請書をダウンロード～印刷して、他の必要書類と一緒に下記宛先に郵送します。

法人/個人	申請に必要な書類
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・gBizID プライム登録申請書（法人） ・印鑑証明書 ※発行日より3ヶ月以内の原本（法務局発行のもの コピー不可）
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・gBizID プライム登録申請書（個人事業主） ・印鑑登録証明書 ※発行日より3ヶ月以内の原本（市区町村発行のもの コピー不可）



〒530-8532
GビズID運用センター

⑧申請内容に不備がなければ、2～3週間後にGビズID運用センターからメールが届きます。

（メール件名：【GビズID】gBizID プライム登録申請の受付のお知らせ）

メールの内容に従って、gBizID プライムのパスワードを設定します。

【参考】gBizID マニュアルの掲載先URL → <https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

2. 代理申請について

■gBizIDの委任関係設定（申請者本人側で行う操作）

- ①申請者本人が、gBizIDポータルにて、代理人（受任者）に対して委任申請を行います。
マイページの「委任先一覧・委任申請」を押下します。

マイページ

マイページTOP
マイページTOP

このアカウントの管理
プロフィール変更
パスワード変更
メールアドレス変更
SMS受信電話番号変更
アカウント引継ぎ

gBizIDメンバー管理
gBizIDメンバー管理
gBizIDメンバーを新規に申請する
gBizIDエントリーをgBizIDメンバーにする
アカウントIDを指定
法人番号から検索

委任/委任
委任先一覧・委任申請
委任承認

アカウント種別	gBizIDプライム	
事業形態	法人	
基本情報		
法人番号	5010005017785	
法人名/屋号	一般財団法人建設業情報管理センター	
所在地	都道府県	東京都

- ②委任する代理人（受任者）のアカウントID（メールアドレス）を指定後、「委任申請」ボタンを押下し委任申請を行います。
※委任申請を行う際、「対象サービス」に「建設業許可・経営事項審査電子申請システム」を指定します

受任者アカウント

委任するアカウントを指定してください。

アカウントID (メールアドレス)	<input type="text"/>
----------------------	----------------------

委任申請

対象サービス <small>必須</small>	建設業許可・経営事項審査電子申請システム
--------------------------	----------------------

委任終了日	2023 年 12 月 31 日
-------	------------------

- ③委任申請が完了すると以下の画面が表示され、代理人（受任者）のアカウントID宛にメールが届きます。

gBizID

アカウントID : gbiz.3.1@ciic.or.jp

委任申請 完了 (承認待ち)

マイページTOP
マイページTOP

このアカウントの管理
プロフィール変更
パスワード変更
メールアドレス変更
SMS受信電話番号変更
アカウント引継ぎ

gBizIDメンバー管理
gBizIDメンバー管理
gBizIDメンバーを新規に申請する
gBizIDエントリーをgBizIDメンバーにする

委任申請の登録が完了（承認待ち）しました。
受任者が申請を承認すると、委任関係が成立します。

委任申請ID	4-230804-0001-0
対象サービス	建設業許可・経営事項審査電子申請システム（検証）
委任終了日	2023年12月31日

2. 代理申請について

■gBizIDの委任関係設定（代理人側で行う操作）

- ①代理人（受任者）が、gBizIDポータルにて、委任申請を承認します。
マイページの「委任承認」を押下します。



- ②「受任情報一覧」で検索条件を入力後、「検索する」ボタンを押下します。



- ③「受任情報一覧」に表示される検索結果の中から、承認する委任申請を押下します。



2. 代理申請について

- ④表示される委任申請の内容を確認し、「承認」ボタンを押下します。
これでgBizIDの委任関係設定は完了です。

連絡先住所	都道府県	入道府
市区町村	池田市	
町名番地等	旭丘〇丁目〇番〇号	
ビル名等	I・II・III	
部署名	総務部	
連絡先電話番号	0312345678	

2. 代理申請について

■委任状の作成・承認

■JCIPの委任状作成（代理人側で行う操作）

①代理人のgBizIDアカウントでJCIPにログインし、「マイページ」画面の「委任状一覧」ボタンを押下します。

The screenshot shows the 'My Page' interface. On the left, there are two main sections: '申請・届出' (Applications/Returns) and 'その他' (Others). Under '申請・届出', there are three buttons: '申請・届出作成（本人）', '申請・届出作成（代理）', and '申請・届出一覧'. Under 'その他', there are three buttons: 'お知らせ一覧', '通知一覧', and '委任状一覧' (highlighted with a mouse cursor). On the right, there is a '通知' (Notifications) section titled '未読の直近 10 件' (Recent 10 unread notifications). It contains a list of 10 notifications, each with an application number and a status message, such as '状態が手続中になりました。' (Status changed to 'In Progress').

②表示された「委任状一覧」画面の「委任状の追加」ボタンを押下します。

The screenshot shows the '委任状一覧' (Delegation List) screen. At the top right is a '戻る' (Back) button. Below it is a search filter section titled '検索条件' (Search Conditions) with a search icon. It includes fields for '商号名称' (Company Name), '代理人氏名' (Agent Name), '状態' (Status), and '委任日' (Delegation Date) with a date range selector (2024/01/27 ~ yyyy/mm/dd). A '検索' (Search) button is located below the filters. Below the search section is a '委任状の追加' (Add Delegation) button, which is highlighted with a mouse cursor. At the bottom, there is a table header with columns: '委任状番号' (Delegation Number), '商号名称' (Company Name), '代理人氏名' (Agent Name), '状態' (Status), '委任日' (Delegation Date), and '申請書作成' (Application Form Creation).

③「委任者選択」画面が表示されたら、委任状を作成する会社（商号）の「作成」ボタンを押下します。
※Gビズサイト上で事前に行った委任申請で、委任元として設定された会社が「委任者選択」画面に表示されます。

The screenshot shows a '委任者選択' (Delegation Selection) dialog box with a '閉じる' (Close) button in the top right corner. The dialog has two columns: '商号名称' (Company Name) and '委任状作成' (Delegation Form Creation). Under '商号名称', there is one entry: 'C I I C 建設'. Under '委任状作成', there is a blue '作成' (Create) button, which is highlighted with a mouse cursor.

2. 代理申請について

- ④表示された「委任状」画面で必要事項を入力後、「承認依頼」ボタンを押下し、申請者本人に承認を依頼します。
(申請者本人に対して、委任状に係るメールが自動送付されます)

[閉じる](#)

委任状

ア 住所 -

TEL・FAX番号 FAX (半角11桁以内)

氏名

イ 代理人の区分 行政書士 登録番号 号 (半角数字8桁)

行政書士証票 :

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

建設業許可に関する一切の件

建設業許可通知書の受領に関する一切の件 ※申請先の行政庁により代理受領できない場合があります。

建設業許可に係る変更等の届出に関する一切の件

建設業法第12条の規定に基づく廃業等の届出に関する一切の件

経営事項審査申請に関する一切の件

経営事項審査通知書の受領に関する一切の件 ※申請先の行政庁により代理受領できない場合があります。

令和 年 月 日

エ (委任者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

- ア. 受任者(代理人)の情報: gBizIDアカウントの利用者情報(「連絡先郵便番号」「連絡先住所」「連絡先電話番号」)と基本情報(「代表者名/個人事業主氏名」)が、自動入力されます。(編集不可)
- イ. 代理人の区分: 代理人が行政書士の場合はチェックをONにし、登録番号の入力と行政書士証票のイメージファイルを添付します。
- ウ. 代理人に委任する権限: この委任状で委任する権限のチェックをONにします。
- エ. 委任者(申請者本人)の情報: gBizIDアカウントの委任元情報(「本店所在地/印鑑登録証明書住所」「法人名/屋号」「代表者名/個人事業主氏名」)が、自動入力されます。(編集不可)

2. 代理申請について

■JCIPの委任状承認（申請者本人側で行う操作）

- ①申請者本人のgBizIDアカウントでJCIPにログインし、「マイページ」画面内の「通知」に表示されている委任状の承認依頼通知の見出しを押下します。

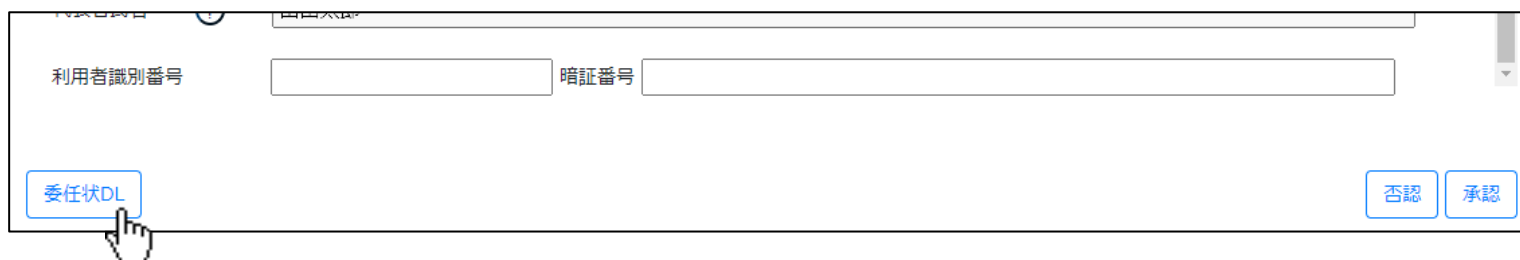
The screenshot shows a notification area with the title "通知 未読の直近 10 件". A blue link-like text reads "委任状の承認依頼があります。ご対応をお願いします。". A mouse cursor is hovering over this text. To the left, there are buttons for "申請・届出作成 (本人)", "申請・届出作成 (代理)", and "申請・届出一覧".

- ②押下した通知の「委任状」画面が表示されます。

The screenshot shows the "委任状" form. It includes fields for "住所" (Address), "TEL・FAX番号" (TEL/FAX numbers), "氏名" (Name), and "代理人の区分" (Agent's category). The "代理人の区分" is set to "行政書士" (Administrative scrivener) with a registration number "12345678". There are buttons for "ファイル選択" (File selection) and "行政書士証票DL" (Download administrative scrivener certificate). Below the form, there are checkboxes for various types of applications, including "建設業許可に関する一切の件" (All matters related to construction industry license) and "経営事項審査申請に関する一切の件" (All matters related to business review application). The date is set to "令和 04 年 11 月 25 日". At the bottom, there are buttons for "委任状DL" (Download power of attorney), "否認" (Deny), and "承認" (Approve).

2. 代理申請について

③ 「委任状DL」 ボタンを押下すると、委任状をPDFファイルでダウンロードできます。



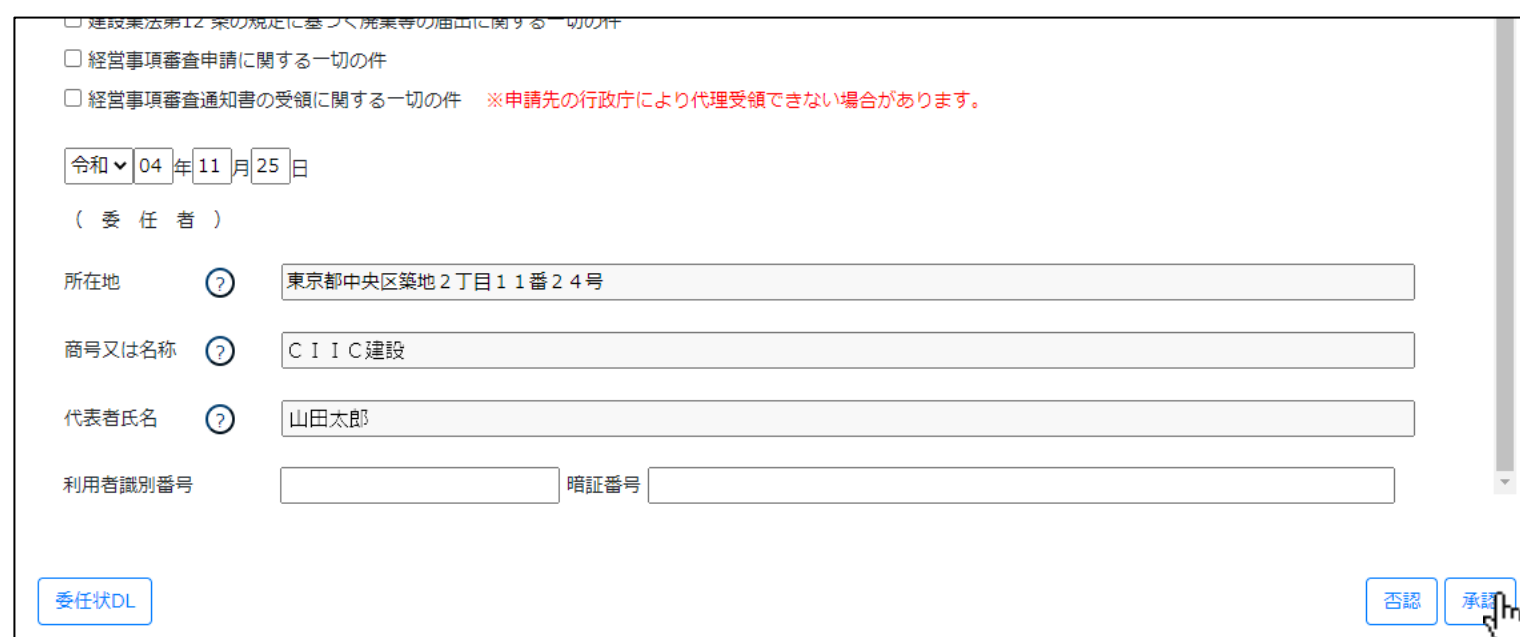
A screenshot of a web form with two input fields: '利用者識別番号' (User ID) and '暗証番号' (PIN). Below the fields are three buttons: '委任状DL' (Download Delegation Statement), '否認' (Deny), and '承認' (Accept). A mouse cursor is pointing at the '委任状DL' button.

④ 代理人に「納税情報取得」機能を利用させる場合は、申請者本人のe-Tax利用者識別番号、及び暗証番号を入力してください。
※入力した番号は、代理人側では表示されません



A screenshot of the same web form as above, but with the '利用者識別番号' field containing '1234561890123456' and the '暗証番号' field containing '*****'. The '委任状DL' button is still visible.

⑤ 「委任状」画面の内容を確認し、問題がなければ「承認」ボタンを押下します。
(代理人に対して、委任状に係るメールが自動送付されます)
※問題があり、承認できない場合は「否認」ボタンを押下すると、代理人側にその旨が通知されます。



A screenshot of a confirmation screen for a delegation statement. It features several checkboxes at the top: '建設業法第12条の規定に基づく廃業等の届出に関する一切の件', '経営事項審査申請に関する一切の件', and '経営事項審査通知書の受領に関する一切の件 ※申請先の行政庁により代理受領できない場合があります。'. Below these is a date selector set to '令和04年11月25日'. Under the heading '(委任者)', there are four input fields: '所在地' (Address) with '東京都中央区築地2丁目11番24号', '商号又は名称' (Trade Name) with 'C I I C建設', '代表者氏名' (Representative Name) with '山田太郎', and '利用者識別番号' (User ID) and '暗証番号' (PIN) fields. At the bottom are three buttons: '委任状DL', '否認', and '承認'. A mouse cursor is pointing at the '承認' button.

2. 代理申請について

■JCIPの委任状の承認結果の確認（代理人側で行う操作）

- ①代理人のgBizIDアカウントでJCIPにログインし、「マイページ」画面内の「通知」に表示されている委任状の承認結果通知を押下します。
※通知が見つからなかった場合など「委任状一覧」ボタンを押下して表示される「委任状一覧」画面から対象の委任状を検索することもできます。
※申請者から否認された場合は否認通知となります。申請者にご確認の上、必要に応じて再度承認依頼を行ってください。

The screenshot shows a user interface with two main sections. On the left, under the heading '申請・届出' (Applications/Reports), there are three buttons: '申請・届出作成（本人）' (Application/Report creation (Self)), '申請・届出作成（代理）' (Application/Report creation (Agent)), and '申請・届出一覧' (Application/Report list). Below these is a 'その他' (Others) section. On the right, under the heading '通知 未読の直近 10 件' (Notifications Recent 10 unread items), there is a notification box that says '委任状が承認されました。' (Power of attorney approved). A mouse cursor is pointing at this notification. Below the notification are several empty rows, suggesting a list of notifications.

- ②押下した通知の「委任状」画面が表示されます。

The screenshot shows a form titled '委任状' (Power of Attorney). At the top right is a '閉じる' (Close) button. The form contains the following fields and options:

- 住所 (Address): 〒 999 - 9999 ××県××市××町
- TEL・FAX番号 (TEL/FAX Number): TEL 9999999999 FAX 9999999999 (半角11桁以内)
- 氏名 (Name): 代理田花子
- 代理人の区分 (Agent Type): 行政書士 (Public Accessory) 登録番号 (Registration Number): 日本行政書士会連合会/第 12345678 号 (半角数字8桁)
- 行政書士証票 (Public Accessory Certificate): ファイル選択 (File Selection) 行政書士証票DL (Public Accessory Certificate Download)

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

- 建設業許可に関する一切の件
- 建設業許可通知書の受領に関する一切の件 ※申請先の行政庁により代理受領できない場合があります。
- 建設業許可に係る変更等の届出に関する一切の件
- 建設業法第12条の規定に基づく廃業等の届出に関する一切の件
- 経営事項審査申請に関する一切の件
- 経営事項審査通知書の受領に関する一切の件 ※申請先の行政庁により代理受領できない場合があります。

At the bottom left, there is a '委任状DL' (Power of Attorney Download) button.

2. 代理申請について

■代理人による書類作成

①代理申請を行う場合は、トップページ「委任状一覧」ボタンを押下します。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

申請・届出

- 申請・届出作成
- 申請・届出一覧

通知 未読の直近 10 件

- (申請番号: 34100000023) 状態が手続中になり
- (申請番号: 34100000023) 状態が納付待になり
- (申請番号: 34100000022) 状態が届出確認済になり
- (申請番号: 34100000020) 状態が届出確認済になり
- (申請番号: 34100000022) 状態が手続中になり
- (申請番号: 34100000020) 状態が手続中になり
- (申請番号: 34100000019) 状態が手続中になり

その他

- お知らせ一覧
- 通知一覧
- 委任状一覧

本人申請用のボタン
→ 代理申請の場合は使用しない

②「委任状一覧」画面が表示されます。一覧にある該当の委任状の「作成」ボタンを押下します。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

[検証] 操作マニュアル ファイル結合 古屋朝人 ログアウト

戻る

検索条件

商号名称 : 状態 :

代理人氏名 : 委任日 : ~

検索

追加

委任状番号	商号名称	代理人氏名	状態	委任日	申請書作成
P2200000171	一般財団法人建設業情報管理センター	代理 太郎	否認		
P2300000025	一般財団法人建設業情報管理センター	代理 太郎	承認	2023/02/14	作成
P2300000014	一般財団法人建設業情報管理センター	代理 太郎	承認	2023/01/31	作成
P2200000168	一般財団法人建設業情報管理センター	代理 太郎	無効	2022/12/16	
P2200000165	一般財団法人建設業情報管理センター	代理 太郎	承認	2022/12/08	作成
P2200000159	一般財団法人建設業情報管理センター	代理 太郎	無効	2022/11/25	

利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー 他社著作権表示 リンク集 Q&A お問い合わせ

2. 代理申請について

- ③「申請・届出選択」画面が開きます。
「大臣知事コード」「許可番号」を入力後、「許可番号確認」ボタンを押下します。
（「許可番号確認」ボタンの右側に、許可番号に対応する商号名称が表示されることを確認してください）
許可番号の確認後、作成する申請・届出の区分に対応するボタンを押下します。

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

【検証】 操作マニュアル ファイル結合 古屋個人 ログアウト

戻る

建設業許可

(新規申請) 新たな許可を申請する

(許可換え新規) 他の行政庁へ新たな許可を申請する

大臣知事コード 21 岐阜県知事許可 第 000123 号 許可番号確認 (株) [redacted]

建設業許可

(更新) 現在受けている許可を更新する

(業種追加/一般・特新規) 業種を追加/一般・特定を変更する

(業種追加/一般・特新規+更新) 業種を追加/一般・特定の変更と併せ現在の許可を更新する

許可を受けた後の届出をする

経営事項審査

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求

経営規模等評価の申請

総合評定値の請求

経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求

経営規模等評価の再審査の申立

※経営事項審査の再審査については当面の間、従来通りの紙申請を行ってください。

利用規約 ご利用上の注意 プライバシーポリシー 他社著作権表示 リンク集 Q&A お問い合わせ

- ④通知書交付に関する確認ダイアログが表示されたら、OKボタンを押下します。（岐阜県は書面交付のみ）

申請・届出内容

申請・届出削除 閉じる

申請書類データの取込 申請書類データの出力

通知 直近 10 件

基本情報

申請番号

申請・届出先

商号又は名称 一般財団法人建設業情報管理センター

代表者又は個人の氏名 古屋法人

代理人商号又は名称 古屋行政書士事務所

代理人代表者又は個人の氏名 古屋個人

許可番号 大臣知事コード 21 岐阜県知事許可 第 000123 号 (株) 松波テクノ

申請・届出の種類 経営申請

申請・届出の区分 経営規模等評価+総合評定値

状態 作成中

経営事項審査結果通知書は書面での交付となります

確認しました

OK キャンセル

2. 代理申請について

- ⑤ 「申請・届出内容」画面が開きます。「ア」には委任状に設定した申請者本人の情報が反映されます。（編集不可）
 「イ」の「申請者連絡先」には、代理人のgBizID情報が自動入力されています。（編集可能）
 「申請者連絡先」の内容を編集した場合は、「申請者連絡先保存」ボタンを押下します。（gBizIDへの影響はありません）

申請・届出内容

申請書類データの取込 申請書類データの出力

通知 直近 10 件

基本情報

申請番号	
申請・届出先	岐阜県 知事
商号又は名称	一般財団法人建設業情報管理センター
代表者又は個人の氏名	委任元 花子
代理人商号又は名称	代理行政書士事務所
代理人代表者又は個人の氏名	代理 太郎
許可番号	大臣知事コード 21 岐阜県知事許可 第 000123 号 (株) 松波テクノ
申請・届出の種類	経審申請
申請・届出の区分	経営規模等評価+総合評定値

申請者連絡先

所属	本部
氏名	代理太郎
氏名カナ	ダイリタロウ
郵便番号	〒 678 - 0064
都道府県	兵庫県
市区町村郡	相生市
町名番地ビル名	青葉台〇丁目〇番〇号
電話番号	06-55656191
FAX番号	
メールアドレス	gbiz.3.2@ciic.or.jp

納付状況 未納

通知書受領方法 経営事項審査結果通知書は書面での交付となります

ボタン: 申請・届出削除, 閉じる, 申請者連絡先保存

- ⑥ 「申請・届出内容」画面内、申請・届出書類グリッド内の書類名を押下すると、その書類の作成画面が表示されます。

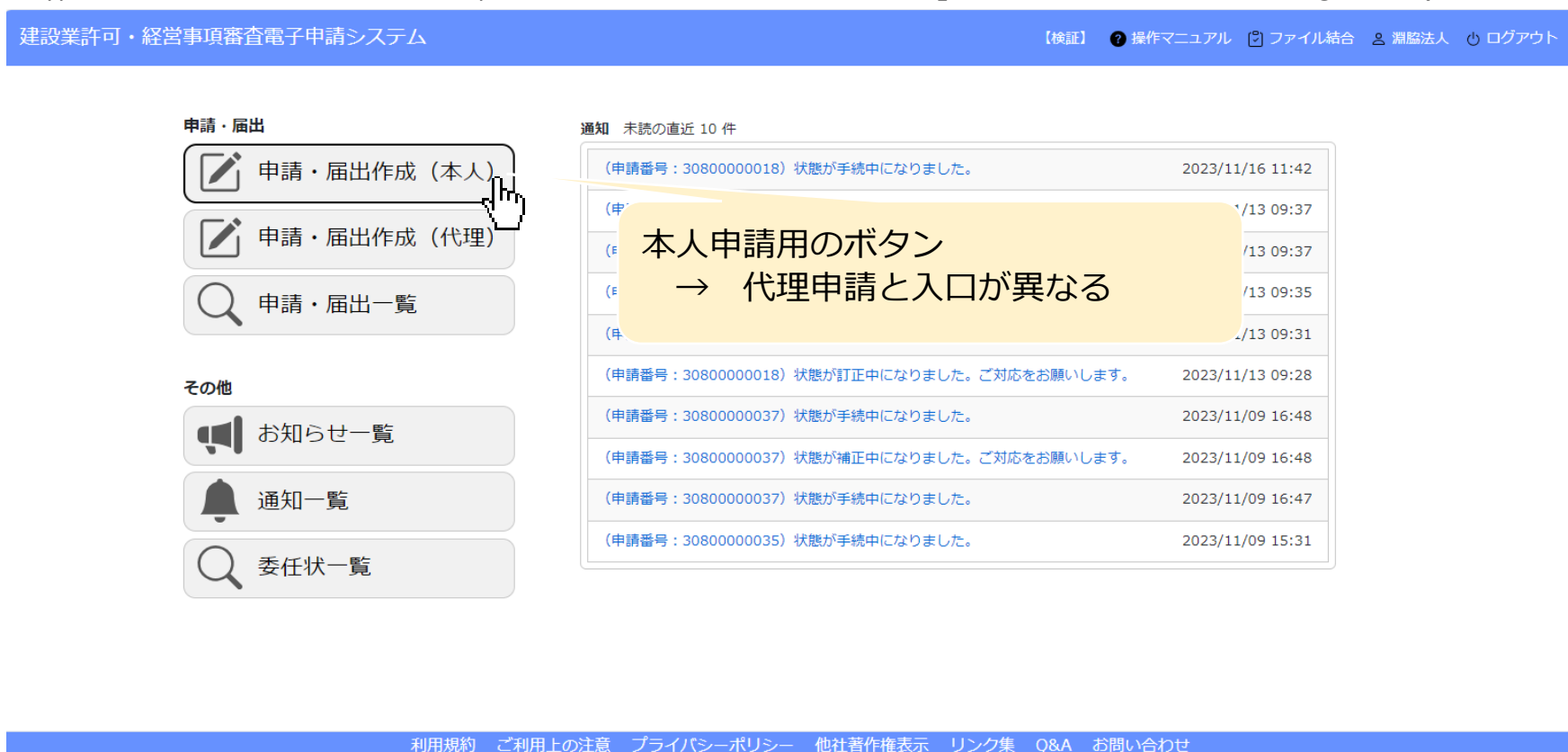
申請・届出書類

書類名	入力状況	必須	補正	ダウンロード	列A
第25号の14 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	—	必須		↓	列A
別紙1 工事種別(元請)完成工事高	—	必須		↓	列A
別紙2 技術職員名簿	—	必須		↓	列A
別紙3 その他の審査項目(社会性等)	—	必須		↓	列A
工事種別完成工事高付表	—			↓	列A
継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	—			↓	列A
CPD単位を取得した技術者名簿	—			↓	列A
技能者名簿	—			↓	列A

3. 申請書の作成について

■書類作成の開始

- ①申請・届出書類を新たに作成する場合は、「申請・届出作成（本人）」ボタンを押下します。（→②へ進む）
 保存した申請・届出書類の続きを作成する場合は、「申請・届出一覧」ボタンを押下します。（→⑥へ進む）

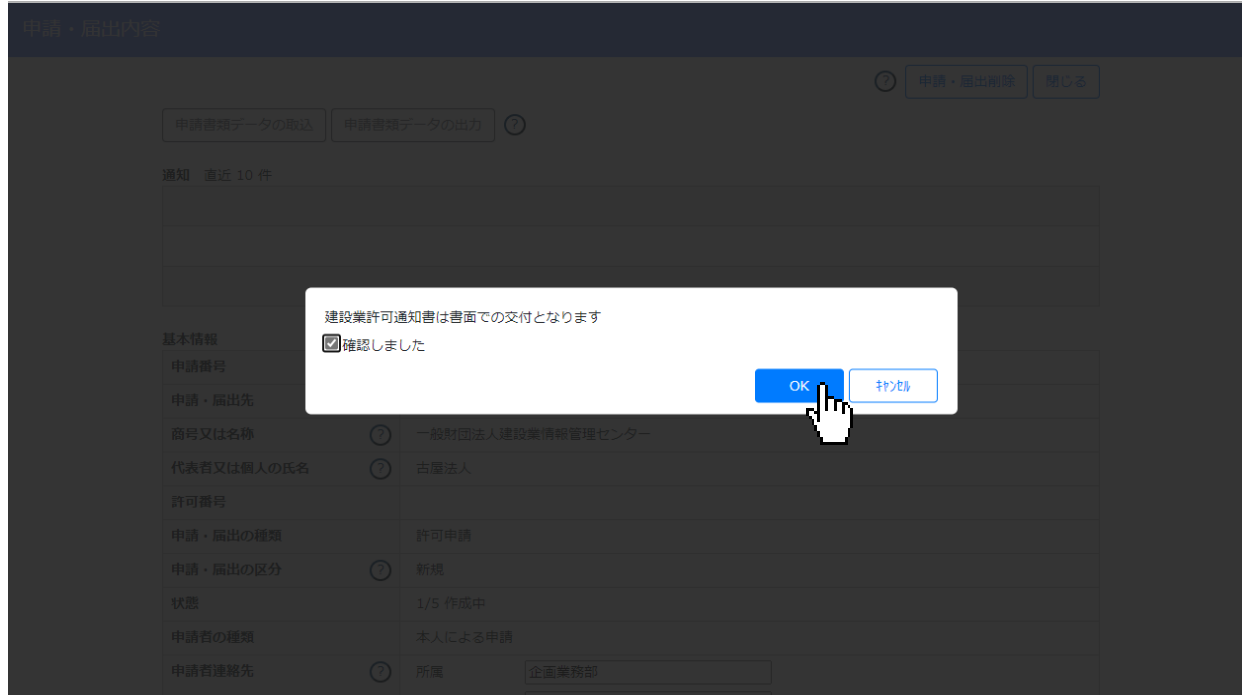


- ②「申請・届出選択」画面が開きます。
 「大臣知事コード」は、どの申請・届出を行う場合でも必ず指定してください。
 建設業許可を受けていることが前提となる申請・届出を行う場合は、「許可番号」を入力後、「許可番号確認」ボタンを押下します。（「許可番号確認」ボタンの右側に、許可番号に対応する商号名称が表示されることを確認してください）
 許可番号の確認後、作成する申請・届出の区分に対応するボタンを押下します。



3. 申請書の作成について

③通知書交付に関する確認ダイアログが表示されたら、OKボタンを押下します。（岐阜県は書面交付のみ）



※中部地整への申請においては通知書の電子交付／書面交付を選択できるので、このダイアログは表示されません。
次の「申請・届出内容」画面で通知書受領方法を指定する欄が表示されます。（チェックオンで電子交付、オフで書面交付）

通知書受領方法	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業許可通知書について、電子ファイルでの受領を希望する
	※ 1. 電子ファイルでの受領を「希望しない」場合は、書面での送付（郵送）となります
	※ 2. 不許可時の拒否通知書については、書面での送付（郵送）となります

④「申請・届出内容」画面が開きます。「ア」にはgBizID情報が反映されます。（編集不可）
「イ」の「申請者連絡先」にもgBizID情報が自動入力されていますが、こちらは編集可能です。
「申請者連絡先」の内容を編集した場合は、「申請者連絡先保存」ボタンを押下します。（gBizIDへは反映されません）

A screenshot of the "申請・届出内容" (Application and Submission Details) screen. The page has a blue header with the title "申請・届出内容". Below the header are buttons for "申請・届出削除" and "閉じる". The main content area is divided into two sections: "基本情報" (Basic Information) and "申請者連絡先" (Applicant Contact Information).
In the "基本情報" section, a red box highlights the "商号又は名称" (Trade Name) field, which contains "一般財団法人建設業情報管理センター". A callout bubble labeled "ア" points to this field.
In the "申請者連絡先" section, a red box highlights the "氏名" (Name) field, which contains "フチワキホウジン". A callout bubble labeled "イ" points to this field. Other fields in this section include "所属" (Affiliation: 企画業務部), "郵便番号" (Postal Code: 〒 213 - 0026), "都道府県" (Prefecture: 岐阜県), "市区町村部" (City/Town/Village: 岐阜市), "町名番地ビル名" (Address: 藪田南2丁目), "電話番号" (Phone Number: 090-000-0000), and "メールアドレス" (Email Address: dummy@ciic.or.jp). At the bottom right of this section are buttons for "FAX送信" and "申請者連絡先保存".

3. 申請書の作成について

- ⑤申請・届出書類グリッド内には、その申請・届出に関する書類がプリセットされています。
「必須」欄の表示は以下の意味になっています。
- ・必須：全行政庁共通で作成が必須となっている書類
 - ・空欄：条件によっては作成が必要となる、または行政庁によっては提出を求められる書類
- グリッド内の書類行を押下すると、その書類の作成画面が表示されます。

【更新申請の場合の表示（一部）】

申請・届出書類一括ダウンロード

申請・届出書類

書類名	入力状況	必須	補正	ダウンロード	列A
第1号 建設業許可申請書	—	必須			列A
別紙1 役員等の一覧表	—	必須			列A
別紙2(2) 営業所一覧表(更新)	—	必須			列A
別紙4 専任技術者一覧表	—	必須			列A
第2号 工事経歴書	—				列A
第3号 直前3年の各事業年度における工事施工金額	—				列A
第4号 使用人数	—				列A
第6号 誓約書	—	必須			列A
第7号 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	—				列A
別紙 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の略歴書	—				列A

【事業年度終了届の場合の表示】

申請・届出書類一括ダウンロード

申請・届出書類

書類名	入力状況	必須	補正	ダウンロード	列A
変更届出書(決算変更届出用)	—	必須			列A
第2号 工事経歴書	—	必須			列A
第3号 直前3年の各事業年度における工事施工金額	—	必須			列A
第4号 使用人数	—				列A
第7号の3 健康保険等の加入状況	—				列A
第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	—				列A
財務諸表基本設定	—	必須			列A

- ⑥書類に入力し保存した申請・届出データは、「申請・届出一覧」に表示されます。
検索条件で適宜絞り込んで、操作を行いたい申請・届出データを探します。
申請・届出データグリッド内の申請・届出行を押下すると、その申請・届出の内容画面が表示されます。（→④、⑤へ進む）

建設業許可・経営事項審査電子申請システム 【検証】 操作マニュアル ファイル結合 印刷 法人 ログイン ログアウト

[戻る](#)

検索条件

許可番号 :

商号名称 :

申請・届出の種類 : 建設業許可

経営事項審査

申請・届出先 :

検索

状態 : 作成中 訂正中 納付待
 確認待 補正中 手続中
 申請・届出中止中 取手中 取下
 不許可 不許可通知書発行済 発行済
 届出確認済 手続終了

申請・届出日 : ~

申請番号	許可番号	商号名称	種類	区分	申請・届出先	状態	申請・届出日
32100000001		一般財団法人建設業情報管理センター	許可申請	新規	岐阜県 知事	4/5 手続中	2023/01/06
	21 500896	一般財団法人建設業情報管理センター	許可届出	事業系(法人)	岐阜県 知事	1/4 作成中	
	21 000123	一般財団法人建設業情報管理センター	経審申請	経営規模等評価+総合評価値	岐阜県 知事	1/5 作成中	
		一般財団法人建設業情報管理センター	許可申請	新規	岐阜県 知事	1/5 作成中	
	21 000123	一般財団法人建設業情報管理センター	許可申請	更新	岐阜県 知事	1/5 作成中	

3. 申請書の作成について

■様式画面での入力 ～ 第1号建設業許可申請書を例に

- ①JCIPでは、入力作業の省力化や入力ミスの防止のため、様々なデータが自動反映されるようになっています。
 「ア」にはgBizID情報が反映されます。(編集不可)
 「イ」には公開情報が反映されます。(編集可能ですが、編集の必要がある=届出が必要である可能性があります)
 「ウ」は過去に電子申請で申請が完了したことがある場合に、前回の申請データを反映するボタンです。
 ※該当する申請データが存在しない場合は表示されません。

前回の申請を取り込む ウ
戻る

建設業許可申請書

申請先 岐阜県 知事 殿

申請者 東京都中央区築地2丁目11番24号
一般財団法人建設業情報管理センター
古屋法人

作成年月日 令和 05 年 11 月 28 日

項番	項目	内容																																																											
04	許可を受けようとする建設業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">土</td><td style="width: 5%;">建</td><td style="width: 5%;">大</td><td style="width: 5%;">左</td><td style="width: 5%;">と</td><td style="width: 5%;">石</td><td style="width: 5%;">屋</td><td style="width: 5%;">電</td><td style="width: 5%;">管</td><td style="width: 5%;">夕</td><td style="width: 5%;">鋼</td><td style="width: 5%;">筋</td><td style="width: 5%;">鋪</td><td style="width: 5%;">し</td><td style="width: 5%;">ゆ</td><td style="width: 5%;">板</td><td style="width: 5%;">方</td><td style="width: 5%;">塗</td><td style="width: 5%;">防</td><td style="width: 5%;">内</td><td style="width: 5%;">機</td><td style="width: 5%;">絶</td><td style="width: 5%;">通</td><td style="width: 5%;">園</td><td style="width: 5%;">井</td><td style="width: 5%;">具</td><td style="width: 5%;">水</td><td style="width: 5%;">消</td><td style="width: 5%;">清</td><td style="width: 5%;">解</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">許可の有効期間の調整 1 する</p>	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し	ゆ	板	方	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し	ゆ	板	方	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解																																
▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼																																	
05	申請時において既に許可を受けている建設業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">土</td><td style="width: 5%;">建</td><td style="width: 5%;">大</td><td style="width: 5%;">左</td><td style="width: 5%;">と</td><td style="width: 5%;">石</td><td style="width: 5%;">屋</td><td style="width: 5%;">電</td><td style="width: 5%;">管</td><td style="width: 5%;">夕</td><td style="width: 5%;">鋼</td><td style="width: 5%;">筋</td><td style="width: 5%;">鋪</td><td style="width: 5%;">し</td><td style="width: 5%;">ゆ</td><td style="width: 5%;">板</td><td style="width: 5%;">方</td><td style="width: 5%;">塗</td><td style="width: 5%;">防</td><td style="width: 5%;">内</td><td style="width: 5%;">機</td><td style="width: 5%;">絶</td><td style="width: 5%;">通</td><td style="width: 5%;">園</td><td style="width: 5%;">井</td><td style="width: 5%;">具</td><td style="width: 5%;">水</td><td style="width: 5%;">消</td><td style="width: 5%;">清</td><td style="width: 5%;">解</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td><td style="text-align: center;">▼</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(1.一般、2.特定)</p>	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し	ゆ	板	方	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	1	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し	ゆ	板	方	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解																																
1	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼																																	
06	商号又は名称のフリガナ	██████ケンセツコウギョウ (全角カナ40桁以内) ※法人の種類を表す文字のフリガナは入力しない																																																											
07	商号又は名称	██████建設工業(株) (全角40桁以内) ※法人の種類を表す文字は略号を入力する																																																											
08	代表者又は個人の氏名のフリガナ	██████ノリ (全角カナ20桁以内) ※姓と名の間を1文字空ける																																																											

②その他、必要事項を入力して保存ボタンを押下します。

12	郵便番号	〒 ██████ - ██████ 住所検索	電話番号 ██████████ (半角13桁以内)※電話番号はハイフンを入力	
		ファックス番号 ██████ (半角13桁以内)※ファックス番号はハイフンを入力		
13	法人又は個人の別	1 法人	資本金額又は出資総額 40,000 千円(半角数字9桁以内)	法人番号 ██████████ (半角数字13桁)
14	兼業の有無	1 有	建設業以外に行っている営業の種類 運送業	
15	許可換えの区分	▼		
16	旧許可番号	大臣知事コード ▼	旧許可番号 (▼ - ▼) 第 ▼ 号	旧許可年月日 ▼ 年 ▼ 月 ▼ 日

連絡先 ?

所属等 企画業務部	氏名 淵脇法人 (全角10桁以内)	電話番号 ██████████ (半角13桁以内)※電話番号はハイフンを入力	ファックス番号 ██████ (半角13桁以内)※ファックス番号はハイフンを入力
--	--	---	---

保存

3. 申請書の作成について

■チェックエラー・ワーニング

エラー	JCIPが受け付けない操作や入力を行った場合、エラーと判定されます。 エラーが発生している状態では、「申請・届出送信」が行えません。 (一部の例外を除き、エラーが発生している申請データでも保存することは可能です)
ワーニング	「申請者の入力した内容に誤りのある可能性がある」とJCIPが判断した場合、ワーニングと判定されます。 ワーニングが発生している状態でも、保存と「申請・届出送信」は行えます。 ※ワーニングの対象となった入力内容が正しい(誤りでない)場合もあるため、メッセージ等で指摘された点を申請者が確認の上、正しいと判断した場合は、修正不要です

- ①書類作成～保存時にエラーチェックが行われます。
エラー又はワーニングに該当する入力内容がある場合は、書類作成画面上部にメッセージが表示されます。

保存しました。

エラーがあります。

ワーニングがあります。

建設業許可申請書

- ②エラー又はワーニングの原因に関連する項目は赤色に変化します。 ※画面やエラーの内容によっては変化しない場合あり

14	兼業の有無	?	1有	建設業以外に行っている営業の種類

- ③エラー又はワーニングの詳細を確認する場合は、書類作成画面下部の「エラー一覧」ボタンを押下します。

エラー一覧
保存

- ④「エラー一覧」ウィンドウが表示されます。エラー箇所と原因を確認し、エラーが出ない内容に修正します。

閉じる

エラーコード	分類	エラーメッセージ
E00001	エラー	建設業以外に行っている営業の種類が入力されていません。
W00059	ワーニング	(業種：左) 申請時において既に許可を受けている建設業が公開情報と一致していません。

- ⑤エラーを含む書類は、「申請・届出内容」画面の入力チェックがNGとなります。
(エラーが無くワーニングのみ含まれている場合は、入力チェックOKとなります。ハイフン(-)は未作成です。)

申請・届出書類	書類名	入力状況	必須	補正	ダウンロード	クリア
	第1号 建設業許可申請書	NG	必須		↓	クリア
	別紙1 役員等の一覧表	OK	必須		↓	クリア
	別紙2(2) 営業所一覧表(更新)	—	必須		↓	クリア
	別紙4 専任技術者一覧表	—	必須		↓	クリア

申請・届出書類一括ダウンロード

3. 申請書の作成について

■ 確認書類の添付 ～ 第7号常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書を例に

- ① 建設業許可申請・届出や経審申請では、申請書類の他に確認書類の提出を求められます。
 JCIPではそれらをPDFファイルにして、「様式画面」または「申請・届出内容画面」で添付します。
 「様式画面」で確認書類を添付するには、画面の最下部のファイル添付欄を使用します。

前回の申請を取り込む

戻る

常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書

ページ移動

最初 前頁 1 / 1 頁 次頁 最後

ページ入替

ページ追加 ページ削除

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ (1) (2) (3) に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

作成年月日 令和 05 年 11 月 28 日

ページャーコントロール
 → 複数ページにわたる様式で
 ページの追加や移動を行う

証明者 東京都中央区築地2丁目11番24号

申請者 一般財団法人建設業情報管理センター

申請者以外 古屋法人

(2) 下記の者は、許可申請者 の常勤の役員 本人 の支配人 で第7条第1号イ (1) (2) (3) に該当する者であることに相違ありません。

申請先 届出先 岐阜県 知事 殿

作成年月日 令和 05 年 11 月 28 日

東京都中央区築地2丁目11番24号

一般財団法人建設業情報管理センター

古屋法人

17	申請又は届出の区分	3 常勤役員等の更新等		
	変更の年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日		
18	許可番号	大臣知事コード 21 岐阜県知事許可	許可番号 (一般 - 03) 第 000600 号	許可年月日 令和 03 年 05 月 07 日
19	氏名のフリガナ	<input type="text"/> (全角カナ2桁以内)		
20	氏名	<input type="text"/> (全角10桁以内)※姓と名の間を1文字空ける	生年月日	<input type="text"/>
	住所	<input type="text"/>		
21	氏名(変更前)	<input type="text"/> (全角10桁以内)※姓と名の間を1文字空ける	生年月日	<input type="text"/>

「様式画面」のファイル添付欄
 → ページャーコントロールのある様式でも、ページ毎ではなく様式全体に1つの添付欄

書類名	ファイル名	必須	タグ	削除
常勤性を証明する資料	<input type="button" value="参照"/>	必須		
経験を確認する資料(商業登記簿謄本等)	<input type="button" value="参照"/>	任意		
申請者以外が証明した証明書原本の写し	<input type="button" value="参照"/>	任意		
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を確認する資料(登...	<input type="button" value="参照"/>	必須		
成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、...	<input type="button" value="参照"/>	任意		

保存

3. 申請書の作成について

- ②参照ボタンを押下すると、ファイル選択ダイアログが表示されますので、添付するファイルを選択してください。
「必須」欄の表示は以下の意味になっています。
- ・必須：全行政庁共通で添付が必須となっている書類
 - ・任意：条件によっては添付が必要となる、または行政庁によっては添付を求められる書類

書類名	ファイル名	必須	ダウンロード ?	削除
常勤性を証明する資料	参照	必須		
経験を確認する資料（商業登記簿謄本等）	参照	任意		
申請者以外が証明した証明書原本の写し	参照	任意		
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を確認する資料（登…	参照	必須		
成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、…	参照	任意		

※ファイルサイズ上限は、1ファイルあたり100MB
 ※ファイル数上限は、1確認書類あたり最大10
 →必要に応じて、ファイル分割/結合して添付する

- ③確認書類を追加/変更/削除した場合も、**必ず保存ボタンを押下してください。**
 ※保存せずに申請・届出内容画面に戻ったり、ページ移動したりすると、確認書類を追加/変更/削除が無効になります。

書類名	ファイル名	必須	ダウンロード ?	削除
常勤性を証明する資料	参照	必須		
確認書類ダミー_常勤性を証明する資料.pdf	1 MB		ダウンロード	削除
確認書類ダミー_常勤性を証明する資料 - コピー.pdf	1 MB		ダウンロード	削除
経験を確認する資料（商業登記簿謄本等）	参照	任意		
申請者以外が証明した証明書原本の写し	参照	任意		
成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を確認する資料（登…	参照	必須		
確認書類ダミー_成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨を…	1 MB		ダウンロード	削除
成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、…	参照	任意		
確認書類ダミー_成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に…	1 MB		ダウンロード	削除

保存

3. 申請書の作成について

- ④「申請・届出内容画面」で確認書類を添付するには、画面下方にあるその他添付ファイル欄を使用します。
この欄では申請全体にかかわる確認書類・提出書類の他、行政庁独自に要求される書類を添付することもできます。
参照ボタン押下→ファイル選択ダイアログの流れは先ほどと同様ですが、こちらでは保存操作が不要です。
ここでは、行政庁独自に要求される書類を添付するために追加ボタンを押下します。

その他添付ファイル

書類名	ファイル名	必須	ダウンロード	削除
定款		参照	↓	削除
登記事項証明書		参照	↓	削除
納税証明書		参照	↓	削除
有価証券報告書		参照	↓	削除

- ⑤最下段に欄が追加されます（最大10個）。書類名を入力し、他の確認書類と同様の手順でファイルを添付してください。
※この場合も保存操作は不要です。

その他添付ファイル

書類名	ファイル名	必須	ダウンロード	削除
定款		参照	↓	削除
登記事項証明書		参照	↓	削除
納税証明書		参照	↓	削除
有価証券報告書		参照	↓	削除
書類名を入力してください		参照	↓	削除

【追加された状態】

追加したファイル	参照	011_確認書類05_01_01.pdf	↓	削除
----------	----	----------------------	---	----

3. 申請書の作成について

■資格情報のバックヤード連携 ～ 第8号専任技術者証明書を例に

①従来、専任技術者の資格を確認するためには技術検定の合格者証や監理技術者資格者証の写しを添付する必要がありましたが、JCIPでは「技術検定合格番号」または「監理技術者資格者証交付番号」の入力によって資格の取得が確認できた場合は、確認書類の添付が不要となりました。

【資格証明方法①：監理技術者資格者証交付番号の入力】

63	氏名	フリガナ センギ タロウ 専技 太郎 (全角10桁以内)	生年月日 昭和 55 年 05 月 05 日	監理技術者資格者証交付番号 12345678901
64	今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 砕 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		
65	有資格区分 資格番号等	1 13 2 3 4 5 6	(半角)	
変更、追加又は削除の年月日		営業所の名称 (旧所属) 本店		
専任技術者の住所		岐阜県岐阜市藪田南 営業所の名称 (新所属) 本店		

監理技術者資格者証交付番号を入力して保存→確認が取れると・・・

先に有資格区分を入力しないと業種の入力はできない

担当できる業種の背景色が変わる→これらの業種を担当する場合は、資格確認書類の添付不要

64	今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 砕 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		
		1	2	3

【資格証明方法②：技術検定合格番号（資格番号等）の入力】

63	氏名	フリガナ センギ タロウ 専技 太郎 (全角10桁以内)	生年月日 昭和 55 年 05 月 05 日	監理技術者資格者証交付番号
64	今後担当する建設工事の種類 現在担当している建設工事の種類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し 砕 板 力 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		
65	有資格区分 資格番号等	1 13 2 3 4 5 6 7 8	1234567890 (半角2桁)	
変更、追加又は削除の年月日		営業所の名称 (新所属) 本店		
専任技術者の住所		岐阜県岐阜市藪田南 営業所の名称 (新所属) 本店		

技術検定合格番号を入力して保存→確認が取れると、この資格については確認書類の添付不要

【資格証明方法③：確認書類の添付】

書類名	ファイル名	必須	ダウンロード	削除
常勤性を証明する資料	参照	必須		
確認書類ダミー_常勤性を証明する資料.pdf	1 MB		ダウンロード	削除
有資格区分を証明する資料	参照	任意		
確認書類ダミー_有資格区分を証明する資料.pdf	1 MB		ダウンロード	削除

バックヤード連携で確認が取れない資格等については、「有資格区分を証明する資料」にまとめて添付する

②上記証明方法①②でエラーが出る場合や、行政庁から添付の指示があった場合も、上記証明方法③のように「有資格区分を証明する資料」を添付してください。
※経審申請の技術職員名簿においても、同様の方法で資格証明を行います。

3. 申請書の作成について

■財務諸表の作成

- ①更新申請や事業年度終了届出時に必要な財務諸表を作成するには、まず「財務諸表基本設定」に入力する必要があります。申請・届出内容画面の申請・届出書類グリッドで「財務諸表基本設定」行を押下します。

申請・届出内容

第20号の3 主要取引金融機関名	—	↓	クリア
経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務を補佐した経験の認定に関す…	—	↓	クリア
常勤役員等有する業務経験の認定に関する調書	—	↓	クリア
常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書	—	↓	クリア
財務諸表基本設定	—	↓	クリア

その他添付ファイル

追加 (?) その他添付ファイル一括ダウンロード

書類名	ファイル名	必須	ダウンロード	削除
定款		参照	↓	削除
登記事項証明書		参照	↓	削除

- ②JCIPマニュアルの記載要領（1.8版ではP.296～302）に従って入力します。

入力が完了したら保存ボタンを押下します。

※財務諸表作成中にこの基本設定を変更すると、それまでに作成した財務諸表データは全て失われますのでご注意ください。

戻る

会社名 (必須) (?)	■■■■建設工業 (株)	
決算日 (必須)	令和 04 年 09 月 30 日	
事業年度 (必須)	令和 03 年 10 月 01 日 ~ 令和 04 年 09 月 30 日	
法人・個人 (?)	<input checked="" type="radio"/> 法人	<input type="radio"/> 個人
入力単位	<input type="radio"/> 円単位	<input checked="" type="radio"/> 千円単位 <input type="radio"/> 百万円単位
出力単位 (印刷時)	<input checked="" type="radio"/> 千円単位	<input type="radio"/> 百万円単位
附属明細表	<input type="checkbox"/> 附属明細表を作成する	資本金1億円超または負債合計200億円以上の株式会社は決算変更届に添付が必要です。
端数処理	<input checked="" type="radio"/> 切り捨て	<input type="radio"/> 切り上げ <input type="radio"/> 四捨五入

保存

- ③申請・届出内容画面に戻ると、必要な財務諸表様式がセットされています。これまでの様式画面と同じ要領で入力を進めていきます。

財務諸表基本設定	OK	↓	クリア
第15号 貸借対照表	—	↓	クリア
第16号 損益計算書	—	↓	クリア
完成工事原価報告書	—	↓	クリア
第17号 株主資本等変動計算書	—	↓	クリア
第17号の2 注記表	—	↓	クリア

3. 申請書の作成について

- ④ここでは、財務諸表様式画面に特有の事項をご紹介します。
- ア：先に入力した財務諸表基本設定の内容が表示されています。
 - イ：財務諸表の各様式の作成状況が表示されています。編集ボタンでその様式に移動することができます。
(移動前に保存の有無の確認があります)
 - ウ：財務諸表における計算間違い等のエラーは、保存後に表内に表示されます。
(ここでは、材料費～経費までの合計額と完成工事原価(合計)の入力値が一致していないのでエラー)
 - エ：表どうしの整合性チェック、他の様式にまたがる整合性チェック結果が表示されています。
ヒントボタンを押下すると、「NG」となった場合の解消のヒントが表示されます。

保存しました。 戻る

【財務諸表基本設定】

会社名 : ■■■建設工業(株)
 事業年度 : R3.10.1 - R4.9.30 決算日 : R4.9.30
 入力単位 : 千円単位 出力単位: 千円単位
 法人・個人: 法人 端数処理: 切り捨て

財務諸表作成状況

貸借対照表	OK	編集
損益計算書	OK	編集
完成工事原価報告書	NG	編集
株主資本等変動計算書	—	編集
注記表	—	編集

※編集ボタンで各入力画面へ遷移します。

完成工事原価報告書入力チェック

完成工事原価チェック:		
損益計算書 = 完成工事原価報告書	OK	ヒント

完成工事原価報告書 (千円)

完成工事原価	NG
材料費	100
労務費	100
(うち労務外注費)	
外注費	
経費	
(うち人件費)	
完成工事原価(合計)	

※参考値

損益計算書	
完成工事原価	
損益計算書との差異	

申請書DL 保存

※なお、財務諸表基本設定で入力単位を「円単位」とした場合は、各表の合計値の欄は非活性となっており、保存時に自動計算されます。

【財務諸表基本設定】 円単位入力

会社名 : ■■■建設工業(株)
 事業年度 : R3.10.1 - R4.9.30 決算日 : R4.9.30
 入力単位 : **円単位** 出力単位: 千円単位
 法人・個人: 法人 端数処理: 切り捨て

財務諸表作成状況

貸借対照表	—	編集
損益計算書	—	編集
完成工事原価報告書	NG	編集
株主資本等変動計算書	—	編集
注記表	—	編集

※編集ボタンで各入力画面へ遷移します。

完成工事原価報告書入力チェック

完成工事原価チェック:		
損益計算書 = 完成工事原価報告書	NG	ヒント

完成工事原価報告書 (円)

完成工事原価	OK
材料費	100
労務費	100
(うち労務外注費)	
外注費	
経費	
(うち人件費)	
完成工事原価(合計)	200

※参考値

損益計算書	
完成工事原価	
損益計算書との差異	

非活性となっており、保存時に自動計算される

3. 申請書の作成について

■申請・届出送信

- ①「申請・届出内容」画面で、申請・届出書類グリッドの、必須書類の入力チェックがすべてOKになっていること、「その他添付ファイル」の必須書類がすべて添付されていることを確認後、「申請・届出送信」ボタンを押下します。

第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	—	↓
財務諸表基本設定	OK 必須	↓
第15号 貸借対照表	OK 必須	↓
第16号 損益計算書	OK 必須	↓
完成工事原価報告書	OK 必須	↓
第17号 株主資本等変動計算書	OK 必須	↓
第17号の2 注記表	OK 必須	↓

その他添付ファイル

追加



その他添付ファイル一括ダウンロード

書類名	参照	ファイル名	必須	ダウンロード	削除
定款	参照	011_確認書類01_01_01.pdf		↓	削除
納税証明書	参照	011_確認書類02_01_01.pdf	必須	↓	削除
事業報告書	参照	011_確認書類03_01_01.pdf		↓	削除
有価証券報告書	参照			↓	削除

中止・取下理由

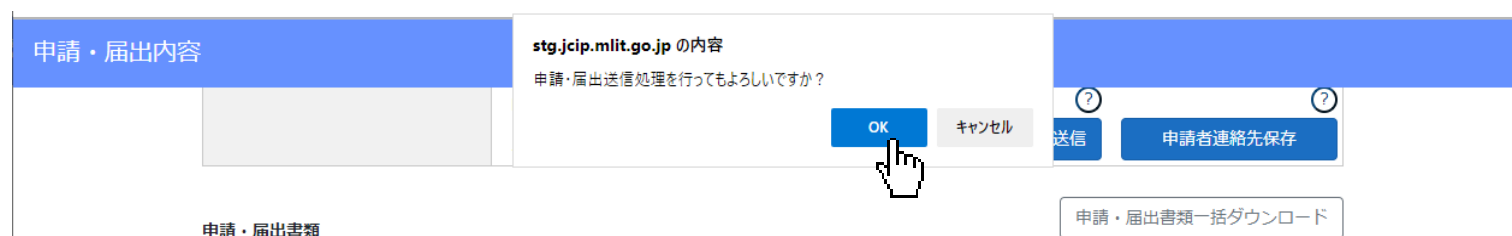
0文字/最大2000文字



申請・届出送信



- ②確認ダイアログが表示されます。 OKボタンを押下すると送信を実行します。



- ③送信完了後、確認ダイアログが表示されます。 OKボタンを押下すると「申請・届出内容」画面が閉じます。



4. その他の機能等について

■前回申請取込

前回の申請書類のデータ（発行済、届出確認済になったデータ）を、今回の書類作成用として取り込むことができます。

①書類作成画面の左上、「前回の申請を取り込む」ボタンの押下により、前回の申請書類のデータが反映されます。



②前回申請取込が可能な書類

○：可能 ×：不可

No.	様式名（画面名）	可否	No.	様式名（画面名）	可否
1	建設業許可申請書	○	26	変更届出書（第一面）	×
2	役員等の一覧表	○	27	変更届出書（第二面）	×
3	営業所一覧表（新規許可等）	○	28	届出書	×
4	営業所一覧表（更新）	○	29	廃業届	×
5	専任技術者一覧表	○	30	経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経營業務を補佐した経験の認定に関する調書	○
6	工事経歴書	×	31	常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書	○
7	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	32	常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書	○
8	使用人数	○	33	変更届出書（決算変更届出用）	○
9	誓約書	×	34	経営規模等評価申請書・総合評価値請求書	○
10	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	○	35	工事種類別完成工事高工事種類別元請完成工事高	○
11	常勤役員等の略歴書	○	36	技術職員名簿	○
12	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	○	37	その他の審査項目（社会性等）	○
13	常勤役員等の略歴書	○	38	工事種類別完成工事高付表	○
14	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	39	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	○
15	健康保険等の加入状況	○	40	CPD単位を取得した技術者名簿	○
16	専任技術者証明書（新規・変更）	○	41	技能者名簿	○
17	実務経験証明書	○	42	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	○
18	指導監督的実務経験証明書	○	43	貸借対照表	×
19	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	44	損益計算書	×
20	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	○	45	完成工事原価報告書	×
21	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	46	株主資本等変動計算書	×
22	株主（出資者）調書	○	47	注記表	○
23	営業の沿革	○	48	附属明細表	×
24	所属建設業者団体	○	49	貸借対照表（個人）	×
25	主要取引金融機関名	○	50	損益計算書（個人）	×

4. その他の機能等について

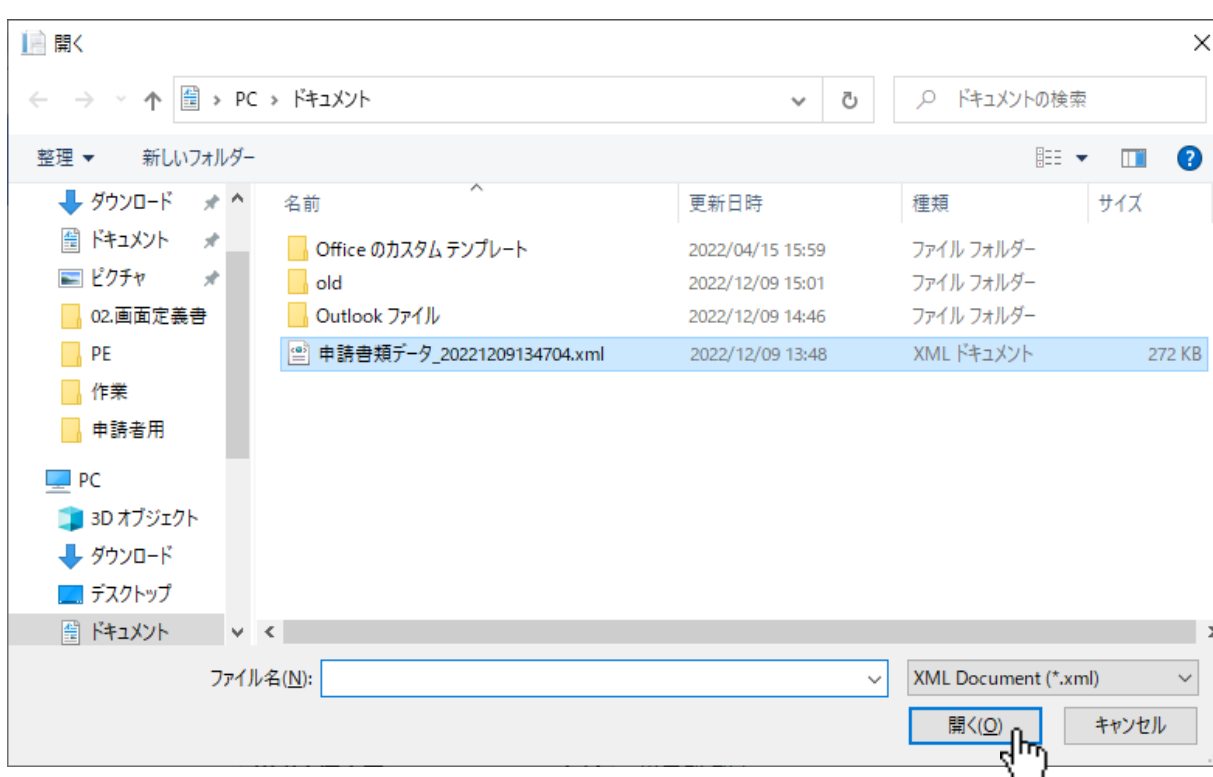
■申請書類データの取込

他のソフトで作成（出力）した指定フォーマットの申請書データファイル（XML形式）を、JCIPに取り込むことができます。

①「申請・届出内容」画面の左上、「申請書類データの取込」ボタンを押下します。



②ファイル選択ダイアログが開きますので、取り込む申請書データファイルを選択し「開く」ボタンを押下します。



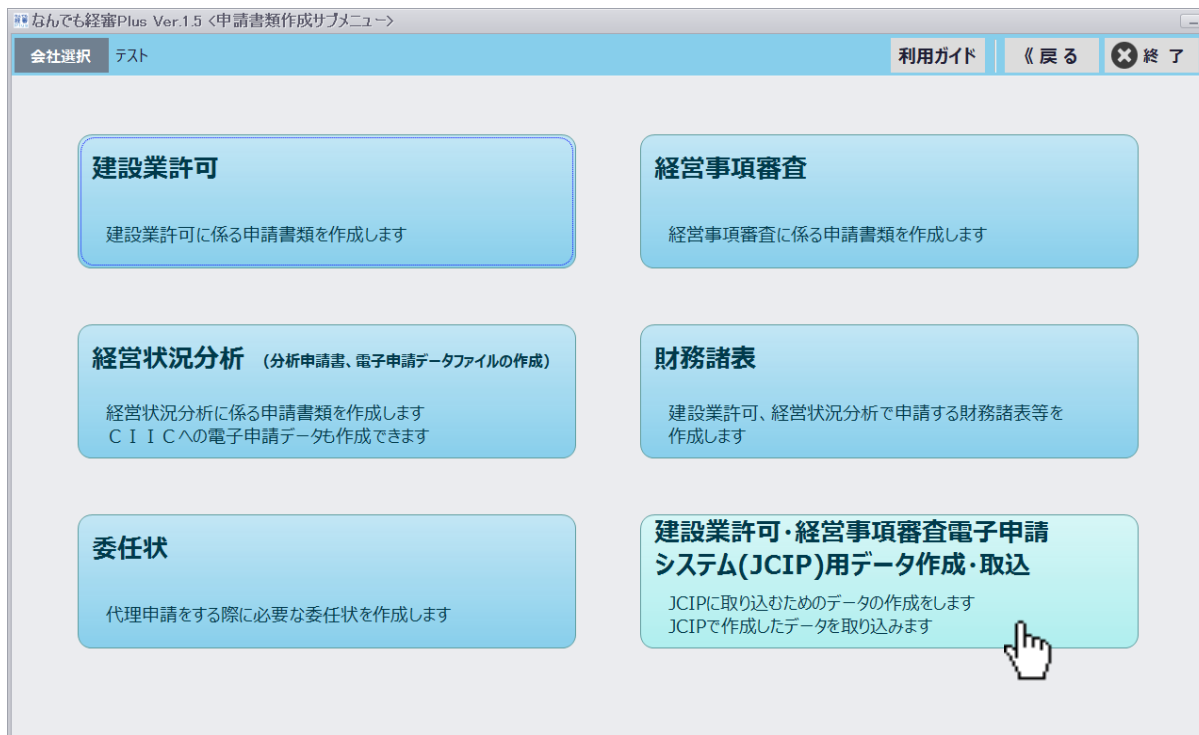
※「なんでも経審Plus」から出力した申請書データファイルも取り込み可能です

① トップメニュー画面で「申請書類を作成する」ボタンを押下します。

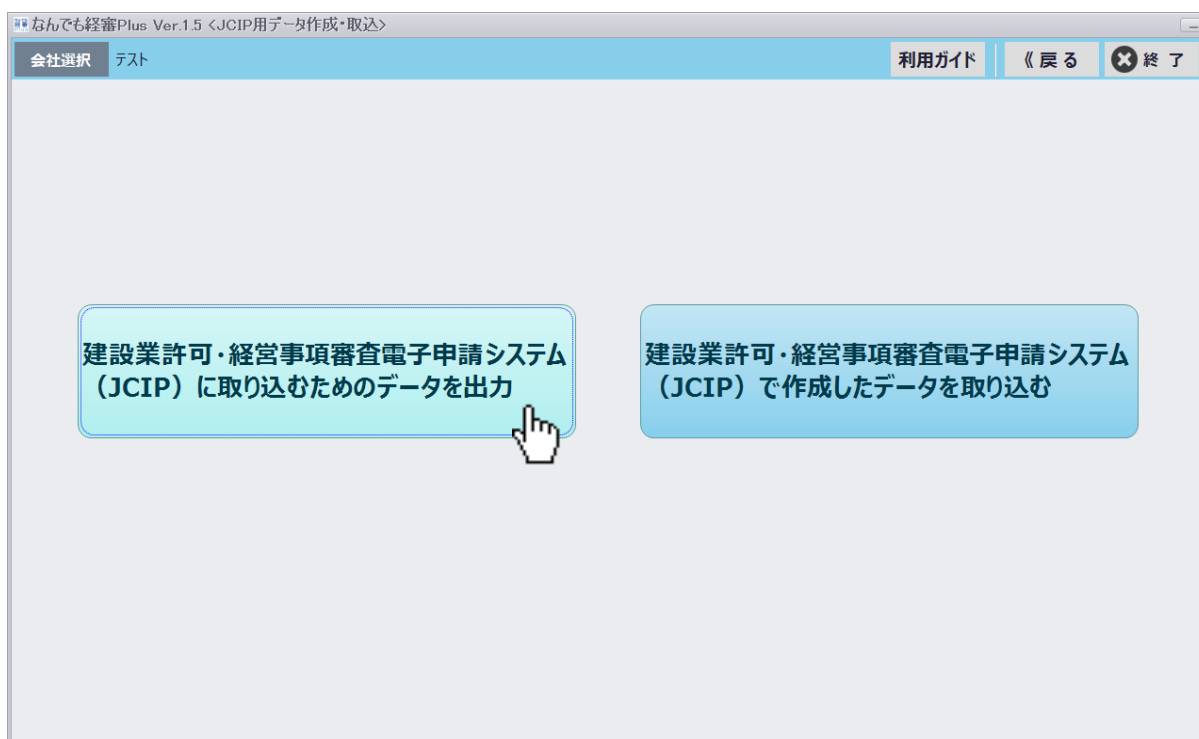


4. その他の機能等について

- ②申請書類作成サブメニュー画面で「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）用データ作成・取込」ボタンを押下します。



- ③JCIP用データ作成・取込画面で「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）に取り込むためのデータを出力」ボタンを押下します。



- ④出力データ選択画面で出力対象の書類を選択後、出力先のフォルダを指定して「JCIP用データ出力」ボタンを押下します。



先頭が「JCIP用データ」というファイル名の、XMLファイルが出力されます

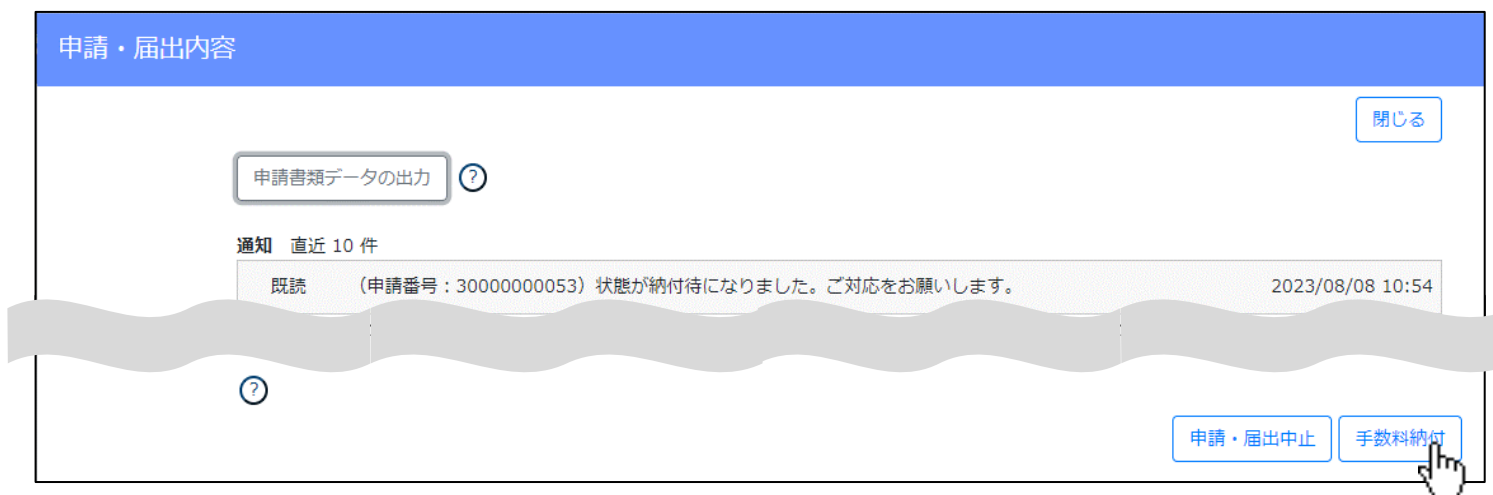
4. その他の機能等について

■手数料納付

①「トップページ」画面の「通知」グリッドで、状態が「納付待」になったことを知らせる通知を押下します。



②「申請・届出内容」画面が開いたら、画面右下の「手数料納付」ボタンを押下します。



③「手数料納付」画面が開き、「納付手続」項目に利用可能な納付方法が表示されます。



④岐阜県において利用可能な収納方法は以下の通りです。（2023年9月現在）

申請先	収納方式
岐阜県（知事許可）	Pay-easy支払（F-REGI）のみ
中部地方整備局（大臣許可）	Pay-easy支払（納付番号等による）、現金・収入印紙

4. その他の機能等について

■通知書の受領

①通知書の交付方法については、書類作成開始時に確認ダイアログが表示されます。（岐阜県の場合）

建設業許可通知書は書面での交付となります

確認しました

②通知書の代理受領については、委任状作成時に指定可能です。※行政庁によっては指定通りにならない場合あり

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

建設業許可に関する一切の件

建設業許可通知書の受領に関する一切の件 ※申請先の行政庁により代理受領できない場合があります。

建設業許可に係る変更等の届出に関する一切の件

建設業法第12条の規定に基づく廃業等の届出に関する一切の件

経営事項審査申請に関する一切の件

経営事項審査通知書の受領に関する一切の件 ※申請先の行政庁により代理受領できない場合があります。

③岐阜県において指定可能な通知書交付方法は以下の通りです。（2023年9月現在）

申請先	通知書交付方式	代理受領可否
岐阜県（知事許可）	紙のみ	可（委任状指定通り）
中部地方整備局（大臣許可）	電子又は紙（申請時に任意選択）	可（委任状指定通り）

4. その他の機能等について

■お知らせ

ログイン画面の「お知らせ」グリッド内に、JCIP又は行政庁からの「お知らせ」が表示されます。

①参照したい「お知らせ」を押下して、詳細内容を参照します。

日付	発行者	重要度	内容
2023/12/01	長崎県 知事	重要	経営事項審査の申請要領等について
2023/11/08	東京都 知事	重要	【重要】建設業許可申請・届出の前に必ずご確認ください
2023/09/01	システム管理者		申請・届出の状態表示の変更について
2023/08/07	滋賀県 知事	重要	【重要】申請（届出）の前に必ずご確認ください
2023/08/01	システム管理者		【ご案内】JCIPの経営事項審査改正対応について
2023/07/21	システム管理者		【ご案内】申請・届出を送信後に「確認待」「手続中」の状態が続く場合について
2023/07/14	システム管理者	重要	【ご案内】JCIPの代理申請では「G Biz IDの書類提出による委任登録申請」はご利用できません。
2023/07/03	大分県 知事		【大分県知事許可業者】経営事項審査を電子申請する場合の留意事項
2023/07/03	システム管理者	重要	【不具合修正】許可通知書、経営結果通知書の通知先の誤りについて
2023/01/12	北海道 知事		【お願い】経営事項審査を受ける際の決算報告書提出について

②「お知らせ参照」画面が開き、トップページで押下した「お知らせ」の詳細が表示されますので内容を確認してください。

お知らせ参照

滋賀県 知事 重要

2023/08/07

ア 【重要】申請（届出）の前に必ずご確認ください

○電子で申請または届出を行う前に、以下の「外部サイトへのリンク」掲載の「(1) 電子申請に関する注意事項」（URLも掲載しています）を必ずご確認ください。

○電子による決算変更届（提出期限：事業年度終了後4か月以内）の届出には、「【県様式第1号】変更届出書（決算）」も必要ですのでご注意ください。

※「【県様式第1号】変更届出書（決算）」の様式は、以下の「外部サイトへのリンク」掲載の「(2) 変更届出書ダウンロードページ」（URLも掲載しています）からダウンロードできます。ダウンロードした「【県様式第1号】変更届出書（決算）」に必要事項を入力し、入力画面の『その他添付ファイル』に添付してください。

イ 外部サイトへのリンク

- (1) [電子申請に関する注意事項](#)
- (2) [変更届出書ダウンロードページ](#)

ウ 添付ファイル

- [県様式第1号 記入例.pdf \(1 MB\)](#)

閉じる

ア. 「お知らせ」の内容（本文）

イ. 外部サイト（JCIPとは別のサイト）へのリンク

ウ. 「お知らせ」の内容に関連する参考資料等のファイルのダウンロード用リンク

③公開期限が過ぎ、「お知らせ」グリッド内に表示されなくなった過去の「お知らせ」内容を確認する場合は、「マイページ」画面の「お知らせ一覧」ボタンの押下により参照できます。

その他

お知らせ一覧

通知一覧

委任状一覧

(申請番号：22000000036) 状態が納付待になりました。ご対応を
(申請番号：22000000036) 状態が納付待になりました。ご対応を
(申請番号：000000000001) 通知書が本人宛に発行されました。
(申請番号：000000000002) 通知書が本人宛に発行されました。
(申請番号：000000000003) 通知書が本人宛に発行されました。
(申請番号：000000000009) 通知書が発行されました。
(申請番号：) 通知が届いています。

4. その他の機能等について

■通知

「トップページ」画面の「通知」グリッド内に、行政庁からの通知等が表示されます。

- ・委任状関連の通知 → 「委任状」画面が表示されます。
- ・状態が遷移したことのみに知らせる通知 → 「申請・届出内容」画面が表示されます。
- ・上記以外の通知 → 「通知詳細」画面が表示されます。

①参照したい「通知」を押下して、詳細内容を参照します。

申請・届出	通知 未読の直近 10 件
申請・届出作成 (本人)	(申請番号: 31200000178) 状態が手続中になりました。
申請・届出作成 (代理)	(申請番号: 30300000034) 状態が手続中になりました。
申請・届出一覧	(申請番号: 31200000176) 状態が手続中になりました。
	(申請番号: 33900000046) 状態が手続中になりました。
	(申請番号: 33900000046) 状態が手続中になりました。
	(申請番号: 33900000015) 状態が手続中になりました。
	(申請番号: 33900000027) 状態が手続中になりました。

②状態が遷移したことを知らせる通知のうち、「訂正中」又は「補正中」については、見出しを押下すると、「通知参照」画面が表示されますので、通知の内容（行政庁による指摘事項）を確認して訂正又は補正を行います。

通知参照	
通知見出し	(申請番号: 22120000012) 状態が補正中になりました。ご対応をお願いします。
通知番号	N2200001819
申請番号	22120000012
商号名称	商号名称漢字
通知日時	2022/12/12 17:48
通知詳細	添付資料の箇所について、補正ご対応ください。
添付ファイル	補正確認依頼事項.pdf (1 MB)

ア. 「通知」の詳細

イ. 「通知」の内容に関連するファイルのダウンロード用リンク

ウ. 申請番号を押下すると、「申請・届出内容」画面が開きます

4. その他の機能等について

- ③受信後に時間が経過し、「通知 未読の直近10件」グリッド内に表示されなくなった、過去の「通知」内容を確認する場合は、「マイページ」画面の「通知一覧」ボタンを押下します。



- ④「通知一覧」画面が表示され、過去の通知内容を参照できます。



■JCIPに係る最新情報

JCIP操作マニュアル、外部インターフェイス仕様書等の最新情報は、国土交通省ホームページで公開されていますので適宜ご参照ください。

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html

別紙「国土交通省ホームページ」参照

岐阜県知事許可に係る 建設業許可 Q&A

岐阜県県土整備部技術検査課
(令和5年9月)

建設業許可 Q & A 目次

1	建設業許可全般について	3
2	建設業許可申請等について	7
3	建設業許可の要件について	9
4	その他許可関係書類について	13
5	社会保険の加入について	16
6	解体工事業許可について	17
7	建設業許可・経営事項審査の電子化について	20
8	建設業許可に係る事業承継・相続について	23

1 建設業許可全般について

Q 1-1

建設業を営むには必ず許可が必要なのですか？

A 1-1

建設業の許可が必要となるのは下記の場合です。

- 建築一式工事で木造住宅の場合は、工事1件の請負契約が1,500万円以上で、かつ、延べ面積150平方メートル以上の場合
- 建築一式工事で木造住宅以外の場合は、工事1件の請負契約が1,500万円以上の場合
- 建築一式工事以外の工事で、1件の請負契約が500万円以上の建設工事を施工する場合

いずれの場合も消費税及び地方消費税を含めた額で判断します。

上記に満たない請負金額の工事は軽微な工事として、建設業許可がなくても請け負うことができます。また、軽微な工事であっても、次の工事を施工する場合は、行政庁へ登録する必要がありますのでご注意ください。

- 浄化槽の設置工事を行う場合 ⇒ 浄化槽工事業者登録
登録先(岐阜県内の事業者:各土木事務所
岐阜県外の事業者:岐阜県技術検査課)
- 解体工事を行う場合 ⇒ 解体工事業者登録
登録先(岐阜県内の事業者:各土木事務所
岐阜県外の事業者:岐阜県技術検査課)
- 電気工事を行う場合 ⇒ 電気工事業者登録
登録先(岐阜県:岐阜県消防課)

Q 1-2

浄化槽工事のみを行う場合、浄化槽法による浄化槽工事業者の登録を受けていれば建設業の許可は受けなくてよいのですか？

A 1-2

浄化槽工事、解体工事、電気工事など他の法令で登録制度が設けられているものも建設業法の対象であり、500万円以上の工事を請け負う場合は建設業の許可が必要となります。

Q 1-3

建築工事業者の許可を取得すれば、建築系工事ならどんな工事も請け負えるのですか？

A 1-3

建築工事業者の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は、500万円以上の専門工事を単独で請け負うことは出来ません。(土木工事業者も同様)

例:「A邸外溝工事」は「とび・土工工事」に該当し、建築工事業者の許可のみでは請け負えません。

Q 1-4

「土木一式工事（土木工事業）」や「建築一式工事（建築工事業）」とはどのようなものですか？

A 1-4

「一式工事」とは、原則元請の立場で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物（建築物）を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）です。

※下請工事については、一括下請負禁止規定等との兼ね合いから、民間工事における合法的な一括下請負のケースを除いては、下請工事に関し、一式工事に該当する事例は、極めて少ないと思われま

す。なお、一括下請は、公共工事及び一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事）においては全面禁止、その他の民間工事においては、発注者による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。

Q 1-5

「土木一式工事（土木工事業）」や「建築一式工事（建築工事業）」の許可を受けていれば、単独で「専門工事」（鋼構造物工事や内装仕上工事など）を請け負うことはできますか？

A 1-5

「一式工事」の許可を受けていたとしても、各専門工事の許可を受けていない場合は、500万円以上（税込）の専門工事を単独で請け負うことはできません。

例えば、建築一式工事（建築工事業）の許可を受けていても単独で500万円以上（税込）の内装工事を請け負う場合は内装仕上工事業の許可が必要となります。

Q 1-6

「建築一式工事（建築工事業）」の許可のみを受けている事業者が、建物の新築工事を請け負った場合、その中に含まれる内装工事（500万円以上）に対して、別途内装仕上工事業の許可が必要となりますか？

A 1-6

建物の新築工事は、建築一式工事となりますが、これを元請として請け負う場合、その中に含まれる専門工事の許可は必要ありません。

しかし、これらを実際に施工する場合は、それぞれの専門工事に主任技術者の資格を持った「専門技術者」を置くことが必要です。

当該内装工事（税込500万円以上）を下請に出す場合は、当該下請業者は、内装工事の許可が必要となります。

Q 1-7

機器等の保守点検や道路の除雪は建設工事といえますか？

A 1-7

建設工事は建設業法で29種類に分けて掲げられており、その内容が建設省告示等で示されています。

単なる保守・点検や除雪・除草、融雪剤散布、土砂運搬等は建設工事といえません。

Q 1-8

令3条の使用人とは誰のことですか？

A 1-8

法人等の代表権者から見積や契約締結、入札参加等の委任を受けている、支店や営業所の代表者(支店長や営業所長等)及び支配人を指します。

令3条の使用人は、役員等と同様、建設業法第8条に規定する欠格要件に該当しない者でなければなりません。

Q 1-9

建設業法上、申請の必要な営業所とはどういった営業所ですか？

Q 1-9

建設業法上の営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約等を締結する事務所をいいます。

請負契約の見積、入札、契約締結など、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所のことです。また、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合にも、この営業所に当たります。単なる事務・連絡に係る業務を行うだけの事務所はこれには該当しません。

Q 1-10

岐阜に本社が、名古屋に工場がありますが、名古屋工場は鉄筋製造のみの作業場であり、建設工事に係る契約や伝票管理等はすべて岐阜本社で行っています。

名古屋工場は営業所となりますか？

Q 1-10

名古屋工場が鉄筋製造のみを行い、建設業に関する行為(見積、入札、契約等)を一切行わないのであれば、営業所には該当しません。

なお、その場合、建設業法上の営業所は岐阜本社のみなので、大臣許可ではなく岐阜県知事許可となります。

Q 1-11

主たる営業所においては、許可を受けた全業種の営業を行わないといけないのですか？

A 1-11

必ずしもそうではありません。

例えば、土木工事業と建築工事業の許可を持っている会社が、東京本社で土木工事業を、大阪支社で建築工事業を行うといったことも可能です。ただし、その場合においても、経營業務管理責任者はすべて本社にいなければなりません。

また、許可を受けた業種のうち、その営業所で営業を行うこととしていないものについては、軽微な工事を含め一切の営業を行うことができません(上記の例では、東京本社で建築工事業の請負は一切できません)。

Q 1-12

同一の法人で、本社が特定建設業許可を、支社が一般建設業許可を取得することはできますか？

A 1-12

建設業許可は事業者ごとに取得するものであるため、同一業種である営業所では特定、ある営業所では一般という形で許可を取得することはできません。

Q 1-13

店舗や工事現場に掲げる許可票のサイズや様式はどのようなものですか？

A 1-13

建設業法上、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。

なお、許可申請等の際の確認資料として、許可票の写真を求められることがありますが、その際は、許可票が公衆の見やすい場所に掲げてあること、許可票の記載内容について、それぞれ確認できる写真を提出してください。

Q 1-14

建設業許可には有効期間がありますか？

A 1-14

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に相当する日の前日までです。

有効期間の満了日が日曜日等であっても、その日が許可の満了日となりますので、ご注意ください。また、許可の更新申請は、期間満了日の3か月前(大臣許可の場合は6か月前)から受け付けています。

期間満了日の30日前までに申請してください。

なお、許可の更新について特に土木事務所からの連絡はありません。更新を忘れて許可が切れた場合、改めて許可を受ける際は別途新規申請が必要となりますのでご注意ください。

2 建設業許可申請等について

Q 2-1

県知事許可を取得している個人事業主ですが、このたび法人化することになりました。許可は引き継げますか？

A 2-1

令和2年10月1日の法改正により、事前の認可を受けることで、建設業者としての地位を承継することとなり、許可に係る建設業の全部を承継することができるようになりました。

認可された場合、許可番号は被承継人のものを引き続き使用することができ、承継人が建設業者である場合は、承継人が使用する許可番号を選択することができるようになります。

この際、岐阜県へ申請していただくのは、承継人及び被承継人が共に岐阜県知事許可業者である場合のみとなります。また、認可申請にかかる審査を円滑に実施するため、認可申請が必要となる場合には、承継人の申請窓口の土木事務所へなるべく早くお申し出のうえ、事前に打ち合わせを行うこととしてください。

なお、従来の方法でも申請することが可能です。

※建設業法第17条の2、17条の3参照

【従来の方法】

建設業許可を受けて営業している個人事業主が事業を法人化したときは、新たに法人としての新規の許可申請を行います。また、同時に、個人の許可について廃業届を提出してください。法人の許可番号は新たに付与されますので、個人の許可番号を引き継ぐことはできません。

なお、県知事許可の場合、所定の要件を満たせば経営事項審査の際に当該個人の工事実績（完成工事高・営業年数）を引き継ぐことができますので、事前に申請窓口となる土木事務所にご相談ください。

Q 2-2

県知事許可を取得している個人事業主の死亡等により長男が事業継承した場合、許可は引き継げますか？

A 2-2

A 2-1 のとおりです。

なお、従来の方法でも申請することができます。

※建設業法第17条の2、17条の3参照

【従来の方法】

前個人事業主の許可については廃業届を提出し、事業継承した長男の新規の許可申請を行います。許可番号は新たに付与されますので、前事業主の許可番号を引き継ぐことはできません。

なお、県知事許可の場合、所定の要件を満たせば経営事項審査の際に当該個人の工事実績（完成工事高・営業年数）を引き継ぐことができますので、事前に申請窓口となる土木事務所にご相談ください。

Q 2 - 3

現在一般の許可のみを持っていますが、一般で持っている許可業種すべてを特定に変更し、同時にその他の業種についても特定建設業で新規に許可を取得したいと考えています。その他の業種の追加については、「般・特新規」で扱うのでしょうか、それとも「業種追加」で扱うのでしょうか？

A 2 - 3

「般・特新規」で扱います。同一業種を「一般」→「特定」に変更する般・特新規と、その他の業種について新たに特定建設業で追加する申請を同時に行う場合は、「般・特新規」として扱うものとします。

A 2 - 4

許可の更新と合わせて業種追加の申請を行う場合に気をつけることはありますか？

A 2 - 4

この場合の申請は、許可の有効期間が十分(知事許可の場合は2か月程度、大臣許可の場合は6か月)残っているうちに窓口にご相談のうえ申請してください。

許可の有効期間の残りが少なくなってから申請を行った場合、更新と業種追加を一つの申請として取り扱うことができなくなり、許可年月日を同一にすることができなくなってしまいますのでご注意ください。

Q 2 - 5

申請書の提出部数は何部ですか？

A 2 - 5

県知事許可の場合は、正本1部と副本2部をご提出ください。その際、副本は正本の写しで構いません。※副本の会社印の押印は不要(令和3年から)

また、登記されていないことの証明書及び身分証明書については、正本にのみ添付してください(副本に写しを添付しない)。

なお、大臣許可の場合は正本1部と副本1部となります。

Q 2 - 6

郵送で申請することはできますか？

A 2 - 6

申請書類の提出及び許可通知書等の交付は、窓口での手渡しにより行います。

※郵送でのやりとりは原則として認めておりません。

郵送を希望する場合は、あらかじめ提出先の土木事務所までお問い合わせ下さい。

なお、郵送の場合は返信用封筒を同封して下さい。

(送付時、返信時とも、書留、レターパック等の配達状況が確実にわかる方法として下さい)

3 建設業許可の要件について

【経營業務の管理責任者(経管者)・専任技術者 共通】

Q 3-1

監査役は経管者・専任技術者になれますか？

A 3-1

監査役とは取締役の職務執行を監査する機関であり、取締役や使用人と兼務できません。

また、建設業法上は「役員」に含まれません。

したがって、監査役の地位にある者は経管者及び専任技術者になることはできません。

Q 3-2

経管者(専任技術者)が入院しました。今のところ退院の目途が立たず、代わりの経管者(専任技術者)もすぐには見つかる見込みがありません。どうしたらよいのでしょうか？

A 3-2

経管者又は専任技術者が不在であれば、許可の要件を満たさないことになるため、建設業の許可を廃業していただくかなければなりません。

なお、建設業の許可がなくても、A 1-1のとおり軽微な工事は施工することができますので、建設業の業務すべてを止める必要はありません。

【経管者】

Q 3-3

経管者は原則として本社、本店等において職務に従事している者であるべきということですが、本社では建設業を行っていない場合、その本社に勤務しているものでも経管者になれますか？

A 3-3

経管者は、建設業に関する経營業務を常時執行する必要があることから、ここでいう「本社、本店」とは、許可を得て建設業を行うとした営業所のうちの主たる営業所をいいます。

Q 3-4

経管者の経験は直前ではなく過去の経験でも良いのでしょうか？

また、その場合、どのような証明書類を提出すればよいのでしょうか？

A 3-4

過去の経験でも問題ありません。

証明書類は、たとえば法人であれば登記事項証明書(閉鎖謄本)等、個人事業主であれば確定申告書の写し等で行うこととなります。

Q 3 - 5

非常勤取締役の経験は、経管者としての経験として認められますか？

A 3 - 5

認められません。

経營業務の管理責任者としての経験期間及び申請時の両方において「常勤」であることが必要です。

【専任技術者】**Q 3 - 6**

他の会社からの出向社員を専任技術者とすることができるでしょうか？

A 3 - 6

出向社員であっても、常勤性及び専任性が確認できれば専任技術者として認められます。

ただし、出向社員は工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなれません。

Q 3 - 7

建設業許可を持っていない事業者で従業員として務めた実務経験は、専任技術者の実務としてカウントできますか？

A 3 - 7

その実務経験が許可を受けたい業種の建設工事に係る経験であれば、その事業者が許可業者である必要はありません。

Q 3 - 8

実務経験とは単に労務のみを提供した経験、たとえば土工とか建設工事の雑務等に從事した経験も含まれますか？

A 3 - 8

建設工事に関する技術経験であれば、実務経験として認められます。

したがって、たとえば土工として実際に建設工事の施工に携わった経験、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験等は実務経験に参入できますが、工事現場の単なる雑用は経験年数には含まれません。

なお、実務の経験には、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。

Q 3-9

過去10年間、大工工事をしながら屋根工事にも携わっていた場合、10年間の実務経験で大工工事と屋根工事2業種の専任技術者となれますか？

A 3-9

認められません。

建設業法第7条第2号ロの場合、1業種10年の実務経験を要します。

2業種であれば20年間の経験が必要です。

ただし、建築一式→大工、土木一式→とび・土工等実務経験の振替が一部認められています。

(建設業法第7条第2号(ロ)の実務経験要件の緩和)

営業所の専任技術者になろうとする業種での実務経験とその他の業種での実務経験を合わせて12年以上(専任技術者になる業種については8年以上必要)有していれば、下記(A)(B)においてのみ実務経験の振替が認められ、営業所の専任技術者になる資格を有しているものとして取り扱います。

(A)一式工事から専門工事への実務経験の振替が認められるもの

- ・「土木一式」 ⇒ 「とび・土工」「しゅんせつ」「水道施設」「解体」
- ・「建築一式」 ⇒ 「大工」「屋根」「内装仕上」「ガラス」「防水」「熱絶縁」「解体」

(B)専門工事間での実務経験の振替が認められるもの

- ・「大工」 ⇔ 「内装仕上」
- ・「とび・土工」 ⇔ 「解体」

Q 3-10

特定建設業の許可の専任技術者に必要な「指導監督の実務経験」とは何ですか？

A 3-10

「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

同じく指導監督的な地位にあっても、発注者の現場監督員としての経験等は含まれません。

指導監督実務経験で特定建設業の専任技術者になる場合には、1件の請負金額が4,500万円以上の元請工事に関して2年以上の指導監督の実務経験が必要です。

なお、指定建設業7業種(土、建、電、管、鋼、舗、園)については、指導監督的な実務経験では専任技術者になれません。

Q 3-11

実務経験大卒3年+指導監督の実務経験2年で専任技術者となる場合、その実務経験期間は重複してもよいのですか？

A 3-11

同一業種であれば、「実務経験」と「指導監督の実務経験」は重複可能です。

ただし、A 3-10のとおり、1つの期間の経験を複数業種の経験として重複計算することは、「実務経験」についても「指導監督の実務経験」についても不可能です。

【請負契約に関する誠実性】

Q 3-12

許可要件にある「請負契約に関する誠実性」とは何ですか？

A 3-12

申請者、役員、令第3条の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をす
るおそれが明らかな者でないことをいいます。

不正行為とは詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為を指し、不誠実な行為とは
工事内容、工期などに関する請負契約に違反する行為をいいます。

【財産的基礎】

Q 3-13

一般建設業の許可を申請するにあたり、直前決算で自己資本の額が300万円のときは、
200万円の残高証明又は融資証明があれば「500万円以上の資金を調達する能力を有す
る」と認められますか？

A 3-13

認められません。

直前決算で自己資本の額が500万円に満たない場合は、自己資本の額にかかわら
ず500万円以上の取引金融機関の融資証明又は500万円以上の預金残高証明書によ
り「500万円以上の資金を調達する能力を有する者」に該当するか判断します。

なお、下記の場合は、添付の省略が可能です。

- ・「許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者」
(許可の更新、業種追加等に係る申請の場合のみ)に該当する場合。
- ・申請の直前決算期における貸借対照表で自己資本の額が500万円以上の場合。
- ・特定建設業の申請の場合。(財務諸表により確認するため)

Q 3-14

特定建設業の許可を申請するに当たり、直前決算で自己資本の額が4,000万円未満
のときは、増資により基準を満たすことはできますか？

A 3-14

自己資本の額については、直前の決算期における財務諸表又は開始貸借対照表で
判断することとされており、決算後の増資の額をこれに加算することはできません。

直前の決算期における財務諸表上、資本金の額以外の要件を満たしていて資本金
の額が2,000万円未満の場合は、申請日までに増資を行えば財産的要件を満たすと
判断されます。

Q 3-15

特定建設業の許可を受けた後の決算において財産的基礎の基準を下回った場合、許可
の効力は失われるのですか？

A 3-15

許可の更新時には基準を満たしていることが必要であり、更新直前の決算において
基準を満たしていなければ特定建設業の更新許可は受けられませんが、経管者、専任
技術者と異なり、財産的基礎の基準を満たさなくなっても直ちに許可の効力が失われ
るものではありません。

4 その他許可関係書類について

Q 4-1

法人設立直後で最初の事業年度が終了する前に新規許可申請をする場合、工事経歴書や直前3年の各事業年度における工事施工金額、財務諸表はどのように記入すればいいですか？また、納税証明書はどのように提出すればよいですか？

A 4-1

工事経歴書については、申請時に工事实績がなければ「実績なし」と記入してください。

直前3年の各事業年度における工事施工金額については、「決算期末到来」と記入してください。

財務諸表については、貸借対照表については法人設立時の貸借対照表(開始貸借対照表)をご作成ください。

その他、損益計算書等については、「決算期末到来」と記入してください。

納税証明書については、決算期末到来として県税事務所から発行してもらうようにしてください。

Q 4-2

業種追加の場合、専任技術者の常勤性確認資料は、従前許可を受けていた業種の分まで提出する必要があるのでしょうか？

A 4-2

業種追加のみを行うのであれば、追加する業種についてのみ常勤性を示していただければ結構です。

従前からの業種の分については資料の提出は不要です。

Q 4-3

役員を追加する場合、従前の役員分まで身分証明書等を提出する必要があるのでしょうか？

A 4-3

追加される役員の分のみで構いません。

なお、許可更新申請時には、全役員分の「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」を提出していただく必要があります。

Q 4-4

「登記されていないことの証明書」及び「身分(元)証明書」はどこで手に入りますか？

A 4-4

「登記されていないことの証明書」は全国の法務局・地方法務局の本局窓口で発行されます。

「身分証明書」は本籍地を所管する市区町村窓口で発行されますので、各市区町村に直接お問い合わせください。

Q 4-5

昭和 59 年以前に取得した「2 級土木施行管理技士」は、現在の種別(土木・鋼構造物塗装・液注入)のうちどれに該当しますか？

A 4-5

昭和 59 年 8 月建設省告示第 1254 号により、2 級資格に「土木」の外に「鋼構造物塗装」「薬液注入」が加わりました。

したがって、昭和 59 年以前の技術検定合格証明書に種別の記載がないものは、2 級土木施工管理技士「土木」としての取扱いとなります。

Q 4-6

平成 28 年 6 月 1 日より、技能検定「とび・土工・コンクリート圧送施工」の有資格者コード「73」が「とび・土工」の「57」と「コンクリート圧送施工」の「73」に分かれました。

登録済みの「とび・とび工」の技術者について有資格者区分変更の届出は必要ですか？

A 4-6

「とび・とび工」と「コンクリート圧送施工」のいずれの資格でもとび・土工工事業の技術者になれるため、有資格者区分変更の届出は必要ありません。

平成 28 年 6 月 1 日以降新規に届け出る方についてのみ、「とび・とび工」と「コンクリート圧送施工」を区別します。

Q 4-7

工事経歴書の記載方法について、経営事項審査を受ける際の工事案件の特定のため、できるだけ具体的に記載したいのですが、発注者が法人である場合や施設名称に個人名が出ない場合は、イニシャル表記等にせず、そのまま記載してよろしいでしょうか？

A 4-7

「個人の氏名」以外はそのまま記載していただいて構いません。

Q 4-8

事業年度終了届は、更新のときにまとめて提出してはいけませんか？

A 4-8

事業年度終了届は、毎事業年度終了後 4 か月以内にご提出いただくことが建設業法において義務付けられていますので、必ず毎事業年度終了毎に提出をお願いします。

Q 4-9

令和 4 年 10 月 15 日に大臣許可から岐阜県知事許可に許可換えしました。

令和 4 年 9 月 30 日決算の事業年度終了届は大臣許可、岐阜県知事許可のどちらとして提出すればよいのでしょうか？

A 4-9

事業年度終了届は、提出日時点の許可行政庁に対して、その時点の岐阜県知事許可業者としての必要書類を所管の土木事務所に提出してください。

Q 4-10

建設業許可の廃業届を提出した場合、会社も精算しなければならないのでしょうか？
また、自主廃業後、再度許可申請をすることはできますか？

A 4-10

廃業届は、いわば建設業の許可を返上するための届出であり、建設業の事業自体を止めるための届出ではありませんので、会社の清算は必要ありません。

廃業届提出後であっても、軽微な工事のみを請け負う形であれば事業を続けることができます。

また、自主廃業後、再度許可申請をすることは可能です。

Q 4-11

許可通知書を紛失した場合は再発行できますか？

A 4-11

再発行はできません。

必要な場合は許可証明書を発行しますので、県知事許可の場合は各土木事務所へ申請してください。

5 社会保険の加入について

Q 5 - 1

平成 24 年 11 月 1 日より社会保険・雇用保険の加入状況を提出することになりましたが、社会保険・雇用保険に加入していなければ建設業許可を取得することができないのでしょうか？

A 5 - 1

令和 2 年 10 月 1 日の法改正により、適切な社会保険等に加入していることが必要となりました。

適切な社会保険等への加入として、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、それぞれ適正に加入する必要があります。

- (1) 健康保険及び厚生年金保険は、法人の事務所（営業所）及び個人経営で常時 5 人以上の労働者を使用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。
- (2) 雇用保険は、労働者を 1 人でも雇用する事業所（営業所）が適用事業所に該当します。

Q 5 - 2

社会保険・雇用保険の加入義務の有無については、どこに問い合わせればわかりますか？

A 5 - 2

社会保険については年金事務所、雇用保険についてはハローワークになります。それぞれ最寄りの機関にお尋ね下さい。

Q 5 - 3

健康保険については建設国保でも認められますか？

A 5 - 3

健康保険被保険者の適用除外の承認を受けて建設国保に加入している場合は、健康保険の適用除外承認書(写し)又は適用除外承認証明書又は国保組合の加入証明書を提出してください。

Q 5 - 4

社会保険・雇用保険の加入状況は、変更があれば毎事業年度終了後 4 か月以内に提出することですが、加入状況に変更がなくても従業員数に変更があれば提出しなければならないですか？

A 5 - 4

様式第 7 号の 3 「健康保険等の加入状況」は、「適用除外→加入」等、健康保険等の加入状況に変更があった場合から 2 週間以内に提出していただくことになります。

なお、従業員数のみが変わった場合には、毎事業年度終了後 4 か月以内に提出していただくことになります。

6 解体工事業許可について

Q 6 - 1

新設された解体工事業の許可で施工できるのはどのような工事ですか？

A 6 - 1

解体工事業の許可で施工できるのは、大まかに言えば従来とび・土工工事業の許可で施工されていた解体工事です。

これには、家屋等を解体する工事が含まれます。

従来からそれぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事業の許可で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土工工事業や建築工事業の許可で施工することが可能でしたが、これらの取扱いに変更はありません。

たとえば巨大なビルを解体する工事は建築工事業許可で、信号機を解体する工事は電気工事業許可で行う、といったことは従前どおり可能です。

なお、とび・土工工事業許可で施工される足場や型枠等のみの解体は、「専門工事において建設される目的物」の解体と考えられるので、解体工事業許可の新設後もとび・土工工事業許可で施工することとなります(解体工事業許可では原則として施工できません)。

Q 6 - 2

解体工事業の専任技術者となれる資格は何ですか？

A 6 - 2

「岐阜県知事許可に係る建設業許可及び建設業者としての地位の承継の認可の基準及び標準処理期間について(岐阜県県土整備部技術検査課 令和5年5月26日現在)」(以下「許可基準」という。)別表をご確認ください。

Q 6 - 3

実務経験で専任技術者になる場合、とび・土工工事業以外の許可で請け負った解体工事の経験を実務経験に含めることはできますか？

A 6 - 3

一式工事及び各専門工事として請け負った解体工事については、当該業種の実務経験とみなし、解体工事の実務経験には含めません。

また、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は解体工事業登録で請け負ったものに限り認めます。

なお、登録業者での経験は、一式工事以外のこれまでとび・土工・コンクリート工事の範囲で行われていた解体工事が実務経験として認められます。

Q 6 - 4

A 3 - 9 のとおり、実務経験期間の重複は通常は認められませんが、解体工事に関する 10 年の実務経験でとび・土工工事業の専任技術者を務めている者が、10 年の実務経験でとび・土工工事業の専任技術者を務めている者が、10 年の実務経験で解体工事の専任技術者となる場合、とび・土工工事業の実務経験としている分とは別にもう 10 年分（合計 20 年分）の実務経験が必要なのでしょうか？

A 6 - 4

平成 28 年 5 月 31 日までのとび・土工工事業の実務経験は、平成 28 年 6 月 1 日以降もすべて（解体工事の経験も含めて）とび・土工工事業の実務経験として認められます。

そのうち解体工事に係る部分については、解体工事業の実務経験として認められます。

平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業の許可で施工した解体工事の経験は、例外的にとび・土工工事業と解体工事業両方の実務経験として重複して認めることができます。

例えば、平成 28 年 5 月 31 日までの間にとび・土工工事業の許可で 10 年間解体工事に携わっていた場合は、その 10 年間の経験をもって同時にとび・土工工事業と解体工事業の専任技術者となれます。

なお、平成 28 年 6 月 1 日以降の解体工事の経験は、とび・土工工事業の実務経験には含まれず、経験期間の重複も認められません。

Q 6 - 5

登録解体工事試験の合格者を専任技術者等とする場合、資格の確認資料としてどのような書類を提出すればよいのでしょうか？

A 6 - 5

平成 28 年 8 月 1 日現在登録解体工事試験として登録されている、（公社）全国解体工事業団体連合会の実施する「解体工事施工技士試験」の場合、合格者には合格証明書が交付されるほか、申請により解体工事施工技士登録者名簿に登録された合格者には登録証と資格者証が交付されます。これらいずれかの写しを提出してください。

Q 6 - 6

登録解体工事講習の証明書等に有効期限はありますか？

A 6 - 6

講習の詳細及び証明書の取扱い等については、登録解体工事講習実施機関にご確認ください。

実施機関により具体的な取扱いが異なる場合があります。

Q 6 - 7

解体工事業の新設に伴い、解体工事業登録を受けずに解体工事を施工できる建設業許可の業種も変更されたのでしょうか？

A 6 - 7

建設リサイクル法が改正され、解体工事業の許可を受けている方は登録が不要となった代わりに、とび・土工工事業の許可を受けている方については登録が必要となりました(他に土木、 建築及び解体工事業のいずれの許可も受けていない場合)。

7 建設業許可・経営事項審査の電子化について

Q7-1

令和5年1月から、建設業許可・経営事項審査を電子申請できると聞きました。
これまで通り、紙での申請は可能ですか？

A7-1

これまで通り、紙による申請も可能です。

Q7-2

電子申請のメリットは、どのようなものがありますか？

A7-2

以下のようなメリットがあります。

①会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、申請・届出ができますので、行政庁への訪庁や郵送での申請・届出が不要になります。

※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。

※変更届も対象です

②データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省（登記事項証明書）、国税庁（納税情報）等とのデータ連携により、当該書類の取得や添付が不要になります。

※令和5年1月からのデータ連携は、上記に加え技術者資格情報等になります。

※デジタル庁が提供する認証サービス「G Biz ID」のID取得が必要となります。

※一部の手続きについてはデータ連携は行えません。

③外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請したデータを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が省けます。

④エラーチェック、自動計算

システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間省け、作成誤りがなくなります。

Q7-3

電子申請システムを利用する前に確認すべきことはありますか？

A7-3

システムのご利用には、デジタル庁提供の認証サービスである「G Biz ID」による認証が必要です。

G Biz IDには、gBizID プライム/メンバー/エントリーの3種類のアカウントがあり、そのうち、gBizID プライム/メンバーのみログインが可能となりますので、申請者（法人代表者もしくは個人事業主）は、gBizID プライムアカウントの取得が必須です。

従業員等は、gBizID プライムアカウントが作成する「gBizID メンバーアカウント」を利用することで申請等の作業が可能となります。

※gBizID メンバーはgBizID プライムの権限により作成され、gBizID プライムと従属関係となります。

※各プライムアカウントは、従属する gBizID メンバーアカウントを任意に作成し、従業員等に割り当てて申請を行わせることができます。

※詳細については、「gBizID」ウェブサイトに掲載されているマニュアルをご参照ください。

【参照：デジタル庁】

◆ G Biz ID 概要

<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>

◆ G Biz ID トップ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

Q7-4

電子化の対象となる手続の範囲はどうなっていますか？

A7-4

以下のとおりです。

○建設業許可関係

・許可申請

（新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新）

・変更等の届出

（事業者の基本情報、経営業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等）

・廃業等の届出 ・決算報告

○経営事項審査関係

・経営事項審査申請

（経営規模等評価、総合評定値）

・再審査申請

（経営規模等評価、総合評定値）

Q7-5

電子化により取得・届出が不要になる添付書類はどのようなものがありますか？

A7-5

バックヤード連携により、以下の添付書類の取得・提出が簡素化されます。

・法務省（登記事項証明書）

※令和5年1月からの対象：国土交通大臣許可・法人

岐阜県知事許可申請はバックヤード連携対象となっていません。

・技術検定合格証明書

また、添付の自動化により、添付書類の取得・提出が簡素化されます。

・納税情報（法人税／所得税）

※令和5年1月からの対象：国土交通大臣許可・法人／個人

岐阜県知事許可申請は添付の自動化対象となっていません。

・納税情報（消費税及地方消費税）

※令和5年1月からの対象

：国土交通大臣許可／都道府県知事許可・法人／個人

なお、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、建設業経理士登録証等についても以下のとおりバックヤード連携が開始されています。

- ・技術検定合格証明書（令和5年1月～）
- ・経営状況分析結果通知書（令和5年1月～）
- ・監理技術者資格者証（令和5年4月～）
- ・監理技術者受講修了証（令和5年4月～）
- ・建設業経理士登録証（令和5年4月～）
- ・建設業経理士CPD講習修了証（令和5年4月～）

Q7-6

申請方法を説明した解説動画はありませんか？

A7-6

国土交通省より以下の動画が作成されユーチューブで公開されていますのでご視聴ください。

- [1]建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【基本編】
<https://youtu.be/K9hfkcJ0uoc>
- [2]建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【操作編】
<https://youtu.be/oRipaKjtC7M>
- [3]建設業許可・経営事項審査電子申請システム 申請者向け【代理申請編】
https://www.youtube.com/watch?v=HCJ5_FhqyR4

Q7-7

電子申請の場合も、手数料は岐阜県証紙で納付するのでしょうか？

A7-7

電子申請の場合の手数料は「Pay-easy 支払い」による電子納付となり、「現金納付」や「県証紙での納付」はできません。

「Pay-easy 支払い」の利用に当たっては、事前に「Pay-easy」対応金融機関のインターネットバンキング利用契約が必要となります。

なお、電子納付の場合は、領収書は発行されません。

Q7-8

建設業許可電子閲覧システムはどのようにして利用するのでしょうか？

A7-8

国土交通省より以下のとおりマニュアルが作成されていますのでご確認ください。

- [1]JCIP 電子閲覧システム
<https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/>
- [2]国土交通省 JCIP 電子閲覧システム操作マニュアル掲載ページ
ホーム>>政策・仕事>>土地・不動産・建設業>>建設産業・不動産業
>>建設業許可・経営事項審査電子申請システム

Q7-9

事業年度終了届等に添付する工事経歴書について、紙申請の際には「その他何件」と記載していましたが、電子申請システムでも記載する必要がありますか？

注文者の欄には記載せず、工事名の欄に記載願います。

8 建設業許可に係る事業承継・相続について

Q 8 - 1

建設業法の改正により、建設業者の地位の承継ができるようになったと聞きました。どのような内容ですか？

A 8 - 1

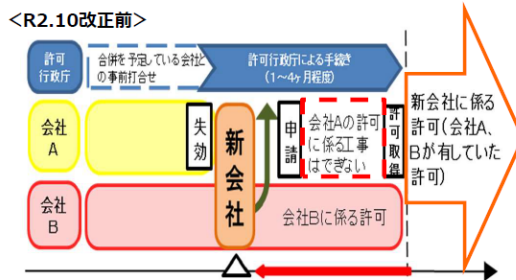
令和2年10月の建設業法の改正により、事業承継の規定が整備され、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能となりました。

○ 建設業者の地位の承継について（建設業法第17条の2・3）

【R 2. 10改正前】

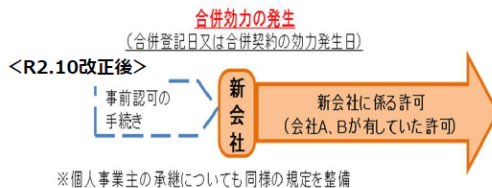
建設業者が事業の譲渡、会社の合併、分割を行った場合、譲渡、合併後又は分割後の会社は新たに建設業許可を取り直すことが必要。

新しい許可が下りるまでの間に建設業を営むことができない空白期間が生じ、不利益が生じていた。



【R 2. 10改正後】

今回の改正建設業法において、事業承継の規定を整備し、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能に。



【参考・出典】国土交通省作成資料

Q 8 - 2

承継のスキームについて教えてください。

A 8 - 2

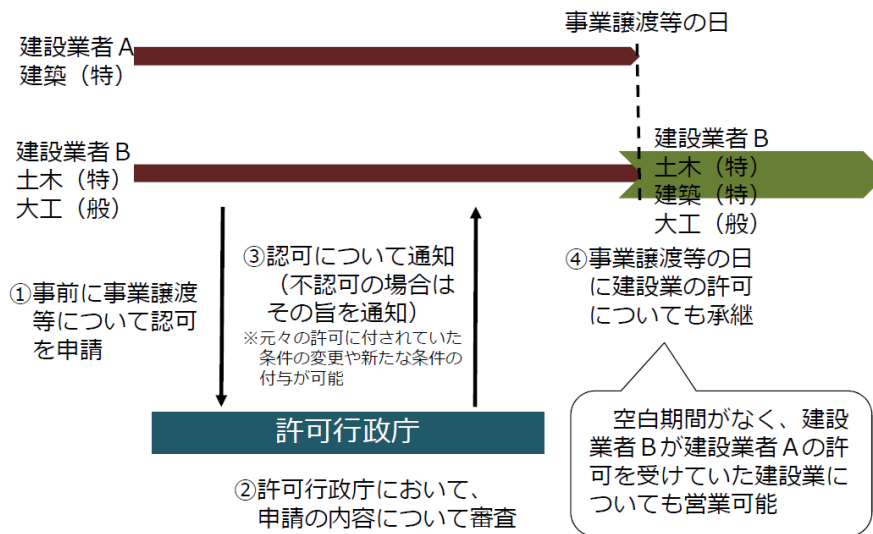
以下の手順により手続きを行うことで、空白期間がなく、建設業者Bが建設業者Aの許可を受けていた建設業についても営業可能となります。

- ①事前に事業譲渡等について許可行政庁へ認可を申請
- ②許可行政庁において、申請の内容について審査
- ③認可について通知（不認可の場合はその旨を通知）
- ④事業譲渡等の日に建設業の許可についても承継

承継のスキームについて

例：建設業者Aの地位を建設業者Bが承継する場合

※ 事業譲渡等（事業譲渡・合併・分割）



【参考・出典】国土交通省作成資料

Q 8 - 3

承継規定の対象外となるケースについて教えてください。

A 8 - 3

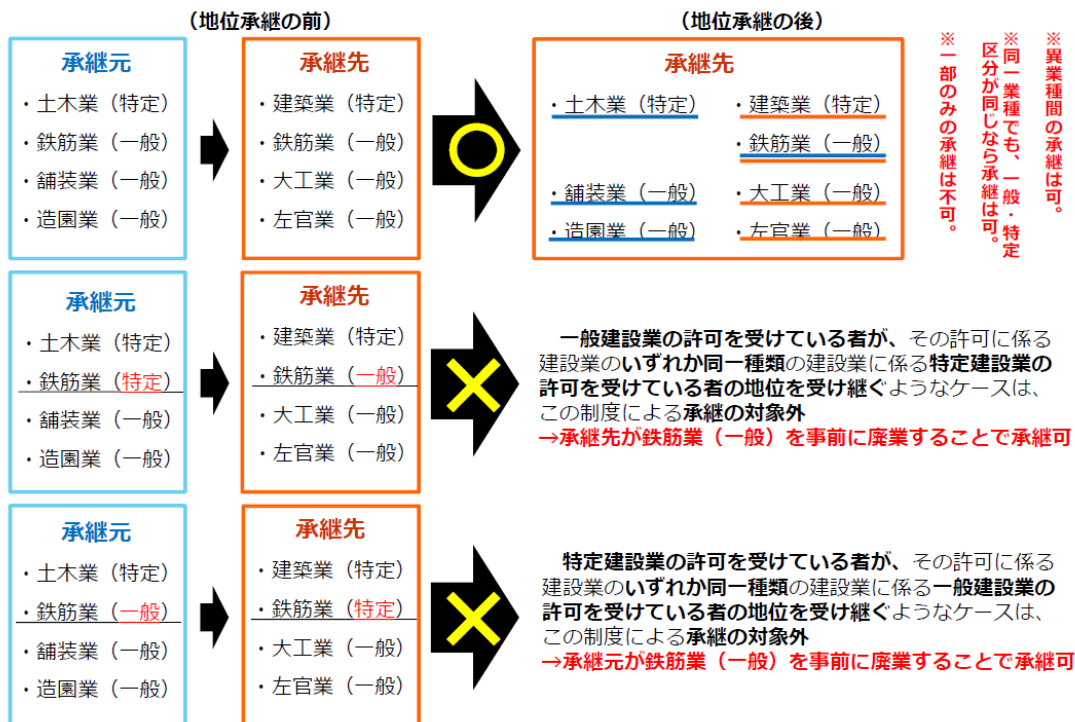
① 一般建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る特定建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外となります。

なお、この場合、承継先が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継が可能となります。

② 特定建設業の許可を受けている者が、その許可に係る建設業のいずれか同一種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている者の地位を受け継ぐようなケースは、この制度による承継の対象外となります。

なお、この場合、承継元が鉄筋業（一般）を事前に廃業することで承継が可能となります。

承継規定の対象外とするケース（建設業法第17条の2各項共通）



【参考・出典】国土交通省作成資料

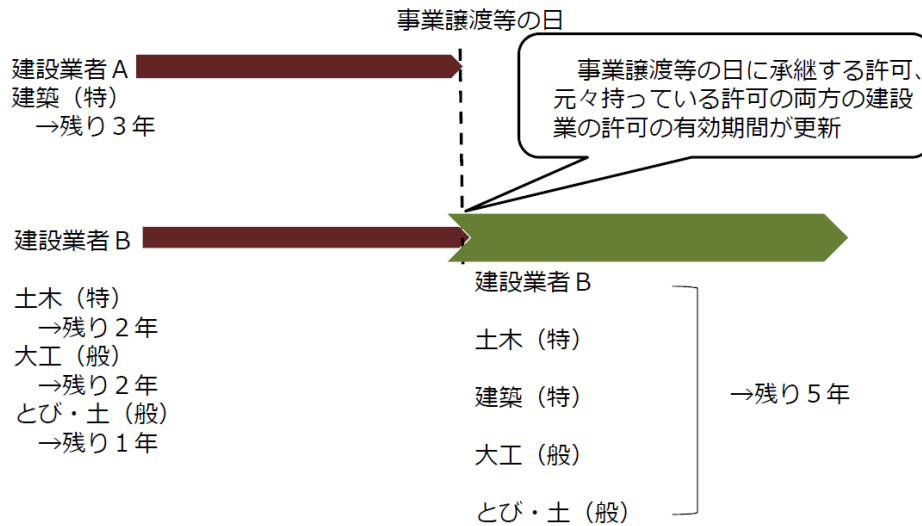
Q 8 - 4

事業承継の認可を受けた場合の許可期間について教えてください。

A 8 - 4

事業承継の認可により、事業譲渡等の日に承継する許可、元々持っている許可の両方の建設業の許可の有効期間が更新されます。

許可期間について



【参考・出典】国土交通省作成資料

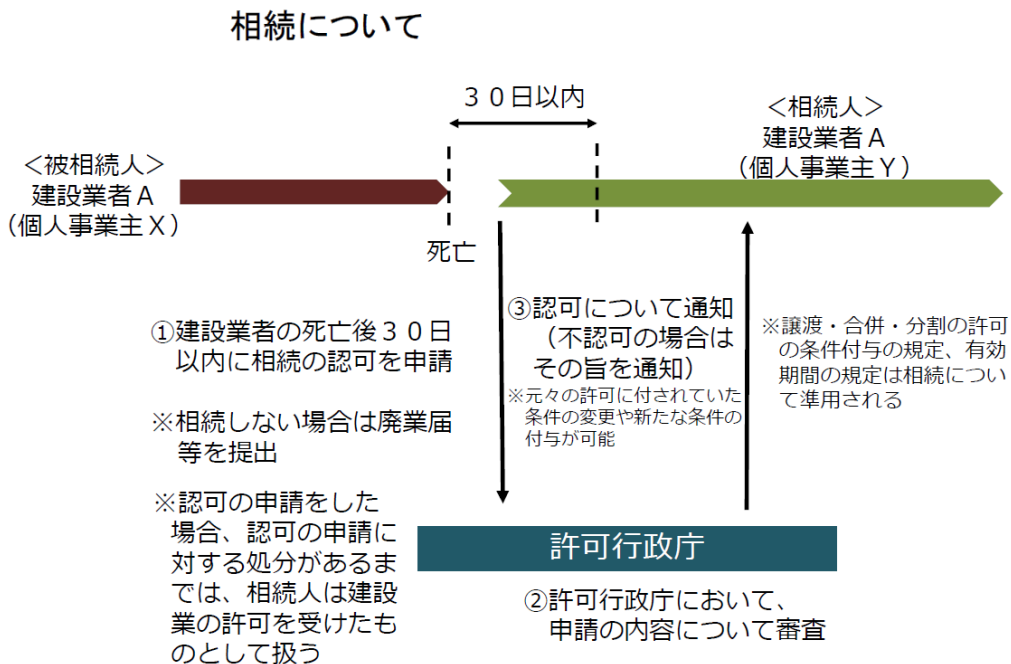
Q 8 - 5

建設業許可の相続をする場合の手続きについて教えてください。

A 8 - 5

以下の手順により手続きを行うことで、相続をすることが可能です。

- ①建設業者の死亡後 30 日以内に相続の認可を申請
- ②許可行政庁において、申請の内容について審査
- ③認可について通知（不認可の場合はその旨を通知）



【参考・出典】国土交通省作成資料

Q 8 - 6

「許可に係る建設業の全部」とは、業種はもちろん、許可に係る建設業の資産（建機械等）、常勤役員等、専任技術者等も含めて「全部」ですか？

それとも、業種のみを言いますか？（単に、承継する業種を取捨選択できないという意味）

A 8 - 6

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第 3 条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継することを指しますので、業種のみを言います。

なお、許可に係る建設業の資産（建設機械等）、常勤役員等、専任技術者等を含めて「全部」を承継する必要はありませんが、承継先においても、許可要件を満たしていることが必要です。

Q 8-7

令和4年10月15日に承継の認可がある場合、承継の日は令和4年10月15日であり、許可の有効期間は、法第17条の2第7項の規定により、令和4年10月15日から令和9年10月15日までとなるのでしょうか？（更新時許可日が1日変更となる）と考えて良いですか？

A 8-7

承継日が令和4年10月15日の場合、許可有効期間の開始日は令和4年10月15日です。

法第17条の2第7項に規定されているのは、「許可の有効期間（の満了日）を計算するための起算点が承継日の翌日になる」ということですので、許可の有効期間の満了日は令和4年10月16日から起算して5年後の令和9年10月15日ということになります。

よって、許可の有効期間は、令和4年10月15日から令和9年10月15日となります。

Q 8-8

法人成により許可を承継する場合、根拠規定は法第17条の2第1項か同条第3項かどちらですか？

また、法第17条の2第1項（譲渡・譲受）とした場合、引継法人が設立されていない時点で認可申請を行うことは可能でしょうか？

A 8-8

法第17条の2第1項（譲渡・譲受）によるものと考えます。

また、許可を承継する法人が設立されていない状態では、認可申請の主体も不確定となることから、申請を行うこと自体不可能であると考えます。

Q 8-9

【事業承継の認可申請における財産的基礎の要件について】

被承継人が認可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する場合、承継人は、承継日に被承継人の建設業としての地位を承継することから、承継人は被承継人の過去5年間の実績も引き継ぐこととなるため、法第7条第4号の基準に適合するものとして取り扱ってよいのでしょうか？

A 8-9

一般建設業許可であれば問題ありません。

Q 8-10

譲渡について個人が法人化する法人成ではなく、個人が全く関係のない第三者の法人に事業承継することは可能でしょうか？

A 8-10

可能です。

Q 8-11

被相続人の許可が死亡後 30 日以内に切れる場合において、相続の認可申請を被相続人の許可が切れた後（死亡日から 30 日以内）に申請した場合は有効な申請となるのでしょうか？

A 8-11

被相続人の許可を承継するという性質上、当該許可の有効期間内に、法第 17 条の 3 の規定に基づき承継の認可申請を提出するか、法第 12 条の規定に基づき廃業届を提出するかを選択する必要があります。

したがって、当該許可が失効したのちに行った相続の認可申請は無効なものとして取り扱われます。

相続の認可申請を行わないまま許可満了日を迎えた場合には、当該許可は失効します。

Q 8-12

法人成（個人事業主⇒法人）による譲渡に係る許可申請について、法人の設立前に認可申請をすることは可能でしょうか？

A 8-12

許可を承継する法人が設立されていない状態では、認可申請の主体も不確定となることから、申請を行うこと自体不可能であると考えます。

Q 8-13

建設業承継の認可手続きについて、資本金要件（特定建設業許可）について確認です。

申請日時点では、「資本金」に関する基準は満たさないが、承継効力発生日には増資を行う旨の契約書が締結済みであり、かつ株主総会において、増資する旨の決議がある場合、当該基準を満たしているものとして良いでしょうか？

A 8-13

申請時点において要件を満たしていなかったとしても、合併契約書等で効力発生日に要件を満たすことが明らかである場合などについては、認可することが可能であると考えます。

Q 8-14

新設合併、新設分割の場合は認可申請時に財務諸表を提出しないこととなっていますが、財産的要件はどのタイミングで確認するのですか？

また、同じく、役員等の常勤性を確認する健康保険被保険者証の写しはどのタイミングで確認しますか？

A 8-14

財産的要件に関しては、認可の際に「事業譲渡等の日以降に創業時における財務諸表において確認する」旨の条件を付し、事後に確認します。

常勤性等を確認する書類に関しても、認可の際に「事業譲渡等の日以降に要件を確認できる書類の提出を求める」旨の条件を付し、事後に確認します。

Q 8-15

承継の場合、手数料はいくら納付すれば良いですか？

A 8-15

手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により徴収しているところですが、今般の認可申請について手数料を徴収する規定が当該政令上ないため、承継に関する申請手数料は徴収しておりません。

Q 8-16

譲渡人の持っている許可業種の内、事業承継したくない業種を廃業し、残りの業種を事業承継を受けることは認められますか？

それとも、譲渡人の既存の業種を全て事業承継できない場合は、譲受人は新規許可等の申請をする必要がありますか？

A 8-16

事業承継したくない業種の建設業を廃業したうえで、残った業種の建設業のみ事業承継することも認められます。

Q 8-17

許可年月日は承継等の効力発生日になると思いますが、被承継人については廃業等の届出は提出する必要がありますか？

A 8-17

許可年月日は承継等の効力発生日になります。
被承継人については、廃業届は不要です。

岐阜県に対する建設業許可申請（新規）

提出書類チェックリスト

岐阜県に対する建設業許可申請（新規） チェックリスト

1 申請書類について

	確認項目	チェック
部数	<input type="checkbox"/> 必要な書類がそろっているか。 <input type="checkbox"/> 正本1部、副本2部（計3部）あるか。	
綴じ方	<input type="checkbox"/> ①正本、②副本（提出者控え）、③副本（閲覧用）の書類の3つに分冊したか。	

2 申請様式の記入内容について

（1）閲覧に共する書類

ア 建設業許可申請書（様式第一号）

	確認項目	チェック
「申請者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「許可の有効期間の調整」	<「般・特新規」・「業種追加」の場合> <input type="checkbox"/> 「1」又は「2」が記入されているか 1：既に許可を受けている建設業の全部について更新の申請を行い、許可の有効期間の満了日を同一とする場合 2：上記以外の場合	
「許可を受けようとする建設業」	<input type="checkbox"/> 従たる営業所がある場合、別紙2の「営業しようとする建設業」と一致しているか。	
「申請時において既に許可を受けている建設業」		
「商号又は名称」	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 姓と名の間の一文字分空けて記載しているか。 <input type="checkbox"/> 濁音又は半濁音を表す文字を1文字として扱っているか。 <input type="checkbox"/> フリガナについては、「(株)」や「・」は省略してあるか。	
「代表者氏名又は個人の氏名」		
「主たる営業所の所在地市区町村コード」	<input type="checkbox"/> 市町村コードが正しく記入されているか。 ※別紙4「県内市区町村コード表」参照 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 番地にはすべて数字と記号が使われているか。 ※良い例：1-2-3 悪い例：1丁目2番3号	
「主たる営業所の所在地」		
「資本金額又は出資総額」	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。	
「法人番号」	<input type="checkbox"/> 法人の申請者は記載しているか。 ※個人事業主は記載不要	

イ 「役員等の一覧表」 (別紙一)

	確認項目	チェック
「役員等の氏名及び役名等」	<input type="checkbox"/> 「許可申請者の調書」(様式第十二号)、「役員等確認表」(岐阜県様式)の記載内容と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 登記上の取締役に加え、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上を出資している者、この他、役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者が記載されているか。 ※個人事業主は記載不要 <input type="checkbox"/> 氏名欄にフリガナが記載されているか。 <input type="checkbox"/> 常勤・非常勤の別が記載されているか。 ※株主等は記載不要	

ウ 「営業所一覧表」 (別紙二)

	確認項目	チェック
様式	<input type="checkbox"/> 「営業所一覧表(新規許可等)」(別紙二(1))を使用しているか。	
「営業しようとする建設業」	<input type="checkbox"/> 主たる営業所及び従たる営業所で営業しようとする業種が、「建設業許可申請書」(様式第一号)の「許可を受けようとする建設業」の業種を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 主たる営業所のみの場合、余白に「該当なし」と記載されているか。 <input type="checkbox"/> 従たる営業所がある場合、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第十一号)、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」(様式第十三号)に営業所の代表者を記載しているか。	

エ 「専任技術者一覧表」 (別紙四)

	確認項目	チェック
専任技術者一覧表	<input type="checkbox"/> 新規、更新のほか、業種追加、専任技術者の変更の際に提出する。 <input type="checkbox"/> 申請(届出)時点の全員が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者証明書(新規・変更)」(様式第八号)の記載内容と一致しているか。	

オ 工事経歴書(様式第二号)

	確認項目	チェック
「建設工事の種類」	<input type="checkbox"/> 申請業種ごとに作成してあるか。	
「注文者」「工事名」	<input type="checkbox"/> 個人の氏名が特定されることのないよう留意されているか。 ※個人名をイニシャル表記にする 等	

カ 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)

	確認項目	チェック
「許可に係る建設工事の施工金額」	<input type="checkbox"/> 施工金額の有無にかかわらず、申請するすべての業種名が記載されているか。	
「合計」	<input type="checkbox"/> 損益計算書の完成工事高と一致しているか。	
税込・税抜	<input type="checkbox"/> どちらかがチェックされているか。	

キ 使用人数（様式第四号）

	確認項目	チェック
「技術関係使用人」	<input type="checkbox"/> 法人で兼業がある場合は、建設業に従事している者（常勤の者）のみ記載しているか。 <input type="checkbox"/> 法人の場合：常勤の役員を含めた人数が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：事業主を含めた人数が記載されているか。	
「事務関係使用人」		
「合計」	<input type="checkbox"/> 「技術関係使用人」と「事務関係使用人」の計と合っているか。	

ク 誓約書（様式第六号）

	確認項目	チェック
「申請者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	

ケ 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 記載要領に従って記載されているか。 <input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

コ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 支配人を置く場合、または、「営業所一覧表」（別紙二）に従たる営業所がある場合に作成されているか。 <input type="checkbox"/> フリガナが記載されているか。 <input type="checkbox"/> 役員を兼ねている者についても記載されているか。 <input type="checkbox"/> 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」（様式第十三号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	

サ 定款

	確認項目	チェック
目的	<input type="checkbox"/> 建設業に関する業務が含まれているか。	

シ 財務諸表（様式第十五～十九号）

	確認項目	チェック
様式	適切な様式が使用されているか。 <input type="checkbox"/> 法人の場合：様式第十五～十七の三 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：様式第十八、十九	
日付	<input type="checkbox"/> 直近の決算日となっているか。 ※新規法人等、第1期の決算期が到来していない場合は記載要領を参照	

ス 営業の沿革（様式第二十号）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 記載要領に従って記載されているか。	

セ 所属建設業団体（様式第二十号の二）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 所属する建設業団体がない場合でも作成されているか。 ※所属する建設業団体がない場合、 「なし」と記載されているか。	

ソ 主要取引金融機関名（様式第二十号の三）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載されているか。 <input type="checkbox"/> 残高証明書を添付している場合、当該金融機関が記載されているか。 ※残高証明書の金融機関と一致しているか。	

(2) 閲覧に共しない書類

ア 「岐阜県収入証紙納付書」 (岐阜県様式)

	確認項目	チェック
証紙	<input type="checkbox"/> 所定の金額分が貼付されているか。	

イ 登記されていないことの証明書

(成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記証明書)

ウ 身分証明書

(破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村長の証明書)

	確認項目	チェック
提出対象者	<input type="checkbox"/> 法人の場合：役員、営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の分が添付されているか。 ※相談役、顧問、株主等は不要 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：事業主、支配人の分が添付されているか。 <input type="checkbox"/> 「許可申請者の調書」（様式第十二号）、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」（様式第十三号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
日付	<input type="checkbox"/> 発行日が申請日から起算して3ヶ月以内か。	

エ 経營業務の管理責任者証明書 (様式第七号)

	確認書類	チェック
建設業の種類	<input type="checkbox"/> 経營業務の管理責任者としての経験を有する建設業の種類が記載されているか。	
「役職名等」	<input type="checkbox"/> すべて記載されているか。	
「経験年数」	<input type="checkbox"/> 「経験年数」の始期と終期は、別紙「経營業務の管理責任者の略歴書」の記載内容と一致しているか。	
「証明者と被証明者との関係」	<input type="checkbox"/> 建設業の種類とあわせて経管者の要件を満たしているか。	
「証明者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 許可番号が記載されているか。	
「申請者」「届出者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「申請又は届出の区分」	申請の種類に応じ正しく記入されているか。 <input type="checkbox"/> 1：新規（般特新規、許可換新規を含む）・業種追加申請の場合 <input type="checkbox"/> 2：経營業務の管理責任者を変更する場合 <input type="checkbox"/> 3：経營業務の管理責任者を追加する場合 <input type="checkbox"/> 4：更新申請の場合	
「許可番号」	<input type="checkbox"/> 新規以外の場合、すべて記入されているか。 ※大臣知事コード：大臣 00、岐阜県知事 21	
「氏名」「生年月日」	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請書（様式第一号）の「経營業務の管理責任者の氏名」欄に記入した者と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 別紙「経營業務の管理責任者の略歴書」の記載内容と一致しているか。	
「住所」	<input type="checkbox"/> 姓と名の間に一文字分空けて記載しているか。	
「常勤確認書類」	<input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

オ 経營業務の管理責任者証明書の略歴書（様式第七号別紙）

	確認項目	チェック
「氏名」「職名」	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請書（様式第一号）の「経營業務の管理責任者の氏名」欄に記入した者と一致しているか。	
「職歴」	<input type="checkbox"/> 建設業の経営経験が分かるよう具体的に記載されているか。 <input type="checkbox"/> 建設業の種類とあわせて経管者の要件を満たしているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当がなければ「なし」と記載されているか。	

カ 専任技術者証明書（様式第八号）

	確認書類	チェック
「申請者」「届出書」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「区分」	<input type="checkbox"/> 申請の種類に応じ正しく記入されているか。 区分ごとに用紙を分けているか。 <input type="checkbox"/> 1：新規（般特新規、許可換新規を含む）・業種追加申請の場合 <input type="checkbox"/> 2：担当業種又は有資格区分の変更 <input type="checkbox"/> 3：専任技術者を追加する場合 <input type="checkbox"/> 4：専任技術者の交代に伴い専任技術者を削除する場合 <input type="checkbox"/> 5：所属する営業所のみの変更の場合	
「許可番号」	<input type="checkbox"/> 新規以外の場合、すべて記入されているか。 ※大臣知事コード：大臣 00、岐阜県知事 21	
「氏名」「生年月日」	<input type="checkbox"/> 資格者証等の氏名、生年月日と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 姓と名の間に一文字分空けて記載しているか。 <input type="checkbox"/> 濁音又は半濁音を表す文字を1文字として扱っているか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者一覧表」（別紙四）の記載内容と一致しているか。	
「今後担当する建設工事の種類」	<input type="checkbox"/> 許可を受けようとする（既に許可を受けている）建設業の種類がすべて満たされているか。 <input type="checkbox"/> 決められた分類に従い該当する数字が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 「営業所一覧表」（別紙2）の各営業所において「営業しようとする建設業」を満たす技術者を配置しているか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者一覧表」（別紙四）の記載内容と一致しているか。	
「有資格区分」	<input type="checkbox"/> 有資格区分コードが正しく記入されているか。 ※別紙2「営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧」参照 <input type="checkbox"/> 担当する業種と無関係な有資格コードが記入されていないか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者一覧表」（別紙四）の記載内容と一致しているか。	
「住所」	<input type="checkbox"/> 当該専任技術者の住所が記入されているか。	
「営業所の名称（旧所属）」 「営業所の名称（新所属）」	<input type="checkbox"/> （旧所属）現在証明されている専任技術者である場合、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称が記入されているか。 <input type="checkbox"/> （新所属）この証明書の提出後に、専任技術者として所属する営業所の名称が記入されているか。	
常勤確認書類	<input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

キ 実務経験証明書（様式第九号）

	確認書類	チェック
建設業の種類	<input type="checkbox"/> 実務経験を有する建設業の種類が記載されているか。	
「証明者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「職名」	<input type="checkbox"/> すべて記載されているか。	
「実務経験の内容」		
「実務経験年数」	<input type="checkbox"/> 合計が正しいか。 <input type="checkbox"/> 重複している期間については二重に計算していないか。	

ク 指導監督的実務経験証明書（様式第十号）

	確認項目	チェック
建設業の種類	<input type="checkbox"/> 実務経験を有する建設業の種類が記載されているか。	
「証明者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「発注者名」	<input type="checkbox"/> 元請負人や下請負人が記載されていないか。	
「請負代金の額」	<input type="checkbox"/> 45,000千円以上か。 ※H6. 12. 28以前は30,000千円以上、S59. 10. 1以前は15,000千円以上	
「職名」	<input type="checkbox"/> すべて記載されているか。	
「実務経験の内容」		
「実務経験年数」	<input type="checkbox"/> 合計が一致しているか。 <input type="checkbox"/> 重複している期間については二重に計算していないか。	

ケ 許可申請書の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 最新の様式を使用しているか。 <input type="checkbox"/> 「役員等の一覧表」（別紙一）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当なければ「なし」と記載されているか。	
署名又は記名押印	<input type="checkbox"/> 同姓の役員が複数いる場合は、各々異なる印が押印されているか。	

コ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第十一号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当がなければ「なし」と記載されているか。	
常勤確認書類	<input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

サ 株主（出資者）調書（様式第十四号）

	確認項目	チェック
「株主（出資者）名」	<input type="checkbox"/> 当様式に記載した者が、「役員等の一覧表」（別紙一）、「許可申請者の調書」（様式第十二号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）に記載されているか。	

シ 納税証明書

	確認項目	チェック
内容	<input type="checkbox"/> 事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の証明）となっているか。 ※法人の場合は法人事業税、個人の場合は個人事業税	

ス 登記事項証明書

	確認項目	チェック
日付	<input type="checkbox"/> 発行日が申請日から起算して3ヶ月以内か。	

3 確認資料について

ア 役員等確認表（岐阜県様式）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 記載されている者にもれがないか。 ※申請書別紙一に記載した役員等、 令第3条に規定する使用人、個人事業主、支配人	

イ 営業所要件の確認

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 写真は明瞭か。 ※看板、表札、許可票が判別できるか。 <input type="checkbox"/> 自社所有または賃貸借等であることが明記してあるか。	

ウ 常勤性の確認

	確認項目	チェック
「常勤役員等」「常勤役員等を直接に補佐する者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
「専任技術者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	

エ 資格（経験）の確認

	確認項目	チェック
「常勤役員等」「常勤役員等を直接に補佐する者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
「専任技術者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	

オ 財産的基礎又は金銭的信用の確認

	確認項目	チェック
	<一般を申請する場合> 次のいずれかに該当しているか <input type="checkbox"/> 自己資本の額が500万円以上あること。 <input type="checkbox"/> 500万円以上の預金残高証明書が添付されていること。 ※証明基準日が申請日から起算して1ヶ月以内のものに限る。 <input type="checkbox"/> 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。 ※更新申請の場合のみ	
	<特定を申請する場合> 次のすべてに該当しているか <input type="checkbox"/> 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 <input type="checkbox"/> 流動比率が75%以上であること。 <input type="checkbox"/> 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。	

カ 健康保険等の加入状況の確認

	確認項目	チェック
社会保険関係	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
雇用保険関係	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	

岐阜県に対する建設業許可申請（更新）

提出書類チェックリスト

岐阜県に対する建設業許可申請（更新） チェックリスト

1 申請書類について

	確認項目	チェック
部数	<input type="checkbox"/> 必要な書類がそろっているか。 <input type="checkbox"/> 正本1部、副本2部（計3部）あるか。	
綴じ方	<input type="checkbox"/> ①正本、②副本（提出者控え）、③副本（閲覧用）の書類の3つに分冊したか。	

2 申請様式の記入内容について

（1）閲覧に共する書類

ア 建設業許可申請書（様式第一号）

	確認項目	チェック
「申請者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「許可の有効期間の調整」	<「般・特新規」・「業種追加」の場合> <input type="checkbox"/> 「1」又は「2」が記入されているか 1：既に許可を受けている建設業の全部について更新の申請を行い、許可の有効期間の満了日を同一とする場合 2：上記以外の場合	
「許可を受けようとする建設業」	<input type="checkbox"/> 従たる営業所がある場合、別紙2の「営業しようとする建設業」と一致しているか。	
「申請時において既に許可を受けている建設業」		
「商号又は名称」	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 姓と名の間の一文字分空けて記載しているか。 <input type="checkbox"/> 濁音又は半濁音を表す文字を1文字として扱っているか。 <input type="checkbox"/> フリガナについては、「(株)」や「・」は省略してあるか。	
「代表者氏名又は個人の氏名」		
「主たる営業所の所在地市区町村コード」	<input type="checkbox"/> 市町村コードが正しく記入されているか。 ※別紙4「県内市区町村コード表」参照 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 番地にはすべて数字と記号が使われているか。 ※良い例：1-2-3 悪い例：1丁目2番3号	
「主たる営業所の所在地」		
「資本金額又は出資総額」	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。	
「法人番号」	<input type="checkbox"/> 法人の申請者は記載しているか。 ※個人事業主は記載不要	

イ 「役員等の一覧表」 (別紙一)

	確認項目	チェック
「役員等の氏名及び役名等」	<input type="checkbox"/> 「許可申請者の調書」(様式第十二号)、「役員等確認表」(岐阜県様式)の記載内容と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 登記上の取締役に加え、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上を出資している者、この他、役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者が記載されているか。 ※個人事業主は記載不要 <input type="checkbox"/> 氏名欄にフリガナが記載されているか。 <input type="checkbox"/> 常勤・非常勤の別が記載されているか。 ※株主等は記載不要	

ウ 「営業所一覧表」 (別紙二)

	確認項目	チェック
様式	<input type="checkbox"/> 「営業所一覧表(更新)」(別紙二(2))を使用しているか。	
「営業しようとする建設業」	<input type="checkbox"/> 主たる営業所及び従たる営業所で営業しようとする業種が、「建設業許可申請書」(様式第一号)の「許可を受けようとする建設業」の業種を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 主たる営業所のみの場合、余白に「該当なし」と記載されているか。 <input type="checkbox"/> 従たる営業所がある場合、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」(様式第十一号)、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」(様式第十三号)に営業所の代表者を記載しているか。	

エ 「専任技術者一覧表」 (別紙四)

	確認項目	チェック
専任技術者一覧表	<input type="checkbox"/> 新規、更新のほか、業種追加、専任技術者の変更の際に提出する。 <input type="checkbox"/> 申請(届出)時点の全員が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者証明書(新規・変更)」(様式第八号)の記載内容と一致しているか。	

オ 誓約書(様式第六号)

	確認項目	チェック
「申請者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	

カ 健康保険等の加入状況(様式第七号の三)

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 記載要領に従って記載されているか。 <input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

キ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 支配人を置く場合、または、「営業所一覧表」（別紙二）に従たる営業所がある場合に作成されているか。 <input type="checkbox"/> フリガナが記載されているか。 <input type="checkbox"/> 役員を兼ねている者についても記載されているか。 <input type="checkbox"/> 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」（様式第十三号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	

ク 定款

	確認項目	チェック
目的	・ <u>変更がない場合は省略可</u> <input type="checkbox"/> 建設業に関する業務が含まれているか。	

ケ 営業の沿革（様式第二十号）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 記載要領に従って記載されているか。	

コ 所属建設業団体（様式第二十号の二）

	確認項目	チェック
	・ <u>変更がない場合は省略可</u> <input type="checkbox"/> 所属する建設業団体がない場合でも作成されているか。 ※所属する建設業団体がない場合、「なし」と記載されているか。	

サ 主要取引金融機関名（様式第二十号の三）

	確認項目	チェック
	・ <u>変更がない場合は省略可</u> <input type="checkbox"/> 本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載されているか。 <input type="checkbox"/> 残高証明書を添付している場合、当該金融機関が記載されているか。 ※残高証明書の金融機関と一致しているか。	

(2) 閲覧に共しない書類

ア 「岐阜県収入証紙納付書」 (岐阜県様式)

	確認項目	チェック
証紙	<input type="checkbox"/> 所定の金額分が貼付されているか。	

イ 登記されていないことの証明書

(成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記証明書)

ウ 身分証明書

(破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村長の証明書)

	確認項目	チェック
提出対象者	<input type="checkbox"/> 法人の場合：役員、営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の分が添付されているか。 ※相談役、顧問、株主等は不要 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：事業主、支配人の分が添付されているか。 <input type="checkbox"/> 「許可申請者の調書」（様式第十二号）、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」（様式第十三号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
日付	<input type="checkbox"/> 発行日が申請日から起算して3ヶ月以内か。	

エ 経營業務の管理責任者証明書 (様式第七号)

	確認書類	チェック
建設業の種類	<input type="checkbox"/> 経營業務の管理責任者としての経験を有する建設業の種類が記載されているか。	
「役職名等」	<input type="checkbox"/> すべて記載されているか。	
「経験年数」	<input type="checkbox"/> 「経験年数」の始期と終期は、別紙「経營業務の管理責任者の略歴書」の記載内容と一致しているか。	
「証明者と被証明者との関係」	<input type="checkbox"/> 建設業の種類とあわせて経管者の要件を満たしているか。	
「証明者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 許可番号が記載されているか。	
「申請者」「届出者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「申請又は届出の区分」	申請の種類に応じ正しく記入されているか。 <input type="checkbox"/> 1：新規（般特新規、許可換新規を含む） ・業種追加申請の場合 <input type="checkbox"/> 2：経營業務の管理責任者を変更する場合 <input type="checkbox"/> 3：経營業務の管理責任者を追加する場合 <input type="checkbox"/> 4：更新申請の場合	
「許可番号」	<input type="checkbox"/> 新規以外の場合、すべて記入されているか。 ※大臣知事コード：大臣 00、岐阜県知事 21	

「氏名」「生年月日」	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請書（様式第一号）の「経營業務の管理責任者の氏名」欄に記入した者と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 「経營業務の管理責任者の略歴書」（別紙）の記載内容と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 姓と名の間の一文字分空けて記載しているか。	
「住所」		
「常勤確認書類」	<input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

オ 経營業務の管理責任者証明書の略歴書（様式第七号別紙）

	確認項目	チェック
「氏名」「職名」	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請書（様式第一号）の「経營業務の管理責任者の氏名」欄に記入した者と一致しているか。	
「職歴」	<input type="checkbox"/> 建設業の経営経験が分かるよう具体的に記載されているか。 <input type="checkbox"/> 建設業の種類とあわせて経管者の要件を満たしているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当がなければ「なし」と記載されているか。	

カ 許可申請書の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 最新の様式を使用しているか。 <input type="checkbox"/> 「役員等の一覧表」（別紙一）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当がなければ「なし」と記載されているか。	
署名又は記名押印	<input type="checkbox"/> 同姓の役員が複数いる場合は、各々異なる印が押印されているか。	

キ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第十一号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当がなければ「なし」と記載されているか。	
常勤確認書類	<input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

ク 株主（出資者）調書（様式第十四号）

	確認項目	チェック
「株主（出資者）名」	<p>・変更がない場合は省略可</p> <input type="checkbox"/> 当様式に記載した者が、「役員等の一覧表」（別紙一）、「許可申請者の調書」（様式第十二号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）に記載されているか。	

ケ 登記事項証明書

	確認項目	チェック
日付	<p>・変更がない場合は省略可</p> <input type="checkbox"/> 発行日が申請日から起算して3ヶ月以内か。	

3 確認資料について

ア 役員等確認表

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 記載されている者にもれがないか。 ※申請書別紙一に記載した役員等、 令第3条に規定する使用人、個人事業主、支配人	

イ 常勤性の確認

	確認項目	チェック
「常勤役員等」「常勤役員等を直接に補佐する者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
「専任技術者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	

ウ 資格（経験）の確認

	確認項目	チェック
「常勤役員等」「常勤役員等を直接に補佐する者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
「専任技術者」	・大臣特認等の有効期限がある資格の場合のみ確認 <input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か	

エ 財産的基礎又は金銭的信用の確認

	確認項目	チェック
<一般を申請する場合> <input type="checkbox"/> 事業年度終了届の確認（過去5期分提出されているか）		
<特定を申請する場合> <input type="checkbox"/> 事業年度終了届の確認（過去5期分提出されているか） 次のすべてに該当しているか <input type="checkbox"/> 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 <input type="checkbox"/> 流動比率が75%以上であること。 <input type="checkbox"/> 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。		

オ 健康保険等の加入状況の確認

	確認項目	チェック
社会保険関係	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
雇用保険関係	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	

岐阜県に対する建設業認可申請

提出書類チェックリスト

岐阜県に対する建設業認可申請 チェックリスト

1 申請書類について

	確認項目	チェック
部数	<input type="checkbox"/> 必要な書類がそろっているか。 <input type="checkbox"/> 正本1部、副本2部（計3部）あるか。	
綴じ方	<input type="checkbox"/> ①正本、②副本（提出者控え）、③副本（閲覧用）の書類の3つに分冊したか。	

2 申請様式の記入内容について

(1) 閲覧に共する書類

ア 建設業認可申請書（様式第二十二号の五、七、八、十）

	確認項目	チェック
様式	申請内容に合致した様式か。 <input type="checkbox"/> 譲渡及び譲受け：第二十二号の五 <input type="checkbox"/> 合併：第二十二号の七 <input type="checkbox"/> 分割：第二十二号の八 <input type="checkbox"/> 相続：第二十二号の十	
「申請者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
日付、理由など	<input type="checkbox"/> 認可申請書の内容に即した項目が正確に記載されているか。 ※カラム03～05にかかる部分（相続の場合：カラム03）	
「引き続き使用する許可番号」	<input type="checkbox"/> 許可番号が正確に記載されているか。	
「許可を受けようとする建設業」	<input type="checkbox"/> 従たる営業所がある場合、「営業しようとする建設業」（別紙二）と一致しているか。	
「申請時において既に許可を受けている建設業」		
「商号又は名称」	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 姓と名の間の一文字分空けて記載しているか。 <input type="checkbox"/> 濁音又は半濁音を表す文字を1文字として扱っているか。 <input type="checkbox"/> フリガナについては、「(株)」や「・」は省略してあるか。	
「代表者氏名又は個人の氏名」		
「主たる営業所の所在地市区町村コード」	<input type="checkbox"/> 市町村コードが正しく記入されているか。 ※別紙4「県内市区町村コード」参照 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 番地にはすべて数字と記号が使われているか。 ※良い例：1-2-3 悪い例：1丁目2番3号	
「主たる営業所の所在地」		
「資本金額又は出資総額」	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書と一致しているか。	
「法人番号」	<input type="checkbox"/> 法人の申請者は記載しているか。 ※個人事業主は記載不要	

イ 別紙一「役員等の一覧表」

	確認項目	チェック
「役員等の氏名及び役名等」	<input type="checkbox"/> 「許可申請者の調書」（様式第十二号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 登記上の取締役に加え、相談役、顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、出資の総額の100分の5以上を出資している者、この他、役職を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者が記載されているか。 ※個人事業主は記載不要 <input type="checkbox"/> 氏名欄にフリガナが記載されているか。 <input type="checkbox"/> 常勤・非常勤の別が記載されているか。 ※株主等は記載不要	

ウ 別紙二（一）「営業所一覧表」

	確認項目	チェック
様式	<input type="checkbox"/> 「営業所一覧表（新規許可等）」（別紙二（1））を使用しているか。	
「営業しようとする建設業」	<input type="checkbox"/> 主たる営業所及び従たる営業所で営業しようとする業種が、「建設業許可申請書」（様式第一号）の「許可を受けようとする建設業」の業種を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 主たる営業所のみの場合は、余白に「該当なし」と記載されているか。 <input type="checkbox"/> 従たる営業所がある場合、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第十一号）、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」（様式第十三号）に営業所の代表者を記載しているか。	

エ 別紙三（二）「専任技術者一覧表」

	確認項目	チェック
専任技術者一覧表	・新規、更新のほか、業種追加、専任技術者の変更の際に提出する。 <input type="checkbox"/> 申請（届出）時点の全員が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者証明書（新規・変更）」（様式第八号）の記載内容と一致しているか。	

オ 工事経歴書（様式第二号）

	確認項目	チェック
「建設工事の種類」	<input type="checkbox"/> 申請業種ごとに作成しているか。	
「注文者」「工事名」	<input type="checkbox"/> 個人の氏名が特定されることのないよう留意されているか。 ※個人名をイニシャル表記にする 等	

カ 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）

	確認項目	チェック
「許可に係る建設工事の施工金額」	<input type="checkbox"/> 施工金額の有無にかかわらず、申請するすべての業種名が記載されているか。	
「合計」	<input type="checkbox"/> 損益計算書の完成工事高と一致しているか。	
税込・税抜	<input type="checkbox"/> どちらかがチェックされているか。	

キ 使用人数（様式第四号）

	確認項目	チェック
「技術関係使用人」	<input type="checkbox"/> 法人で兼業がある場合は、建設業に従事している者（常勤の者）のみ記載しているか。	
「事務関係使用人」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：常勤の役員を含めた人数が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：事業主を含めた人数が記載されているか。	
「合計」	<input type="checkbox"/> 「技術関係使用人」と「事務関係使用人」の計と合っているか。	

ク 誓約書（様式第六号）

	確認項目	チェック
「申請者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	

ケ 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 申請時点で提出できない場合は、「誓約書」（様式第二十二号の六、十一）が提出されているか。 <input type="checkbox"/> 記載要領に従って記載されているか。 <input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

コ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 支配人を置く場合、または、「営業所一覧表」（別紙二）に従たる営業所がある場合に作成されているか。 <input type="checkbox"/> フリガナが記載されているか。 <input type="checkbox"/> 役員を兼ねている者についても記載されているか。 <input type="checkbox"/> 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」（様式第十三号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	

カ 定款

	確認項目	チェック
目的	<input type="checkbox"/> 建設業に関する業務が含まれているか。	

キ 財務諸表（様式第十五～十九号）

	確認項目	チェック
様式	適切な様式が使用されているか <input type="checkbox"/> 法人の場合：第十五～十七の三 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：第十八、十九	
日付	<input type="checkbox"/> 直近の決算日となっているか ※新規法人等、第一期の決算期が到来していない場合は記載要領を参照	

ク 営業の沿革（様式第二十号）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 記載要領に従って記載されているか。	

ケ 所属建設業団体（様式第二十号の二）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 所属する建設業団体がない場合でも作成されているか。 ※所属する建設業団体がない場合は、「なし」と記載されているか。	

コ 主要取引金融機関名（様式第二十号の三）

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載されているか。 <input type="checkbox"/> 残高証明書を添付している場合、当該金融機関が記載されているか。 ※残高証明書の金融機関と一致しているか。	

サ 誓約書（様式第二十二号の六、十一）

	確認項目	チェック
様式	使用する様式は正しいか <input type="checkbox"/> 譲渡及び譲受け、合併、分割の場合：様式第二十二号の六 <input type="checkbox"/> 相続の場合：様式第二十二号の十一	
「申請者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	

(2) 閲覧に共しない書類

ア 登記されていないことの証明書

(成年被後見人・被保佐人に該当しない旨の登記証明書)

イ 身分証明書

(破産者で復権を得ないもの等に該当しない旨の市町村長の証明書)

	確認項目	チェック
提出対象者	<input type="checkbox"/> 法人の場合：役員、営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）の分が添付されているか。（相談役、顧問、株主等は不要） <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：事業主、支配人の分が添付されているか。 <input type="checkbox"/> 「許可申請者の調書」（様式第十二号）、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の調書」（様式第十三号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
日付	<input type="checkbox"/> 発行日が申請日から起算して3ヶ月以内か。	

ウ 経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）

	確認書類	チェック
建設業の種類	<input type="checkbox"/> 経營業務の管理責任者としての経験を有する建設業の種類が記載されているか。	
「役職名等」	<input type="checkbox"/> すべて記載されているか。	
「経験年数」	<input type="checkbox"/> 「経験年数」の始期と終期は、別紙「経營業務の管理責任者の略歴書」の記載内容と一致しているか。	
「証明者と被証明者との関係」	<input type="checkbox"/> 建設業の種類とあわせて経管者の要件を満たしているか。	
「証明者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 許可番号が記載されているか。	
「申請者」「届出者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「申請又は届出の区分」	申請の種類に応じ正しく記入されているか。 <input type="checkbox"/> 1：新規（般特新規、許可換新規を含む）・業種追加申請の場合 <input type="checkbox"/> 2：経營業務の管理責任者を変更する場合 <input type="checkbox"/> 3：経營業務の管理責任者を追加する場合 <input type="checkbox"/> 4：更新申請の場合	
「許可番号」	<input type="checkbox"/> 新規以外の場合、すべて記入されているか。 ※大臣知事コード：大臣 00、岐阜県知事 21	
「氏名」「生年月日」	<input type="checkbox"/> 「建設業許可申請書」（様式第一号）の「経營業務の管理責任者の氏名」欄に記入した者と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 別紙「経營業務の管理責任者の略歴書」の記載内容と一致しているか。	
「住所」	<input type="checkbox"/> 姓と名の間の一文字分空けて記載しているか。	
「常勤確認書類」	<input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

エ 経營業務の管理責任者証明書の略歴書（様式第七号別紙）

	確認項目	チェック
「氏名」「職名」	<input type="checkbox"/> 建設業許可申請書（様式第一号）の「経營業務の管理責任者の氏名」欄に記入した者と一致しているか。	
「職歴」	<input type="checkbox"/> 建設業の経営経験が分かるよう具体的に記載されているか。 <input type="checkbox"/> 建設業の種類とあわせて経管者の要件を満たしているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当がなければ「なし」と記載されているか。	

オ 専任技術者証明書（様式第八号）

	確認書類	チェック
「申請者」「届出書」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「区分」	<input type="checkbox"/> 申請の種類に応じ正しく記入されているか。 区分ごとに用紙を分けているか。 <input type="checkbox"/> 1：新規（般特新規、許可換新規を含む）・業種追加申請の場合 <input type="checkbox"/> 2：担当業種又は有資格区分の変更 <input type="checkbox"/> 3：専任技術者を追加する場合 <input type="checkbox"/> 4：専任技術者の交代に伴い専任技術者を削除する場合 <input type="checkbox"/> 5：所属する営業所のみの変更の場合	
「許可番号」	<input type="checkbox"/> 新規以外の場合、すべて記入されているか。 ※大臣知事コード：大臣 00、岐阜県知事 21	
「氏名」「生年月日」	<input type="checkbox"/> 資格者証等の氏名、生年月日と一致しているか。 <input type="checkbox"/> 姓と名の間に一文字分空けて記載しているか。 <input type="checkbox"/> 濁音又は半濁音を表す文字を1文字として扱っているか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者一覧表」（別紙四）の記載内容と一致しているか。	
「今後担当する建設工事の種類」	<input type="checkbox"/> 許可を受けようとする（既に許可を受けている）建設業の種類がすべて満たされているか。 <input type="checkbox"/> 決められた分類に従い該当する数字が記載されているか。 <input type="checkbox"/> 「営業所一覧表」（別紙二）の各営業所において「営業しようとする建設業」を満たす技術者を配置しているか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者一覧表」（別紙四）の記載内容と一致しているか。	
「有資格区分」	<input type="checkbox"/> 有資格区分コードが正しく記入されているか。 ※「有資格区分コード一覧表」参照 <input type="checkbox"/> 担当する業種と無関係な有資格コードが記入されていないか。 <input type="checkbox"/> 「専任技術者一覧表」（別紙四）の記載内容と一致しているか。	
「住所」	<input type="checkbox"/> 当該専任技術者の住所が記入されているか。	
「営業所の名称（旧所属）」「営業所の名称（新所属）」	<input type="checkbox"/> （旧所属）現在証明されている専任技術者である場合、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称が記入されているか。 <input type="checkbox"/> （新所属）この証明書の提出後に、専任技術者として所属する営業所の名称が記入されているか。	
常勤確認書類	<input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

カ 実務経験証明書（様式第九号）

	確認書類	チェック
建設業の種類	<input type="checkbox"/> 実務経験を有する建設業の種類が記載されているか。	
「証明者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「職名」	<input type="checkbox"/> すべて記載されているか。	
「実務経験の内容」		
「実務経験年数」	<input type="checkbox"/> 合計は正しいか。 <input type="checkbox"/> 重複している期間については二重に計算していないか。	

キ 指導監督的実務経験証明書（様式第十号）

	確認項目	チェック
建設業の種類	<input type="checkbox"/> 実務経験を有する建設業の種類が記載されているか。	
「証明者」	<input type="checkbox"/> 法人の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。 <input type="checkbox"/> 個人事業主の場合：本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載しているか。	
「発注者名」	<input type="checkbox"/> 元請負人や下請負人が記載されていないか。	
「請負代金の額」	<input type="checkbox"/> 45,000千円以上か。 ※H6.12.28以前は30,000千円以上、S59.10.1以前は15,000千円以上	
「職名」	<input type="checkbox"/> すべて記載されているか。	
「実務経験の内容」		
「実務経験年数」	<input type="checkbox"/> 合計は一致しているか。 <input type="checkbox"/> 重複している期間については二重に計算していないか。	

ク 許可申請書の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 最新の様式を使用しているか。 <input type="checkbox"/> 「役員等の一覧表」（別紙一）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当がなければ「なし」と記載されているか。	
署名又は記名押印	<input type="checkbox"/> 同姓の役員が複数いる場合は、各々異なる印が押印されているか。	

ケ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）

	確認項目	チェック
「氏名」	<input type="checkbox"/> 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第十一号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）の記載内容と一致しているか。	
「賞罰」	<input type="checkbox"/> 該当がなければ「なし」と記載されているか。	
常勤確認書類	<input type="checkbox"/> 確認書類は揃っているか。	

コ 株主（出資者）調書（様式第十四号）

	確認項目	チェック
「株主（出資者）名」	<input type="checkbox"/> 当様式に記載した者が、「役員等の一覧表」（別紙一）、「許可申請者の調書」（様式第十二号）、「役員等確認表」（岐阜県様式）に記載されているか。	

サ 納税証明書

	確認項目	チェック
内容	・承継者等が許可を有している場合は省略可 <input type="checkbox"/> 事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の証明）となっているか。 ※法人の場合は法人事業税、個人の場合は個人事業税	

シ 登記事項証明書

	確認項目	チェック
日付	<input type="checkbox"/> 発行日が申請日から起算して3ヶ月以内か。	

3 確認資料について

ア 役員等確認表

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 記載されている者にもれないか。 ※申請書別紙一に記載した役員等、令第3条に規定する使用人、個人事業主、支配人	

イ 営業所要件の確認

	確認項目	チェック
	<input type="checkbox"/> 写真は明瞭か。 ※看板、表札、許可票が判別できるか <input type="checkbox"/> 自社所有または賃貸借等であることを明記しているか。	

ウ 常勤性の確認

	確認項目	チェック
「常勤役員等」「常勤役員等を直接に補佐する者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
「専任技術者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	

エ 資格（経験）の確認

	確認項目	チェック
「常勤役員等」「常勤役員等を直接に補佐する者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
「専任技術者」	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	

オ 財産的基礎又は金銭的信用の確認

	確認項目	チェック
	<一般を申請する場合> 次のいずれかに該当しているか <input type="checkbox"/> 自己資本の額が500万円以上あること。 <input type="checkbox"/> 500万円以上の預金残高証明書が添付されていること。 ※証明基準日が申請日から起算して1ヶ月以内のものに限る。 <input type="checkbox"/> 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。 ※更新申請の場合のみ	
	<特定を申請する場合> 次のすべてに該当しているか <input type="checkbox"/> 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。 <input type="checkbox"/> 流動比率が75%以上であること。 <input type="checkbox"/> 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。	

カ 承継方法等書類

確認項目	チェック
<p><譲渡譲受、合併、分割の場合> <input type="checkbox"/>事業承継の方法や条件・関係者各位の間における適正な意思決定が行われたことを証する書類が提出されているか。 ※（例）契約書、株主総会議事録、社員総会決議録等の写し</p> <p><相続の場合> <input type="checkbox"/>申請者が被相続人の建設業者としての地位を相続するにふさわしい者であることを客観的に証する書類が提出されているか。 ※（例）被相続人の死亡が確認できる書類、申請者と被相続人の続柄を証する書類（住民票、戸籍など）、申請者以外に相続人がある場合は、この者たち全員からの同意書等の写し</p>	

キ 健康保険等の加入状況の確認

	確認項目	チェック
社会保険関係	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	
雇用保険関係	<input type="checkbox"/> 手引き記載の書類で確認が可能か。	

4 後日提出が可能な書類一覧

※期日内に提出されない場合、認可について取消し処分の対象となります。

様式番号	提出書類名	期日
	<input type="checkbox"/> 定款	30日以内
第十五～十七号の三	<input type="checkbox"/> 財務諸表	30日以内
第二十号	<input type="checkbox"/> 営業の沿革	30日以内
第二十号の二	<input type="checkbox"/> 所属建設業者団体	30日以内
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書	30日以内
	<input type="checkbox"/> 法人設立届又は事業開始届 ※納税証明書の代替書類	30日以内
第二十二号の五等関係	<input type="checkbox"/> 法人番号を証する書類	30日以内
	<input type="checkbox"/> 常勤性の確認書類	2週間以内
第七号の三	<input type="checkbox"/> 健康保険等の加入状況	2週間以内
第七号の三関係	<input type="checkbox"/> 上記の確認資料	2週間以内
第二十二号の五等関係	<input type="checkbox"/> 営業所要件の確認 ※郵便番号、電話番号など	2週間以内

建設業許可事務ガイドラインについて

国土交通省資料

(最終改正 令和4年12月28日国不建第463号)

○ 建設業許可事務ガイドラインについて

(平成13年4月3日国総建第97号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和4年12月28日国不建第463号

国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等について、別添のとおりとりまとめたので、今後の事務処理に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

[別添]

建設業許可事務ガイドライン

【第2条関係】

1. 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について

法第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により整理・分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もあることに留意すること。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 土木一式工事

- ① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の軀

体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
 - ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

- ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
- ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリート

ブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。

③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。

- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に

該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

【第3条関係】

1. 許可の区分について

(1) 大臣許可と知事許可

国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受けた業種について軽微な建設工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のみを請け負う営業所についても法で規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱うこととなる。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

許可は、一般建設業と特定建設業の別に区分して行うものであり、同時に一の建設業につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはあり得ない。ただし、一の建設業者につき二以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可をすることは差し支えない。

2. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

なお、1. (1) のとおり、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできない。

3. 令第1条の2の「軽微な建設工事」について

(1) 「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいう。

(2) 「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

(3) 「軽微な建設工事」に該当するか否かを判断するに当たっては、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額により判断し、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額により、判断することとする。

4. 令第2条の「下請代金の額」について

発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,500万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

5. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について

建設業者から業種追加の申請がなされた場合（般・特新規申請の場合を含む。）において、当該申請時点において既に有している許可とは別に許可をすると、許可年月日と許可の有効期間が異なるものとして存在することとなり、建設業の許可を行った国土交通大臣にあつては許可事務の円滑化を阻害し、また、建設業者にあつても許可の更新時期の失念等の原因となり、法の適正な運用を図る上で不都合を生ずることとなるので、同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、一の許可の更新を申請する際に、有効期間の残っている他の建設業の許可についても、できるだけ同時に一件の許可の更新として申請させるものとし、すべてをあわせて一件の許可の更新として許可するものとする。

(2) 建設業者が業種追加の申請をしようとする場合には、有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に許可の更新を申請することができるものとし、業種追加の許可とその他の許可の更新（別個に二以上の許可を受けている場合はそのすべて）とをあわせて一件として許可することができるものとする。

ただし、この場合、業種追加の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができるその他の建設業の許可の有効期間は、原則として6カ月以上残っていることを必要とするものとして取り扱う。

6. 許可の有効期間の取扱いについて

(1) 許可の有効期間は、許可のあつた日から5年目の許可があつた日に対応する日の前日をもって満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了する。

(2) 建設業者から複数の建設業の許可の有効期間の調整（一本化）をする旨の申請が行われた場合における許可の有効期間については、有効期間が残っている建設業の許可についても新たに申請を行ったものとして取り扱う。

7. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行に係る申請があつた場合の従前の許可の効力等について

(1) 建設業者から、

① 一般建設業の許可の有効期間の満了の日以前に、当該許可に係る建設業について特定建設業の許可への移行に係る申請があった場合

② 特定建設業の許可の有効期間の満了の日以前に、当該許可に係る建設業について一般建設業の許可への移行に係る申請があった場合

であって、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、法第3条第4項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。

(2) (1)の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、(1)①の場合にあつては一般建設業の許可の有効期間満了後特定建設業の許可に係る処分がされるまでの間は一般建設業の許可は、(1)②の場合にあつては特定建設業の許可の有効期間満了後一般建設業の許可に係る処分がされるまでの間は特定建設業の許可は、なおその効力を有するものとして取り扱う。

(3) なお、当該建設業者が法第29条に該当する場合については、(1)及び(2)の取扱いは当然受けないものである。

8. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について

許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第3条第4項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。

また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後、当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができる。

9. 許可の通知について

(1) 建設業の許可をした場合は、別紙1により通知するものとする。

なお、当該通知は申請者又は代理人（以下「申請者等」という。）あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする（以下の(2)及び(3)においても同様の取扱いとする。）。

(2) 知事許可から大臣許可への許可換えをした場合は、別紙2により通知する。

(3) 一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行した場合は、別紙3により通知する。

(4) 申請者等が建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）

を使用して申請した場合において、当該申請者等が、電子申請システムにより許可の通知を受けられることを選択したときは、許可行政庁は、別紙1から別紙3までに電子署名を行い、電子申請システムにより申請者等に対し通知する。

【第3条の2関係】

許可に付する条件について

許可の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図ることを目的として、許可

の効果に制限を加えるものである。したがって、付することができる条件は、こうした目的に照らして一定の制約があり、どのような場合にどのような条件を付するかは、個々具体の事例に即して判断する。

また、法令上の義務を履行することを許可の条件として付することも可能ではあるが、この場合には、当該条件違反があったとしても、法第29条第1項第8号に該当する場合を除き、同条第2項の規定により許可を取り消す前に、当該義務の履行を確保するための指示をし、又は営業停止を命ずることとする。

なお、一般建設業者に関する法第7条第1号及び第2号に掲げる基準並びに特定建設業者に関する法第7条第1号及び法第15条第2号に掲げる基準については、これらを満たさなくなれば法第29条第1項第1号に該当するものとして許可を取り消さなければならないので、当該基準を満たさなくなった場合に関する条件を付する余地はない。

【第4条関係】

附帯工事について

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請け負うことができるが、この附帯工事とは、主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。

【第5条及び第6条関係】

1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて

(1) 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合には、許可申請書類に記載すべき事項を電子申請システム上に入力させ、及び電子申請システム上において許可申請書類のPDFファイル等を添付し提出させることとする。

(2) 許可申請を取り下げようとする者については、許可申請の取下げ願書（別紙4）を提出させるものとし、当該願書の提出があった場合には、許可申請書類を申請者等あてに返却する。

なお、当該許可申請書類は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該返却に係る許可申請書類を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

(3) 許可申請を却下する場合には、申請者等あてに許可の拒否通知書（別紙5）を送付または手交することとし、申請者等が当該拒否通知書を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

(4) 許可申請書類以外の書類については、許可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なもののみ提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めないこと。

2. 許可申請書類の審査要領について

(1) 建設業許可申請書（様式第一号）について

① 建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分して行われるが、許可申請は、一枚の建設業許可申請書により同時に行うことができる。ただし、登録免許税又は許可手数料については、一般建設業と特定建設業を別個に取り扱う。

② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時において既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。

「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字を記入する。

「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合

「許可換え新規」……法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合

「般・特新規」……………一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

この場合、一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱って差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該一部の特定建設業を廃止させた後、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請させることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後、新たに一般建設業の許可を申請させる必要があるため、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。

「業種追加」……………一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

「更新」……………既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合

「申請年月日」の欄は、申請書類の提出があった年月日を記載する。（国土交通大臣の許可に係るものにあつては、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以

下「地方整備局長等」という。)に対して提出のあった年月日を記載する。)

- ③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本社、本店等の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載させ、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載させる。

また、許可申請書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、申請者に加え、当該代理人の氏名も併記させること。この場合は、許可申請書類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写しその他の作成や証明等に係る権限を有することを証する書面を添付させること。なお、許可申請書類等の作成やその内容の証明等に不正又は虚偽が認められる場合は、「虚偽申請」として取り扱い、許可の拒否・取消をもって臨むなど、厳正に運用すること。

- ④ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。

- ⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の所属等、氏名、電話番号及びファックス番号を記載させる。

- ⑥ 建設業許可申請書(様式第一号)別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄には、法第5条第3号に規定する役員等(以下「役員等」という。)に該当する者を記載させる。なお、同号で規定する「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等(以下「執行役員等」という。)は役員には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとする。また、本別紙には、「顧問」及び「相談役」(規則第7条第1号口の常勤役員等^(注)を直接に補佐する者として申請があつた者も含む。以下同じ。)のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)についても記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。

注)「常勤役員等」とは、法人である場合はその役員のうち常勤であるもの、個人である場合はその者又はその支配人をいう。以下同じ。

- ⑦ 建設業許可申請書(様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」及び別紙二(2)「営業所一覧(更新)」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの(単なる登記上の本社、本店等)はこれに該当しない。

- ⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載は省略できるものとする。
- ⑨ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載された営業所の順に専任技術者名を記載させる。

（2）工事経歴書（様式第二号）について

- ① この表は、許可を受けようとする建設業及び既に許可を受けている建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成させるもので、他の建設工事と二重に計上することはできない。例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気工事とその他の工事に分割し、それぞれ管工事、電気工事又は建築一式工事に分割計上することはできず、建築一式工事として計上する。また、水道本管理設工事の場合は、通常、水道施設工事に該当するが、道路の大規模な改修等と複合しており、その工事が土木一式工事とみなし得る場合には、土木一式工事として計上することはできるが、両方の建設工事に計上することはできない。
- ② 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載させる。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。

（a）経営規模等評価の申請を行う者の場合

イ 元請工事（発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載させる。

ただし、当該合計額が1,000億円を超える場合は、1,000億円を超えるところまで記載させる。

また、軽微な建設工事については、10件を超えて記載させる必要はない。

ロ イに該当する完成工事に係る請負代金の額の記載に続けて、総完成工事高の7割を超えるところまで、イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載させる。

ただし、当該総完成工事高が1,000億円を超える場合は、1,000億円を超えるところまで記載させる。

また、軽微な建設工事については、10件（上記イにおいて記載された軽微な建設工事の件数を含む。）を超えて記載させる必要はない。

（b）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

完成工事に係る請負代金の額の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載させる。

- ④ 経営規模等評価の申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあつては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載させるよう指導するものとする。
- ⑤ 「注文者」及び「工事名」の欄の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。例えば、注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等

の記載が考えられる。

(3) 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について

- ① 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業及び既に許可を受けている建設業に係る建設工事の請負代金の額を記載させる。なお、「工事」の欄は、工事实績の有無にかかわらず、許可を受けようとする建設業に係る建設工事及び既に許可を受けている建設業に係る建設工事の種類をすべて記載させる。
- ② 「その他の建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業及び既に許可を受けている建設業に係る建設工事以外の建設工事の請負代金の額を記載させる。

(4) 使用人数（様式第四号）について

- ① 「建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者（以下「専任技術者」という。）はもちろん、それ以外の者でも法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。
- ② 同一の者が「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として従事する職務の区分に含めて記載させる。

(5) 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）について

- ① 規則第7条第1号イに該当する常勤役員等（以下「常勤役員等」という。）が同時に専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該専任技術者を兼ねることができる。
- ② 本証明書は、証明者別に作成させる。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。
- ③ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人が解散等している場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者としてすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事実を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付させること。
- ④ 常勤役員等として証明された者について規則第7条の2第1項の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、

1

7

「申請又は届出の区分」は、「2. 変更」として扱い、「2」を記入させる。なお、常勤役員等の変更がある場合には、様式第二十二号の二（変更届出書）による届出も必要となることに留意すること。
- ⑤ 常勤役員等の略歴書（様式第七号別紙）は、常勤役員等について、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。
- ⑥ 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、証明者が他社の使

用者である場合など申請者等以外である場合は、電子申請システム上において、申請者等に、証明者の作成した証明書を添付し提出させるとともに、当該証明書（「証明者」の欄を除く。）に記載の事項を入力させること。

- (6) 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）について
- ① 規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等は、専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該専任技術者を兼ねることができる。
 - ② 規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等を直接に補佐する者（以下「補佐する者」という。）が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱う。
 - ③ 本証明書は、証明者別に作成させる。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。
 - ④ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人が解散等している場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者としてすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事実を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付させること。
 - ⑤ 補佐する者は、同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成させること。
 - ⑥ 常勤役員等又は補佐する者として証明された者について規則第7条の2第1項の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、

1	7
---	---

、

2	2
---	---

、

2	7
---	---

、

1

「申請又は届出の区分」は、「2. 変更」として扱い、「2」を記入させる。なお、常勤役員等又は補佐する者の変更がある場合には、様式第二十二号の二（変更届出書）による届出も必要となることに留意すること。
 - ⑦ 常勤役員等の略歴書（様式第七号の二別紙一）及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第七号の二別紙二）は、要件を満たす常勤役員等及び補佐する者それぞれについて、「従事した職務内容」の欄に、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。
 - ⑧ 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、証明者が他社の使用者である場合など申請者等以外である場合は、電子申請システム上において、申請者等に、証明者の作成した証明書を添付し提出させるとともに、当該証明書（「証明者」の欄を除く。）に記載の事項を入力させること。
- (7) 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）について

- ① 規則第3条第1項第2号の「届書を提出したことを証する書面」は、「健康保険」及び「厚生年金保険」については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料とする。これらの書類を提出できない者にあつては、届書の写し（受付印があるものに限る。）など、届書を提出していることが確認できるものの提出で代替することも認めるものとする。
- ② 「従業員数」については、様式に記載された人数で、健康保険等の加入が必要な営業所であるかを確認することとする。

(8) 専任技術者証明書（様式第八号）について

- ① 建設業許可申請時（更新を除く。）及び専任技術者の変更がある場合は、新規・変更用（様式第八号）を使用させる。なお、専任技術者の変更がある場合には、様式第二十二号の二（変更届出書）による届出も必要となることに留意すること。
- ② 新規許可等を申請するに当たつての本様式の作成については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」に記載された営業所の順に、当該営業所に置かれる専任技術者について記載させる。
- ③ 〔6〕〔4〕の「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の欄は、特定建設業の専任技術者になり得る資格を有する者の場合であっても、同人が現在専任技術者となっている建設業が一般建設業の場合には、「1」、「4」又は「7」を記入させる。
- ④ 〔6〕〔4〕の「今後担当する建設工事の種類」の欄には、既に専任技術者として証明されている者が新たに他の建設業の専任技術者となる場合には、既に担当している建設工事を含め、今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い、該当する数字を記入させる。
- ⑤ 般・特新規若しくは業種追加を申請する場合又は専任技術者の担当業種若しくは有資格区分の変更に係る届出の場合、専任技術者としての基準を満たしていることを証するために添付する証明書については、〔6〕〔4〕の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものの提出は省略できる。ただし、当該証明書が、同時に、新たに追加される建設工事に係るものとなっている場合には、省略することができない。
- ⑥ 〔6〕〔5〕の「有資格区分」の欄は、証明しようとする専任技術者が他に資格を有している場合であっても、同人が専任技術者となる建設業に係る資格のみを記載させる。
- ⑦ 規則第7条の3第2号の表中「大工工事業」の項第四号若しくは第五号、「とび・土工事業」の項第六号若しくは第七号、「屋根工事業」の項第四号、「しゅんせつ工事業」の項第三号、「ガラス工事業」の項第三号、「防水工事業」の項第三号、「内装仕上工事業」の項第四号若しくは第五号、「熱絶縁工事業」の項第三号、「水道施設工事業」の項第三号、「解体工事業」の項第五号、第六号若しくは第七号に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）又は「建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件」（平成17年国土

交通省告示第1424号) 第二号若しくは第三号に該当する者として専任技術者の証明をする場合は、本証明書の資格区分欄には、規則別表(二)の分類に従い「99」を記載させる。

(9) 実務経験証明書(様式第九号)について

- ① 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載させるものとし、例えば、「都市計画街路〇〇線改良工事現場主任」、「〇〇駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的工事件名をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載させる。
- ② 「実務経験年数」の欄には、上記①の「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載させ、それらの合計期間が記載された「合計」欄の年数が必要年数を満たしているかを確認する。この場合、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できるものとする。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載させるものとする。
- ③ 「証明者」は、常勤役員等証明書の「証明者」(上記(5)の③及び⑥)に準じて取り扱うものとする。
- ④ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できないこととされているので、審査に当たって十分注意すること。また、解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行後は、軽微な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要となるので、同様に審査に当たっては十分に注意すること。

(10) 指導監督的実務経験証明書(様式第十号)について

- ① 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要である(令の改正に伴う経過措置により、平成6年12月28日前における請負代金の額が3,000万円以上の建設工事に関して積まれた経験及び昭和59年10月1日前における請負代金の額が1,500万円以上の建設工事に関して積まれた経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。)。なお、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであるため、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含むことができない。
- ② 「証明者」は、常勤役員等証明書の「証明者」(上記(5)の③及び⑥)に準じて取り扱うものとする。
- ③ 実務の経験は、発注者から直接請け負った一件の建設工事の請負代金の額が、4,500万円以上のもの(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)について記載させるものとする。この場合の「請負代金の額」は、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事の請負代金の額とし、

その請負代金の額に変更があった場合には、変更後の請負代金の額とする。

- ④ 「実務経験の内容」及び「実務経験年数」の欄については、実務経験証明書（（9）の①及び②）に準じて取り扱うものとする。

(11) その他専任技術者の証明書類（規則第3条第2項及び第13条第2項）について

① 規則第3条第2項第3号に規定する「法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書」又は規則第13条第2項第1号に規定する「法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書」のうち、法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類としては、原則として、同条第3項に規定する合格証明書により確認することとするが、技術検定試験の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とする。

② 規則第3条第2項第4号又は規則第13条第2項第4号（監理技術者資格者証の写し）により、法第7条第2号又は法第15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、（9）の実務経験証明書及び（10）の指導監督的実務経験証明書並びに①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際、「監理技術者資格者証」の有効期限が切れている場合であっても、「資格」や「実務経験」は認めるものとする。

③ 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、許可行政庁が、過去に提出された証明書類を直接に確認できる場合又は電子申請システムと他のシステムの情報連携により証明書類により確認すべき事項を電子申請システム上で確認できる場合は、証明書類の添付は要しない（情報連携により添付を要しない証明書類は、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」（令和四年国土交通省告示第1302号）を参照。）。

(12) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）について

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当する。これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することや、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワーク（営業所等の勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）していることが求められる。

なお、この表は、これらの者のうち役員を兼ねている者についても記載させるものとする。

(13) 許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）について

本調書は、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成させるものとするが、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」又は「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載されている役員等については、本調書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。

(14) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）について

この調書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第十一号）に記載された者全員について作成するものとするが、役員等を兼ねている者については、本調書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。

(15) 市町村の長の証明書（規則第4条第1項第5号）について

① 市町村の長の証明書の内容について

(a) 規則第4条第1項第5号に規定する「市町村の長の証明書」については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において交付を受けられる。

(b) 上記証明書については、申請又は届出日前3月以内に交付されたものであるものとする。

② 市町村の長の証明書の添付について

市町村の長の証明書の添付については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合

新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせ、誓約書（様式第六号）に市町村の長の証明書を添付させる。

(b) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者に変更があった場合

役員及び令第3条に定める使用人並びに個人である場合のその者として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせる。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び市町村の長の証明書は省略することができるものとする。

(c) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合

役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が当該建設業者の役員及び令第3条に定める使用人でなくなった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせる。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び市町村の長の証明書は省略することができるものとする。

(16) 附属明細表（様式第十七号の三）について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社においては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができるものとする。

(17) 営業の沿革（様式第二十号）について

法に基づき最初に受けた登録及び許可について、その記号番号を付して記載させるものとし、建設業者が行政処分、行政罰その他の罰を受けたものについては、その内容を記載させるものとする。

3. 国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について

(1) 規則第8条の2に規定する「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないことは、次の①又は②に掲げる書類において確認する。

① 登記事項証明書及び市町村の長の証明書

登記事項証明書等の内容について

イ 登記事項証明書については、法務局及び地方法務局において交付を受けられる。

ロ 市町村の長の証明書については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において交付を受けられる。

ハ 上記イ及びロの証明書（以下「登記事項証明書等」という。）については、申請又は届出日前3月以内に交付されたものであるものとする。

② 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

医師の診断書の内容について

医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨が記載され、その根拠について記載されているものをもって確認する。なお、当該医師の診断書については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。

(根拠として記載される事項の例)

A 医学的診断

- ・ 診断名
- ・ 所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）
- ・ 各種検査結果（長谷川式認知症スケール、MMSE、脳の萎縮または損傷の有無、知能検査等）
- ・ 短期間内に回復する可能性

B 判断能力についての意見

- ・ 見当識の障害の有無
- ・ 他人との意思疎通の障害の有無
- ・ 理解力・判断力の障害の有無
- ・ 記憶力の障害の有無

C 参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

D その他許可行政庁が必要と認める事項

(2) 登記事項証明書等又は医師の診断書の添付について

登記事項証明書等又は医師の診断書の添付については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合

新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせ、誓約書（様式第六号）には登記事項証明書等又は医師の診断書を添付させる。

(b) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者に変更があった場合

役員及び令第3条に定める使用人並びに個人である場合のその者として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせる。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等又は医師の診断書は省略することができるものとする。

(c) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合

役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が当該建設業者の役員及び令第3条に定める使用人でなくなった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせる。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等又は医師の診断書は省略することができるものとする。

(3) 国土交通大臣の許可に係る許可要件等の確認について

許可等をするに当たっては、申請又は届出に係る常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者（規則第7条第1号）及び専任技術者等が、法に規定する要件に適合しているか否か等を確認する必要があるので、次の①から③に掲げる方法により、その確認を行うこととする。

また、必要に応じ、法第31条第1項の規定に基づく営業所への立入検査等を実施し、不正又は虚偽が認められる場合は、許可の拒否・取消をもって臨むなど、厳正な運用に努めることとする。

①常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者に係る許可要件の確認

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数の確認（【第7条関係】1.（1）⑦の場合を除く。）については、商業登記簿謄本その他建設業の経営業務に関する経験を確認することができる資料の提出又は提示（申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、許可行政庁が、当該資料により確認すべき事項を電子申請システムと他のシステムの情報連携により確認できる場合又は当該他のシステムを直接確認できる場合は、当該資料の添付は要しない。）を申請者等に求めることにより行うものとする。また、常勤性については、例えば健康保険被保険者証カードの写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者等に求めることにより行うものとする（健康保険被保険者証カードについては、基本的には表面の情報により確認することとするが、現住所が裏面に記載されている場合は、裏面も含めた写しの提出又は提示を求める。以下同じ。）。なお、健康保険被保険者証カードの写しの提出を求める際は、あらかじめ保険者番号及び被保険者等記号・番号（以下「被保険者等記号・番号等」という。）にマスキングを施した状態で提出するよう、申請者に対して依頼すること（以下②においても同様に取り扱う。）。また、健康保険被保険者証カードの提示を求める際は、被保険者等記号・番号等を書き写さないようにするほか、写しをとる場合には、被保険者等記号・番号等にマスキングを施してもらうよう依頼する。

②専任技術者に係る許可要件の確認

専任技術者に係る常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カードの写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者等に求めることにより行うものとする。また、実務経験年数を確認することができる書類を求める場合、確認のための書類については、建設業の許可通知書、請負契約書、健康保険被保険者証カードの写し等が考えられるが、特定の書類だけに限定する必要はない。

③営業所の確認（般・特新規、業種追加及び更新に係る申請並びに変更届において、従前の営業所に変更がない場合は除く。）

営業所の確認については、営業所の写真の提出又は提示を申請者等に求めることにより行うものとする。営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近、営業所の内部及び規則第25条第2項前段に規定する標識の掲示が確認できるものを撮影したものとする。なお、営業所の写真の提出又は提示を申請者等に求める際は、その営業所を使用する権原を確認するために、自己所有又は賃貸借等の別についても確認すること。

4. 提出書類の省略について

更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に既に提出されている添付書類との重複を避けるため、規則第4条の規定に基づき、次のとおりその提出を省略することができることとされている。

(1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者に係る書面については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」のみを提出すればよく、規則第3条第2項各号に掲げる証明書等の提出は要しない。

また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出は省略でき、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調書（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の三）についてもその提出は省略できる。

(2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）、並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略できる。

(3) 許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）の提出を省略できる。

【第7条関係】

1. 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適

合する者であることについて（第1号）

(1) 適正な経営体制について（規則第7条第1号）

- ① 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいう。

「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

なお、「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいう。

執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等については、原則として「役員」には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（例えば、建築部門・土木部門の両方を有する会社において建築部門のみを分掌する場合など一部の営業分野のみを分掌する場合や、資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。以下同じ。）については、「これらに準ずる者」として含まれるものとする。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類（組織図その他これに準ずる書類）
 - ・業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類（業務分掌規程その他これに準ずる書類）
 - ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類（定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類）
- ② 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。
- ③ 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。
- ④ 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。
- ⑤ 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、

執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、経營業務の執行等の建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

- ⑥ 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」（以下「執行役員等としての経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従つて、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

イ 建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、規則第7条第1号イ（2）に該当するものとする。

ロ 同号イ（2）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6-1による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が同号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類（組織図その他これに準ずる書類）
- ・業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類（業務分掌規程その他これに準ずる書類）
- ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従つて、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類（定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類）
- ・執行役員等としての経験の期間を確認するための書類（取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類）

- ⑦ 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験について

イ 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

ロ 建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、規則第7条第1号イ（3）に該当するものとする。

ハ 建設業に関する6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。

ニ 同号イ（3）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6-1

1による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が同号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類（組織図その他これに準ずる書類）
- ・被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類）
- ・補佐経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）

- ⑧ 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以下同じ。）をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。

これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいい、組織図その他これに準ずる書類によりこれを確認するものとする。同号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6-3による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が同号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類）
- ・「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）

- ⑨ 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。規則第7条第1号ロ（1）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6-2による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が同号ロ（1）に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・役員等に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類（組織図その他これに準ずる書類）
- ・被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類）
- ・役員等に次ぐ職制上の地位における経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）

- ⑩ 規則第7条第1号イ、ロ又はハに該当する者が専任技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該専任技術者を兼ねること

ができるものとする。

(2) 社会保険の加入について（規則第7条第2号）

- ① 「営業所」は法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は当然ここでいう「適用事業所」には含まれない。また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しない。
- ② 雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、事業所非該当承認通知書の写しを提出させること。

2. 専任技術者について（第2号）

- (1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任技術者として取り扱う。

ただし、次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ① 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士や専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④ 他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

- (2) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみを行っていた経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等は「実務の経験」に含まれるものとして取り扱う。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験を対象とし、当該建設工事に係る経験期間の積み上げにより算出される合計期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までの間にとび・土工事業の許可を受けて請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として二重に計算できるもの

として取り扱う。

なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り実務経験の期間に算入する。また、解体工事については、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の許可業者として請け負った経験についても、実務経験の期間に算入することができる。

- (3) 法第7条第2号の取扱いについては、二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき同号イ、ロ又はハの要件を満たしている者が、他の建設業についても同号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって同号の要件を満たしているとして取り扱うことができる。

なお、常勤役員等に該当する者が専任技術者になることについては、勤務場所が同一の営業所である場合に限り、差し支えないものとして取り扱う。

3. 誠実性について（第3号）

- (1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。
- (2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。
- (3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、（1）に該当する行為をした事実が確知された場合又は（2）のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

4. 財産的基礎又は金銭的信用について（第4号）

- (1) 「請負契約」には、軽微な建設工事に係るものを含まない。
- (2) 次の①、②又は③に該当する者は、倒産することが明白である場合を除き本号の基準に適合するものとして取り扱う。
- ① 自己資本の額が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- （注）担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められるか否かの判断は、具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により行う。
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

- (3) 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
- (4) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。
- (5) 本号の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない（法第15条第3号の基準について同じ。）。

【第8条関係】

1. 法第8条本文括弧書きの趣旨

許可の申請が、更新に係るものである場合においては、法第8条第2号から第6号までのいずれかに該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けていない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことによるものである。

2. 法第8条第10号に該当する者の判断について

法第8条第10号に規定する「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」は規則第8条の2において「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする」こととされている。成年被後見人又は被保佐人に該当しない者は当該欠格事由に該当しないこととし、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しないこととする。

3. 法第8条第12号及び第13号括弧書きの趣旨

法第8条第12号及び第13号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用人であつた場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。

4. 役員等の欠格要件の該当性の判断について

役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者のうち、「顧問」、「相談役」、株主等及び「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」が欠格要件に該当した場合、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執

行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」については従来の「役員」と同様に扱うが、「顧問」、「相談役」及び株主等については、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。

【第9条関係】

1. 許可換え新規について

建設業者が、法第9条第1項各号のいずれかに該当したときは、許可行政庁を変更することとなるので、新たに許可を受けることが必要であり、新たな許可行政庁に対する新規の許可申請が必要である。

2. 許可換え新規の取扱いについて

許可換え新規の申請の取扱いは、新規の許可の申請の場合における取扱いと同様に行う。

3. 許可換え新規の際の添付書類の移管について

- (1) 法第9条第2項の規定により、許可換え新規の申請をする建設業者は、法第6条第1項第1号から第3号までの書類（以下「工事経歴書等」という。）の添付を省略できるとされているが、工事経歴書等の添付を省略して許可換え新規の申請が行われた場合には、当該申請を受けた地方整備局長等は、従前の許可行政庁と連絡をとり、従前の許可行政庁に対して変更届等により提出されている工事経歴書等の内容を十分に把握・理解した上で、当該申請に係る審査を行うこと。
- (2) (1)の申請に関する審査の結果、許可換え新規の許可をした地方整備局長等は、従前の許可行政庁に対して、当該許可をした建設業者に係る工事経歴書等を送付するよう依頼すること。
- (3) (2)により工事経歴書等の送付を受けた地方整備局長等は、その設ける閲覧所において、当該工事経歴書等を、許可換え新規の申請時に提出された書類とあわせて公衆の閲覧に供すること。
- (4) 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請した場合においても、(1)から(3)までを準用し、従前の許可行政庁から許可換え新規の許可をした地方整備局等に工事経歴書等の移管を行う。

4. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について

許可換え新規の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第9条第2項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。

また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後から当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができる。

【第10条関係】

1. 登録免許税の取り扱いについて

法第10条第2号において、「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」が新たな許可を受けようとする場合には、登録免許税ではなく許可手数料を納付することとされており、一般建設業の許可又は特定建設業の許可ごとに業種追加を行う場合はこれに該当するが、登録免許税においては、一般建設業の許可と特定建設業の許可は異なる区分の許可として取り扱われる（登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第一第144号）ため、一般建設業の許可を受けている建設業者が新たに特定建設業の許可を受けようとする場合又は特定建設業の許可を受けている建設業者が新たに一般建設業の許可を受けようとする場合は、「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」には該当せず、登録免許税の納付が必要となる。

2. 登録免許税の納入及び還付について

(1) 登録免許税の納入について

国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）の所在地を管轄する税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納入するものとする。

国土交通大臣の許可を受けようとする者が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、登録免許税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により納入する場合には、様式第一号別紙三「はり付け欄」の提出を要しないものとし、登録免許税を現金で納入する場合には、別途、領収書の原本を提出させることとする。

(2) 登録免許税の還付について

許可申請の取り下げがあった場合又は許可申請を却下する場合における登録免許税の還付については、次により取り扱う。

- ① 許可申請の取下げの場合は、許可申請の取下げ願書（別紙4）に登録免許税の還付願書（別紙7）を添付させ、地方整備局建政部建設産業課長（北陸・中国・四国地方整備局にあつては建政部計画・建設産業課長、関東及び近畿地方整備局にあつては建政部建設産業第一課長、北海道開発局にあつては事業振興部長、沖縄総合事務局にあつては開発建設部長（以下「建設産業課長等」という。））あてに提出させる。
- ② 許可申請を却下した場合には、前記登録免許税の還付願書を、建設産業課長等あてに提出させる。

3. 非課税の場合について

国土交通大臣の許可を受けるものであっても、個人で国土交通大臣の許可を受けた者の相続人が引き続き建設業を営むために許可を受ける場合及び法人で国土交通大臣の許可を受けた者が他の法人と合併するために解散し新たに設立又は吸収合併した法人が、引き続き建設業を営むため国土交通大臣の許可を受ける場合には、登録免許税が課されない。

また、第17条の2の規定による譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割並びに第17条の3の規定による相続の認可手続きについても、登録免許税は課されない。

4. 許可手数料について

許可の更新の申請又は業種追加の申請を電子申請システムを使用して行う場合において、許可手数料を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により納入する場合には、様式第一号別紙三「はり付け欄」の提出を要しないものとし、許可手数料を収入印紙で納入する場合には、別途、電子申請システムから出力し、収入印紙をはり付けた様式第一号別紙三「はり付け欄」の原本を提出させることとする。

また、許可の更新の申請及び業種追加の申請を行った者が納入した許可手数料は、いかなる理由をもっても返還しないものとする。

【第11条関係】

1. 変更届出書等の効力について

変更届出書（様式第二十二号の二）、届出書（様式第二十二号の三）等の変更届は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣の許可に係るものにあつては地方整備局長等に対して提出のあった日にその効力を生ずるものとして取り扱う。

2. 変更届出書等の取扱いについて

(1) 変更届出書（様式第二十二号の二）について

① 本届出書は、法第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつたときに、三十日以内に提出することが義務付けられている。その際の届出事項については、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、**3** **7**から**4** **4**までの各欄に掲げる事項に変更がある場合には、該当する欄にも変更後の内容を記載させる。

② **4** **3**の「郵便番号」「電話番号」の欄は、いずれか一方のみの変更の場合にも両方記載させる。

(2) 事業報告書について

会社法（平成17年法律第86号）第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後に届け出をを求めるものであり、様式については問わない。

事業報告書が、定時株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益計算書等とともに同一の冊子にまとめられる場合にあつては、当該冊子を届け出ることにより足りるものとする。

(3) 法第11条第1項の規定のうち、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載しなければならない総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があつた場合には、変更を確知してから三十日以内に提出するよう指導する。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。

(4) 法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならない書面については、別紙8を付した上で届出等を行わせるものとする。なお、「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

(5) 届出書（様式第二十二号の三）について

本届出書は、既に証明されている常勤役員等又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。常勤役員等又は専任技術者を削除する場合としては、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合は主に想定され、その場合には廃業届（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経營業務の管理責任者としての経験年数が5年以上になった者がいるため複数いる常勤役員等を一人にする場合、一部の営業所を廃止したため当該営業所に置いていた専任技術者が不要になった場合等が考えられる。

なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる時又は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更して引き続き専任技術者となる時は、本届出書ではなく、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）を用いて届け出されることになる。

【第12条関係】

1. 廃業届（様式第二十二号の四）について

(1) 法第12条の規定による届出は、本様式をもって行わせる。なお、一部の業種の廃業の場合には、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）による専任技術者の変更又は届出書（様式第二十二号の三）による専任技術者の削除が必要となるので、本届出と同時に必要な書類を提出させること。

(2) 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入すること。

「整理区分」の欄は、廃業の理由について、次の分類に従い該当する数字を記入すること。

「1. 廃業」……………法第12条各号のいずれかに該当することにより、建設業者自らが建設業を廃業した場合

「2. 取消」……………許可行政庁が許可を取り消した場合

「3. 失効」……………許可の有効期間が経過しても更新の手続がとられていない場合

「決裁年月日」の欄は、廃業について決裁をした年月日を記載すること。

2. 許可の取消しの通知について

廃業届に基づき許可の取消しをした場合においては、届出者又は代理人（以下「届出者等」という。）に対し、別紙9により通知する。

この場合、当該通知は届出者等あてに送付若しくは手交することとし、届出者等が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

なお、廃業届の記載事項に不備がなく、法令に定められた届出の形式上の要件に適合している

場合において、許可を取り消すための事務手続きの間は、当該許可を有効と取り扱うべきではないことから、国土交通大臣の許可に係るものにあつては、地方整備局長等に対して廃業届の提出のあった日を法第29条第1項第5号による許可の取消しの日として取り扱う。

【第15条関係】

1. 専任技術者について（法第15条第2号）

（1）指導監督的な実務経験について

① 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。なお、ここで言う「実務の経験」は、発注者から直接請け負った建設工事に関するものに限られるため、元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験や、発注者の側における経験は含まれないことに留意すること。

② 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるもの（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上であるもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上であるもの）に関しての、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要となる。

（2）法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第2号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定すると同時に法第15条第2号ロに該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験を対象とし、当該建設工事に係る経験期間の積み上げにより算出される合計期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までの間にとび・土工工事業の許可を得て請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として二重に計算できるものとして取り扱う。

なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り、実務経験の期間に算入する。また、解体工事については、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の許可業者として請け負った経験についても、実務経験の期間に算入することができる。

2. 財産的基礎について（法第15条第3号）

（1）次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。

② 流動比率が75%以上であること。

③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

- (2) 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
- (3) 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。
- (4) 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいう。
- (5) 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
- (6) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱う。

【第17条の2 関係】

1. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割（この【第17条の2 関係】において「事業承継」という。）について

「許可に係る建設業の全部」とは、許可を受けている別表の下欄に掲げる建設業の全てをいう。なお、被承継人が許可を受けている建設業のうち一部の許可のみの事業承継は認められない。ゆえに、被承継人が許可を受けている建設業のうち一部の許可についてのみ事業承継を行おうとする場合は、被承継人において事業承継しようとする許可を廃業させた上で、承継人においてあらためて新規に当該許可を受けさせる必要がある。

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は、被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。

2. 認可の手続きについて

- (1) 国土交通大臣に対する認可の申請は、承継人の主たる営業所が存する地域を管轄する地方整備局等で受け付けること。
- (2) 事業承継の認可申請に係る審査を円滑に実施するため、当該認可申請が必要になると見込まれる場合には、その対象となる建設業者に対し、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行う

よう指導すること。

- (3) 事業承継により都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合で、認可申請者が都道府県知事許可を受けている建設業者であるときは、当該建設業者に対し、国土交通大臣への認可申請と併せて、当該認可申請を行った旨の当該都道府県知事に対する届出（様式第二十二号の九）を行うよう、指導すること。この場合、地方整備局長等は規則第13条の2第5項の規定に基づき、都道府県知事に対し、被承継人である建設業者の許可に関する書類の送付を依頼する（別紙10）こととなるが、必要と認める書類がある場合には、同条第6項の規定に基づき、申請者である建設業者に対して当該書類の提出を求めること。なお、送付する書類の準備には時間を要することが想定されることから、認可申請に先立ち事前に打ち合わせを行っている場合は、正式な認可申請を待つことなく、許可を行った都道府県知事に対し情報提供を行い、正式な書類送付に先立ちその準備を依頼するなどの対応を行って、都道府県の負担が軽くなるよう留意すること。

また、国土交通大臣許可を事業承継する場合で、当該事業承継により主たる営業所を管轄する地方整備局等に変更があるときは、関係する地方整備局等間で連携し、書類の送付などを円滑に行うこと。

3. 規則に規定する譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に係る認可申請書及び認可申請書の添付書類（以下「承継認可申請書類」という。）の取扱いについて

- (1) 認可申請を取り下げようとする者については、認可申請の取下げ願書（別紙11）を提出させるものとし、提出があった場合には、認可申請書類を申請者等あてに返却する。

なお、当該認可申請書類の返却は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該認可申請書類を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

- (2) 認可申請を却下する場合には、申請者等あてに、認可の拒否通知書（別紙12）を送付又は手交するとともに、申請者等が当該拒否通知書を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

- (3) 認可申請書類以外の書類については、認可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なもののみ提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めないものとする。

4. 認可申請書類の審査要領について

- (1) 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）について

- ①「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本社、本店等の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載させ、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載させる。

また、承継認可申請書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、申請者に加え、当該代理人の氏名も併記させること。この場合は、承継認可申請書類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写しその他の作成や証明等に係る権限を有することを証する書面を添付させること。なお、認可申請書類等の作成やその内容の証明等に不正又は虚偽が認められる場合は、「虚偽申請」として取り扱い、認可の拒否・許可の取

消をもって臨むなど、厳正に運用すること。

- ② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

① 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、事業承継後に承継人が引き続き使用する許可番号を記載し、許可年月日については、事業承継の効力が発生する日を記載する。

② 「認可申請年月日」の欄は、地方整備局等において認可申請書類の提出があった年月日を記載する。（国土交通大臣の許可に係るものにあつては、地方整備局等に対して提出のあった年月日を記載する。）

- ③ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。
- ④ 「連絡先」の欄には、認可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の所属等、氏名、電話番号及びファックス番号を記載させる。
- ⑤ 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員等は本欄の役員には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとする。また、本別紙には、「顧問」及び「相談役」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。
- ⑥ 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。
- ⑦ 従たる営業所が複数あることにより、認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。
- ⑧ 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙三「専任技術者一覧表」は、別紙二「営業所一覧表」に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。
- ⑨ 認可申請時点において、事業承継直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の常勤性を確認するための資料の提出が困難な

場合には、事業承継後速やかに提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行うこと。

- (2) 事業承継後の営業所について、社会保険に係る届書の提出を行うことを誓約する書面について（様式第二十二号の六）

適用事業所等に係る届書の提出については、事業の承継の日から、各法令で定める期間内に、適用事業所等について届書を提出する必要があるところ、認可申請の時点においては、当該届書の提出を誓約する書面を提出させること。なお、誓約したとおり届書の提出を行わなかった場合は、許可基準を満たさないこととなるため、許可の取り消し事由に該当することとなることに留意すること。

- (3) 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写し等について

譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。

株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出させること。これらの事業承継が、簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784条第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出させること。

- (4) 合併の方法及び条件が記載された書類について

「合併の方法及び条件が記載された書類」には、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）を記載し提出させること。

- (5) 分割の方法及び条件が記載された書類について

「分割の方法及び条件が記載された書類」は、吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載し提出させること。

- (6) その他添付書類について

規則別記様式第2号、第3号、第4号及び第6号並びに規則第3条第1項第1号若しくは第4条第1項各号に掲げる書類の記載方法については、本ガイドラインの許可申請時の記載方法と同様に取り扱う。また、【第5条及び第6条関係】中「3. 国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について」は、事業承継の認可申請についても許可申請時と同様の取扱いとなることに留意すること。

5. 認可の基準について

認可の基準については、一般建設業の許可の事業承継については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の事業承継については法第8条及び法第15条によるため、本ガイドラインの【第7条関係】及び【第8条関係】又は【第8条関係】及び【第15条関係】の内容と原則同様に取り

り扱うものとする。

6. 認可に付する条件について

事業承継の認可をする際に条件を付した場合には、4. (1) ⑨のとおり、事業承継直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の常勤性を確認するための資料を事業承継後速やかに提出させ、認可の基準を満たしていることを確認すること。

また、認可にあたり、許可又は別の事業承継若しくは相続の際に付された条件については、当該条件について認可の時点において、事業承継後においても引き続き当該条件により制限を課すべきか個々具体の事例に即して判断すること。なお、新たに条件を付する場合及び条件を付す場合における監督処分等の考え方については、【第3条の2関係】と同様に取り扱う。

7. 事業承継後の許可の番号及び有効期間の取扱について

承継人が事業承継後に使用する許可番号については、被承継人のものを引き続き使用することとするが、承継人が建設業者である場合は、承継人が使用する許可番号を選択することができるものとする。許可権者が都道府県知事から国土交通大臣に変更となる場合は、国土交通大臣許可番号を新たに付するものとする。

有効期間については、【第3条関係】6. 許可の有効期間の取扱いについてと同様に取り扱うこととする。

8. 認可の通知等について

(1) 事業承継の認可をした場合は、申請者等に対し、別紙13により通知するものとする。

なお、当該通知は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

(2) 通知後に認可を辞退する場合又は申請した内容に変更がある場合は、認可の取り下げ願書(別紙14)を提出させるものとし、当該願書の提出があった場合には、認可申請書類を申請者等あてに返却する。また、当該認可申請書類の返却は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該認可申請書類を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。なお、変更の内容が認可の要件を満たさないものとなるものであるときは、辞退の届出をさせるものとする。

【第17条の3関係】

1. 相続について

「建設業の全部」とは、許可を受けている別表の下欄に掲げる建設業の全てをいう。なお、被相続人が許可を受けていた建設業のうち一部の許可のみを相続することは認められない。ゆえに、被相続人が許可を受けていた建設業のうち一部の許可についてのみ相続によって承継を行おうとする場合は、相続人において、被相続人が受けている許可のうち相続によって承継しようとする許可以外の全ての許可を廃業させた上で、認可を受けさせる必要がある。

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可(更新を含む。)を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、相続人は被相続人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の相続人は被相続人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。なお、刑法上の罰は、個人に対して課された刑罰であるから、承継によっても引き継がれない。

2. 認可の手続きについて

- (1) 国土交通大臣に対する認可の申請は、主たる営業所が存する地域を管轄する地方整備局等で受け付けること。
- (2) 相続により都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合で、申請者が都道府県知事許可を受けている建設業者であるときは、当該建設業者に対し、国土交通大臣への認可申請と併せて、当該認可申請を行った旨の当該都道府県知事に対する届出を行うよう、指導すること。この場合、地方整備局長等は規則第13条の3第3項の規定に基づき、都道府県知事に対し、相続する建設業許可に関する書類の送付を依頼する(別紙15)こととなるが、必要と認める書類がある場合には、同条第4項の規定に基づき、申請者である建設業者に対して当該書類の提出を求めること。なお、送付する書類の準備に時間を要することが想定されることから、認可申請に先立ち事前打ち合わせを行っている場合は、上記の届出を待つことなく、許可を行った都道府県知事に対し情報提供を行い、正式な書類送付に先立ちその準備を依頼するなどの対応を行い都道府県の負担が軽くなるよう留意すること。

また、国土交通大臣許可を相続する場合で、当該相続により主たる営業所を管轄する地方整備局等に変更があるときは、関係する地方整備局等間で連携し、書類の送付などを円滑に行うこと。

3. 規則に規定する相続に係る認可申請書及び認可申請書の添付書類(以下「相続認可申請書類」という。)の取扱いについて

- (1) 認可申請を取り下げようとする者については、認可申請の取下げ願書(別紙16)を提出させるものとし、当該願書の提出があった場合には、相続認可申請書類を申請者等あてに返却する。
なお、当該相続認可申請書類の返却は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該相続認可申請書類を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。
- (2) 認可申請を却下する場合には、申請者等あてに、認可の拒否通知書(別紙17)を送付又は手交するとともに、申請者等が当該拒否通知書を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。
- (3) 認可申請書類以外の書類については、認可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なもののみ提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めない。

4. 相続認可申請書類の審査要領について

(1) 相続認可申請書(様式第二十二号の十)

- ①「申請者」の欄には、その本社、本店等の所在地、商号又は名称及び氏名を記載させる。

また、相続認可申請書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、申請者に加え、当該代理人の氏名も併記させること。この場合は、相続認可申請書類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写しその他の作成や証明等に係る権限を有することを証する書面を添付させること。なお、相続認可申請書類等の作成やその内容の証明等に不正又は虚偽が認められる場合は、「虚偽申請」として取り扱い、認可の拒否・許可の取消をもって臨むなど、厳正に運用すること。

② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

① 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、相続人が引き続き使用する許可番号を記載し、許可年月日については、承継の効力が発生する日を記載する。

② 「認可申請年月日」の欄は、地方整備局等において相続認可申請書類の提出があった年月日を記載する。（国土交通大臣の許可に係るものにあつては、地方整備局等に対して提出のあった年月日を記載する。）

③ 「支配人の氏名」の欄には、支配人すなわち営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。

④ 「連絡先」の欄には、相続認可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号、ファックス番号を記載させる。

⑤ 相続認可申請書（様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。

⑥ 従たる営業所が複数あることにより、相続認可申請書（様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

⑦ 相続認可申請書（様式第二十二号の十）別紙二「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第二十二号の十別紙一）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

⑧ 認可申請時点において、相続直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、相続後速やかに提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行うこと。

(2) 相続後の営業所について、規則第3条第1項第2号に掲げる書面又は社会保険に係る届書の提出を行うことを誓約する書面について（様式第二十二号の六）

適用事業所等に係る届書の提出については、すでに行っている場合については、規則第3条第1項に掲げる書面（様式第7号の3及び届書を提出したことを証する書面）を提出させること。認可申請時点において届書を提出していない場合には、各法令で定める期間内に、適用事業所等について届書を提出することを誓約する書面（様式第二十二号の十一）を提出させること。なお、誓約書を提出した場合において各法令で定める期間内に届書の提出を行わなかったときは、許可基準を満たさないこととなるため、許可の取り消し事由に該当することとなることに留意すること。

(3) 申請者と被相続人との続柄を証する書類について

申請者は、被相続人との続柄を証する戸籍謄本等を提出すること。

(4) 被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書について

申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した誓約書を提出させること。

(5) その他添付書類について

規則別記様式第2号、第3号、第4号及び第6号並びに規則第3条第1項第1号若しくは第4条第1項各号に掲げる書類の記載方法については、本ガイドラインの許可申請時の記載方法と同様に取り扱う。また、【第5条及び第6条関係】中「3. 国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について」は、相続の認可申請についても許可申請時と同様の取扱いとなることに留意すること。

5. 認可の基準について

認可の基準については、一般建設業の許可の相続については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の相続については、法第8条及び法第15条によるため、本ガイドラインの【第7条関係】及び【第8条関係】又は【第8条関係】及び【第15条関係】の記載と原則同様に取り扱うものとする。

6. 認可に付する条件について

相続の認可をする際に条件を付した場合には、4. (1) ⑧のとおり、相続直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や専任技術者の常勤性を確認するための資料を相続後速やかに提出させ、認可の基準を満たしていることを確認すること。

また、認可にあたり、許可又は別の事業承継若しくは相続の際に付された条件については、当該条件について認可の時点において、相続後においても引き続き当該条件により制限を課すべきか個々具体の事例に即して判断すること。なお、新たに条件を付する場合及び条件を付す場合における監督処分等の考え方については、【第3条の2関係】と同様に取り扱う。

7. 相続後の許可の番号及び有効期間の取扱いについて

相続人が相続後に使用する許可番号については、被相続人のものを引き続き使用することとするが、相続人が建設業者である場合は、相続人が使用する許可番号を選択することができるものとする。許可権者が都道府県知事から国土交通大臣に変更となる場合は、国土交通大臣許可番号を新たに付するものとする。

有効期間については、【第3条関係】6. 許可の有効期間の取扱いについてと同様に取り扱うこととする。

8. 認可の通知等について

建設業の相続の認可をした場合は、申請者等に対し、別紙18により通知するものとする。

なお、当該通知は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

【第29条の2及び第29条の5関係】

許可の取消し処分の公告について

法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合においては、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。

「5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

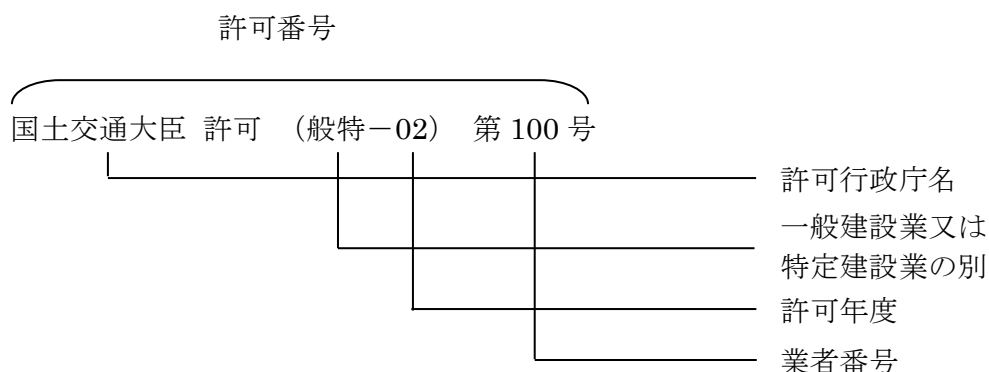
また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から6月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

【その他】

1. 許可番号について

(1) 許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合にあつては、以下に示す具体例のとおり、許可行政庁名、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもって付与する。

なお、業者番号は、一業者一番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与する。例えば、一般建設業の許可をするに当たって第100号を付与した場合は、特定建設業の許可をする場合においても、同番号を付与することとなる。



- (2) 許可番号は、地方整備局等の単位ではなく、全国を通して、許可をした順に付与することとする。
- (3) 既に受けていたすべての許可が効力を失った場合（特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請するために、特定建設業の全部を廃業する場合を除く。）の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

2. 法等における「請負代金の額」等の内容について

消費税及び地方消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、取引の各段階において適正に転嫁される必要があることにかんがみ、法、令及び規則の規定中、「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

3. 法第17条の2の規定による地位の承継を行わない場合の建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 合併に伴う諸届出

① 新設合併により消滅する会社

法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をなすべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたず合併期日以後は実態上新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下3.において同じ。）として活動することとなると考えられる。したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

- (a) 合併期日において、合併契約に基づき合併により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社に実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合

法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならない。

ただし、法第12条第5号に該当するものとして同条の規定による届出をした場合はこの限りでない。

- (b) (a) 以外の場合で合併期日以後残務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移行する場合

消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廃業した段階で法第11条第5項又は第12条第5号に該当するものとして、これらの規定による届出をしなければならない。

- (c) (a) 及び (b) 以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）

法第12条第2号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。

② 吸収合併における消滅会社

法律上、吸収合併の効果が生じるのは合併期日であるため、合併登記前においても法第11条の届出をなすべき実態が生じた段階で、当該届出をしなければならないものとする。

(2) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

消滅会社が合併以前に受けていた建設業の許可については、当該合併により新会社（吸収合併においては合併後存続している会社（以下「存続会社」という。））、新設合併においては新設会社をいう。以下3.において同じ。）に当然継承されるものではなく、

(a) 吸収合併においては、存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けていた業種について、

(b) 新設合併においては、新設会社は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となる。

また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの合併に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収合併の場合

合併期日後に、存続会社より、これらの許可の申請があったときは、消滅会社に係る同種の許可の取消し前においても存続会社に許可をすることができるものであり、消滅会社から存続会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、存続会社の既に許可を受けている許可の更新と併せて【第3条関係】5.でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。

(b) 新設合併の場合

新設合併の場合においては、法律上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、合併登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合わせを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。以下同じ。）を指導する。

③ その他の留意事項

消滅会社から新会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは合併に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(3) 関連する手続相互の整合性の確保

(1) 及び(2)に掲げる手続については、建設業者間の相互に直接の関係を有するものではなく、例えば消滅会社の廃業届等が提出される前に新会社の許可申請も可能である等前後関

係に特段の制約はないが、これらの手続は一連のものであり、関係建設業者が相互に協調しつつ、許可行政庁と十分に打ち合わせて、整然と手続が進められるよう、これらの関係建設業者を指導する。

(4) 消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い

消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に関しては、消滅会社に係る許可が取り消された場合において、新会社は合併登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、(2)①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

5. 法第17条の2の規定による地位の承継を行わない場合の建設業の譲渡に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い

建設業の譲渡に係る建設業許可申請の取扱いについては、建設業の譲渡を行う者（以下「譲渡人」という。）から建設業の譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）への建設業の移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 許可申請の速やかな処理

建設業の譲渡に伴い譲受人から建設業の許可の申請があったときは、当該建設業の譲受人への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可を取り消す必要がある場合、譲受人に対する同種の許可は、譲渡人の建設業の許可の取消し前においてもできるものであることに留意する。

② 事前打ち合わせの実施

①の許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要になると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行うよう建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

建設業の譲渡に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは建設業の譲渡に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 譲渡人が施工中の建設工事の取扱い

① 注文者との事前協議

譲渡人が施工中の建設工事で譲渡がなされる日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と譲受人の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事について

は公共工事標準請負契約約款第5条参照)ので、当該工事の取扱いについては、譲渡前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

② 法第29条の3第1項の適用に当たっての注意事項

建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可が取り消された場合で、かつ、当該取り消された建設業の許可業種に係る譲渡人の請負契約上の債権債務が包括的に譲受人に引き継がれる場合には、当該建設業の許可業種に関する限り、譲受人を法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものとして解して差し支えなく、この場合、譲受人は(1)①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

6. 法第17条の2の規定による地位の承継を行わない場合の建設業の会社分割に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

分割会社(会社分割(以下「分割」という。)をする会社をいう。以下同じ。)が分割前に受けていた建設業の許可については、その分割により当然継承されるものではなく、(a)吸収分割においては、承継会社(吸収分割によって建設業を承継する会社をいう。以下同じ。)が許可を受けておらず分割会社のみが許可を受けていた業種について、(b)新設分割においては、新設会社(新設分割によって設立される会社をいう。以下6.において同じ。)は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの分割に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社(分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下6.において同じ。)への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収分割の場合

分割をなすべき時期(以下「分割期日」という。)以後、承継会社より、これらの許可の要件を満たしている場合において、これらの許可の申請があったときは、分割会社に係る同種の許可の取消し前においても承継会社に許可をすることができるものであり、分割会社から承継会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて【第3条関係】5.でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整(一本化)ができることに留意する。

(b) 新設分割の場合

新設分割の場合においては、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されるのは分割登記時であるので、分割登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、分割により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、関係書類を整え、事前打ち合わせを行うよう、建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

分割に当たって事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いとは分割に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 分割会社に係る施工中の建設工事の取扱い

分割会社が施工中の建設工事で分割期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と分割会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分割前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に関しては、分割会社に係る許可が取り消された場合において、承継会社又は新設会社は分割登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、承継会社又は新設会社は、

(1) ①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

別表

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

建設工事の種類	建設工事の例示
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事

建設工事の種類	建設工事の例示
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事